

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2023年9月28日
【中間会計期間】	2023年度中 (自 2023年1月1日 至 2023年6月30日)
【会社名】	フランス相互信用連合銀行(BFCM) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) ダニエル・バール (Daniel Baal)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック - ギヨーム・ライフアイゼン4 (4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三原 秀 哲
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7125
【事務連絡者氏名】	弁護士 今 野 恵一朗
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7125
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注

1. 本書に別段の記載がある場合を除き、本書における「ユーロ」及び「EUR」とは、フランス共和国を含む特定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。株式会社三菱UFJ銀行が提示した2023年8月15日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は1ユーロ = 158.78円であった。本書において記載されているユーロ金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表すものではない。
2. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
3. 将来予測に関する記述
本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」及び「～に違いない」といった用語並びに類似の表現は、見通しの記載を明確にすることを意図しており、これらの記載は将来の事象に関する本書提出日現在の当行の予想及び仮定に基づくものである。
これらの記載は実際の結果がかかる記載において明示又は黙示されたものと異なることとなるようなリスク、不確実性その他の要因を伴うものである。
4. 本書において以下の表現は、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、以下に記載する意味を有する。

定義

「当行」、「発行会社」又は「BFCM」とは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル (Crédit Mutuel Alliance Fédérale) 内の持株会社であるフランス相互信用連合銀行 (BFCM) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel) のことである。

「BFCMグループ」とは、BFCM及びその子会社を意味する。2023年6月30日現在、BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の持株会社である。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、ネットワークの統括機関であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル (Confédération Nationale du Crédit Mutuel) の下に参集しているクレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル (Crédit Mutuel Agricole et Rural) の連合体及び18の地域連合体からなる4つの地域グループである。「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」はその中でも最も重要なグループである。

「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」(旧「クレディ・ミュチュエル・CM11グループ」)とは、BFCMの連結範囲並びにクレディ・ミュチュエルの地元共同銀行、クレディ・ミュチュエルの14の連合体及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル (Caisse Fédérale de Crédit Mutuel) で構成される相互銀行部門のことを意味する。クレディ・ミュチュエルの14の連合体とは、クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ (Crédit Mutuel Centre Est Europe)、クレディ・ミュチュエル・シュDEST (Crédit Mutuel Sud-Est)、クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス (Crédit Mutuel Île-de-France)、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ・モン・ブラン (Crédit Mutuel Savoie-Mont Blanc)、クレディ・ミュチュエル・ミディ・アトランティック (Crédit Mutuel Midi-Atlantique)、クレディ・ミュチュエル・ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト (Crédit Mutuel Loire-Atlantique et Centre Ouest)、クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル (Crédit Mutuel du Centre)、クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ (Crédit Mutuel Normandie)、クレディ・ミュチュエル・ドフィネ・ヴィヴァレ (Crédit Mutuel Dauphiné-Vivarais)、クレディ・ミュチュエル・メディテラネ (Crédit Mutuel Méditerranéen)、クレディ・ミュチュエル・アンジュー (Crédit Mutuel Anjou)、クレディ・ミュチュエル・マッシフ・セントラル (Crédit Mutuel Massif Central)、クレディ・ミュチュエル・アンティエユ・ギユイヤヌ (Crédit Mutuel Antilles-Guyane) 及びクレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ (Crédit Mutuel Nord Europe) をいう。

「CFCM」とは、フランス、ストラスブールのケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルを意味し、BFCMの91.74%を所有する。

「FCM」とは、フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル（Fédération du Crédit Mutuel）を意味する。FCMは連合体内の全てのCCMが加盟を義務づけられている団体であり、連合体の主要な方針及び戦略を決定する方針決定組織であり、またCCMの代表及び支配を体系化するものである。

「CIC」とは、BFCMの子会社である、クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル（Crédit Industriel et Commercial）を意味する。

「CCM」とは、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）を意味する。

「CRCM」とは、ケス・レジオナル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Régionale de Crédit Mutuel）を意味する。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2023年6月29日提出のBFCMの有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の「第一部 企業情報 / 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

1【会社制度等の概要】

(1)【提出会社の属する国・州等における会社制度】

フランスにおいて会社が一般的に用いる有限責任会社の形態の1つは株式会社（société anonyme）である。株式会社は有限責任会社であり、株主とは別個の法人格を有する。

以下は、当行に適用ある主要な規定の概略である。

元来、フランス会社法の規定は1966年会社法において創設された。当該法律は会社法の規定が発展すると共に継続的に改訂された。1966年会社法は2000年にブック（Livre）としてフランス商法に組み込まれた。株式会社に関連する規定はブックのタイトル及びに組み込まれ、関連するフランス法令によって随時改訂及び補完される。

株式会社の設立には定款を作成し、これに設立時の株主が署名しなければならない。定款は、株式会社の準拠する根本規則を定めた文書である。

定款は株式会社が登記される商事裁判所書記官（Greffier du Tribunal de Commerce）に提出しなければならない。株式会社の法人格は、商事裁判所書記官から登録証が発行されたときに取得される。

株 主

株式会社は、商業目的のために設立された、2人以上の株主（代表者を介して活動する企業であるか個人であるかを問わず、また、フランスの者であるか外国の者であるかを問わない。）を有する会社をいう。株式会社の株主は、会社への出資額を限度として会社の債務につき責任を負う。

株主は株式会社において最高の権限を有する。株主は、とりわけ、取締役及び法定監査人（commissaires aux comptes）の選任、配当の宣言及び財務書類の承認を行い、会社の解散又は清算及び株式資本の額の変更その他の定款の変更の決定を行うことができる。

株式資本

株式会社の最低株式資本の額は、37,000ユーロであり、設立時に全額支払うか又は設立時に少なくとも50%に満つるまで支払い、その後5年以内に残額を支払うことができる。株式資本は既存の株式について全額が払い込まれている場合にのみ増資することができる。

フランス法上、株式会社の株式資本は流通株式（actions ordinaires）に分類され、例えば、優先配当株（actions à dividende prioritaire）又は優先株式（actions de préférence）等を含む異なる種類の株式を構成することがある。

1株当たりの最低額面金額について法律上の制約はない。一般的に最低額面金額は定款において定められるが、最低資本金額を必ずしも定款に記載する必要はない。株式会社の発行する株式は、記名式又は無記名式である。記名式であれ無記名式であれ、株式の所有は株券によってではなく、会社（記名式株式の場合）又は金融機関（無記名株式の場合）のいずれかに開設された口座における記載によって表章される。

株式を譲渡するためには、株主は口座名義人（当該株式を代理して保有する会社又は（場合により）金融機関）に譲渡指図を出さなければならない。このような譲渡に事前承認（通常は取締役会の事前承認）を要する旨の定款上の規定がない限り、株式は自由に第三者に譲渡することができる。

一般的な原則として、一定の限られた例外があるものの、株式会社の各株式には1票の議決権が与えられている（ただし、無議決権優先株式及び2倍議決権株式又は一時的に議決権が剥奪されている株式を除く。）。

フランス法上、株式は株式会社に対する関係では分割不可能である。株式の共同保有者（co-indivisaires）は株主総会に共同保有者のうちの1人又は代理人1人を出席させる。意見が異なる場合には、最も真摯な共同保有者の要請により裁判所が代理人を任命することができる。

株式に付与されている議決権は定時総会時には株式の実質的保有者 (usufruitier) に帰属し、臨時株主総会時には名義権者 (nu-proprétaire) に帰属する。

株式の増資又は減資

株式会社には様々な形態の有価証券を発行する権限が与えられている (例えば、株式、異なる種類株式及び持分証券並びに負債性証券)。

株式会社は新株式の発行又は発行済株式の額面金額の引上げのいずれかにより、資本金を増加させることができる。資本金の増加は、取締役会に当該権限及び権能を委任することができる臨時株主総会における株主の議決によってのみ行うことができる。株式は、(a) 現金の払込、(b) 現物出資又は(c) 準備金の資本組入れによりさらに発行することができる。

株式会社は、臨時株主総会に招集された株主が承認した上で、株式の額面金額の切下げ又は発行済株式数の減少により減資することができる。株主間の平等については厳格に遵守しなければならない。同様に、会社は、資本金の減少によって、会社の債権者に不利益を与えてはならない。

増資又は減資がなされたときには商事裁判所書記官にその通知及び改訂された定款 (会社の株式資本が更新されているもの) を届け出なければならない。

社債又はハイブリッド証券の発行

取締役会は単独で普通社債の発行を決めることができる。ただし、かかる発行を決定する権限が定款によって株主総会に留保されている場合はこの限りではない。

取締役会は臨時株主総会からの権限の付与に基づき、その所持人に対し転換、交換、償還、ワラント呈示又はその他の方法で会社の資本の一部を表章する株式の引受権を一定の期間又は特定の日に付与する証券を発行することができる。

経 営

フランス法においては、株式会社について2つの経営体制が存在する。

(a) 株式会社の経営は、一般的に取締役会が任命する取締役会会長 (Président du Conseil) を通じて行われる。(b) 非執行監督役員会 (株主によって任命された監事会であり、経営委員会 (Directoire) を選任し、理論的にはその統制をする。) による経営も選択し得る経営体制として存在するが、フランスではあまり採用されていない。

a. 取締役会

取締役会は株式会社の活動の方針を定め、株式会社の目的の範囲内及び株主総会に留保された権限に従ってその実現を目指す。

目的の範囲内に含まれない場合であっても、第三者との関係では株式会社は取締役会のあらゆる行為に拘束される。ただし、かかる第三者が悪意であることの証明がある場合はこの限りではない。

取締役は株式会社の経営の責任を負う。

取締役会は、とりわけ、以下の権限を委託されている。

- ・株主総会の招集
- ・株式会社の年次報告書、年次事業報告書及び暫定事業報告書の作成
- ・株式会社とその取締役の1人、最高経営責任者又は最高業務責任者の1人との自己取引契約の承認
- ・株式会社の社長及び最高経営責任者の選任並びに解任並びに報酬パッケージの制定
- ・取締役報酬の分配

取締役

取締役会は3人以上 (定足数の目的上、4人が望ましい。) 18人以下の取締役により構成される。しかし、合併の促進のため、合併された株式会社の取締役会は一時的に18人超 (3年を期限に24人まで。) の取締役で構成することも可能である。

取締役の報酬は株式会社の株主により毎年制定される一時払いにより構成される。

株式会社とその最高経営責任者、最高業務責任者の1人、取締役の1人、株主の中で10%超の議決権を保有する1人又は企業株主の場合には株式会社を支配する者との間で直接又は媒体を通じて締結されたいかなる契約も取締役会の事前の同意を得なければならない。この審査は2段階で行われる。第一に、取締

役会は契約を特定して承認しなければならない。第二に、当該契約は株式会社の監査役により作成された特別な報告書を精査した後に株主により採決されなければならない。

前段落に記載された者が間接的に利害関係を有する契約についても同様のことが適用される。株式会社と他の企業との間で締結された契約も株式会社の最高経営責任者、最高業務責任者又は取締役の1人が当該企業のオーナー、無限責任組員、経営者、取締役若しくは監事会の1人である場合又はより一般的に当該企業の経営に何らかの関わりがある場合、株式会社の取締役会の事前の同意を得なければならない。

取締役との特定の種類の自己取引契約は特に禁止されている。従って自己取引の承認手続は適用されない。取締役は以下の行為を禁止されている。

- ・ 株式会社から金銭を借りること
- ・ 株式会社から前払いを受けること
- ・ 株式会社に取締役の第三者に対する債務についての担保提供又は保証をさせること

最高経営責任者、法人の名誉代表、上記の者の配偶者あるいは直近の親族又は取締役のために間接的に行為する者にも同様の禁止事項が適用される。

各取締役は株式会社の経営状態の確認及び評価又は意思決定プロセスの促進に必要な情報を提供するよう株式会社の経営陣に対して請求する権利がある。

取締役会会長

取締役会会長は株式会社の経営権限を有しておらず、法律上の代表権もない。これらの権限は最高経営責任者(Directeur Général)に委ねられている。

しかし、取締役会において同一人物が両職務を兼任する旨決定した場合には、取締役会会長は最高経営責任者の立場で株式会社の総括経営を行うことができる。

取締役会会長の役割は以下を含む。

- ・ 取締役会の職務の組織化及び指揮(会の日程調整、議題の決定、会の進行等)並びに総会への職務内容(会の開催回数、直面した問題等)の情報提供
- ・ 株式会社の経営陣の機能の監督、特に、取締役がその役割を果たすための適所に配置されていることの確認(取締役の知る権利の尊重、取締役の職務執行能力の管理)

取締役会会長は取締役会によって選任される。取締役会会長の任期は取締役の任期(最長で6年)を超過してはならない。

最高経営責任者(Directeur Général)及び最高業務責任者(Directeur Général Délégué)

最高経営責任者(Directeur Général)及び最高業務責任者(Directeur Général Délégué)は個人でなければならない。取締役であるか否かは問わず、取締役会によって選任される。

最高経営責任者は第三者との取引において株式会社を代表する。定款に最高経営責任者の当該行動について定めがなくその権限に制限が設けられている場合(合議体としての取締役会にのみ決定権が付与されている場合等)でも、株式会社は最高経営責任者の行為に拘束される。第三者に対してはその制限を對抗することはできない。

株式会社は複数の最高経営責任者(Directeur Général)を選任することはできない。しかし、最高業務責任者(Directeurs Généraux Délégués)であれば5人まで選任することが可能である。

取締役会は最高経営責任者(Directeur Général)をいつでも解任することができる(取締役会会長の提案なしでも可能である)。しかしながら、当該解任に妥当な動機がないときは損害賠償につながる可能性がある(ただし最高経営責任者及び取締役会会長が同一人物である場合は、妥当な理由を呈示する必要がない)。

最高業務責任者は第三者に対して最高経営責任者と同等の権限を持つ。取締役会によりかかる権限についての制限が決定された場合には、当該制限は第三者に対抗できない。

b. 監事会及び経営委員会

この経営体制においては、統制及び経営は2つの組織に分けられている。株主によって選任される執行権を有さず株式会社の経営を統制する監事会 (Conseil de surveillance) 及び監事会において選任される経営委員会 (Directoire) である。

監事会及び経営委員会は完全に別組織であるとされ、両方のメンバーを兼任することはできない。

この体制と上記に記載の取締役会との主要な相違点は、監事会のメンバーは株式会社の起こりうる経営の過誤についての責任を個人的には負うことがないことである。一方、経営委員会のメンバー（株主でなくても良い。）は経営の過誤について個人的に責任を負う。

実務上、このような体制はフランスではあまり採用されていない。

株主の権利

(イ) 株主総会

株主総会とは、株式会社における最高の意思決定機関である。株主総会において、株主は取締役及び監事会のメンバーを指名、解任又は変更する。株主総会は配当金分配決定の前提となる株式会社の計算の承認又は却下をする監査役の選任も行う。また、株主総会は株式会社の株式資本の変更、株式会社の定款の改訂及び株式会社の解散の承認を行う唯一の機関である。

株主総会 (assemblée générale des actionnaires) は、とりわけ、取締役又は監事を選任し、会社と会社のシニア・エグゼクティブ又は取締役との間で締結した契約を承認し、前事業年度における会社の業務に関する取締役会（又は経営委員会）及び監査役の報告書を受領し、かかる事業年度の計算書類を承認するために、少なくとも年1回開催される。他の株主総会は随時招集することができ、かかる株主総会は臨時株主総会 (assemblée générale extraordinaire des actionnaires) といわれ、株式会社の組織の根本的な変更により株主による定款変更の承認又は授權資本の変更を行う必要がある場合に開かれる。その他の株主総会は定時総会 (assemblée générale ordinaire des actionnaires) という。

定時総会

定時総会は、「通常」の決議、例えば、取締役の選任及び解任、監査役の選任、計算の承認、登録事務所の移転の承認等を行う権限を有する。

定足数は株式会社の議決権がある株式数の5分の1以上（BFCMの場合4分の1以上）を有する株主又は代理出席者により構成される。第2回目の総会（第1回目が定足数を満たさなかったため開催される。）においては定足数は存在しない。株主は定時総会に出席の株主又は代理出席者の多数決によって普通決議事項の決議をする。投票の棄権は反対票として扱われる。郵送による投票も可能である。

臨時株主総会

臨時株主総会は株式会社の定款の改訂に繋がる決議を行う独占的権限を持つ。臨時株主総会は株式資本による資金調達を可能にする有価証券の発行についての権限又はその権限を取締役会若しくは監事会に委託する権限を有する。

定足数は株式会社の議決権がある株式数の4分の1以上（BFCMの場合2分の1以上）（第2回目の総会においては5分の1以上（BFCMの場合4分の1以上））の株主及び代理出席者により構成される。臨時株主総会においては出席又は代理出席している株主の3分の2の賛成票が必要となる。

株主の出資額の増額は全て株主の全員から承認されなければならない。

定款により数種類の株式が定められている場合は、全株主に適法に通知された臨時株主総会の承認がなければ数種類の株式の権利内容に変更を加えることができない。さらに関係する種類の株式を有する株主の臨時的種類別集会により当該決議が承認されなければならない。

(ロ) 議決権

いかなる株主総会においても、一般に1株当たり1票の議決権が認められている。しかしながら、議決権のない株式や2倍議決権が与えられる株式もある。株主間契約、議決権信託、投票プール制、撤回不能の代理権その他の株主の自由な議決権の行使を制限する措置は禁止されている。株主は、他の株主又は配偶者に対してのみその保有する株式の議決権を行使する権限を付与する委任を与えることができる。かかる委任は、1回の株主総会についてのみ有効である。株主は議決権行使について2つ以上の委任を受けることができる。株主が誰がどのように議決権を行使するかを特定せずに委任し

た場合、株主総会の議長がかかる株主のために議決権を行使する権限を有する。ただし、この場合は自動的に、議長は取締役会又は経営委員会によって提案又は支持されている決議に賛成票を投じ、その他全ての決議には反対票を投じたものとみなされる。

(八) 配当

会計年度の利益から前会計年度より繰り越された損失、法定準備金に積立てられる金額及び法律に基づき準備金に積立てられるその他金額の合計を差引いたものが配当可能利益となる。

株主総会における決定（取締役会の提案による）に従って、配当可能利益から法定準備金への繰越又は積立額を控除するものとする。控除後の配当可能利益の残高は配当金として株主の保有する株式の額面金額に按分して均等に分配されるものとする。

配当は年次株主総会において株主により承認されなければならない、株主総会により前事業年度の会社の計算書類が承認され、配当可能利益の額が決定されてはじめて行われる。かかる手続きがとられない唯一の例外として、会社により中間配当（acomptes sur dividendes）が行われる場合がある。中間配当は一定の場合において、随時事業年度の途中に取締役会又は経営委員会により行われる。配当決議の日における株主は全て、原則として配当を受けることができる。

(二) 解散及び清算

株式会社はいくつかの事由により、強制的に解散されることがある。存続期間の満了時、株式会社が企業目的を達成した場合若しくは企業目的達成が不可能になった場合、破産手続において法律上の清算が命じられた場合、定款における解散の規定に該当した場合又は臨時株主総会において株式会社の解散が決議された場合である。上場株式会社は、利害関係にあるいずれかの当事者の申立により株式会社の株主数が1年超の間7人未満であることが判明した場合、地方商事裁判所の裁判官の決定により強制的に解散されることもある。

さらに、実際の資本が表示資本の50%未満に減少した場合には、株式会社は解散するか又は株主が株式会社に資本注入をしなければならない。

株式会社の解散が決定した場合、すぐに清算手続きがとられる。

清算は、会社資本の過半数にあたる株式を有する株主により又は商事裁判所により株式会社の解散が命じられた場合には、当該裁判所により選任された単独又は複数の清算人により行われる。清算人は、公示手続を行い、会社の資産を整理し、会社の残債務を全て支払う。

会社の全ての負債及び優先的な受益権を有する全ての株主に対する支払が行われた後に、清算人は、株主に対し、会社の資産を分配することができる。

清算が終了するときに、清算人は清算を承認し、会社の清算を完了させるために株主総会を招集する。かかる総会后、会社は法人格を喪失することとなる。

c. クレディ・ミュチュエル・グループ

クレディ・ミュチュエル・グループは、クレディ・ミュチュエルのネットワークのためのフランスにおける銀行及び保険サービスの主要なサプライヤーであり、その全ての子会社はネットワークの統括機関であるコンフェデレーション・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（CNCM）の下に参集している。CNCMは、クレディ・ミュチュエル・グループ（その中心的銀行は、その資金調達手段としての役割を果たす。）の利益を守る責任を負っている。

クレディ・ミュチュエルは、1947年9月10日法律に準拠している共同銀行であり、その資本を保有し、民主的に機能する方法に基づいてその戦略を指示する構成員に帰属している。

地域グループ

クレディ・ミュチュエル・グループは、クレディ・アグリコル・エ・ルーラル（CMAR）の連合体及び18の連合体からなる次の4つの地域グループで構成されている。

- ・ ケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルを中心とする14の地域連合体からなるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル
- ・ クレディ・ミュチュエル・アルケア（Crédit Mutuel Arkéa）のグループ並びに共同でケス・アンテルフェデラル・クレディ・ミュチュエル・アルケア（Caisse Interfédérale Crédit Mutuel Arkéa）を形成するその2つの地域連合体、すなわちブルターニュ（プレスト）及びシュデスト（ボルドー）

- ・ クレディ・ミュチュエル・メーヌ - アンジュー、バス - ノルマンディ (Crédit Mutuel Maine-Anjou, Basse-Normandie) 地域グループ (ラヴァル)
- ・ クレディ・ミュチュエル・オセアン (Crédit Mutuel Océan) 地域グループ (ラ・ロシュ - シュル - ヨン)

この連合銀行は、ケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル及びケス・アンテルフェデラル・クレディ・ミュチュエル・アルケアの場合と同様、相互に連携することができる。地元銀行及び地元銀行が株主となっている連合銀行は、地域連合体の構成員である。連合体は、その地域においてクレディ・ミュチュエルを代表する戦略及び統制機関である。連合銀行は、流動性管理等の財務機能のほか、技術及びITサービスを提供する。連合体及び連合銀行は、地元銀行が選出する取締役会により管理される。

コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル

コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル (CNCM) は、フランス通貨金融法との関連においてネットワークの中心的機関となっている。18の地域連合体、クレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル (CMAR) の連合体、ケス・セントラル・デュ・クレディ・ミュチュエル (Caisse Centrale du Crédit Mutuel) (CCCM) 及びCNCMが保有するリストに掲載されている会社は、CNCMに加盟している。

CNCMは、その監督機関である欧州中央銀行 (ECB) の要請に従い、その構成並びに業務及びガバナンスの変更を続けてきた。2020年にCNCMは、破綻処理当局の要請に従い、全国レベルで、連帯及び破綻処理メカニズムの明確化を行った。

信用機関として構成されている国営金融機関であるCCCMは、クレディ・ミュチュエルの財務上の連帯に疑いが生じた際に使用することを目的とした介入基金を管理している。その資本は全てのクレディ・ミュチュエルの連合又は連合間銀行により保有されている。

クレディ・ミュチュエル・グループ及びクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内における連帯関係

クレディ・ミュチュエルの連帯スキームは、債務不履行を阻止するため、CNCMの全ての加盟会社の持続的な流動性及び支払能力を確保することを目的としている。当該スキームは、地域グループ・レベル及び連合レベルで設定される一連の規則及びメカニズムを基礎としている。

CNCM加盟会社 (クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル、CFCM及びBFCMを含む。) 間の連帯は無制限である。

地域グループ・レベルで適用される規定

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連帯メカニズムは、構成員が引き受けた持分の額面価額を上限とする構成員の連帯責任に関する法規定とは別に、フランス通貨金融法第R.511-3条に基づいている。

各連合は管轄地域内の地元銀行間の連帯メカニズムを定めなければならない。

このメカニズムは、地元銀行が長期的な赤字を回避し及び/又は悪化した状況を立て直すことを可能とするものでなければならない。このメカニズムは、拠出及び補助金によって維持される連合基金を通じて、加盟銀行の利益の均等化を確保するものである。拠出義務は、関連ある連合基金の有効な規則に従って、全ての基金 (連合又は連合間基金を含む。) に適用されるか又は成績が良好な基金だけに適用される。均等化を維持する拠出及び補助金は、年度中に認識された損失と税務上の繰越欠損金の補填に充てられる。均等化補助金には、持分に対する報酬の支払いに必要な金額が含まなければならない。連合基金からの補助金は通常返済義務がある。

地域グループ・レベルの再編措置の実施

毎年見直され更新されるメカニズムによって、地域グループは、CNCM取締役会が採用したリスク選好フレームワークに含まれる多数の主要指標をモニターし、指標を超過した場合には再編計画に定められた是正措置を実施することが可能になる。

困難に陥った場合には、CNCMの監督の下で、地域グループは、再編計画の実施及びその他の理由で別の地域グループの支援を要請することができる。

地域連帯の解決策が策定されていない若しくは再編計画に定められた時間内に主要指標の遵守を回復できない場合又は客観的証拠によりかかる解決策の実施では不十分であることが事前に示唆される場合には、全国レベルの連帯メカニズムを実施する。

全国レベルで適用される規定

コンフェデレーション・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル(CNCM)は、とりわけ、そのネットワークの団結及び加盟機関の適切な機能を確保する責任を負っている。CNCMは、この目標に向かって、特にかかる各加盟機関及びネットワーク全体の流動性及び支払能力を確保するために、必要な全ての措置を講じなければならない(フランス通貨金融法第L.511-31条)。

地域グループ・レベルのメカニズムが、最終的に、あるグループ又はCNCM加盟会社が直面する潜在的困難に対処するのに不十分である場合には、CNCMの取締役会は、一般的性質を有する決定によって定められた条件に従って、必要な介入を決定することができる。

(2)【提出会社の定款等に規定する制度】

商号：フランス相互信用連合銀行(BFCM)

設立の場所及び登記番号：ストラスブール TI 355 801 929

APE/NAFコード(フランス):6419 Z

BFCMの設立年月日及び存続期間：

BFCMは1933年6月1日付でバンク・モゼラーヌ(Banque Mosellane)という商号で設立された。会社の存続期間が延長された場合又は早期に解散した場合を除き、当行は2032年6月1日をもって解散する。

登録事務所、法律上の形態、当行の活動に適用される法令、設立国及び登録事務所の電話番号：

BFCMは取締役会を設置するフランスの株式会社(Société Anonyme à Conseil d'Administration)である。金融機関及び株式会社として、当行は法定監査人として公式に登録された監査法人2社の監査を受ける。この監査人は株主総会においてフランスの銀行委員会の承認を条件として、6年を任期として選任される。

BFCMは株式会社に適用されるフランス商法及びフランスの金融機関に適用ある法律(大部分はフランスの通貨金融法に規定される。)に準拠する。BFCMはフランス銀行連合の会員である。

BFCMに関連する法的文書は当行の登録事務所(フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック・ギヨーム・ライファイゼン4、電話番号 +33 (0)3 88 14 88 14)で閲覧可能である。

会社の目的(定款第2条)

当行の目的は以下のとおりである。

- ・その事業の範囲内において、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル(Caisses de Crédit Mutuel)、ケス・フェデラル・デュ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ(Caisse Fédérale du Crédit Mutuel Centre Est Europe)、フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ(Fédération du Crédit Mutuel Centre Est Europe)と共に形成するグループの多様化する活動を組織化し、発展させること
- ・当行自身及び第三者のため又はフランス及びフランス国外と共同して、あらゆる銀行業務及びそれらに関連し付随する業務を行い、保険仲介業務及びより一般的な保険仲介分野におけるあらゆる活動並びに施行されている法令に従ってなされる銀行の活動分野に含まれる一切の業務を行うこと
- ・新規企業立ち上げ、会社の拠出、株式若しくは株式持分の買取り若しくは引受け、合併、提携、株式保有又はシンジケートの保証その他の方法により、フランス又はフランス国外の一切の企業の株式を直接又は間接に取得又は管理すること
- ・上記記載の目的に直接若しくは間接的に則し又は銀行の事業分野に含まれる一切の金融・産業・商業・動産及び不動産業務を全般的に遂行すること
- ・フランスの通貨金融法に準拠する投資サービスを提供することもその目的としている。

当行の株式は、クレディ・ミュチュエル・グループの一部である。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにおける当行は、レゾンデートルを「共に、耳を傾け、行動すること」としている。

コンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエルへの加盟

当行は、コンフェデラシオン・ナシオナル・デュ・クレディ・ミュチュエル(CNCM)に加盟し、この加盟によって生じるあらゆる特権を有し、義務を負う。

会計年度

当行の会計年度は各暦年の1月1日から12月31日までとする。

利益の処分(定款第40条)

各会計年度について法定の準備金を積み立てた後、株主総会が承認した財務書類に分配可能な利益がある場合、株主総会がかかる利益について、一つ又は複数の準備金に積み立てる(その積立金及び用途は株主総会において決定される。)か、内部留保として利益を留保するか又はその分配を行うかの決定をするものとする。

配当が行われる場合には、かかる分配は、まず直近の会計年度の利益から引き出されるものとする。

自由に処分できる準備金の存在を認識した後、株主総会は準備金を取り崩して行う配当を決定することができる。この場合、株主総会での決議は、取り崩される準備金を明確に特定しなければならない。

各会計年度の財務書類を承認する株主総会は、施行されている法令に従い、分配される配当の全部又は一部につき現金の支払又は株式の交付のいずれによるかのオプションを各株主に付与することができる。

取締役会は、配当を現金の支払又は株式の交付のいずれによるかの選択権を各株主に付与して中間配当を行うことができる。

株主総会

株主総会は取締役会が登録事務所の所在地において法律上の公告に適したものとして認知される刊行物において通知を公告することによって招集するものとする。かかる招集通知は個別の文書としても複製され、登録株式を当該公告が行われる現在において最低1ヶ月保有している株主に普通郵便で送付される。

株式資本は普通株式によって構成されていることから一定の例外を除き原則として各株式につき1票の議決権が付与されている(一定の状況下において一時的に議決権が剥奪される株式を除く。)

2倍議決権は存在しない。

提出会社に関する追加の特定の規定

株主の構成

株主の承認条件(定款第10条の抜粋)

当行の株主は以下の者のみとする。

- (1) フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル・エスト・ユーロップ(Fédération du Crédit Mutuel du Centre Est Europe)、ケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル(Caisse Fédérale de Crédit Mutuel)及び保険相互会社であるアシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル・ヴィ(Assurances du Crédit Mutuel - Vie)
- (2) ケス・ド・クレディ・ミュチュエル(Caisses de Crédit Mutuel)並びにその他のCFCMの協力及び相互組織会員
- (3) 1958年10月16日付法令、第5-1条3号及び4号に規定される県別又は県間の地元相互金庫及びケス・セントラル・デュ・クレディ・ミュチュエル(Caisse Centrale du Crédit Mutuel)。前記(2)及び(3)に規定され、1つ又は複数の県内及び県間の地元相互金庫によって支配される、事業体の子会社又は株主。
- (4) 当行の取締役

上記記載のカテゴリのいずれにも属さない個人又は法人で引き続き当行の株式を所有する者は、個別の地位においてその株式を保持することができる。

サンプル・サンディカル・ド・ラ・フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ (Chambre Syndicale de la Fédération du Crédit Mutuel Centre Est Europe) 及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル (Caisse Fédérale de Crédit Mutuel) の総会の承認を得た場合においてのみ本条の規定を改訂することができる。

当行株式の譲渡

当行の株式は完全に譲渡可能であるが、保有株式の譲渡は上記の要件を満たした法人又は個人の間においてのみ取締役会の承認を得た上で行うことができる (定款第11条)。

経 営

BFCMはフランス法の関連する規定を実行し、現行の定款によるとBFCMは取締役会により運営され、その経営は取締役会会長及び最高経営責任者を兼任する単一の人物に委ねることを決定した。

BFCMの定款に基づき、取締役会は最低3人で最高18人の取締役を構成し、その取締役は選任された日を含む3年間を任期とする。

取締役会に関連する適用あるフランス法の詳細については前記(1)「提出会社の属する国・州等における会社制度」を参照。

株主総会

株主総会は、以下の条件に基づき、かかる株主総会開催日の遅くとも丸3日以前に自己の名前で登録された株式を有する全ての株主により構成される。

株主総会へ参加するための証明は、フランス商法典の規定第L.228-1条に従い、株主総会に先立つバリ時間の第3営業日の午前0時に、株主の名前又は株主の代理として登録されている仲介機関の名前の株式の口座記録を当行によって管理されている記名株式の口座又は公認の仲介機関により保有されている無記名株式の口座に登録するという形をとる。

どの株主も、他の株主に、株主総会においてかかる株主を代表する代理権を与えることができる。法人株主は、その法定代理人又はかかる法定代理人によりその目的のために任命された者を通して株主総会に参加する。

株主総会は、法令の規定に従って招集及び投票される。

全ての株主総会の議題は招集通知者によって決められる。

ただし、1人以上の株主は法律で定められた条件に基づいて、決議案を議題に入れることを要請することができる。

株主は、法律に定めるとおり、株主が指名した取締役の辞任又は交代に関する議題を除き、議題として記載されていない事項について決議することはできない。

全ての株主総会は当行の登録事務所又は招集通知に明記された他の場所で開催される。

また、株主総会は、総会招集時に通知の起草者が決定した場合、有効な規則及び社内規程(もしあれば)に定める状況及び条件に従って、ビデオ会議又は参加者を特定することが可能な遠距離通信手段により開催することができる。

ただし、臨時株主総会の場合、株式資本の少なくとも5%に相当する1名又は複数の株主は、総会招集後に、前項に定める株主総会への参加方法の制限的な利用に対して異議を唱えることができる。

定款においてさらに厳しい定足数規則がある場合を除き、決議は法定定足数及び投票規則に基づいて株主総会で採択される。定足数及び投票規則並びに定時総会及び臨時株主総会の権限に関する規則については上記「(1)提出会社の属する国・州等における会社制度」を参照。

定足数及び議決権の過半数の計算には、適用法に従い、ビデオ会議又は本人としての照合が可能である遠距離通信の方法を通して株主総会に出席する株主を含むものとする。

全ての株主総会において、取締役会会長が議長を務め、会長が欠席又は参加不可能な場合には取締役会でその目的のために委任された取締役がこれに代わる。

株主総会において指名され、その意志のある2名の株主が投票集計係 (scrutateur) を務める。

上述の役員は株主総会の秘書役を任命する。かかる秘書役は株主である必要はない。

出席者リストは全ての株主総会において法に従って保持される。

株主総会の役員は、代理により出席した株主の委任状及び郵便により受領した投票用紙を出席者リストに添付する。

株主及び代理機関が正式に加えられた出席者リストは、総会の役員によって認証される。

全ての株主は、法律の規定に従い、郵便により投票することができる。

全ての株主総会において、出席する各株主は、法律の規定によるものを除き制限なしでかつ定款の規定に従い、所有又は表章する株式数と同数の議決権を有する。

株主の決定は、全て法令の規定に従い、番号と署名が連続して付され、特別な帳簿に綴じられたルーズリーフ用紙に記載された議事録によって証憑される。

議事録の謄本又は抄本は取締役会会長、最高経営責任者、取締役の1人又はかかる株主総会の秘書役によって有効に認証されるものとする。

法定監査人 (Commissaires aux Comptes)

株主総会は、法律によって定められた監査任務を有する少なくとも法定監査人2社を選出するものとする。

上述の法定監査人は法律によって定められた資格を有していなければならない。法定監査人は6会計年度の任期で選出され、法律によって定められた一定の例外に基づき再選の資格も有する。

正規の法定監査人の死亡、執行不能、任務の拒否又は辞職の場合には、1人又は複数のこれに代わる法定監査人が選出される。

2【外国為替管理制度】

フランスにおける外国投資

本書の日付現在、当行が発行した社債（以下「本社債」という。）の購入若しくは取得又は当行による本社債に関する利息及び償還額の送金に関して、フランスの外国為替管理規制はない。

3【課税上の取扱い】

(1) フランスにおける課税

以下は、日本における課税並びに1995年3月3日付の「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約」（以下「租税条約」という。）及び2007年1月11日付の議定書（日本とフランスが2018年9月26日に提出した留保及び通告に基づき、税源浸食及び利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約による修正を含む。）の目的上の日本国居住者、租税条約の利益を享受する権利を有する者及び本社債のために日本国外の恒久的施設又は固定的拠点から行為していない者（以下「日本国居住社債権者」という。）が本社債を取得、保有及び処分した場合の重要なフランス税効果の概要である。

以下は、発行者の株式を所有しない本社債権者にのみ関連する可能性がある。

以下の説明は、一般的な概要である。この説明は、特定の状況にある本社債権者に関連する可能性のあるフランス税法及び租税条約の全ての点について記載したものではない。

1) 本社債の利息に係る課税

利息及び本社債に関して発行会社に生じたその他の類似の収益の支払は、当該支払が、フランスの一般租税法典 (Code général des impôts) 第238-0A条の意義の範囲内におけるフランス国外の協力的でない国家又は地域 (Etat ou territoire non coopératif) (以下「非協力国」という。) (フランスの一般租税法典第238-0A条 2 bis 2 に記載される非協力国を除く。) においてなされる場合以外は、フランスの一般租税法典第125A 条に規定された源泉課税の対象にはならない。当該本社債に基づく当該支払が非協力国 (フランスの一般租税法典第238-0A条 2 bis 2 に記載される非協力国を除く。) においてなされた場合は、フランスの一般租税法典第125A 条に基づき75%の源泉課税が適用される (ただし、一定の例外及び租税条約のより有利な規定に服する。)。非協力国のリストは定期的に更新され、原則として毎年1回更新される。非協力国の最新のリストは2023年2月3日付の法令で公表され、イギリス領ヴァージン諸島、セイシェル、アングイラ、パナマ、バハマ、タークス・カイコス諸島、バヌアツ、フィジー、グアム、アメリカ領ヴァージン諸島、パラオ、アメリカ領サモア、サモア、トリニダード・トバゴが含まれる。

さらに、本社債に係る利息及びその他の類似の収益は、それが非協力国において居住するか若しくは設立された者に対して支払われ若しくは発生した場合又は当該非協力国において支払われた場合は、フランスの一般租税法典第238A条に従い発行会社の課税所得から控除されない。一定の条件

の下では、控除できない利息及びその他の類似の収益はフランスの一般租税法典第109条以下に従って、みなし配当と位置付けられることがある。その場合、かかる控除できない利息及びその他の収益は（ ）フランス税法上の非居住者である法人への支払には25%、（ ）フランス税法上の非居住者である個人への支払には12.8%及び（ ）フランス国外の非協力国（フランスの一般租税法典第238-0A条2 bis 2に記載される非協力国は除く。）において行われる支払には75%の税率で、フランスの一般租税法典第119のbis 2条に規定の源泉課税の対象となることがあるが、一定の例外及び租税条約の規定に服する。

上記にかかわらず、フランスの一般租税法典第125A条に規定の75%の源泉課税及び（関連ある利息及びその他の類似の収益が真正な取引に関するものであり、異常又は過剰な金額でない限り）非課税所得控除のいずれも、本社債の発行の主たる目的及び趣旨が非協力国における利息又はその他の類似の収益の支払を許容するものでないことを発行会社が証明することができる場合は、特定の本社債の発行に関して適用されない（以下「免除」という。）。フランスの行政ガイドライン（Bulletins Officiels des Finances Publiques-Impôts）（B0I-INT-DG-20-50-20 No 290（2023年6月20日付）及びB0I-INT-DG-20-50-30 No 150（2022年6月14日付））に従って、以下のいずれかに該当する場合は、発行会社が当該本社債の発行の目的及び趣旨を証明することなく、当該社債の発行には免除が適用される。

（ ）社債が通貨金融法（Code monétaire et financier）のL.411.1条の意義の範囲内における公募により又は非協力国以外の国家における類似の募集に従って募集される場合。ここでいう「類似の募集」とは、外国証券市場当局による又は外国証券市場当局への募集書類の登録又は提出を必要とする募集を意味する。

（ ）社債がフランス内外の規制市場又は多国間証券取引システムでの取引を承認されている場合。ただし、当該市場又はシステムは非協力国には所在せず、また当該市場の運営は市場運営者若しくは投資サービス提供者又はその他類似の外国事業体により行われているものとする。さらに、当該市場運営者、投資サービス提供者又は事業体は非協力国には所在しないものとする。

（ ）社債が、発行時に、通貨金融法のL.561-2条の意義の範囲内における振替決済制度若しくは証券決済・引渡・支払制度の運営者の決済業務又は1若しくは複数の類似の外国の振替機関若しくは運営者の決済業務に承認されている場合。ただし、当該振替機関又は運営者は非協力国には所在しないものとする。

本社債は、日本の金融商品取引法に基づき、日本の証券市場当局である日本国金融庁関東財務局長に対して本社債の募集の登録を必要とする日本における公募により募集される。したがって、とりわけこの公募により、前記のフランスの行政ガイドラインの記載に従って本社債には免除が適用され、本社債に関して発行会社が行う利息又はその他の類似の収益の支払は、フランスの一般租税法典第125A条に規定の源泉課税の対象にはならない。利息又はその他の類似の収益がプログラムの下で独立当事者間の関係であるとみなされ続ける限り、当該収益が非協力国に所在の金融機関に開設された口座へ支払われた又は当該収益が非協力国に設立され若しくは居住する者に対して発生し若しくは支払われた場合においても、フランスの一般租税法典第238A条に規定の非課税所得控除及び同法典第119のbis 2条に基づく源泉課税のいずれの対象にもならない。

2) 譲渡所得税

租税条約に従い、日本国の居住者である本社債権者が保有する本社債の売却又は処分から得る利益は、フランスの租税上課税対象とならない。

3) フランス遺産税及び贈与税

フランスと日本が遺産税及び贈与税に関する条約を締結していないため、贈与又は日本国の居住者である本社債権者の死亡による本社債の承継は、フランス国内法に従い、フランスの贈与又は相続税に服することがある。本社債権者は、本社債の保有につき遺産税及び贈与税が課税されるか否かについて自身の税務顧問に相談することが推奨される。

(2) 日本における課税

日本国の居住者及び内国法人が支払いを受ける本社債の利息及び本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の発行価額を超える場合の差額（以下「発行差益」という。）並びに本社債の譲渡により生ずる譲渡益は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者及び外国法人が支払いを受ける本社債の利息及び発行差益は、原則として日本国の課税対象とはならない。日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者及び外国法人が本社債を日本国内において譲渡した場合、かかる譲渡から生ずる譲渡益については、原則として日本国の租税は課されない。非居住者又は外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、限定され又は免除されることがある。

投資を検討する者は、いずれの場合においても、本社債に関する課税上の結果について自身の税務顧問に相談すべきである。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下は経営成績の概要であり、「第一部 企業情報 / 第6 経理の状況 / 1 中間財務書類」に記載の当行の中間連結財務情報と併せて参照すべきものである。

BFCMグループ（連結ベース）

資産 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2023年 6月30日	2022年 6月30日	2021年 6月30日	2022年 12月31日 修正再表示	2021年 12月31日
現金及び中央銀行への預け金	105,723	103,811	123,017	111,454	120,723
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	32,064	30,694	31,592	28,599	21,941
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	35,291	34,770	32,455	34,327	32,014
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	60,737	60,474	53,242	57,969	57,059
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	327,915	311,315	275,733	322,279	286,482
未収還付税	759	624	564	971	801
繰延税金資産	843	1,766	1,335	910	1,364
未収収益及びその他の資産	9,688	7,481	6,702	7,355	8,195
資産合計	716,370	669,808	658,624	702,745	662,868

2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。

一貫した参照が可能になるように、2022年12月31日現在及び2022年12月31日に終了した事業年度の数値をプロフォーマベースで修正再表示した。

負債及び株主資本 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2023年 6月30日	2022年 6月30日	2021年 6月30日	2022年 12月31日 修正再表示	2021年 12月31日
中央銀行からの 預り金	303	493	631	44	605
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融負債	20,687	19,084	18,567	18,772	12,082
償却原価で測定 する金融機関等 に対する債務	66,314	78,044	75,793	81,256	76,881
償却原価で測定 する顧客に対す る債務	282,153	280,267	268,306	283,682	274,257
償却原価で測定 する負債証券	150,418	119,173	123,869	134,560	121,463
未払税金	361	544	621	387	581
繰延税金負債	413	855	1,045	451	1,027
経過勘定及び その他の負債	15,384	11,372	8,754	11,274	9,733
発行済保険契約 負債	115,847	107,157	114,017	110,334	117,520
引当金	2,471	2,634	3,033	2,453	2,993
償却原価で測定 する劣後債	11,609	10,602	7,778	10,361	8,554
株主資本合計	40,495	35,920	34,256	38,836	35,127
負債及び株主資 本合計	716,370	669,808	658,624	702,745	662,868

2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。

一貫した参照が可能になるように、2022年12月31日現在及び2022年12月31日に終了した事業年度の数値をプロフォーマベースで修正再表示した。

損益計算書 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2023年 6月30日	2022年 6月30日 修正再表示	2021年 6月30日	2022年 12月31日	2021年 12月31日
純収益	5,947	5,663	5,983	12,670	11,902
営業総利益 / (損失)	2,851	2,718	2,677	5,754	5,553
営業利益	2,248	2,302	2,473	5,011	4,906
税引前当期純利益 / (損失)	2,273	2,362	2,410	3,870	4,113
法人税	-595	-596	-693	-1,234	-1,280
当期純利益 / (損失)	1,678	1,766	1,723	2,636	2,842
利益 / (損失) - 非支配持分	180	169	204	347	356
グループに帰属する 当期純利益	1,498	1,597	1,519	2,288	2,487

2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。

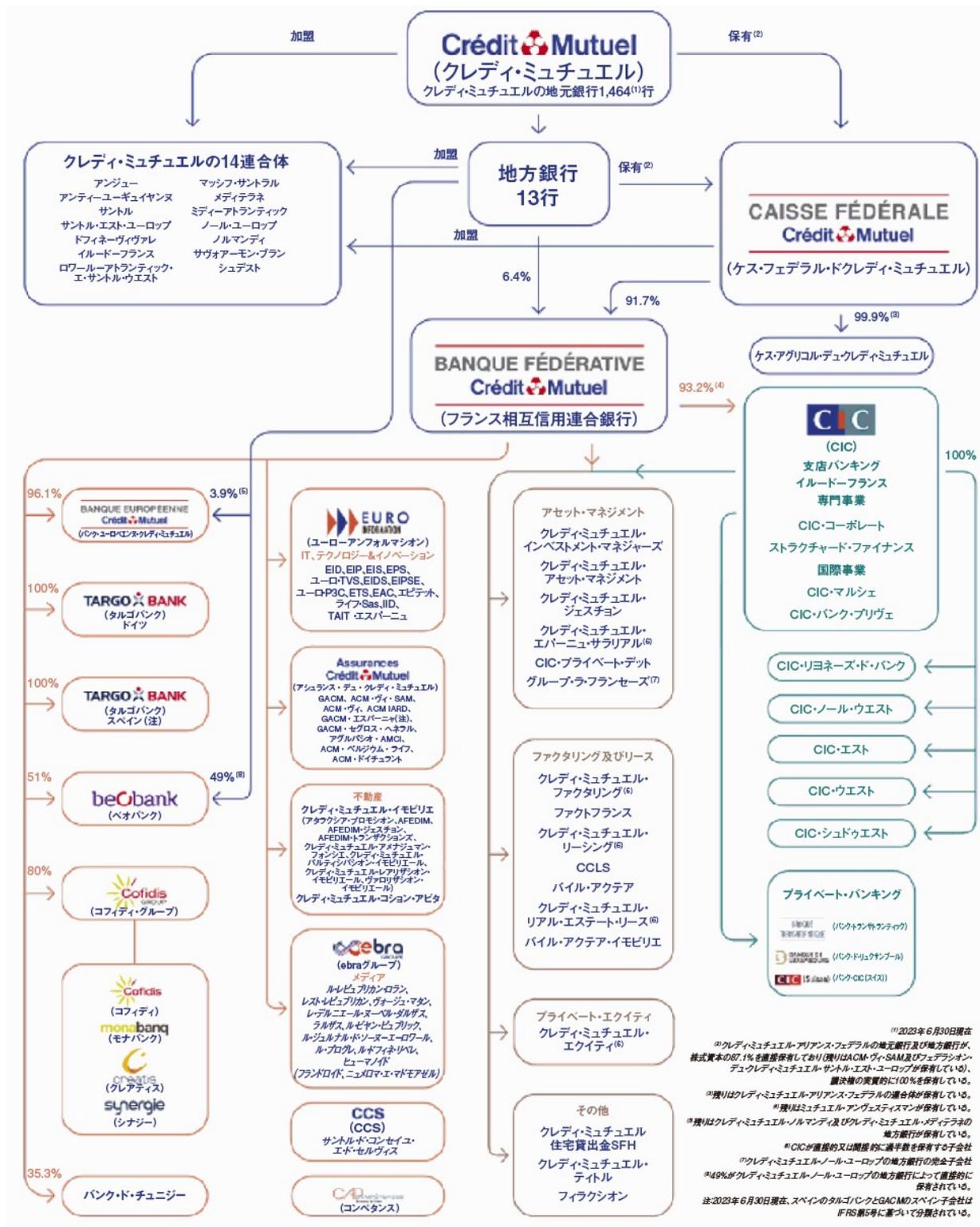
一貫した参照が可能になるように、2022年6月30日現在及び2022年6月30日に終了した6ヶ月間の数値をプロフォーマベースで修正再表示した。

2【事業の内容】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第2 企業の概況 / 3 事業の内容」に記載されている内容については、以下に記載の事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

1. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの情報

1.1 2023年6月30日現在の組織図



1.2 最近の事象

1.2.1 IFRS第17号により修正再表示された2022年度上半期の業績

2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。

一貫した参照が可能になるように、2022年度上半期の数値をプロフォーマベースで修正再表示した。影響が生じた二つの事業分野は、以下のとおりである。

- ・ 保険：主に以下の2つの影響が生じた。
 - ・ 複数年契約（生命保険、貸付保険、長期介護保険及び葬儀保険）による予想将来利益(CSM - 契約上のサービス・マージン)の契約期間に渡る償却
 - ・ 保険契約関連費用の一般営業費から純収益への組替え
- ・ その他の事業分野：ネットワークが負担した保険契約販売に係る費用を純収益に組替えており、事業業績分析のゆがみを回避するため、当該費用を「その他の事業分野」に組替えた。

さらに、修正再表示後の2022年度上半期財務書類は、以下の2つの要因により影響を受けた。

- ・ 2022年1月1日を効力発生日として、グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル（GACM）の子会社数社（MTRL、セレニ・アシュランス（Sérénis Assurance）、ACMベルジウム（旧パートナーズ・アシュランス）、ICM・ライフ及びACM・クルタージュ（ACM Courtage）を含む。）を連結対象から除外したこと
- ・ 従来「その他の事業分野」において認識していた「開発計画」に係る費用を銀行ネットワークの純収益として認識したこと。

1.2.2 社会的配当：最初の適用、0%の自転車ローンの実施

年初、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは「社会的配当」の創設を発表した。この「社会的配当」は、毎年、純利益の15%を環境と連帯に基づく変化のためのプロジェクト資金に充てるというものである。この提案に関する支払利息は、社会的配当に充当される。

社会的配当により、クレディ・ミュチュエルは、より包括的で持続可能なモデルへと社会を変革する上で積極的な役割を果たすことを目指している。

この配当の最初の用途は、全て（事務手数料なしの）利率0%の自転車ローンに充当されている。この商品は、通勤、レジャー又はビジネスと用途（特に電動アシスト輸送自転車）を問わず個人及び専門家に適用される。

さらに、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、その財団を通じて、グループの社会的配当の目標に対応する活動を行う団体にスポンサー資金として79百万ユーロ寄付した。

1.2.3 コフィディ・ハンガリーの買収プロジェクト

2023年5月24日、コフィディ・グループは、コフィディSAを通じてマジャール・セテレム・バンク（Magyar Cetelem Bank）（BNPP PFグループの子会社）の株式を取得する契約を締結したと発表した。この買収は、各種規制当局の承認を得ることを条件として、2024年第1四半期に効力が発生する予定である。コフィディ・グループにとって、この買収は、ハンガリー、また中欧諸国全般における活動を継続的に発展させる機会を提供するものである。

1.2.4 GACMエスパーニャの売却

グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル・SAは、2023年7月12日にGACMエスパーニャS.A.U.をアクサ・セグロス・ヘネラルS.A.に売却した。2023年6月30日現在、GACMエスパーニャは、タルゴバンク・スペインと共にIFRS第5号（売却目的保有資産）に基づき引き続き連結対象である。

3【関係会社の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第2 企業の概況 / 4 関係会社の状況」に記載されている内容については、当該半期中において本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

4【従業員の状況】

(1) BFCMグループの状況（連結ベース）

2023年6月30日現在

事業分野	従業員数（注）
リテール・バンキング	31,696人
保険	4,182人
コーポレート・バンキング及び資本市場	870人
プライベート・バンキング	2,585人
プライベート・エクイティ	170人
IT、ロジスティクス及びメディア	6,497人

（注）上記の数は当半期末における従業員の総数である。

(2) BFCMの状況（非連結ベース）

2023年6月30日現在

従業員数（注）
91人

（注）上記の数は当半期末における従業員の総数である。

(3) 労働組合との関係

2023年6月30日に終了した当該半期中、BFCMの連結範囲の従業員数に著しい増減はなかった。BFCMの連結範囲においては、従業員又は労働組合との間に特記すべき事項を有しない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

「第一部 企業情報 / 第2 企業の概況 / 2 事業の内容」及び「第一部 企業情報 / 第3 事業の状況 / 2 事業等のリスク」を参照のこと。

2【事業等のリスク】

以下に記載のあるリスク要因は、BFCMより発行されるサムライ債への投資についてのBFCMの考える主要なリスクであるが、本社債の元利金又は本社債に関する元利金はその他の理由で支払不能になることがある。BFCMは以下の記載が本社債の保有に関するリスクを完全に網羅しているとは表明していない。

本社債の購入を検討している投資家は自身の財政状況及び投資目的、本書に記載のある全ての情報並びに特に以下に記載のリスク要因を踏まえ慎重に検討した上で投資の判断をするべきである。

BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の子会社である。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、相互銀行グループであり、クレディ・ミュチュエルの14連合体（サントル・エスト・ユーロップ、シュDEST、イル・ド・フランス、サヴォワ・モン・ブラン、ミディ・アトランティック、ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト、サントル、ノルマンディ、ドフィネ・ヴィヴァレ、メディテラネ、アンジュー、マッシフ・サントラル、アンティエユ・ギウヤンヌ及びノール・ユーロップ）のメンバーであるクレディ・ミュチュエル地元銀行が含まれている。

BFCMグループ全体はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに含まれている。同様に、BFCMグループは事実上、クレディ・ミュチュエルの14連合体が負担するリスクを含むクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが負担するリスクと同じリスクにさらされている。

リスク要因

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、クレディ・ミュチュエルの銀行、連合体及びCFCMで構成される「規制関連範囲」並びにBFCM及びその全ての子会社で構成される「BFCMの連結範囲」が含まれる。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのリテール・バンキング、保険、コーポレート・バンキング、資本市場、プライベート・バンキング及びプライベート・エクイティ業務に関連する多くのリスクにさらされている。グループは、その業務に関連するリスクを特定し、測定するためのプロセスを設定した。このプロセスにより、グループは、少なくとも年に1回は最も重大なリスクのマップを作成することができる。リスク・マッピングは、グループの取締役会による承認を得るために提出される。

下記は、グループのリスクに重大な影響を与え得る主な要因である。主要なリスクは、各カテゴリー内の冒頭に記載されている。

1. グループの銀行業務及び保険業務に関するリスク

1.1 信用リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルにより、その主要なリスクは信用リスクである。総エクスポージャー（オン・バランスシート、オフ・バランスシート、デリバティブ及びレポ取引）は、そのほぼ全てが信用リスクにさらされており、その金額は2022年12月31日現在9,110億ユーロである。バーゼル 規制に基づく第1の柱に基づくグループの必要資本の91%が活用されている。

カウンターパーティーの種類別のエクスポージャーの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第5 提出会社の状況 / 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 / (1) コーポレート・ガバナンスの概要 / コーポレート・ガバナンスの状況」の「表29：正常及び不良エクスポージャー並びに関連する引当金（EU CR1）」及び「表27：非金融企業（業界別）に付与された貸出金及び前渡金の信用度（EU CQ5）」を参照のこと。

2008年の金融危機がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財務書類に与えた影響を一例として考慮に入れると、現在のインフレ危機は、グループの信用リスクに対するエクスポージャーに以下4種類の重大な影響を与える可能性がある。

- a. 一つめの影響は、特に、Covidのパンデミックによる危機が、ロックダウン期間中の活動及びキャッシュ・フローの急激な減少に対処するための大量の融資残高（特に政府保証融資によるも

の) (2022年度末残高: 132億ユーロ) を発生させていることから、**カウンターパーティーの契約上の義務の不履行から生じる財政的損失のリスク** (債務不履行リスク) に関連するものとなると考えられる。カウンターパーティーには、銀行、金融機関、商工業者、政府、投資ファンド、又は自然人が含まれる。このリスクは、資金調達業務 (クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのバランスシートに表示される。) 又は保証業務 (バランスシートに表示されない。) 並びにグループがカウンターパーティーの債務不履行リスクにさらされるその他の業務 (特に、資本市場における金融商品の取引及び決済 / 受渡並びに保険関連業務。) に関連する。2023年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの不良債権及び係争債権の比率は2022年12月31日現在の2.58%から増加し、2.68%に達した。2023年6月30日現在の貸出金総残高に対する顧客リスク費用の比率は、2021年度及び2022年度は0.154%及び0.163%であったのに対して0.243%であった。グループは、正常貸出金及び不良債権の引当金のバッファーとして、99億ユーロ (2022年度は96億ユーロ) を有している。

- b. 二つめの影響は、**支払能力比率の分母における加重リスクを計算する際に使用される手法**に左右される。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにおいて、信用リスクの合計エクスポージャーの63%には内部格付が適用され、かかる格付の質が、バーゼルに基づく信用リスク関連資本要件の計算結果、すなわち、グループの支払能力比率に影響を及ぼす。したがって、ポートフォリオの全部又は一部の格付の低下は、グループの支払能力の低下をもたらすと考えられる。現在の地政学的リスクは、経済主体の債務の増加を前提とすれば、このリスクを増大させる可能性がある。
- c. グループの不動産ローン・ポートフォリオ (顧客への貸出金 (純額) の51%、すなわち、2022年12月31日現在で2,540億ユーロ) の規模が要因となり、主にフランスにおいて、**グループは金利の上昇及び建築費の高騰が招いた不動産市場の変動によるリスクにさらされている**。かかる上昇と高騰は、債務不履行の増加により、また不動産担保金融が行われている場合には、不動産市場が相当期間影響を受けた場合、担保として提供された住宅の価値低下を通じて、リスク費用に影響を与えると考えられる。2022年度において、ネットワークの住宅ローンにおけるリスク費用は重大なものではなく、2020年度と2021年度から大きな差異はなかった。Covid-19危機の直前である2019年度には、この比率は0.02%に達していた。
- d. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、主にフランスにおいて、特定の国家、取引銀行又は大企業グループに対して比較的高い単一のエクスポージャーを有しており、これらの一部は公的機関が実施する支援策 (すなわち、政府保証融資) から恩恵を受けている。**グループの最大顧客の一つ又はそれ以上が債務不履行に陥った場合、グループの収益性が低下する可能性がある**。国家及び類似機関等 (2022年度末の総エクスポージャーは1,890億ユーロ) については、グループは主にフランス (1,570億ユーロ) (主にユーロ・システムの加盟銀行であるフランス銀行 (Banque de France) (約960億ユーロ)) 及びフランス預金供託公庫 (Caisse des dépôts et consignations) のリスク (約390億ユーロ。規制貯蓄口座預金の集中化制度により、フランスにおいてソブリン・リスクとみなされている。) のエクスポージャーにさらされている。国家以外では、2022年12月31日現在、300百万ユーロ (純利益の10%未満に相当) を上回るオン・バランスシート及びオフ・バランスシート上の単一のエクスポージャーは、銀行に関しては7のカウンターパーティーについて約60億ユーロ、企業に関しては67のカウンターパーティーについて450億ユーロであった。これらのカウンターパーティーのうち複数が同時に格下げ又は債務不履行となる可能性は排除できず、その場合、グループの収益性に影響が及ぶと考えられる。

1.2 保険業務に関するリスク

バンカシユアランス業者として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、金融コングロマリットの監督に関する指令2002 / 87 / ECに基づく追加的な監督の対象となっている。

グループの保険子会社であるグループ・デ・ザシユランス・デュ・クレディ・ミュチュエル (GACM) は、主にグループの銀行ネットワークを通じて生命保険・損害保険商品を販売し、手数料を支払っている。

2023年1月1日より、GACMはIFRS第4号及びIAS第39号に代わり、IFRS第17号 (保険契約) 及びIFRS第9号 (金融商品) を財務諸表に適用している。これらの適用により、損益計算書と財政状態計算書は新たな表示となるが、GACMのビジネスモデルや支払能力 (2022年12月末で231%) に対する影響はない。

グループにおける保険事業の比重から判断すると、同事業が急速に悪化した場合、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益性及び支払能力に影響を及ぼす可能性が高い。

保険業務に関する主要なリスクは、以下のとおりである。

a. 引受リスク

引受リスクは、貯蓄保険、退職保険、貸付保険、積立保険、損害保険、医療保険に関係するものである。事業によって、さまざまなリスクが対象となり得る。

- ・ 生命保険引受リスク：死亡率、解約、寿命、災害、費用、改定、能力喪失/障害
 - ・ 損害保険引受リスク：請求の過小評価、災害及び解約
 - ・ 健康保険引受リスク：能力喪失/障害、長寿、医療費/入院、解約、死亡、災害、費用、改定
- GACMの管理するポートフォリオは主に個人で構成されるため、リスクの集中度は低い。

これらのリスクは全て、価格設定と引当リスク管理プロセス、及び引受損失が株主資本に与える影響を限定することによってGACMの事業体の収益及び支払能力を保護するように設計された再保険プログラムを通じてきめ細かく管理されている。

上記の保険引受リスクは、事業体別及び事業分野別にモニターされている。

各事業部門の保険金請求の水準は、様々な技術的指標（新規契約高、解約率、保険金対保険料率、保険金請求頻度等）と同様にモニターされている。

GACMの生命保険事業体の貯蓄ポートフォリオも、その残高の内訳及び出入金の両面から定期的にモニターされている。

b. 市場リスク

市場リスクとは、ポートフォリオを構成する金融商品の価格及び利回りの変動から生じ得る損失のリスクのことである。

保険市場リスクは、株式市場の下落、スプレッド、金利の上昇又は低下、流動性、不動産、インフレ、集中、外国為替等、さまざまなリスクで構成されている。

市場リスクは、限度額制度や資産分散ルールを通じてきめ細かく管理されている。リスク管理方針には以下も含まれる。

- ・ 主要なものと考えられる一定の金融リスク（金利リスク、株式リスク、信用リスク等）の個別管理
- ・ これらのリスクの同時発生から事業体を保護することを目的とした、リスクの全体的分析

GACMに影響を与える主な市場リスクは、以下のとおりである。

株式リスク

株式や類似資産の価値の下落は財務諸表に影響を与える可能性があり、その結果、これらの資産に含み損が発生した場合、保険会社は引当金を計上することになり、その結果、運用収益が大幅に減少することになる。

株式リスクは、株式の損益分岐点など、さまざまな指標を用いてモニタリングしている。

金利リスク

生命保険事業にとって金利リスクとは、上昇リスク（金利の慣性力により、保険会社が支払う料率が市場水準を下回り、解約につながる可能性）、又は低下リスク（資産利回りの低下により、保険会社が最低保証料率を支払えなくなる可能性）である。

高水準の剰余参加条項（PPE）により、金利上昇リスクへのエクスポージャーは軽減されている。

金利低下リスクも、最低保証料率（GMR）ゼロのユーロ建契約の販売によって制限されている。

スプレッド・リスク

スプレッド・リスクとは、発行体が債務不履行に陥り、債務を返済できなくなるリスクのことである。

このリスクは、債券ポートフォリオが政府発行体と民間発行体で十分に分散しており、信用度も高いため、依然として限定的である。

スプレッド・リスクは、限度額制度及びカウンターパーティー（又は再保険会社）の選定に関する一連のルールによって管理されている。

c. オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、以下に起因する不備又は不履行から生じる損失のリスクである。

- ・ 内部手続の不履行
- ・ 人的要因
- ・ コンピューター・システムの不具合
- ・ 法的リスクを含む外部事象

オペレーショナル・リスクには、サイバーセキュリティ、データ品質、コンプライアンス違反及び法的リスクが含まれる。

事業継続方針が策定されている。この方針は、GACMが採用した戦略、及び重大インシデント発生時に実施される危機管理システムを記述したものである。

GACMには、事業継続計画（BCP）と、ユーロ - アンフォルマシオンがテストした災害復旧計画（DRP）がある。

リスク・マッピングは、発生したリスクを特定、評価及び測定するために使用される。

サイバー・セキュリティ・リスクに関しては、GACMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリソースの恩恵を受けており、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の認証を受けたガバナンス及びリスク低減策を導入している。

データの品質に関しては、GACMは厳格な方針を定め、ガバナンス、フロー・マッピング、辞書、及び管理・報告システムを定めている。

最後に、コンプライアンス違反のリスクを管理するため、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのコンプライアンス部及び協力関係にある子会社と連携し、主要なコンプライアンス機能の周辺に組織を設置し、各事業部門に対応するネットワークを設けている。

d. サステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会又はガバナンス（ESG）上の事象や状況であって、発生時にGACMの業績や評判に、実際又は潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性があるものを指す。

GACMは、主に損害保険事業と資産ポートフォリオを通じてサステナビリティ・リスクにさらされている。

グループは、定期的に更新されるESG方針を有しており、同方針によってグループの資産に係るサステナビリティ・リスク及び自らの投資が及ぼす環境への影響又は社会への影響を考慮することができる。

環境への影響又は社会への影響の大きい一定の活動へのエクスポージャーや支援を制限するため、GACMは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの方針に合わせた野心的なセクター別方針を適用している。

GACMはまた、投資ポートフォリオのカーボンフットプリントを2019年度-2023年度の戦略計画期間中に15%削減し、2030年までに33%削減することを約束している。

最後に、GACMの株主エンゲージメント方針では、GACMが投資先企業においてどのように株主権を行使する意向であるかを定めている。

2. グループの活動及びマクロ経済環境に関する金融リスク

マクロ経済及び市場環境に関する財務リスクとは、市況の変化に関するリスクで、特に、収益、物価水準及びマクロ経済環境（現在の又は予測される経済環境等）に影響を与えるものと定義される。

2.1 流動性リスク

流動性リスクは、銀行がそのコミットメントの履行のために必要な資金をいつでも合理的な価格で調達することのできる能力に対するリスクをいう。そのため、短期的、中期的及び長期的な財源の不足により、現金の純流出を吸収できない金融機関は、流動性リスクにさらされる。

低金利が続き、Covid危機から引き継がれた流動性環境下にあった2021年を経て、2022年は中央銀行が金融政策を引き締め、健康危機の際に注入された流動性の引き揚げを開始した年であった。リファイナンス市場は、ウクライナ戦争と不安定な地政学的状況によって大きく混乱し、長期債市場は年度上半期中完全に閉鎖された日も多く、取引機会も少なく、スプレッドは全般的に拡大した。リファイナンス市場は、米国の銀行危機と欧州への波及、それに続くUBSによるクレディ・スイスの買収によって、2023年上半期も混乱が続いた。FEDとECBが主要金利を引き上げ、ユーロ圏では6月末に主要なTLTROの期限を迎えるなど、金融政策の引き締めが継続した。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、ストレス・シナリオ下で30日間の資金の純流出に直面した状況における流動性の高い資産と正味流動資金流出額を比較する規制上の短期流動性カバレッジ比率（LCR）を通じて評価することができる。2023年度上半期のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの平均LCRは、164.4%であり、規制上の最低要求水準と比較した場合、平均で501億ユーロ上回っていた。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金は、中央銀行（主としてECB）への預け金、有価証券及び中央銀行によるリファイナンスの対象となる利用可能な債権から構成されており、2023年6月30日現在1,695億ユーロであった。また、1年間の機関

の変動を示すクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの安定調達比率（NSFR）は、2023年3月31日現在116.5%であり、安定した余剰資金は725億ユーロであった。

預貸率（コミットメント・レシオ）は、一連の流動性指標を補完する規制上の指標ではなく、会計指標である。2023年6月30日現在の預貸率は、110.8%であった。

- a. **クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルによる資金調達及びかかる資金調達のコストは、市場の急激な下落、重大なマクロ経済的困難、格付の急速な悪化、又はその他の危機要因によって悪影響を受ける可能性がある。**

短期、中期及び長期のマーケット・ファンドは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業活動の資金を調達するために不可欠な要素である。資金調達には、中長期の負債及び短期の譲渡性負債証券（TCN）の発行が含まれる。資金調達には、買戻契約等の保証付き資金調達業務も含まれている。そのため、市場へのアクセス及び市況が大幅に悪化すると、金融セクター全般及び特にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルへの影響が、自らの流動性及びグループの財務状態（特に収益性の面で）に大きな影響を与える可能性がある。

2022年及び2023年上半年期において市場は不安定で複雑な状況であったものの、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルはリファイナンス計画を2022年度は全て、2023年6月末現在は計画の75%を実施し、その信用力の高さを証明した。

- b. **BFCMの格付が大幅に悪化した場合、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業展開能力に重大な影響を与える可能性がある。**

BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの主たる発行会社であることから、グループを代表して格付を取得している。格付は、主としてガバナンス、戦略、収益源の質及び多様性、適正資本、バランスシートの質及び構造、リスク管理、並びにリスク選好度の調査に基づいて割り当てられる。2023年6月30日現在のBFCMの上位優先社債の格付は、フィッチ・レーティングス（Fitch Ratings）ではAA-安定的、ムーディーズ（Moody's）ではAa3安定的、スタンダード・アンド・プアーズ（Standard & Poor's）（この格付機関による格付はクレディ・ミュチュエル・グループ及びその主たる発行会社に対するものである。）ではA+安定的であった。

よって、これらの信用格付の低下は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリファイナンスに影響を与える可能性がある。これらの信用格付の低下は、リファイナンスの利用を制限し、信用スプレッドの拡大を通じてコストを増加させ、一部の相互契約及び担保付融資契約について義務を発生させ、また最終的にはグループが拡大する能力を減退させる可能性がある。

- c. **金利の大幅な「変更／ばらつき」は、顧客の行動に悪影響を及ぼし、顧客の銀行預金水準に影響を及ぼす可能性がある。**

直近数年及びCovid期に主流となっていた低金利環境は、顧客の行動、特にその預金の投資方法を変えた。そのため、近年、顧客は金利の魅力が薄い預金勘定（預金通帳口座、定期預金等）ではなく、当座預金口座に資金を預ける傾向にあった。2022年及び2023年上半年は、金融政策の引き締めや短期金利のプラス圏への回帰など、極めて重要な時期となった。

その結果、当座預金から利付預金口座（通帳口座、定期預金口座）への切り替えが進み、金利上昇はバランスシートの構造をある程度歪めた。2022年から2023年初頭にかけて観測された金利上昇の影響は、生命保険や資産運用商品等の投資商品のシフトという点では、注目すべきものはあまりない。

- d. **フランス銀行のTRICP（民間貸出金のデータ処理（traitement informatique des créances privées））型又はACC（追加信用債権）型のリファイナンス取引における担保有価証券の割引額の増加、又は適格性基準の厳格化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金水準を引き下げる可能性がある。**

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金は、主に中央銀行への翌日物預金、流動性の高い有価証券から構成されるポートフォリオ、及び中央銀行への適格担保から構成されている。

この担保には、主に貸出金が含まれており、その性質、組成及び品質から、担保に供すること及びECBの資金供給の対象となることが認められている。フランス銀行は、債権の種類ごとに割引率を設定しており、いつでもかかる割引率を増減することができる。

TRICP（民間貸出金のデータ処理（traitement informatique des créances privées））型若しくはACC（追加信用債権）型の取引における担保有価証券の割引額の増加、又は適格性基準の厳格化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性準備金の水準を低下させる可能性がある。

る。例えば、2023年6月30日時点で民間住宅ローンの適格性が終了したことは準備金の水準に影響を及ぼし、まさにこのリスクを示すものであり、また流動性準備金を分散する必要性を示すものである。同日に、2020年3月に導入され、2022年7月に一部解除されたヘアカット緩和策が終了した。

2.2 金利リスク

金利リスクは、金利が上下に変動した場合に銀行の損益が変わるリスクとして定義される。金融機関の価値はその収益に直接関連しているため、金利の変動は資産価値の変動を意味し、かかる変動は、オン・バランスシート及びオフ・バランスシート項目の残高に影響を与える。

Covidのパンデミックに関連する例外的措置に支えられた長期の緩和政策の後、2022年度はウクライナにおける戦争とインフレ率の上昇が支配的であったため、中央銀行による金融引き締めが行われ、政策金利の連続的な引き上げが計画された。また、米国やユーロ圏の利回り曲線も、このような経済・金融情勢の変化に伴って急激に調整された。FEDとECBは、インフレ対策が最優先事項であり続けることを繰り返し述べ、2023年上半期も利上げの公表を継続した。

6つの規制上のシナリオに従って決定されるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのバランスシートの正味現在価値（NPV）の感応度は、普通株式等Tier 1資本の閾値15%を下回っている。2023年3月31日現在の普通株式Tier 1資本に対するNPVの下方感応度はマイナス7.93%であり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、利回り曲線全体の上昇に影響を受けやすい。1年及び2年の銀行業務益の感応度は、複数のシナリオ（下限を設定した100ベース・ポイントごとのレート増減、200ベース・ポイントごとのレートの増減）及び2つのストレス・シナリオ（利回り曲線の平坦化/逆転、並びに短期及び長期レートの停滞/インフレショック）に従って決定される。「代替的な後押しを伴うスタグフレーション」シナリオは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにとって最も好ましくないシナリオであり、2年間にわたる影響は、2023年3月31日現在、マイナス29.12%（マイナス2,311.72百万ユーロ）である。

a. 低金利環境の長期化は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益又は収益性に影響を与える可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益の大部分は純利息マージンと結びついており、これがグループの収益性に直接的な影響を与える。金利変動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルがコントロールできない複数の要因、例えば、インフレの水準、フランス政府の金融政策を含む中央銀行の金融政策、特に規制金利の水準（リヴレA、リヴレ・ブリュ通帳貯蓄口座等）によって引き起こされる。したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益及び収益性は、利回り曲線上の様々な時点における金利の変化の影響を受ける。数年にわたる市場における低金利環境はCICを含む銀行の収益性に大きな影響を与えた。2022年に金利が上昇し、2023年上半期も継続したことにより、このリスク要因は低下しつつある。

b. 同様に、短期金利及び中長期金利の急上昇（特にインフレによるもの）は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの銀行業務純益及びその収益性に重大な悪影響を与える可能性がある。

長期にわたる低金利の終焉、特に金融引き締めによるものは、銀行セクター全般、特にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルにリスクをもたらす。これらの金利水準の突然の上昇（特にインフレ率の上昇に関連するもの）は、銀行の収益及び収益性に不利な影響を及ぼす可能性がある。このような上昇は、短期及び中長期社債の発行に関する銀行セクター市場でのリファイナンス費用に著しい影響を与える可能性がある。同時に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、顧客預金コストがより急速に増大する一方で、不動産ローンや個人及び企業に付与されたその他の固定金利貸出金に金利の上昇分を即座に転嫁することが困難になる可能性がある。現時点では利息が付されていない一部の要求払預金は変動性が高く、よりコストの高い預金（例えば定期預金や通帳口座）に転換される可能性がある。投資家は、変動性の高い預金の一部も、UCITS及び生命保険のようなオフ・バランスシートのピークルに移行させる可能性がある。

2022年及び2023年初頭に観測された金利の変動は、このリスクを示しており、前述のように利鞘が圧迫される。このため、様々な預金口座から定期預金や利付預金通帳口座への乗り換えが発生した。特にリテール顧客については、預金のオフ・バランス商品に対する移行はまだ観察されていない。

- c. ヘッジ目的で使用される証券ポートフォリオ及びデリバティブ商品の価値の大幅な変動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの当期純利益/(損失)及び株主資本に悪影響を与える可能性がある。

流動性資産ポートフォリオの価値の変動は、実際には、損益計算書において直接又は株主資本を通して公正価値で認識されており、不利な変動は、株主資本、ひいてはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの健全性に関する各種比率に影響を及ぼす可能性がある。これらの価値の調整は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資産及び負債の帳簿価額にも影響を及ぼし、当期純利益及び株主持分に影響を及ぼす可能性がある。

2.3 市場リスク

市場リスクとは、金利、債券価格、外国為替レート又はコモディティ価格等の市場パラメーターの不利な変動から生じる価値損失のリスクである。市場リスクは、CIC・マルシェの子会社の資本市場における事業、資産負債管理業務及びグループの管理会社のアセット・マネジメント業務を含む銀行の複数の事業分野の活動に関係する。保険業務に対する市場リスクの影響については、前記の「第一部 企業情報/第3 事業の内容/2 事業等のリスク/1.2 保険事業に関わるリスク」に記載した。

ALM業務に対する市場リスクの潜在的な影響は、前記のとおりである。アセット・マネジメントに係るリスクは、この事業分野が受領する手数料が、管理資金の評価(市場により決定される。)に応じて変化するという事実によるものである。

市場リスクに関連する主なリスク要因は次のとおりである。

- a. **経済見通しの悪化**は、取引されている資本証券及び負債証券の発行会社の健全性を反映すると考えられる金融市場に悪影響を与えることとなる。

有価証券の評価は下がり、評価の変動性は高まる。したがってCIC・マルシェの業務にはマイナスの影響を与える。

金融市場の変動性は不利な影響を及ぼし、リスク資産の是正につながり、グループにとって損失を生み出す可能性がある。特に、変動性の水準が上がれば、グループが一部のポジションをヘッジするのが困難となり、又はそのための費用がかかるようになる可能性がある。

投資事業分野は、特に景気回復を見込んで、株式市場の評価が上がり、社債の発行会社の格付の質が上昇すると判断していた場合には、金融市場の厳しい環境の影響を受ける。

商品事業分野の実績も、市況の低迷から悪影響を受ける。仲介業務からの手数料は、取引評価額の低下に比例して減少する。同様に、発行市場における取引数(新規公募、増資及び債券発行)が減少すれば、手数料は直ちに減少する。

- b. **根強いコア・インフレに対する対策は2023年上半期も続き**、多くの中央銀行は金融引き締めを継続している。例えば、欧州中央銀行は継続的に預金金利を引き上げ、預金金利はマイナス0.5%から3.5%へと1年足らずの間に400ベース・ポイント上昇し、2008年以来の高水準に達した。サービス部門による労働市場の力強さ、及び欧州での利上げ継続の可能性を反映し、インフレ期待は着実に上方修正されている。

大西洋の反対側では、米連邦準備制度理事会が15ヵ月間で10回連続の利上げを行った後、潜在的なデysinフレ傾向について追加で確認することを目的として過去の利上げの影響をよりの確に評価するために、2023年上半期末で主要金利を据え置いた(5.0%~5.25%の範囲内)。

経済のソフトランディングに対するこれらの楽観的な期待と、AI関連銘柄やテクノロジー関連の主要銘柄に対する需要急増が、株式市場のパフォーマンスを決定的に押し上げ、その好傾向は2023年上半期を通じて続いた。3月中旬には、クレディ・スイスの救済は言うに及ばず、シリコンバレー・バンクをはじめとする米国の地方銀行が破綻したことで、年初の好調な滑り出しが一転して、株式市場には懸念を含んだ警戒感が広がった。当局の断固たる措置が金融システム全体への波及を防ぎ、全体として株式市場の動揺は限定的なものにとどまった。3月の銀行セクターの混乱にもかかわらず、株式市場はプラスで引け、上半期は堅調に推移した。

こうした中、上半期末現在のCIC・マルシェにおいて、IFRS基準による純収益は前年度同期のプラス177.3百万ユーロからプラス285.6百万ユーロ、税引前利益(按分費用控除後)は前年度同期のプラス73.5百万ユーロからプラス158.2百万ユーロとなった。

CIC・マルシェ部門がさらされる市場リスクは低い。CIC・マルシェに割り当てられている資本は620百万ユーロであり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制資本全体(576億ユーロ)の1.1%に相当する。2023年6月30日現在、この金額は443.2百万ユーロまで使用されてい

た。

2023年度上半期中、トレーディング勘定のヒストリカルVaR（1日、99%）は、グループ平均で9.8百万ユーロであった。

3. グループの規制環境に関するリスク

3.1 規制・健全性環境に関するリスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制環境は、専らこれについて記載する項である、後記「第一部 企業情報 / 第3 事業の状況 / 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 / 1 2023年度上半期の経済環境及び規制環境 / 1.2 規制環境」に記載されている。欧州及び国際的な様々な当局が採用した規制措置は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが事業を展開する各国において重大な影響を及ぼす可能性がある。これらの規則の遵守は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの全ての事業部門、事業活動及び地理的市場に関係し、多大な人的資源及び資源の投入を必要とする。

信用リスクに関しては、高インフレを背景とし、金融政策の正常化に牽引される形で、ユーロ圏の金利上昇が2023年も引き続き信用リスクに影響を及ぼす主要因である。こうした背景から、監督当局による綿密な監視に加え、上半期には貸出基準が一段と厳格化され、商業用不動産セクターに対する監視が強化された。

市場リスクに関しては、ここ数カ月の市場の緊張は、局地的な脆弱性がすぐに金融資産価格、流動性及びボラティリティに広範な影響を及ぼし得ることを示している。このためグループは、こうした変化の影響に細心の注意を払い、また、この種のリスクに対する資本要件の算出に関する影響を抑えるために必要な情報を監督当局に提供することを目的とした、市場リスクに関する具体的な報告要件に注意を払っている。

ソルベンシー・リスクは、バーゼル の最終的な実施と、欧州で進行中の規制法制化の影響を受けた。前記の信用リスクに関連するリスク要因に記載されているとおり、グループのエクスポージャーの大半は、加重リスクの計算に内部モデル手法を用いることを監督当局によって認められている。ただし、「バーゼル 」の実施は、リスク加重資産の計算、ひいてはグループの支払能力比率に悪影響を及ぼすことになる。その影響は、この規制が実際にどのように国内・欧州で法制化されるかに左右される。それにもかかわらず、内部モデルから生じる株主資本の増加を制限することを目的とした資本フロア（アウトプット・フロア）が導入される予定である。加重リスクの計算については、法制化プロジェクトでは、段階的なフロアの実施が規定されており、2025年から標準モデル要件の50%、2030年には72.5%に達する予定である。この適用は支払能力比率にマイナスの影響を与えることになる。アウトプット・フロアのスケジュールと詳細な適用方法は、この規制措置の国内及び欧州における法制化に左右される。グループのエクスポージャーの大部分は内部モデルを用いて加重されているため、特にリテール及びコーポレート・エクスポージャーについては、アウトプット・フロアの適用は支払能力比率に悪影響を及ぼすことになる。加えて、広範な規制の枠組みとESGの問題が相まって、追加的な資本要件の要因となる可能性がある。

ITシステム、第三者から提供されるサービス及び革新的技術への業務依存度の増大、また地政学的危機によってその可能性が高まったサイバー脅威を背景に、ITリスクに適用される規制は強化されている。グループは、2024年下半年に施行される新NIS2指令と、2025年初頭から適用されるDORA規制の新たな要件を遵守できるように、組織を整備しつつ、徐々に対応する予定である。

気候リスクに関しては、欧州委員会、金融監督当局及びCSRD指令の要求事項に沿って、気候変動に伴う移行リスク及び物理的リスクの評価と監視を目的としてグループ内で相当の作業が実施されている。

また、顧客保護のための措置や、マネー・ロンダリングやテロ資金供与と防止対策を強化するために策定されたより厳格なルールが期限内に実施されるよう、コンプライアンス違反のリスクも注意深く監視されている。

最後に、保険リスクに関しては、グループは、金融コングロマリットの経営陣が課す新基準への対応、IFRS第17号の実施、保険会社に適用されるソルベンシー 指令の再改定による影響の予測等を目的とした多くのプロジェクトを実施してきた。

3.2 破綻処理制度の実施に関するリスク

規制は、第L.511-31条において言及する対策を適用した後に、グループ及びその全ての関係会社の中心的組織であるCNCMが債務不履行に陥った場合又はその可能性がある場合に、重要な機能の継続性を確保し、連鎖リスクを回避し、資本を増強し、又はグループの存続可能性を確保することを目的として、

クレディ・ミュチュエル・グループに関する倒産手続を開始する権限を、破綻処理当局に与えている。これらの権限は、損害が（一定の例外はあるものの）、債権の優先順位に従って、最初に資本性金融商品の減損又は転換によって負担された後、その他Tier 1及びTier 2資本性金融商品の保有者、フランス通貨金融法典L.613-30-3条第5項においてその他Tier 1又はTier 2資本性金融商品として言及されるもの以外の劣後債権の保有者によって負担され、次に非上位優先社債権者によって負担され、最後に上位優先社債権者によって負担される形で行使されなければならない。

破綻処理当局は、発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理ツールを実施する広範な権限を有しており、これには、第三者若しくは承継機関への事業の全面的若しくは部分的な譲渡、当該機関の資産の分離、負債性金融商品に関する債務者としての発行会社の代替、規制資本性金融商品の全部若しくは一部の減損、新規持分証券の発行による規制資本性金融商品の希薄化、負債性金融商品の全部若しくは一部の減損若しくは持分証券への転換、負債性金融商品の条件の変更（支払利息の満期及び/若しくは金額の変更並びに/若しくは支払の一時的な停止を含む。）、上場及び金融商品の取引承認の停止、管理職の解任、又は特別取締役の選任等が含まれる。

発行会社は、クレディ・ミュチュエル・グループ内部の財務上の連帯メカニズムの対象となっている。返済は全額、かかる財務上の連帯メカニズムが実施されるかというリスクにさらされることに注意を払う必要がある。

緊急時計画又は連帯措置の実施が中心的組織の関係会社（発行会社を含む。）の回復を促すのに不十分な場合、又はかかる緊急時計画の実施若しくはCNCMが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合には、クレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理は、全体ベースで決定される。実際に、連帯メカニズムの実施は、クレディ・ミュチュエル・グループの関係会社の合併を伴う。

財政的困難が立証された段階において（すなわち、（ ）欧州中央銀行が、連結ベースで決定されたクレディ・ミュチュエル・グループの破綻リスク（「破綻している又は破綻する可能性が高い」、すなわちFOLTF原則）について、単一破綻処理委員会に警告したとき、（ ）単一破綻処理委員会が、規則（EU）806/2014号（「SRMR」として知られる。）第18.1条に従い、又は国家連帯メカニズムに定めるとおり、連結ベースでのクレディ・ミュチュエル・グループのFOLTFを宣言した場合、（ ）緊急時計画又はこのメカニズムの枠内でCNCMが実施した対策が、破綻しているグループの回復を促すのに十分でないとき、又は（ ）かかる緊急時計画の実施若しくはCNCMが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合）、CNCMは、適宜、監督機関又は破綻処理機関の要請に従い、連帯に関連してこれらの機関が従う目的及び原則を遂行する完全な権限を有する。

財政的困難が立証された段階において、又は破綻処理の段階においては、CNCMの関係会社間には無制限の連帯が存在する。

発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループについてこれらの手段及び権限を実行することにより、重大な構造的変化が生じる可能性がある。

CNCMがその全ての関係会社の合併を要求されれば、債権者は、同順位の債権者となったCNCMの他の関係会社と競争関係となる可能性がある。事業の全部又は一部を譲渡した後に、当該債権者は、保有するローンの減損又は転換が行われなくても、残りの事業又は資産では債権者の全員又は一部が保有する請求権を十分に満たすことができない金融機関に対する債権を保有することとなる。

CNCMが破綻処理の開始時に全ての関係会社を合併していない場合、破綻処理機関は、他の破綻処理戦略（事業の譲渡、承継機関、資産の分離又はCNCMの全ての関係会社の組織的「ベイルイン」）を検討する可能性がある。破綻処理機関が組織的「ベイルイン」を適用すれば、CNCMの関係会社の流動性並びに全ての資本性金融商品及び適格債務は、損失を相殺し、CNCMの関係会社の資本を増強するために使用される可能性がある。この場合、価値の減額措置や適格負債の転換は、裁判所による清算における債権者の順位に従って行われる。「ベイルイン」は連結レベルの必要資本に基づくものだが、事業体ごとに比例ベースで適用される。つまり、同じクラスの全ての株主と債権者に対して、ネットワーク内の法的発行主体であるかにかかわらず、同じ減損・転換率が適用される。

上記の権限の行使は、投資家に損失をもたらす可能性がある。

4. グループの事業運営に関するリスク

4.1 オペレーショナル・リスク

規則（EU）575/2013号第4条第52項に基づき、オペレーショナル・リスクは、不適切な若しくは不備のある内部プロセス、人員及びシステム、又は外部的事由に起因する損失又は利得のリスクと定義され

ており、法的リスクを含む。2014年11月3日付命令は、オペレーショナル・リスクには、発生の確率は低い影響の大きい事象からのリスク、上記の規則（EU）575 / 2013号第324条に定義する内部及び外部不正のリスク、及びモデル・リスクが含まれると述べている。

2014年11月3日付命令は、モデル・リスクとは、ある金融機関が、原則として内部モデルのアウトプットに基づいて行った決定の結果として、かかるモデルの策定、実施又は使用における誤りのために被る可能性のある潜在的損失のリスクであるとしている。

このように定義されたオペレーショナル・リスクには、戦略リスク及び風評リスク（イメージ）は含まれない。

オペレーショナル・リスクに関連する主要なリスク要因は以下のとおりである。

- a. 資金又はデータを不正使用するためにグループ内外の人物が行う**外部及び内部不正**。特に支払手段に関するもの含む詐欺等、外部の不正は、グループにとってより大きなリスクとなる。
- b. グループがさらされており、グループの財務状態及び損益に悪影響を与える可能性のある**法的リスク**。
- c. その事業活動における財務又は銀行業務に関連する規則（法令又は規制、職業及び倫理基準、職業上の行動に関する指示又は倫理規範を問わない。）の**グループによる完全なる遵守の不足又は遅延**。かかるリスクは、様々な国が時として異なる複数の法律上及び規制上の要件を採用していることで増大する。
- d. 逸失利益の発生、損失及び顧客保護システムの散発的な弱化につながる可能性のある**グループのITシステムの障害又はITシステムに対する攻撃**。

2023年6月30日現在、本リスクにより発生した損失をカバーするため、19億ユーロの株主資本が配分されているが、必要資本が231億ユーロであった3月31日時点でそのうち8.2%がオペレーショナル・リスクに関するものであったのと比較すると、安定的な額となった。潜在的な損失の主なリスクは、（ ）社内外の不正並びに（ ）顧客、商品及び商慣行に対する方針に関連するリスク（法的リスクを含む。）である。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの損失実績の合計（該当する場合、保険の受取額を除く。）は、2023年度上半期のグループの純収益の約0.55%（43.9百万ユーロ）相当であった。

2022年度の損失比率実績に最も影響を与えたリスクは（ ）不正、（ ）顧客、商品及び商慣行に対する方針、並びに（ ）取引実施、交付及び処理管理であった。

不正は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの損失実績の38%（そのうち37%は社外不正）及び潜在的な損失の39%（オペレーショナル・リスクに係る資本要件に関連する部分）を占めた。

4.2 事業中断リスク

従業員、土地建物又はインフラの利用が困難になれば、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業が部分的又は完全に停止し、停止の範囲に応じてその利益が減少する結果を招く可能性がある。同様に、顧客がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの提供するサービスにアクセスできなくなれば、その財政状態に悪影響を及ぼす。このような状況では必然的に事業継続のための取決めについて調整を要することとなり、追加の費用が生じる。

2023年度上半期における主要な状況は、以下のとおりであった。

- ・ ロシア・ウクライナ間の紛争の関連では、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動の全て又は一部を脅かす可能性のあるサイバー攻撃のリスクは、専門のチームによって引き続き継続的に監視され、対策が強化された。活動の部分的又は完全な停止は、いかなる分野においても記録されていない。ただし、モスクワにおけるCICの駐在員事務所の活動は、2022年2月24日以降停止した。
- ・ 年金改革や6月末の暴動に関連して、フランス全土で多数のデモが発生し、事業の中断は主に支店網に集中した。そのため、一部支店の閉鎖を含む相当の損害が発生し、それぞれの状況に応じた危機管理計画を実施する必要があった。

4.3 気候リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、気候変動により、以下のリスクにさらされている。

- ・ 自然災害による物理的なリスク（100年に一度の洪水、暴風、ハリケーン、竜巻、台風及び地震）並びに自然災害から生じる環境リスク又は偶発的なリスク（汚染、ダム決壊、大火災及び原子力災害）
 - ・ 低炭素経済への移行リスクを含み、かつ分野ごとに異なるリスクを伴う移行リスク。これらは主として、気候変動に関する消費者行動、ビジネスモデル及び規制・税務環境の多かれ少なかれ急速な変化と関連している。
- a. **クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、特に以下の結果を招く物理的リスクに影響を受ける可能性がある。**
- ・ 資産の減損及び破棄により、信用リスクが増大する。
 - ・ 債務証券及び金融証券の評価の低下により、市場リスクが増大する。
 - ・ 保険金支払請求額とそれに伴う損害保険支払額の増加により、保険業務に関するリスクが増大する。
 - ・ グループのインフラ及び／又は従業員に対する請求の増加により、オペレーショナル・リスクが増大する。
- b. **クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、以下の結果を招く移行リスクに影響を受ける可能性がある。**
- ・ 過度にカーボンインテンシブなビジネスモデルにより、顧客が失われ、会社の収益性が低下する。
 - ・ リファイナンス費用が非財務業績に左右される度合いが高まる。
 - ・ エネルギー費用及び輸送費の増加。
 - ・ ファイナンス及びポートフォリオ上の有価証券がカーボンのタクソノミーに該当すれば、資本の積み増しが必要となる可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのセクター別方針により、介入の範囲を定義し、社会及び環境への影響（気候リスクを含む。）が最も重大な分野において事業を遂行するための基準を設定することが可能となっている。このため、企業、投資及び保険のポートフォリオ全てについて、セクター別方針に合うエクスポージャーを監視して、気候リスクに最も影響を受ける可能性のあるエクスポージャーの当初の測定値を提供している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、石炭、鉱業、炭化水素、民間原子力エネルギー、防衛・安全保障、航空・海運・道路部門におけるモビリティ及び農業という7つのセクター別の方針がある。2022年12月31日現在、セクター別方針について適格な金額は、417億ユーロ（2021年12月31日現在は363億ユーロ）であり、そのうち企業ポートフォリオの残高は267億ユーロであった。このポートフォリオにおいて、石炭及び炭化水素のセクター別方針に関連するエクスポージャーの割合は、それぞれ0.56%及び17.01%であった。

CISの直接及び間接カーボンフットプリントは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの段階で計算されたデータに含まれている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのフランスにおける直接カーボンフットプリント（グループのエネルギー消費、冷媒、保有車両及び出張に関連する。）は、2020年度から2021年度の間1%減少し、その企業ポートフォリオのファイナンスの間接カーボンフットプリント（貸付百万ユーロ当たりのCO2トン数で測定）は、2021年度から2022年度の間37%減少した。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの非財務業績と気候コミットメントに関する詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第5 提出会社の状況 / 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 / (1) コーポレート・ガバナンスの概要 / 社会的及び相互的責任」を参照のこと。

5. その他のリスク

EMTN目論見書記載の社債要項に定義された用語及び表現は、別段の規定がない限り、本項において同一の意味を有するものとする。

政府による監督及び発行会社の規制

フランス及び欧州の規制の枠組み

銀行規制

グループはプルーデンス規制・破綻処理庁（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution）（以下「ACPR」という。）、AMF及び欧州中央銀行（以下「ECB」という。）による広範な規制及び監督を受けている。また、単一破綻処理メカニズム（以下「SRM」という。）及び単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関及び一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則及び手続を定める2014年7月15

日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）806/2014号（以下「SRM規則」という。）（その後の改正を含む。）は、EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則（SRM規則を含む。）を2019年5月20日付の規則（EU）2019/877号（以下「SRM規則」という。）により改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、単一破綻処理委員会（以下「SRB」という。）及び国内の破綻処理当局に破綻処理の集中権限を委託した。SRM規則は、金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関してSRM規則を改正しており、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に施行され、2020年12月28日から適用されている。

SRBは、国内当局（ACPRを含む。）と緊密に連携しながら、国際的な金融機関及び銀行グループ、並びに、BFCMのような、ECBの直接監督下にある、又はユーロ圏内の国内の監督当局の直接監督下にある金融機関及び銀行グループに係る破綻処理計画及び破綻処理に係る決定の準備を担当する。ACPRは、今後、SRBの指示に従って破綻処理計画を実施する責任を有する。しかしながら、2015年1月1日以降、破綻処理計画に関するACPRの一定の権限は、SRBにすでに移転済みである。SRMは2016年1月1日から完全に運用されている。

グループに適用される銀行業に関する法令は、銀行及びその関係会社が従事する可能性のある業務について規定するものであり、銀行及びその関係会社の安全性及び健全性を維持し、リスクへのエクスポージャーを制限するために策定されている。また、グループはマーケティング及び販売活動について規定する金融サービスに関する法令に準拠しなければならない。過去の金融危機は、金融サービス業界の規制をより強化する結果を招いており、引き続き強化されることになる可能性がある。立法者、政府、規制当局、諮問グループ、事業者及び専門家の団体、並びに国内、欧州及び国際レベルの様々な委員会は、過去の金融危機を受けて一連の政策を採択又は提案している。現在までに採択されているか、又は採択の可能性のある政策には、資本及び流動性に関する要件の厳格化、金融取引に対する課税、商業銀行が実行可能な業務の種類（特に自己勘定取引及び投資並びにプライベート・エクイティ・ファンドの所有）又は一定の活動に関連する新たなリング・フェンス要件、一定の種類の財務活動又は商品（デリバティブ等）に対する制限、一定の債券の強制的な減額又は持分証券への転換、再生及び破綻処理制度の拡充、改訂されたリスク加重手法（特に保険事業に関して）、並びに強力な規制機関の新設（前記のような、一定の監督機能のECBへの移転を含む。）が含まれる。こうした監督業務には、金融機関に対するEUの一般的な銀行業規則に定められた全ての健全性要件を確実に遵守させること、監督調査（ストレス・テストを含む。）を実施すること、また、これらを踏まえて、必要とみなせばより厳しい健全性要件を金融機関に課すこと、安定したコーポレート・ガバナンスの実践及び自己資本比率の評価プロセス（最低自己資本規制要件、従業員の報酬に関する方針が一定のリスク管理方針と両立し得るようになる要件、並びに一定のマナー・ロンダリング防止方針、顧客確認及び監査統制手続に従う要件等）を課すこと、並びに破綻処理計画に関して監督業務を実施すること（例えば、ACPRの議長は、財政難に陥った金融機関の株主に対して、当初の出資を超える金額の当該金融機関に対する資本提供を求められることができる。）が含まれる。

最低自己資本比率、流動性比率及びレバレッジ比率

発行会社のような金融機関は、最低自己資本比率に係る要件を遵守しなければならない。こうした要件に加えて、発行会社のような金融機関に適用される主な規制として、リスク多様化及び流動性、金融政策、持分投資に係る制限、及び報告要件に関するものがある。本書提出日現在、発行会社又はその子会社は、営業を行っている様々な国において、関連する監督当局が設定した手続に従って特定の規制比率に係る要件を遵守している。

金融機関の事業へのアクセス並びに金融機関及び投資会社の健全性の監督に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2013/36/EU（以下「CRD指令」という。）並びに金融機関及び投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）575/2013号（以下「CRR規則」といい、CRD指令と併せて、以下「CRD規則」という。）は、バーゼル改革を実施する規制であるが、これにより金融機関の自己資本基準の強化及び最低流動性基準の設定を目的とした新しい資本及び流動性要件が設定された。CRD規則は、（後日効力を生じる一部の規定を除き）2014年1月1日に、フランスを含む全ての欧州連合加盟国で直接適用されるようになった。CRD指令は、（2016年1月1日から適用されている資本バッファの規定を除き）2014年1月1日に効力を生じ、2014年2月20日付の銀行改革（Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière）並びに2014年11月3日付の複数の政令（décrets）及び命令（arrêtés）により、フランス法に基づき施行された。

欧州委員会が2016年11月23日に発出した、CRD を含むEUの主要な指令及び規制を改正する複数の法案に続き、免除事業体、金融持株会社、複合金融持株会社、報酬、監督方法及び権限、並びに資本保全方法に関してCRD 指令を改正する、2019年5月20日付の指令（EU）2019/878号（以下「CRD 指令」という。）、並びに、レバレッジ比率、純安定調達比率、自己資本の基準、適格債務、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告及び開示要件に関してCRR規制を改正する、2019年5月20日付の規則（EU）2019/876号（以下「CRR 規則」という。）は、2019年6月7日に欧州連合官報（Official Journal of the European Union）で公表され、2019年6月27日に施行された。CRD 指令は政令第2020-1635号によりフランス法に組み入れられ、併せて本政令によりCRR 規則の一部廃止が実施された。同規則は、一定の例外を除き、2021年6月28日以降適用されている。

CRD に基づいて、フランスの金融機関は、その信用リスク、市場リスク、カウンターパーティー・リスク及びオペレーショナル・リスクを担保するため、最低自己資本を維持することが求められる。2014年1月1日以降、CRR規則に従って、発行会社のような金融機関は、最低比率として、8%の総自己資本比率、6%のTier 1資本比率及び4.5%の普通株式等Tier 1比率（それぞれ、金融機関の関連ある適格規制資本をリスク加重資産であるリスク・エクスポージャー合計で除して算出する。）を維持することが求められている。

本項において「適格規制資本」には、（ ）最低普通株式等Tier 1比率に関しては、普通株式等Tier 1資本（実質的に株式資本、株式払込剰余金及び利益剰余金）を含み、（ ）最低Tier 1比率に関しては、普通株式等Tier 1資本及びその他Tier 1資本（一定の要件を満たす下位劣後債）、並びに（ ）最低総自己資本比率に関しては、Tier 1資本及びTier 2資本及び（一定の要件を満たす下位劣後債）が含まれる。最低総自己資本比率を計算するために、リスク・エクスポージャー合計又はリスク加重資産には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び他の一定のリスクを考慮する金額が含まれる。様々な区分のリスク加重資産は、標準化された手法か、該当する銀行当局によって承認された内部モデルのいずれかを用いて、又は2つの手法の組合せにより計算される。

また関連規制当局は、フランスの金融機関に対して上記の要件を上回る自己資本を維持するよう求めることがある。さらに、フランスの金融機関は、カウンターシクリカル・リスク及びシステムミック・リスクを担保するための、全ての金融機関に適用される2.5%の資本保全バッファーを含む、一定の普通株式等Tier 1バッファー要件を遵守しなければならない。フランスにおいては、Covid-19のパンデミックという状況の中、金融安定化高等評議会（Haut Conseil de Stabilité Financière、以下「HCSF」という。）は、2020年4月、カウンターシクリカル・バッファー比率を0%に設定した。2022年初頭にCovid-19のパンデミックに関連する措置が終了したことを受け、2022年4月7日、HCSFはバッファー比率を危機前の水準である0.5%に引き上げることを決定した（2023年4月7日以降適用）。2022年12月27日、HCSFはカウンターシクリカル・バッファー比率を1.0%に引き上げることを決定した（2024年1月2日以降適用）。最新の決定では、HCSFは、今後12ヵ月以内にカウンターシクリカル・バッファー比率をさらに引き上げる意向はないと市場参加者に対して通知した。

さらに、関連規制当局は、監督上の検証及び評価プロセス（以下「SREP」という。）及びストレス・テストを毎年実施すると予想されている。これに関して関連規制当局は、銀行に対し、特定のリスクに対処するために最低限の要件を超える資本を保有すること（いわゆる「第2の柱」の要件）を求める権限を有し、さらに、より一般的には、追加的な流動性要件や、場合によっては他の規制上の措置を課す権限を有している（後記「監督措置」を参照のこと）。

CRR 規則に基づいて、フランスの金融機関は、連結ベースで、リスクの集中（ratio de contrôle des grands risques）に関する一定の制限を満たさなければならない。フランスの金融機関の単一の顧客（及び関係機関）に対する貸出金及び一定のその他のエクスポージャー（risques）の割合の総額は、金融機関のTier 1資本の25%、また一定の金融機関に対するエクスポージャーについては、その金融機関のTier 1資本の25%と150百万ユーロのうちいずれか高額な方を超過することはできない。一部の個別エクスポージャーは、特定の規制要件の対象となることがある。

フランスの金融機関は、それぞれ、各月末に、一定の短期及び流動資産の加重合計と短期負債の加重合計の比率を算出するよう求められている。この流動性比率（coefficient de liquidité）は常に100%を超えていなければならない。フランスの金融機関は、関連規制当局に申し出ること、かつ一定の状況下において、流動性リスクの算定について「先進的」手法を選択することができる。先進的手法の下では、金融機関は流動性リスクを判断し、その短期のコミットメントを履行するため常に十分な流動性を確保するために、内部手法を使用することができる。CRR 規則は、流動性規制を導入しており、こ

れにより金融機関は、その合計額が30暦日の期間にわたる重大なストレス状況において生じ得る純流動性流出を担保する流動資産を保有することを求められる。流動性力バレッジ比率（以下「LCR」という。）は、段階的導入期間を経て、現在完全に適用されている。加えて、バーゼル委員会の提言に基づき、CRR 規則は、通常の状態とストレス状況の両方における1年間の資金需要を満たすのに十分な安定調達額を保有するよう金融機関に指示する、最低水準を100%と設定された拘束力のある純安定調達比率（以下「NSFR」という。）を導入した。2021年6月28日以降適用されているこの要件は、短期のホールセール資金調達への過度の依存に対処し、長期資金調達リスクを軽減することを目的としている。

CRR規則に基づいて、各金融機関は、2015年1月1日から開始した当初観察期間を経て、2018年1月1日から欧州連合理事会及び欧州議会が実施する水準でレバレッジ比率を維持するよう求められる。レバレッジ比率は、各金融機関のTier 1資本を総エクスポージャー量で除したものと定義される。CRR 規則に基づいて、レバレッジ比率は3%とされる。

2021年10月27日、欧州委員会は、バーゼル の枠組みの移行を完了するため、金融機関の活動へのアクセス及び金融機関の健全性監督に関して、CRD 指令、CRR規則及びBRRD （以下に定義する。）を改正する3つの法案を公表した。

これらの提案は、特に、（ ）金融機関が自らの必要資本を計算するために用いる内部モデルにより、金融機関が負う信用リスク、オペレーショナル・リスク及び市場リスクが過小評価されることを防ぐために、それらのリスクに関する測定手法の調整を導入すること、（ ）リスク管理の一環として、環境及び持続可能性の成長に関連するリスク（以下「ESGリスク」という。）を体系的に特定、開示及び管理することを金融機関に求めること、並びに、健全性の枠組みにおけるESGリスクをさらに重視するために、国レベルの監督当局による気候に関する金融機関の定期的なストレス・テストを導入すること、（ ）現地の監督当局の監督権限と監督手段をさらに調和させ、監督枠組みの下で課せられる可能性のある制裁を強化すること、並びに（ ）欧州の銀行グループ内で、内部のMREL及びTLAC要件の算定を明確にする新たな措置を導入することを目的としている。

2022年11月8日、欧州連合理事会は、欧州委員会の法案に関する立場を決定した。2023年1月24日、欧州議会はかかる法案の修正案を公表した。これらの法案については、現在、欧州委員会、欧州連合理事会及び欧州議会において審議中であり、発効時期は2025年1月1日を予定している。

上記の措置を全て遵守すること及び要件の追加により、発行会社及び/又はグループの関連ある業務の連結ベースの収益及び利益の減少、一定の事業及び資産ポートフォリオの削減又は売却、並びに資産価値の減損につながるおそれがある。

実質破綻時の損失吸収及び破綻処理

EUの銀行破綻処理及び再生

2014年5月15日において、欧州議会及び欧州連合理事会は、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理に関するEU全体に及ぶ枠組みを制定することを定めた指令を採択した。すなわち、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2014/59/EU（以下「BRRD」という。）である。

2013年7月26日付の銀行業務の分離及び規制に関するフランス法（loi de séparation et de régulation des activités bancaires）（以下「SRAB法」という。）は、当初の草案の時点で既にBRRDの実施を実質的に見込んでいた。その後、2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号（Ordonnance n° 2015-1024 du 20 août 2015 portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière）（以下「2015年8月20日付政令」という。）は、フランス法をBRRDの最終版に適合させるために、SRAB法を改正（とりわけ、フランス通貨金融法典（Code monétaire et financier）第L.613-48条以下に定められた、金融機関に適用される危機の回避及び管理措置）する様々な規定を導入し、同法を補足した。加えて、フランス国内でのBRRDの実施をさらに進めるため（ ）再生計画、（ ）破綻処理計画及び（ ）金融機関又は組織の破綻処理の実行可能性を評価する基準に関する2015年8月20日付政令の規定を実施する、2015年9月11日付の3つの命令（décret et arrêtés）が2015年9月20日に公表された。

BRRD及びSRM規則（前記「フランス及び欧州の規制の枠組み」/「銀行規制」を参照のこと。）の目的は、金融の安定を確保し、納税者の被る可能性のある損失を最小限に抑え、倒産又は清算手続の前に、予防策として金融危機に対処するための共通の手段と権限を関係当局に提供することにある。当局（フランスにおいては、関連破綻処理当局により、ACPR又はSRBのうち該当する方）に付与される権限は、（ ）潜在的問題のリスクを最小限にするための予備的措置及び計画（準備及び予防）、（ ）初期段

階にある問題が生じた場合に倒産回避のため会社の状況悪化を初期段階で阻止する権限（初期介入）、及び（ ）会社の倒産が一般の利害に影響する場合に、重要な機能を保全し、納税者が損失にさらされることを最大限に制限しながら、秩序ある方法で会社を再建又は事業縮小するための明確な手段、の3つのカテゴリーに大きく分けられる。

最後に、2016年12月9日付法第2016-1691号により、優先証券（例えば、発行会社の場合は、本優先社債等）及び劣後証券（発行会社の場合は、本劣後社債等）の特定の順位を変更することなく、上位優先証券（発行会社の場合は、本上位優先社債等）及び非上位優先証券（発行会社の場合は、本非上位優先社債等）間の優先（chirographaires）証券の優先順位が導入され、金融機関の裁判上の清算（liquidation judiciaire）における債権者の優先順位が変更された。

EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則（BRRDを含む。）を改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、BRRDを金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関して改正する2019年5月20日付の指令（EU）2019/879号（以下「BRRD」という。）が、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に発効した。

BRRDは、銀行部門における破綻処理制度の実施に関する2020年12月21日付政令第2020-1636号（以下「本政令」という。）を通じて、フランスにおいて施行されている。特に、本政令により、倒産において資本に由来する債権の順位がCRR規則に定義する自己資本（以下「自己資本」という。）に由来しないその他の債権より下であることを確保するために、国内破産法を修正するよう加盟国に求めるBRRD第48(7)条が施行された。この規定は本政令により国内法制化され、倒産手続においてフランスの金融機関に適用される債権者の順位を規定する規則が修正された。かかる規定の発効前に発行された発行会社の劣後債務及び下位劣後債務については、その全部又は一部が自己資本として認識されているか、認識されてきた場合には、契約上の順位が維持される。

フランス通貨金融法典第L.613-30-3条 第5項は、2020年12月28日以降、金融機関の自己資本以外の負債は、自己資本と同順位とすることはできないと声明している。

その結果、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条 第5項に準拠して、劣後債務の中の新たな順位が設定され、2020年12月28日以降発行される発行会社の劣後債務及び下位劣後債務は、それらが完全に発行会社のTier 2資本商品又はその他Tier 1資本商品を構成しなくなった場合は、発行会社のTier 2資本商品又はその他Tier 1資本商品より上の順位となることとなった。

したがって、発行会社のいかなる行為もなしに、また本劣後社債等又はその他の本社債の所持人の同意を得ることなしに、（ ）本劣後社債等は、Tier 2資本商品として認識されている限りは適格劣後社債等として順位付けられ、Tier 2資本商品として認識されなくなった場合は自動的に不適格劣後社債等として順位付けられることとなり、また（ ）下位劣後債務は、その他Tier 1資本商品として認識されている限りは発行会社のその他Tier 1資本商品として順位付けられ、その他Tier 1資本商品として認識されなくなった場合は自動的に不適格その他Tier 1社債として順位付けられ、不適格劣後社債等と同順位となる。

本政令の発効日より前に発行会社により発行され、その全部又は一部が発行会社の自己資本として認識されており又は認識されてきた全ての劣後債務又は下位劣後債務は、その契約条項に従い、場合によって発行会社のTier 2資本商品又はその他Tier 1資本商品として順位付けられており、また発行済みである限りそのように順位付けられる。

2023年4月18日、欧州委員会は、危機管理及び預金保険の枠組みを公表した。この提案が採用されれば、当局はその規模・ビジネスモデルを問わず破綻した銀行に対して、広範なツールを用いて秩序ある市場から撤退を実施することが可能となる。特に、破綻した銀行から健全な銀行に預金者を移す等、銀行危機の際に預金者を保護するために業界が資金を拠出するセーフティネットの利用を促進することを目的としている。こうしたセーフティネット（預金保証制度や破綻処理基金）の利用は、引き続き第1の防衛線である銀行の内部損失吸収力を補完するものでなければならない。

改革案が実施されれば、債権ヒエラルキーの修正等が実施されることになる。既存のルールでは、預金者の順位を3段階に分類し、当該順位に基づき債権が破綻処理事案で評価される。付保預金及び預金保証制度の対象となる債権は、一般家庭及び中小企業の非付保預金より上位とされ、一般家庭及び中小企業の非付保預金はその他の非付保預金より上位とされている。フランスを含む加盟国の過半数では、非付保預金は、上位優先負債性金融商品（本上位優先社債等）の保有者等のその他の通常の無担保債権と同一順位である。

欧州委員会の提案では、2つの変更が盛り込まれることになる。つまり、預金保証制度の対象となる債権の「優遇制度」の撤廃と、全ての預金（付保預金、預金保証制度に基づく債権、一般家庭や中小企

業の非付保預金、その他の非付保預金)に対する単一の順位制度の創設である。その結果、上記の全ての預金は、通常の無担保債権(本上位優先社債等)より上位とされることになる。

その結果、欧州委員会の提案がそのまま採用された場合には、上位優先負債性金融商品(本上位優先社債等)は発行会社の預金と同順位ではなくなり、上位優先負債性金融商品(本上位優先社債等)は、全ての預金者の債権に対する支払権に劣後する。

この欧州委員会の提案は、最終的な採択(その日付は不明)に先立ち、欧州連合理事会及び欧州議会の中で審議される予定である。

破綻処理

BRRD及び本政令並びにSRM規則に基づき、関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が下記の事項を認めた場合には、金融機関が実質破綻時に達したとみなされた時(後記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。)に、かかる金融機関についての破綻処理手続を開始することができる。

(a) BBRD第32(4)条に基づき、(客観的な要素を根拠として)金融機関が破産している又は破産するおそれがあると認めた場合(下記の状況を含む。)

- () 金融機関が、継続的な認可の要件に、かかる認可の取消が正当化されるような方法で違反するか、又は近い将来に違反するおそれがある場合(金融機関が自己資本の全て又はそのうちの相当額を枯渇させる損失を被ったか、又は損失を被るおそれがあるという理由による場合を含むが、これに限定されない。)
- () 金融機関の資産が自己の負債を下回ったか、又は近い将来に下回るおそれがある場合
- () 金融機関が、債務又はその他の負債の支払期限が到来した時に、かかる債務又は負債を支払うことができないか、又は近い将来できなくなる場合
- () 金融機関が臨時の公的財政支援を要求した場合(加盟国の経済の著しい混乱を是正し、金融の安定性を維持するために、欧州委員会の公的支援枠組みの下で最終承認を得ることを条件として、支払能力のある機関に対して特別な公的財政支援が提供される場合に適用される限定的な例外事由に服する。)

(b) 私的整理によって破産を回避する合理的な見込みがない場合

(c) 資本性金融商品に関する場合を除き、破綻処理手続が公共の利益のため必要である場合

ペイルイン手法(後記「ペイルイン手法」を参照のこと。)に加え、BRRD及びSRMは、破綻処理当局に対し、金融機関又は一定の場合にはそのグループに関してその他の破綻処理措置を実施する広範な権限を付与する。かかる権限には、当該金融機関の事業の売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換又は代理、負債証券の条件の変更(満期及び/若しくは未払利息額の変更並びに/又は支払の一時停止の要求を含む。)、資本性金融商品の減額又は持分証券への転換(後記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。)、並びに金融商品の上場廃止及び金融商品取引の承認の取消が含まれるが、これらに限定されない。

かかる権限により、発行会社の事業の全部若しくは一部の譲渡、又はその資産の分割後、本社債権者が(資本性金融商品の減額及び転換が行われない場合でも)、発行会社の全ての若しくは一部の債権者(本社債権者を含む。)の債権を支払うには不十分な事業若しくは資産しか残存していない発行会社の債権者として残される可能性もある。

SRM規則は、SRBが破綻処理計画を支援するために使用することができる単一破綻処理基金(以下「単一破綻処理基金」という。)の設定を定めている。単一破綻処理基金は、発行会社等の重要な銀行に関してBRRDに従い実施された国内の破綻処理基金に代わるものである。この単一破綻処理基金は、銀行からの拠出金が財源である(かかる拠出金は、各銀行の債務(自己資本及び付保預金を除く。)の額に基づいており、リスク調整されている。)

また、BRRDには、上記破綻処理の方策を可能な限り最大限に課し、かつ実施した上で、金融の安定性を維持しつつ、追加の財務安定化方策によって臨時の公的支援を提供できる欧州連合加盟国向けの権利が、最後の手段として定められている。これは、公的資本支援と暫定的な公的保有方策から成る。このような臨時の財務支援は、EUの公的支援枠組みに従い提供されなければならない。

BRRD及びSRM規則の下では、損失吸収及び資本再構築に対する拠出の最低金額(全債務(自己資本を含む。)の8%)が、減額、転換その他を通じて株主、資本性金融商品の所持人及びその他の適格債務の所持人により行われるまでは、いかなる支援も利用することができない。

BRRD では、限られた期間について、破綻処理当局は、一定の状況(金融機関が破産している又は破産するおそれがある場合を含む。)において、金融機関が当事者である契約に従って支払及び引渡義務を停止する権限を有すると定められている。

これらの権限が将来どのように実行され、また発行会社及び／又はグループ並びに本社債にどれほどの影響を及ぼすかは依然として不透明である。したがって、BRRD又はSRM規則の発行会社及び／又はグループ並びに本社債権者への影響の全貌を評価するのは未だ不可能であり、現在BRRDにおいて企図されている、フランスの破綻処理当局又はその他の関連破綻処理当局によって取られる実際の又は想定上のいかなる措置も、本社債権者の権利、本社債への投資の価格若しくは価値及び／又は発行会社が本社債に基づく債務を弁済する能力に対し、悪影響を与えないという保証はない。

加えて、現在BRRDに定められている権限及びフランス通貨金融法典におけるその実施は、発行会社を含む金融機関及び大手投資会社（CRD に基づき当初の出資金として730,000ユーロの保有が義務付けられた会社をいう。）の運営方法に対して、また、一定の状況下においては、債権者の権利に対して影響を及ぼすことが予想される。

資本性金融商品の減額及び転換

資本性金融商品は、破綻処理手続に関連して、又は、以下に記載するその他特定の場合において、破綻処理手続を伴わずに若しくはそれに先だって、減額され又は株式若しくはその他の持分証券へと転換されることがある。これらに関連する資本性金融商品には、普通株式等Tier 1商品、本劣後社債等のその他Tier 1及びTier 2商品が含まれる。

関連破綻処理当局は、以下の状況下（いわゆる「実質破綻時」）においては資本性金融商品を減額し、又は株式若しくはその他の持分証券へと転換しなくてはならない。

- () 破綻処理手続が開始される前に、破綻処理の条件が満たされたと判断された場合
- () 適切な当局が、関連する資本性金融商品に関してかかる権限が行使されなければ、金融機関又はそのグループがもはや存続可能ではないと判断した場合
- () 金融機関が臨時の公的財政支援を要求した場合

資本性金融商品の元本金額は、前記「破綻処理」の(a)ないし(c)に記載される条件が満たされる場合にも、破綻処理手続に関連して減額され、又は株式若しくはその他の持分証券へと転換されることがある。

前記()ないし()に記載される条件の一つ以上を満たす場合には、普通株式等Tier 1商品がまず減額され、債権者に譲渡され、又は、かかる金融機関が破綻処理を開始しその純資産の額がプラスである場合には他の資本性金融商品及び適格債務の転換によって著しく希釈される。一旦これが生じると、他の資本性金融商品（まずその他Tier 1商品、次に本劣後社債等のTier 2商品）は減額されるか又は普通株式等Tier 1商品若しくはその他の商品（これらについても減額の可能性がある。）へと転換される。

発行会社は、監督の目的上、本劣後社債等をTier 2商品として取り扱い、クレディ・ミュチュエル・グループのレベルでの連結ベースのMREL比率に含めることを意図している。

関連破綻処理当局が資本性金融商品（本劣後社債等の劣後負債商品を含む。）について破綻処理手続とは関係なく又は破綻処理措置と組み合わせて減額／転換権限を行使することにより、本劣後社債等につき全額（すなわちゼロへの）若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性がある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、関連破綻処理当局による減額／転換権限の存在又は実際の行使（ベイルイン手法（後記「ベイルイン手法」を参照のこと。）及びその他の破綻処理措置の存在又は実際の行使と共に）により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

さらに、資本性金融商品の全額若しくは一部の減額、新株発行による資本性金融商品の希薄化、Tier 1及びTier 2に該当する追加の資本性金融商品（適格劣後社債等）の全額若しくは一部の減額又は追加の資本性金融商品（適格劣後社債等）の持分証券への転換等の一定の権限は、金融機関が特別な公的財政支援を必要とする場合には、欧州委員会の公的支援枠組みに基づき、各国政府当局による破綻処理手続（及びBRRDの枠組み）外で行使される可能性がある。

ベイルイン手法

前記「破綻処理」の項目に記載されるとおり破綻処理手続が開始された場合、BRRD及びSRM規則において関連破綻処理当局に付与される権限には「ベイルイン手法」が含まれる。これにより関連破綻処理当局は破綻時に金融機関のベイルイン可能債務を減額し又は持分証券に転換することができる。ベイルイン可能債務（本優先社債等の優先無担保債並びに2020年12月28日以降発行された本劣後社債等のような

その他の劣後債務（それらが完全にTier 2資本商品を構成しなくなった場合）及び2020年12月28日以降発行された下位劣後債務（それらが完全にその他Tier 1商品を構成しなくなった場合）を含む。）は、かかる破綻処理手続の結果として損失を完全に吸収する。関連破綻処理当局がペイルイン可能債務についてペイルイン手法を行使することが可能になる前に、前記「資本性金融商品の減額及び転換」に記載される優先順位に従って、資本性金融商品が最初に減額又は持分証券若しくはその他の商品に転換されなければならない。これが生じた後に、ペイルイン手法が以下のとおりペイルイン可能債務の減額又は転換のため利用可能となる。（ ）通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、資本性金融商品を除く劣後負債商品（2020年12月28日以降発行された本劣後社債等が完全にTier 2資本商品を構成しなくなった場合、及び2020年12月28日以降発行された下位劣後債務が完全にその他Tier 1商品を構成しなくなった場合を含む。）が減額又は普通株式等Tier 1商品に転換され、また（ ）その他のペイルイン可能債務（本優先社債等を含む。）は通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、減額又は普通株式等Tier 1商品に転換される（この目的において発行会社の場合は、本非上位優先社債等が本上位優先社債等に劣後する。）。

上記の結果として、（Tier 2資本商品として適格な）本劣後社債等の全額が破綻処理手続の開始前に減額又は転換されていない場合であっても、関連破綻処理当局が破綻処理の一環としてペイルイン手法を実施することを決めた場合、かかるTier 2資本商品（本劣後社債等の商品を含む。）の元本金額が最初に全額減額又は持分証券に転換されなければならない。さらに、以前にTier 2資本商品（本劣後社債等の商品を含む。）から転換された普通株式等Tier 1商品も、ペイルイン手法の適用の結果として減額される可能性がある。

ペイルイン手法の行使により、本社債につき全額（すなわちゼロへの）若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性もある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、ペイルイン手法の存在又は実際の行使（その他の破綻処理措置及び関連破綻処理当局による減額／転換権限（前記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。）の存在又は実際の行使と共に）により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

フランスの破綻処理当局のその他の権限について

フランス通貨金融法典（2015年8月20日付政令による改正を含む。）はまた、例外的な状況において、一般的なペイルイン手法が適用される場合、フランスの破綻処理当局は、特に以下の場合には、減額権限又は転換権限の適用から一定の負債を除外し又は一部除外することができるものと定めている：（a）合理的な期間内に、その負債に対しペイルインの処理を行うことが不可能な場合、（b）破綻処理下にある金融機関の重要な機能及び中核事業分野の継続性を維持するために、かかる除外が極めて必要かつ相応な場合、（c）金融市場インフラを含む金融市場の機能に著しい障害を来し、欧州連合加盟国の経済に深刻な混乱を生じさせるような悪影響が広範囲に及ぶ事態を回避するために、除外が極めて必要かつ相応な場合、又は（d）負債に対して通常のペイルイン手法が適用された場合、かかる負債がペイルインの適用から除外された場合と比較して他の債権者が被る損失が上回るような価値の破壊を招来する場合。したがって、フランスの破綻処理当局が、ペイルイン可能債務又は一定の種類のペイルイン可能債務を除外し又は部分的に除外すると決定した場合、除外されていないその他のペイルイン可能債務に対して実施される元本の減額又は株式への転換の程度は、上記の適用除外措置がとられたことを考慮して増額されることがある。その結果として、かかる除外された債務により負担されるはずであった損失が、他の債権者に全額転嫁されない場合には、フランスの「破綻処理・預金保証基金」（Fonds de garantie des dépôts et de résolution）又はその他欧州連合加盟国の同様の処理制度が、破綻処理下にある金融機関に対して、（ ）ペイルイン可能債務により吸収されていない損失を補填し、かつ破綻処理下にある当該金融機関の純資産額をゼロに回復させ、かつ／又は（ ）当該金融機関による資本再構成を目的として、破綻処理下にある当該金融機関の株式、その他の持分証券若しくは資本性金融商品を取得するために、一定の上限（かかる提供金額が当該金融機関の包括的債務の5%を超えないよう設定された上限を含む。）の下、資金の提供を行う。最終段階として、なお損失が出る場合、一定の条件に従い、追加的安定化策による臨時的公的財政支援が取られる。このような臨時的財政支援は、EUの公的支援枠組みに従い提供されなければならない。

自己資本及び適格債務の最低基準

ベイルイン手法が仮に必要となる場合にその有効性を確保するため、2016年1月1日以降、発行会社等のフランスの金融機関は、フランス通貨金融法典第L.613-44条に従って、常に、自己資本及び適格債務の最低基準（以下「MREL」という。）を満たさなければならない。MRELの目的は、秩序ある破綻処理を可能とすべく十分な損失吸収力を確保し、それにより公的資金に頼ることなく重要な機能の継続を確実にすることである。

BRRDの第45条(2)により、欧州委員会には、欧州銀行監督機構（以下「EBA」という。）による基準の草案の提出の後、また規則（EU）第1093/2010号の第10条から第14条に従って、MRELを設定する方法に関する評価基準を定める委任法を採択する権限が与えられる。EBAを定める規則（EU）第1093/2010号の第10条(1)に従って、欧州委員会は、当該条項に定められる特定の手続を考慮しEUの利益のために必要な場合には、基準の草案を一部のみ又は変更を加えた上で、承認することができる。

2016年5月23日に、欧州委員会は、BRRDを補完する、MRELを設定する方法に関する基準を特定する技術的規制基準である委任規則を採択した。

さらに、適用可能となった場合、CRR 規則は、とりわけ、金融安定理事会が2015年11月9日に公表したタームシート、最終的な国際基準に影響を与え、「自己資本及び適格債務最低基準」に適用される要件を修正する。現在及び新規の内容両方の実施、発行会社及び／又はグループ等の金融機関へのそれらの適用又はそれらに基づく措置の実施は現時点では不明確である。

加えて、関連破綻処理当局が発行会社及び／又はグループによる破綻処理可能性に障害が存在し得ると判断した場合、より高いMREL要件が課される可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 2023年度上半期の経済環境及び規制環境

1.1 経済環境

2023年度上半期中に持続したインフレ

当年度上半期において、中央銀行が金融引き締めを継続するなか、成長見通しに対する懸念が再燃した。インフレ、特にコアインフレが持続したため、欧州中央銀行（ECB）、FED、イングランド銀行（BoE）は金融引き締めを継続した。これに追い打ちをかけたのが、米国の地方銀行とクレディ・スイスの破綻に関連した金融不安であった。また、米連邦債務の上限引き上げを巡る協議や、米財務省が6月に義務を履行できない場合にデフォルトに陥るという見通しも、リスク回避の動きを加速させた。経済活動は、予想を上回ったものの減速の兆しを見せ、特にユーロ圏は第1四半期にテクニカル・リセッションに陥った。中国では、パンデミック後の経済再開に伴う経済成長の大幅な回復が第1四半期に観測された後、活動の回復は、特に製造業では期待を下回り、コモディティ価格の下落要因となり、当局による財政・金融支援拡大への期待が高まった。

ユーロ圏ではインフレ圧力が持続し、特にエネルギーと食品を除いたコアインフレ率は鈍化したものの6月に前年同月比5.4%増、総合インフレは5.5%増であった。このためECBは年初から主要金利を4回引き上げ、預金金利は150ベース・ポイント引き上げて3.5%とした。ECBはまた、歴史的な規模の資産購入プログラムの一環として取得した証券の再投資を行わず、銀行の長期資金供給オペの返済を実施することにより、バランスシートの縮小を加速させた。これらの措置は金融環境の引き締めに寄与し、貸出の鈍化につながった。一時期、金融投資家は、米国やスイス（UBSによるクレディ・スイスの買収）で発生した危機的状況を受け、システム的な銀行危機への懸念から、金融政策がやや緩和されることを期待していた。しかしながら、ECBはユーロ圏の銀行システムの強靱性に対する自信を確認し、金融の安定を確保するために必要であれば緊急措置を講じる能力があることを改めて表明した。労働市場は依然として逼迫しており、賃金圧力による二次的効果を助長していることから、ECBメンバーはさらなる金融引き締めの必要性を改めて強調した。このため、欧州の2年物国債利回りは当年度上半期に約50ベース・ポイントと明確に上昇し、10年物国債利回りは年初の水準からやや低下した。同時に、予想を上回ったものの、ユーロ圏がテクニカル・リセッション（2四半期連続で成長率がマイナス：2023年第1四半期及び2022年第4四半期は連続して成長率が前四半期比でマイナス0.1%であった。）に入り、ドイツで製造業を中心に経済成長が減速する兆候が見られた。さらに、イタリアのリスク回避姿勢の後退と経済活動の回復により、イタリアとドイツの10年物国債金利のスプレッドは、上半期末に50ベース・ポイントと大幅に縮小した。

フランスでは、2023年第1四半期の成長率は0.2%増と、2022年第4四半期の0%からプラスに転じたが、これは自動車輸出の急増とエネルギー輸入の減少を伴う対外貿易の回復に牽引されたもので、国内部門は引き続き苦戦した。2023年第2四半期の企業景況感指数と消費者信頼感指数は、サービス業を含め悪化し、現在、景気は収縮傾向にある。格付会社フィッチは、財政見通しに対する懸念、及び政府の改革見通しを困難にした年金改革実施後の社会的背景から、フランスの国債格付をAAからAA-に引き下げ、アウトルックもネガティブから安定的に変更した。しかしながら、S&Pはその後、格付をAAに据え置き、アウトルックはネガティブとした。

英国では、5月の総合インフレ率が前年同月比8.7%増、コアインフレ率が同7.1%増とインフレが持続し、労働市場の逼迫が予測を大幅に上回ったため、BoEは4回の会合で主要金利の引き上げを150ベース・ポイントから5%に加速し、6月の最終会合では50ベース・ポイントに戻した。さらなる金融引き締め観測は、国債利回りの急上昇（10年物：70ベース・ポイント上昇）、特に償還期間の短い国債利回りの急上昇（2年物：160ベース・ポイント上昇で、2022年秋に記録した最高値を上回った。）、及びポンド急騰（対ユーロで3.2%上昇）につながった。2023年第1四半期の前四半期比0.1%増の成長率やPMI活動指数の堅調さが示すように、企業活動は今のところ底堅さを維持している。

米国では、地方銀行の破綻及び米国国債のデフォルト懸念が当年度上半期の悪材料となり、大幅なボラティリティの要因となった。シリコンバレー・バンクを筆頭に、3月に地方銀行の破綻が続いたため、FEDと規制当局は、米国の信用機関を対象とした預金と流動性へのアクセスを保証する例外的措置（約3,000億ドルの流動性）の導入を余儀なくされた。それ以降、ファースト・リパブリック・バンクの買収を除き、預金残高の安定化とインターバンク市場の安定が示すように、銀行ストレスの兆候は緩和している。米国財務省によれば、6月上旬に国債デフォルトが発生する可能性があったが、1月中旬に連邦債務の上限に到達して、その懸念が強まった。5月末、ホワイトハウスと議会の野党共和党は、

2024年度と2025年度の歳出を制限することを条件に、上限を2025年まで、つまり2024年11月の大統領選挙後まで停止することを合意した。国債金利の乱高下の一因となったこうしたエピソードにもかかわらず、FEDは根強いコアインフレ（FEDが重視している5月のPCE指数は前年同月比4.6%増）と労働市場の正常化がまだ不十分である点に対処することに力を注いだ。FEDは主要金利を4回の会合で75ベース・ポイント引き上げ、目標レンジを5%～5.25%に設定した。その結果、短期国債の金利は急反発し、2年で50ベース・ポイント上昇した。FEDは6月に主要金利の据え置きを決定して一息ついたものの、引き続き需要が旺盛であるとの分析に基づき将来の利上げの可能性を示唆した。第1四半期の経済成長は引き続き力強く（前四半期比0.5%増）、サービス活動は減速しながらも拡大を続けた。こうしたダイナミクスに人工知能に対する熱狂の波が加わり、米国の株式指数は欧州の株式指数を大幅にアウトパフォームし、S&P500種指数は15%上昇したのに対し、ストックス欧州600指数は4%の上昇であった。

中国では、Covid後の経済再開に伴い、第1四半期の経済成長率がサービス業を中心に大幅に回復（前四半期比2.2%増）した後、特に内需と外需の収縮により製造業で勢いが鈍化する兆しが見られた。このような背景の下、インフレ率が非常に低い中、中国人民銀行は投資と消費を下支えするため、主要な短中期金利を引き下げて金融支援を強化した。しかしながら、その結果、人民元の対ドル安が加速し、4.8%下落した。加えて、スパイ疑惑やウクライナ戦争（ロシアの侵攻開始後1年経過）を巡り、米国との地政学的緊張が高まった。

新興国市場に関しては、ブラジルでは、ルラ政権が財政赤字の削減に取り組み、リアル高とボベスパ株価指数の上昇に見られるように、投資家の信頼が回復した。インフレ率は大幅な鈍化を続けたが、ブラジル中央銀行は上半期を通じて主要金利を据え置いた。

コモディティに関しては、OPECプラス諸国が価格下支えのために日量2.66百万バレルの減産を決定したにもかかわらず、中国製造業の低迷が原油価格の下落要因となった（13%下落の1バレル＝75ドル）。この減産が5月以降1日当たり1.16百万バレルの減産で実施され、さらにロシアの1日あたり500,000バレルの減産が年末まで延長され、サウジアラビアが7月以降1日当たり1百万バレル減産することを決定した。上半期初に上昇した工業用金属価格も、中国の需要低迷の影響を受けた。最後に、欧州のガス価格は、良好な天候、需要削減努力、供給の多様化により、35%下落し37ユーロ/MWhとなった。

1.2 規制環境

様々な国際機関及び欧州当局が採択する規制措置は、その営業している国々においてクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに大きな影響を与える可能性が高い。こうした規則の遵守は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業分野、活動及び地理的な市場の全てに関わるものであり、大規模な人的資源及び物的資源の動員を必要とする。

2023年上半期に発生したことは、規制的枠組みの基本的な必要性を再認識させると共に、高金利環境における特定のプレーヤーの脆弱性に関連したリスクの現実化を示すものとなった。実際に、米国の地銀やスイスの銀行破綻を受け、金融システムは当年度上半期に深刻な緊張にさらされた。加えて、一定の構造的リスクは依然として高く、特にサイバー攻撃のリスクは、世界の複数の地域における地政学的緊張の高まりを背景に増大している。

信用リスク

高インフレの状況下、金融政策の正常化に伴い、ユーロ圏の金利上昇は2023年において引き続き信用リスクに影響を与える主要因である。

欧州中央銀行（ECB）によると、不動産ローンや企業信用枠等の融資に関する貸出基準、すなわち銀行の内部ガイドラインや融資承認基準は、**2023年第1四半期と第2四半期に再び大幅に厳格化された**。一方、急激な金利上昇、設備投資の減少及び不動産市場の低迷の結果、融資需要は急激に落ち込んだ。

6月中旬、金融システムの安定性を監督するフランス金融安定理事会（HCSF）は、銀行による融資を規定する一定の基準を緩和することを決定したが、技術的な調整はごくわずかなものにとどまった。

欧州システミック・リスク委員会（ESRB）もまた、**欧州経済領域における商業用不動産セクターの脆弱性に関する勧告を発表した**。ESRBは、欧州当局及び各国当局に対し、商業用不動産セクターから生じるシステミック・リスクの監督体制を改善するよう勧告している。この分析によると、商業用不動産セクターの好ましくない動向が、金融システムや実体経済にシステミックな影響を及ぼす可能性がある。

欧州連合（EU）の立法機関は、指令2008/48/ECに替わる**消費者信用指令（CCD2）**について政治的な合意に達した。同指令は、消費者保護を高いレベルで保証しつつ、信用市場の円滑な機能を確保する

ことを目的としている。条文では、オンラインクレジットに関する消費者情報や広告に関する規則の厳格化や、借入人の支払能力をより厳格に評価することが規定されている。

市場リスク

エネルギー市場、英国の年金基金、米国の地方銀行の破綻、「ドミノ」危機、クレディ・スイスの買収等、直近数ヶ月の市場の緊張は、局地的な脆弱性がすぐに金融資産価格、流動性及びボラティリティに広範な影響を及ぼし得ることを示している。

金融安定理事会によると、世界の金融資産の約14%は、銀行と同様のリスクにさらされているノンバンクの金融仲介機関によって管理されている。これらの機関は、市場ショックが発生した場合、マージンコールや償還請求を通じて多額の資金調達ニーズに直面する可能性があり、その結果、強制的な資産売却を通じて不利な市場力学を高めることになる。レバレッジの高いプレーヤーは、こうした力学の影響を特に受けやすい。したがって、こうしたプレーヤーに適用される規制の枠組みを強化することが不可欠である。

欧州銀行監督機構（EBA）は、市場リスクを監視し、市場リスクに対する自己資本要件の算定を強化するために必要なツールを監督当局に提供することを目的として、**市場リスクに関する特定の報告要件（FRTB報告⁽¹⁾）に関する規制の見直し**を開始した。

欧州長期投資ファンド（ELTIF）は、エコロジーとデジタルの移行に必要な資金を調達するための長期投資を目的としたもので、現在では、中小企業を含む欧州のプロジェクトを支援できるよう、規制の枠組みが緩和されている。**欧州議会はELTIF 2.0規則を採択し、同規則は2023年末に発効する。**

証券化に関する規制・健全性の枠組みもまた、経済に対する資金供給の必要性、特に単純で透明性があり標準化された証券化に関する認定や、持続可能性要件（グリーンボンド基準）に適応するために改訂されている。

(1)FRTB： トレーディング勘定の抜本的見直し

支払能力リスク

バンキング・パッケージ規制の一部である**パーゼル の最終実施**は、欧州において進行中の規制の法制化（CRR 3⁽¹⁾及びCRD 6⁽²⁾、並びにソルベンシー の見直し）を通じて、金融機関及び保険機関の両方に適用される健全性要件を調整することによって欧州の金融安定性の強化に寄与するものである。

2022年12月、HCSFは信用供与保全準備金（カウンター・シクリカル銀行資本バッファ）の率を1.0%に引き上げることを決定し、最近になって、2023年中の追加引き上げを想定していないことを確認した。この要件は2024年1月2日に発効する。

EBAは、現在の不安定なマクロ経済環境における欧州の銀行セクターの強靱性を評価することを目的とした2023年に向けた**EU全体を対象とする新ストレステスト**を開始した。不利なシナリオの想定は、従来のストレステストよりも厳しいものとなっている。2023年7月末に公表される結果は、銀行に対する第2の柱要件の設定に使用される予定である。

フランスの銀行は、引き続き高水準の支払能力と流動性を維持している。現段階では、金融引き締めに適応し、金利上昇の恩恵を受ける態勢は整っている。

(1)CRR 3： 資本要件規則

(2)CRD 6： 資本要件指令

ITリスク

銀行は、ITシステム、サードパーティ・サービス及び革新的テクノロジーに対する業務依存度の高まりから生じる脆弱性やリスクに対処しなければならない。

地政学的危機によってその発生可能性が高まっているサイバー脅威は、ECBの監督上の優先事項の一つである。

ESRBは、サイバー・レジリエンスのためのマクロブルーデンス・ツールの発展を目的とした報告書を発表した。この目的のため、EU当局は、サイバー・レジリエンスのシナリオ・テスト、システムック・インパクトの許容目標及び金融危機管理ツールという3つの要素を進展させるよう奨励されている。

2025年初頭に適用される**デジタル・オペレーション・レジリエンス法規則**は、サイバー脆弱性を防止・緩和することを目的とする調整されたデジタル・オペレーショナル・レジリエンスの枠組みを構築するものであり、この枠組みにおいては、金融機関は、情報通信技術に関連するいかなる深刻な業務上の混乱にも耐え、対応し、回復できることを保証しなければならない。これと並行して、指令2016/1148に代わる、欧州市場のサイバーセキュリティの調和と強化を目的とした新たなNIS 2⁽¹⁾指令が2024年下半年に発効する予定である。

デジタル資産の規制に関しては、欧州議会が**暗号資産**（ビットコインや電子マネートークン等）の**送金を追跡し、マネーロンダリングを防止するためのEU初の規制**と、暗号資産市場（MiCA⁽²⁾）に関する規則に基づく顧客保護に関する共通ルールを承認した。

さらに、バーゼル銀行監督委員会（中央銀行総裁・銀行監督責任者から構成される。）は、**暗号資産**（伝統的なトークン化資産、ステーブルコイン及び裏付けのない暗号資産を含む。）**に対する銀行のエクスポージャーに関する健全性基準の最終版**、並びに2023年から2024年にかけての作業プログラム及び戦略的優先事項を承認した。

また、フランスや欧州レベルでも、仲介を排除した金融（DeFi⁽³⁾）に関する規制の検討が進められている。

(1) ネットワーク及び情報セキュリティ - 2022年12月

(2) 暗号資産市場

(3) 分散型金融又は仲介を排除した金融（「DeFi」）とは、暗号資産に基づく一連のサービスを指し、金融サービスに匹敵するもので、仲介者の介入なしに行われる。ブロックチェーン技術によって普及した分散化の原則に基づき、暗号資産に関連する技術革新、特に約定執行自動化（又はスマートコントラクト）の広範な利用をきっかけに発展してきた。

気候リスク

2023年3月20日に発表された気候変動に関する政府間パネルの総括報告書では、気候リスクはこれまでの推定よりもはるかに高いという結論が下された。

今後2年間で、欧州委員会は以下の実施を目指している。

- ・ 持続可能性リスクの管理を改善するため、金融セクター全体に対する新たな会計、信用格付、健全性及びマクロ・プルーデンシャル規制を導入すること。
- ・ ESG格付⁽¹⁾の信頼性と比較可能性を向上させること。
- ・ 金融システムの秩序ある移行を確保し、その完全性を保証する。

そのため、金融監督当局は、気候変動に関連する移行リスクや物理的リスクの評価と監視にますます注意を払うようになっている。ECBは、2023年/2024年の監督上の優先事項にこれらの対策を盛り込んでいる。

評価の第一の方法は、**ストレステストの実施**である。2022年度末にECBが実施した気候ストレステストは、持続可能な経済活動に投資された資産を評価・算出する長期のプロセスを金融セクターが徐々に展開しなければならないことを示している。一方、欧州保険・職業年金機構は、2023年初めに最初の気候ストレステストを実施した。最後に、欧州委員会は、Fit-for-55⁽²⁾パッケージが示唆する移行リスクに関連して、中期的な金融セクターの強靱性を評価するため、2023年から2024年にかけてストレステストを実施するよう、欧州の3つの監督機関に義務付けている。

第二の方法は、**金融機関の物理的リスクと移行リスクへのエクスポージャーを監視すること**であり、特に、ユーロ圏諸国の金融セクターのカーボンフットプリントと物理的リスクへのエクスポージャーを測定する一連の気候関連統計指標の実施を通じて、その展開が開始されている。

CSRD指令（企業サステナビリティ報告指令）は2022年末に公表された。同指令は2017年のNFRD（非財務報告指令）に代わるもので、企業が財務以外のパフォーマンスを報告する上で遵守しなければならない新たな義務が盛り込まれており、2024年1月1日から順次適用される。CSRDの主な目的は、企業（銀行を含む。）によるサステナビリティ報告を調和させ、公表されるESGデータの入手可能性と質を向上させることである。これらの動向により、自らもESG報告義務の対象となっている金融関係者の情報ニーズを満たすことが可能となる。CSRDは、4つの既存の欧州文書（会計指令、透明性指令、監査指令及び監査規則）を改正するものである。

グリーンクレーム指令は現在審議中であるが、あらゆる形態のグリーンウォッシングに対する措置を追加・強化することにより、企業が行う環境主張の枠組みを提供することを目的としている。したがって、「カーボンニュートラル」の主張は、「詳細な証拠」を伴わない場合、EUでは禁止されるべきである。さらに、EU市場に出回る一定の必需品が、森林破壊や森林劣化に寄与しないことを保証する「森林破壊ゼロ」のサプライチェーンに関する規則が策定中である。

最後に、2023年6月、欧州議会は、**企業のサステナビリティ・デュー・ディリジェンスに関する指令の提案に関する立法決議案**を採択し、同指令は機関間レベル（3者協議）での交渉に入ることになる。

(1) ESG：投資の持続可能性を評価するために用いられる3つの主要要素：環境、社会、ガバナンス

(2) Fit-for-55とは、2030年までに温室効果ガスの純排出量を少なくとも55%削減するというEUの目標である。提案されている立法パッケージは、EUの法律を2030年に向けた目標に合わせることを目的としている。

コンプライアンス・リスク

欧州レベルでは、銀行セクターに大きな影響を与える個人向け金融商品のマーケティングに関する重要な作業が進行中である。

2023年5月、欧州委員会はリテール投資に関する施策パッケージを採択した。同パッケージは、MiFID 指令⁽¹⁾、DDA指令⁽²⁾、UCITS指令、AIFM指令⁽³⁾、ソルベンシー 指令⁽⁴⁾に規定されている既存のルールを改正する「オムニバス」指令（リテール投資戦略指令）と、PRIIPs規則⁽⁵⁾を改正する改正規則で構成されている。この立法パッケージには、投資商品・サービスに関する個人投資家を対象とした情報提供の改善、標準化された表示や用語を課すことによるコストの透明性と比較可能性の向上、誤解を招くマーケティング慣行からの個人投資家の保護、ファイナンシャル・アドバイザーの専門資格の高水準での維持、また助言の提供なしに行われた販売に対する誘因報酬の禁止等による投資商品の販売における潜在的な利益相反の是正を目的とした措置が数多く含まれている。最後に、販売業者の報酬は、より厳格な保護措置及び強化された透明性要件の対象となり、実施措置は現在審議中である。

2022年、欧州委員会は、EUで施行されている消費者金融サービスの遠隔マーケティングに関するルール（デジタル市場とデジタル保護）の改革案も発表した。2023年6月に欧州連合理事会と欧州議会が暫定合意に達した後、機関間交渉が開始される。

欧州議会議員は、マネーロンダリング、テロ資金供与及び制裁回避防止対策の強化を目的としたより厳格な規制を承認した。この立法パッケージには、単一EU規則、第6次マネーロンダリング対策指令、欧州マネーロンダリング対策機関の設置規則が含まれる。欧州議会は、このAML/CFT法パッケージに関する協議を開始する用意がある。

ウクライナ危機を受け、EUは2022年2月24日以降10回目となる制裁措置の一環として、ロシアに対する新たな制限措置を採択した。

こうした措置の実効性を強化するため、欧州委員会は、EU全域での迅速かつ効果的な凍結作業と、被害者への迅速な補償を保証することを目的とした、（組織犯罪、汚職及びマネーロンダリングに対する世界的な対策の一環として）資産の回収と没収に関する指令を提案している。

(1) 金融商品市場指令 (MiFID)

(2) 保険販売指令 (IDD) 又は DDA (Directive sur la Distribution d'Assurance)

(3) オルタナティブ投資ファンド・マネージャー指令 (AIFM) は、欧州におけるヘッジ・ファンド・マネージャーの規制枠組みを提供するものである。

(4) ソルベンシー 指令は、保険会社に適用されるソルベンシー規制の現代化と調和を目指している。

(5) 欧州PRIIPs（パッケージ型リテール投資・保険商品）規則は、専門家以外の投資家に提供されるパッケージ型金融商品（投資ファンド、デリバティブ及び貯蓄型生命保険商品等）の契約前情報を標準化することを目的としている。

保険リスク

2022年に開始され、2023年も継続中である複数の規制プロジェクトは、以下のとおりである。

- 金融コングロマリット指令の適用による、監督目的のリスク集中及びグループ内取引の報告に関する**実施技術基準**の公表。同実施技術基準は、金融コングロマリット内の重要なグループ内取引と重

大なりリスク集中の報告の範囲と頻度を規定している。従うべき報告形式を定めており、2023年末から適用される。

- ・ 保険負債の測定及び保険会社の業績に重大な変更をもたらすIFRS第17号会計基準の2023年の実施のための準備。
- ・ 保険会社の支払能力要件に関するソルベンシー 指令の改正案。

その他の検討中の規制

- ・ 将来のデジタルユーロに関する作業は進展中であり、一部のEU加盟国の規制当局からの抵抗を受けている。
- ・ 即時譲渡の権利は準備中である。
- ・ 決済サービスに関する新たな指令（DPS 3）が検討されている。
- ・ 企業の財務情報及び非財務情報への集中的な電子アクセスを提供するESAP（欧州単一アクセス・ポイント）の創設
- ・ 標準化された欧州デュー・ディリジェンス義務の創設（3者協議中）：企業サステナビリティ・デュー・ディリジェンス指令（CSDDD又はCS3D）。

2. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動及び業績

以下に記載の増減率は、特段の記載が無い限り前年度同期比の数値である。

2.1 事業及び業績の分析

2.1.1 2023年度上半期の活動における変動

顧客預金

(十億ユーロ)	2023年 6月30日	2022年 6月30日	変動	2022年 12月31日
当座預金口座	197.2	231.8	-14.9%	221.7
リヴレ・ブリュ（Livret Bleu） 及びリヴレ・A（Livret A）	51.4	44.9	+14.4%	47.6
その他の預金通帳口座	75.2	78.0	-3.6%	78.0
住宅ローン貯蓄口座	39.9	41.8	-4.6%	42.0
ブローカー預金 ⁽¹⁾	77.6	42.0	+84.6%	52.4
その他	19.2	12.2	+57.0%	15.3
顧客預金	460.5	450.7	+2.2%	457.0

(1) 定期預金及びPEP

2023年6月末現在の預金残高は、前年度同期比2.2%増の4,605億ユーロであった。

2023年6月末現在、リヴレ・ブリュ及びリヴレ・A預金通帳口座の資金流入額は非常に高水準であった（預金残高は14.4%増で514億ユーロ超）。この増加は主に、貯蓄に関する有利な規制手段が継続され、預金通帳口座の金利が上昇したことによるものである。さらに、金融市場を取り巻く環境が要因となり、顧客は流動性と安全性の両方が高い商品を選択している。ブローカー預金（定期預金及びPEP）は前年度同期比84.6%増の合計で約780億ユーロであった。一方、当座預金口座からは345億ユーロ超の大幅な資金流出があり、住宅ローン貯蓄口座の預金は4.6%減少した。

顧客への貸出金

(十億ユーロ)	2023年 6月30日	2022年 6月30日	変動	2022年 12月31日
住宅貸出金	258.1	248.0	+4.1%	254.4
コンシューマー・クレジット	53.5	48.8	+9.6%	51.0
設備投資用貸出金及びリース	138.0	127.4	+8.3%	134.8
オペレーティング・ローン ⁽¹⁾	52.1	55.4	-5.9%	54.5
その他	8.3	6.4	+30.5%	7.4
顧客への貸出金	510.1	485.9	+5.0%	502.1

(1) 当座預金の引き落とし及びキャッシュ・フロー貸出金

2023年度上半期末現在の貸出金残高は、前年度同期比5.0%増の合計5,100億ユーロ超であった。金利は上昇したものの、主要な貸出金の区分全てで貸出金残高が増加した。

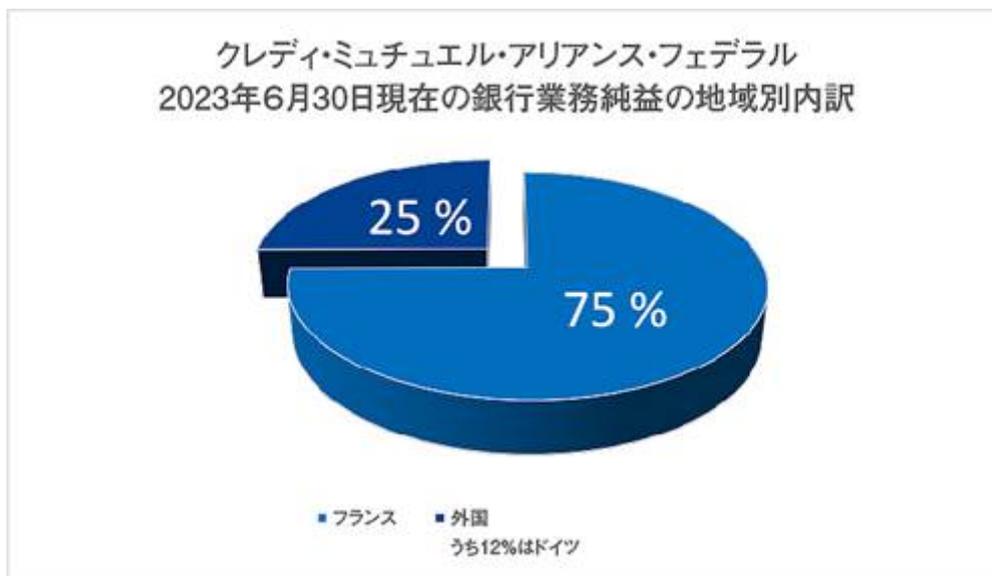
- ・ 住宅貸出金は4.1%増の2,581億ユーロであった。
- ・ コンシューマー・クレジットは9.6%増の535億ユーロであった。
- ・ 設備投資用貸出金及びリースは8.3%増の約1,380億ユーロであった。

2022年度と比較すると、残高の伸びは鈍化しており、2022年6月30日現在では前年同期比13.4%増、2022年12月31日現在では前年度比12.9%増であった。

2.1.2 収益の地域別内訳

グループの活動はフランスに集中しており、グループの銀行業務純益⁽¹⁾の4分の3超（2023年6月30日現在75%）をフランスが占めている。国際的には、グループはドイツと、それより規模は小さいもののスペインにおいて大規模な活動を行っている。CICも、ロンドン、ブリュッセル、ニューヨーク、香港及びシンガポールに外国支社を、その他複数の国々に駐在事務所を有している。こうした国際業務は、グループの銀行業務純益の約4分の1（25%）を占めている。

(1) 持株会社業務を除く。



2.1.3 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業績

(単位: 百万ユーロ)	2023年度上半期	2022年度上半期 プロフォーマ	変動
純収益	7,984	7,681	+4.0%
一般営業費	-4,649	-4,358	+6.7%
そのうち単一破綻処理基金への拠出金、監督費用及びDGF ⁽¹⁾ への拠出金	-281	-368	-23.6%
営業総利益	3,335	3,322	+0.4%
リスク費用	-679	-470	+44.4%
確定済リスクの費用	-653	-350	+86.4%
未確定リスクの費用	-26	-120	-78.5%
営業利益	2,656	2,852	-6.9%
その他の資産及びECC ⁽²⁾ に係る純損益	18	46	-60.6%
税引前当期純利益 / (損失)	2,674	2,898	-7.7%
法人税	-711	-781	-8.9%
当期純利益 / (損失)	1,962	2,117	-7.3%
非支配持分	87	98	-11.0%
グループ当期純利益	1,875	2,019	-7.1%

(1) DGF = 預金保険基金 (Deposit guarantee fund)

(2) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社の純損益の持分

純収益

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの2023年度上半期の純収益は、特に専門事業分野（プライベート・エクイティ及び保険を除く。）の強固な業績により、4%増の80億ユーロであった。リテール・バンキングは、経済状況の変化が劇的かつ影響が広範に及ぶものであったにもかかわらず、1.9%増加した。

(単位: 百万ユーロ)	2023年度上半期	2022年度上半期 プロフォーマ	変動
リテール・バンキング	6,062	5,947	+1.9%
そのうち銀行ネットワーク	4,194	4,167	+0.7%
そのうちコンシューマー・クレジット	1,532	1,452	+5.5%
保険	641	567	+13.0%
専門事業分野	1,455	1,229	+18.4%
アセット・マネジメント及び プライベート・バンキング	646	531	+21.7%
コーポレート・バンキング	296	214	+38.1%
資本市場	293	180	+63.3%
プライベート・エクイティ	220	304	-27.8%
その他の事業分野	-174	-63	x 2.7
クレディ・ミュチュエル・アリアンス・ フェデラルの純収益合計	7,984	7,681	+4.0%

2023年度上半期のリテール・バンキングの収益は、1.9%増加して60億ユーロを上回った。この増加分の大半はコンシューマー・クレジットが占めていた。

保険事業の純収益は13%増加した。この主な要因は、ウクライナでの紛争が開始した2022年度と比較して経済状況が好転したこと、また気候関連の保険金支払請求額が減少したことによるものであった。

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキングの純収益は、21.7%増加した。不透明なマクロ経済環境であったにもかかわらず、事業展開は好調であった。

コーポレート・バンキングの純収益は、プロジェクトファイナンスとアセットファイナンスの業務が好調で、38.1%増加した。大企業向け業務は、引き続き顧客の投資・中期プロジェクトに対して融資を行ったことによる恩恵を受けた。

資本市場の純収益は63.3%増加した。主に2023年3月に生じた金融市場のボラティリティは、2022年度上半期と比較して純収益（293百万ユーロ）が力強い増加を示したことを含め、業績に影響を及ぼさなかった。

プライベート・エクイティの純収益（2022年度上半期の304百万ユーロに対して220百万ユーロ）は、不透明なマクロ経済環境の中で堅調に推移した。

その他の事業分野の純収益は、銀行ネットワークを通じて行われた保険業務に関連したIFRS第17号による修正再表示の影響を受けた。

一般営業費及び営業総利益

2023年度上半期の一般営業費は、6.7%増の46億ユーロであった。

賃上げの影響も含め、従業員給付費用が増加全体の53%を占めた。その他の営業費用は、エネルギー費用、IT投資費用及び社会的配当に関連するスポンサー予算の増加の影響を受けた。監督費用と単一破綻処理基金への拠出金は24%減少した。

費用収入比率は2022年上半期と比べて1.5ポイント悪化し58.2%であったが、2019年-2023年戦略プランの目標に沿った形で推移している。

営業総利益は微増（0.4%増）の33億ユーロであった。純収益の増加により、営業費用の増加の影響を軽減することができた。

リスク費用及び営業利益

総リスク費用は、2022年度上半期比44.4%増の679百万ユーロであった。

この増加は、2つの相反する傾向によるものであった。

- ・ 大企業の格下げによる、ネットワーク顧客の確定済リスク、コンシューマー・クレジット及び、コーポレート・バンキングの費用増加。この悪化は、Covid危機以降続いてきた不確実なマクロ経済環境を反映したものである。
- ・ 未確定リスクの費用の減少は、正常貸出金から不良債権への振替に関連したものであり、その結果未確定リスクの費用が減少し、確定済リスクの費用が増加した。

不良債権比率は、2022年度末比で上昇し2.7%であったが、2019年度末の水準（3.1%）を下回っている。

貸出金残高に対する顧客への貸出金に関するリスク費用の比率は24ベース・ポイントであり、同比率も2022年度末比で上昇し、2019年度末の水準（27ベース・ポイント）に達した。

貸出金残高（単位：百万ユーロ）	2023年6月30日	2022年6月30日	2022年12月31日
顧客への貸出金（バランスシート上の純残高）	510,090	485,933	502,097
貸出金総額	519,956	495,603	511,668
不良債権総額	13,938	12,363	13,181
債権の減損に係る引当金	-9,866	-9,670	-9,571
そのうち不良債権の減損に係る引当金（ステージ3）	-6,546	-6,199	-6,278
そのうち正常債権の減損に係る引当金（ステージ1及び2）	-3,320	-3,471	-3,293
貸出金総額に占める不良債権の割合	2.7%	2.5%	2.6%

リスク費用の増加により、営業利益は2022年度上半期比で6.9%減少した。

その他

その他の資産及びECCに係る純損益は18百万ユーロであり、その内訳は持分適用会社の純利益の持分のみであった。2022年度上半期の同項目（46百万ユーロ）には、BNPパリバに対するFLOAの処分益が含まれていた。

税引前利益

税引前利益は、2022年度上半期比で7.7%減少した。

当期純利益

不確実なマクロ経済環境の中、当期純利益は155百万ユーロ減（7.3%減）の20億ユーロであった。グループに帰属する当期純利益は、7.1%減の19億ユーロであった。

2.1.4 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業務別業績

2.1.4.1 フランス及びヨーロッパにおけるリテール・バンキング及びコンシューマー・クレジット

(単位：百万ユーロ)	2023年度上半期	2022年度上半期 プロフォーマ	変動
純収益	6,062	5,947	+1.9%
一般営業費	-3,962	-3,798	+4.3%
営業総利益	2,100	2,149	-2.3%
リスク費用	-614	-461	+33.1%
確定済リスクの費用	-548	-336	+63.0%
未確定リスクの費用	-66	-125	-47.4%
営業利益	1,486	1,687	-11.9%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	2	2	有意差なし
税引前当期純利益 / (損失)	1,488	1,689	-11.9%
法人税	-456	-523	-12.7%
当期純利益 / (損失)	1,032	1,167	-11.6%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の持分

リテール・バンキング・セグメントは3つの事業分野から構成されている。

- ・ 14連合体のクレディ・ミュチュエルの地元銀行、CICのネットワーク、バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル (Banque Européenne du Crédit Mutuel)、ベオバンク (Beobank) 及びスペインのタルゴバンク⁽¹⁾ から構成される銀行ネットワーク
- ・ コフィディ・グループ (Cofids Group) 及びドイツのタルゴバンクから構成されるコンシューマー・クレジット
- ・ 支店ネットワークによりその商品を販売している専門事業分野子会社：設備リース及び買取りオプション付きリース、不動産リース、ファクタリング、並びに不動産販売及び管理

(1) スペインのタルゴバンクは、2022年12月22日のグループによるABANCAに対する売却可能性の公表に伴い、2023年6月30日現在でIFRS第5号（売却目的保有資産）に基づき分類された。

銀行ネットワーク

クレディ・ミュチュエル、ベオバンク及びBECMの銀行及び保険ネットワーク

2023年6月末現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの中心的な事業であるクレディ・ミュチュエル及びベオバンクの地元銀行の銀行及び保険ネットワークは、純収益合計の25%超を占めていた。純収益は、純利息マージン（0.5%増）と手数料収入（1.3%増）がけん引し、0.5%増の20億ユーロであった。ベオバンクを除くと、純利息マージンは3.1%の減少、手数料収入は1.4%の増加であった。

営業費用は4%増の約16億ユーロであったが、SRFへの拠出金（2023年度における新たな算出基準）の減少が含まれており、この費用は36百万ユーロ減少した。

総リスク費用は、39.3%増の79百万ユーロと大幅に増加した。その主な要因は、2023年6月末現在の確定済リスクの費用が急激に増加し、39百万ユーロから75百万ユーロになったことであった。クレディ・ミュチュエルの地元銀行の銀行及び保険ネットワーク（ベオバンクを除く。）において、貸出金に対する確定済リスクの費用の比率は依然として低いままであった。2022年6月末現在の5ベース・ポイントに対して2023年度上半期は8ベース・ポイントであった。

税引前利益は、15.8%減（74百万ユーロ減）の約400百万ユーロであった。

以上から、2023年6月末現在の銀行ネットワークの純利益は、前年度同期の317百万ユーロから14%減の273百万ユーロであった。

事業活動：クレディ・ミュチュエルの地元銀行

2023年6月末現在、クレディ・ミュチュエルの銀行及び保険ネットワークの顧客数は1%増加（90,000名増）し、8.7百万名を上回った。顧客合計の86%を占めるリテール顧客は0.7%増加した。増加率は法人及び事業市場の方が高く、それぞれ法人顧客が7%増（3,800名増）、事業顧客が4.5%増（30,000名増）であった。

2023年6月末現在の預金残高は、前年度同期比4.7%増の2,531億ユーロであった。

魅力的な金利を背景とした定期預金からの資金流入により、2023年6月末現在の預金残高は148億ユーロと急増した（88.7%増）。リヴレ・ブリュ及びリヴレ・Aの預金通帳口座でも資金流入量が増加し、預金残高は前年度同期比8.1%増の約735億ユーロであった。

2023年6月30日現在の貸出金残高は4.3%増の1,822億ユーロであった。この増加の要因は、投資用貸出金と住宅貸出金がそれぞれ9.1%と4%増加したことであった。

マルチサービス戦略の実施により、顧客に対して販売する商品が拡大した。

- ・ 損害保険契約及び医療保障保険契約（生命保険及び貸付保険を除く。）の契約件数は、前年度同期比2.5%増の13.1百万件であった。
- ・ 携帯電話契約件数は、前年度同期比1%増の853,000件であった。
- ・ 住宅用遠隔監視契約数は5.4%増加し、221,000件を上回った。

収益に関しては、クレディ・ミュチュエルの地元銀行のネットワークの純収益は0.8%減で18億ユーロ超であった。この要因は、手数料収入の緩やかな増加（1.5%増）と純利息マージンの減少（3%減）によるものである。

一般営業費は、4.3%増加して14億ユーロ超であった。

費用収入比率は3.7%悪化し77%となり、営業総利益は14%超減の429百万ユーロであった。

総リスク費用に関して、2022年度上半期末の引当金（純額）が54百万ユーロであったのに対して75百万ユーロであった。この増加は、確定済リスクの費用によるものであり、同費用は業績不良の取引相手の急激な悪化を反映して前年度同期比で85%増加した。

2023年6月末現在の税引前利益は、21%超減の355百万ユーロであった。

以上から、2023年6月末現在の純利益は前年度同期比19.4%減の245百万ユーロであった。

事業活動：ベオバンク

2023年6月末において、金融引き締めと金利の上昇に伴う緊迫した環境が続く中、ベオバンクは全ての商品ラインにおいて非常に良好な業績をあげた。ベオバンクは引き続き成長分野で拡大し、住宅貸出金（4.3%増）、企業向けの貸出金（8%増）、コンシューマー・クレジット（2.3%増）及び損害保険（ポートフォリオは12.9%増）で増収となった。クレジットカードの残高は引き続き増加し、2022年度上半期比で5%増加した。

6月末現在の貸出金残高は83億ユーロ（3.8%増）であり、預金残高は定期預金に支えられ4.1%増の73億ユーロであった。

ベオバンクの上半期末現在の純収益は159百万ユーロ（2022年6月末比18.7%増）、当期純利益は約28百万ユーロであった（2022年6月末比で2.2倍）。

バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル（BECM）

BECMは、地域経済、並びに法人及び不動産会社市場にサービスを提供するクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社である。従業員の専門知識及びクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業センターが提供する全ての業務を活かして、BECMは約21,000名の顧客にサービス

を提供している。45の支店から構成される営業ネットワークは市場ごとに組織され、31支店が一般事業市場に、14支店が不動産市場にサービスを提供している。

当年度上半期中の新規投資用貸出金は、企業向けに769.2百万ユーロ、不動産会社及び投資家向けに744.3百万ユーロであった。不動産業者への短期融資は、新規住宅受注の減少の影響を受け、合計で984.4百万ユーロであった。

平均月次資本に基づき測定された顧客への貸出金は上半期中0.5%増の181億ユーロであった。預金は上半期中2.2%増の104億ユーロであった。

連結範囲を同一として比較した場合⁽¹⁾、BECMの純収益は4.8%減の165.9百万ユーロであった。当期純利益は2022年度上半期比20.5%減の72.2百万ユーロであった。

(1) 2022年度のデータでは、2022年度下半期に売却されたドイツにおける企業向け事業の数値を除く。

CICの銀行及び保険

約44,000名の新規顧客を獲得し、2023年6月末現在でCICの銀行ネットワークは5.6百万名超の顧客を擁しており、前年度同期比1.1%増であった。事業顧客数及び法人顧客数（約1百万名）はそれぞれ3.2%増及び4.1%増、リテール顧客数（全体の79%）は1%増であった。

2023年6月末現在の預金残高は、3.8%増の2,418億ユーロであった。

定期預金は特に堅調で、2023年6月末現在の総額は12ヶ月で3倍の326億ユーロであった。預金通帳口座からの資金流入は、前年度同期比横ばいの総額415億ユーロであった。

一般的に、資金流入は、金利の上昇や、不安定な金融市場を背景とした安全で流動性の高い商品に対する顧客の関心によるものであった。

2023年6月末現在の貸出金残高は、前年度同期比3.6%増の合計2,256億ユーロであった。2023年度上半期において、全ての貸出金の区分において貸出金残高の増加は引き続き堅調であった。

- ・ 住宅貸出金残高は5.2%増の1,004億ユーロであった。2023年上半期の貸付実行総額は、2022年度下半期初頭に観測された減速を受けて29.8%減の72億ユーロであった。
- ・ 投資貸出金は、9.8%増の529億ユーロであった。
- ・ コンシューマー・クレジット残高は5.9%増の64億ユーロであった。

マルチサービス戦略によって顧客向け販売商品が増加した。

- ・ 損害保険契約及び医療保障保険契約（生命保険及び貸付保険を除く。）は、前年度同期比3.3%増の6.4百万件であった。
- ・ 携帯電話契約件数は前年度同期比1.1%増の567,000件であった。
- ・ 住宅用遠隔監視契約数は、4.3%増で120,000件を上回った。

収益面では、CICの銀行ネットワークの純収益は、1.1%増の約20億ユーロであった。この要因は、手数料収入の増加（4.5%増）及び純利息マージンの2.3%減であった。

一般営業費は、5.4%増の約13億ユーロであった。一般営業費には、SRFへの拠出金の減少が含まれており、これにより一般営業費は10百万ユーロ減少した。

費用収入比率は、2.7パーセンテージ・ポイント悪化して65.4%となり、営業総利益は6.3%減の671百万ユーロであった。

リスク費用には、2022年度上半期末の引当金（純額）が80百万ユーロだったのに対して100百万ユーロであったことが反映されている。この増加は、確定済リスクが業績不良の取引相手の悪化を反映して4倍になったことによるものであった。

2023年6月末の税引前利益は、10.1%減の570百万ユーロであった。

以上から2023年6月末の当期純利益は、2022年度6月末比10%減の406百万ユーロであった。

コンシューマー・クレジット

コフィディ・グループ

コフィディ・グループは、コフィディ（Cofidis）、クレアティス（Créatis）及びモナバンク（Monabanq）の3つのブランドを通じて運営されている。フランス、ベルギー、スペイン、イタリア、ポルトガル、チェコ共和国、ハンガリー、スロバキア及びポーランドの欧州の9ヶ国に拠点を有するコフィディ・グループは、約5,740名の従業員を雇用している。

当期上半期の事業に関しては、コフィディ・グループは、リファイナンス金利が高水準で推移する中意図的にマーケティング投資を減速したものの、2022年度上半期の活動水準と同水準の48億ユーロの新

規取引があり、非常に好調であった。この好調な活動水準は、主に17%増加した紹介事業において見られた。ダイレクト事業は以下の理由により12%減少した。オンライン事業は2022年6月比で16%増加した。貸出金残高は、2022年6月末比12%増の188億ユーロであった。

モナバンクはリモート・バンキングの展開を強化する方針であり、その結果、預金残高が14%増加し、口座数が増加した。

当年度当初の重要な要因は、リファイナンス金利の継続的な上昇であり、これが純収益に大きな影響を及ぼした。しかしながら、貸出金残高の急増と手数料収入の増加により、純収益の減少は限定的で678.8百万ユーロであった。

一般営業費用ではほぼ横ばいであり、事業の成長に連動した自動的な増加が商業投資の減速により相殺された。

リスク費用は、貸出金残高比2.5%と引き続き抑制されたままで、前年度同期比より30ベース・ポイント上回った。不履行と回収実績は、Covid発生前の時期を上回るか、それに近い結果であった。依然としてCovidの期間の恩恵を受けて延滞金額が過去最低水準であった2022年度と比べても2023年度はリスクが増加した。

当期純利益は2022年6月末比74%減の23.1百万ユーロであった。

ドイツのタルゴバンク

タルゴバンクは、250を超えるドイツの都市で営業しており、3.7百万名のリテール顧客及び法人顧客のニーズに応じて、個人向けの日常的な銀行、コンシューマー・クレジット・保険ソリューション、及び法人向けファクタリング及びファイナンス・リース・ソリューションを提供している。また、同行は、「ミッテルシュタンド (Mittelstand)」セグメントの上位企業のニーズもカバーしている。

2023年6月時点の新たな個人割賦払いローンは、2022年6月比で微減の約30億ユーロであった。

リテール・バンキングでは、貸出金残高は2022年度上半期比で10%増の208億ユーロであった。顧客預金残高は255億ユーロであった。

タルゴバンクは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのコンシューマー・クレジット事業の当期純利益に181百万ユーロ寄与した（前年同期比で29%増）。より有利な金利環境とリテール・バンキングポートフォリオの成長がこの増加の主な要因であった。純収益は14%増加した。

「銀行ネットワーク」及び「事業別子会社」の区分に属する事業活動では、ファクタリング及びリースの事業が拡大し、顕著な回復を示した。

タルゴバンクは、当年度も17回連続でトップ・エンプロイヤーズ・インスティテュート (Top Employers Institute) から最優秀雇用者に選出された企業の1社となった。特に、審査機関は健全性、会社の価値観及び社会的責任への取り組みの一貫性を評価した。例えば、タルゴバンクは2月以降「性差別反対宣言 (Together against sexism)」のアライアンスに参加している。4月にタルゴバンクは、リーグ2部所属のフォルトゥナ・デュッセルドルフ (Fortuna Düsseldorf) ・サッカークラブとの間で戦略的提携に調印した。フォルトゥナ・フォー・オールはドイツにおけるユニークな取り組みであり、クラブのホームマッチの無料チケット提供、また若者に対する社会的コミットメントを促進する場としてスタジアムを利用する等、サッカーをファンに還元することを目的としている。

事業別子会社

2023年度上半期末現在で、リテール・バンキング内の補助的事业分野（リース、ファクタリング及び不動産）は、336.1百万ユーロの純収益（2.4%増）及び62.4百万ユーロの当期純利益（2022年度上半期は66.8百万ユーロ）を生み出した。これらの数字は、ネットワークに対する支払手数料の控除後のものである。

2.1.4.2 保険

(単位：百万ユーロ)	2022年度上半期		
	2023年度上半期	プロフォーマ	変動
純収益	641	567	+13.0%
一般営業費	-58	-51	+14.8%
営業総利益	583	517	+12.8%

その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	-5	-1	x 5.6
税引前当期純利益 / (損失)	578	516	+12.0%
法人税	-135	-110	+23.1%
当期純利益 / (損失)	443	406	+9.0%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の持分

グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル (Groupe des Assurances du Crédit Mutuel) (GACM) は、バンカシュアランスにおける50年間超のイノベーションが生み出したものである。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの顧客及び構成員に貢献することを目標として、グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエルの事業は、ローカル・ネットワークの強さと相乗効果を促進する技術統合によって推進されている。

収入保険料は、2022年度上半期比13.6%増の75億ユーロであった。2022年度と同様に、貯蓄及び退職保険事業は成長を続け、保険料は16.7%増の42億ユーロであった。主にフランスで行われている同事業 (41億ユーロ、16.2%増) は、ファンドに対するユーロ建の支払が急増したことに牽引された。保険料におけるユニットリンク (UL) 契約が占める割合は29%に低下した (2022年度6月末は43%)。5月末にユーロ・ファンドから大幅な純流出が生じた市場において、ユーロ・ファンドに対する保険料収入がプラス (2億ユーロ増) であったGACMはフランスにおいて際立っていた。ユニットリンク契約の保険料収入もプラスの9億ユーロであった。

損害保険と個人向け保障保険の収入保険料は、合計33億ユーロであった。損害保険は4.8%増加し、自動車保険が4.0%、賠償責任保険が5.7%増加した。一方、医療・個人向け保障保険・貸付保険は4.9%増加し、医療保険が4.7%、個人向け保障保険が4.8%、貸付保険が5%増加した。全体で、契約ポートフォリオは、当半期中1.6%増の37百万ユーロであった。

外国子会社による収入保険料は合計303百万ユーロで、そのうち87百万ユーロがベルギー、216百万ユーロがスペインにおけるものであった。GACMは2023年7月12日、GACM・エスパーニャ (GACM España) の全資本をアクサ・セグロス・ヘネラル・SA・ド・セグロス・イ・レアセグロス (Axa Seguros Generales, S.A. de Seguros y Reaseguros) に約310百万ユーロで売却した。この売却は、2023年下半期の財務書類に反映されることになる。

ネットワークに対する支払手数料は10億ユーロに増加し、そのうち8億ユーロがクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体に支払われた。

中間期利益がIFRS第17号及びIFRS第9号で測定された最初の時点である2023年6月30日現在の当期純利益に対するGACMの寄与は443百万ユーロであった。当該寄与は、2022年6月30日のIFRS第17/9号のプロフォーマ上の利益に対する寄与 (406百万ユーロ) と比較すると9.0%増加した。この増加は、2022年度上半期よりも天候関連の保険金支払請求額が少なく、市況が好調だったことによるものであった。IFRS第4号に基づいて2022年6月に報告された利益に対する寄与 (422百万ユーロ) と比較すると、5.0%の増加であった。

純収益に対するGACMの寄与は、13.0%増の641百万ユーロであった。IFRS第17号に基づき、純収益には保険契約に関連する費用⁽¹⁾、すなわち費用の大部分が含まれている。一般営業費に現在含まれている費用は、関連のない費用のみである。純収益の増加は、ウクライナにおける紛争が開始された2022年度よりも良好な経済環境下における財務成績が主な要因であった。2023年度は、株式市場の上昇により、IFRS第9号に基づき純損益を通じて公正価値で測定するGACMの株式ポートフォリオを裏付けとする有価証券の評価額が増加した。

保険事業及び再保険事業の収益は微減であった。損害保険は、保険金支払請求費用に対するインフレの影響によって悪影響を受けた。

この減少は、2023年度上半期中の自然事象に対する費用の減少によって相殺された。同期間中の大規模な事象はフランス西部の6月の地震のみで、GACMが負担する費用は20百万ユーロと見積もられている。2022年度上半期は、多くの天候関連保険金支払請求額 (連結財務書類表上の費用は211百万ユーロ) があったことにより収益は悪影響を受けた。

したがって、IFRS第17号に基づくGACMの損害保険結合レシオは、2023年度上半期において96.3%⁽²⁾であった。

GACMの株主資本は2022年度比0.3%増の111億ユーロであった。その他の包括利益を通じて公正価値で測定された金融資産の変動は、GACMがIFRS第17号で利用可能なOCI⁽³⁾ オプションを選択したため、負債のディスカウントの変更により一部相殺された。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの戦略目標に従い、ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエルは全ての市場で拡大を続けている。

- ・ 個人向け:2023年5月末に新たなマルチリスク住宅保険商品が発売され、契約者の様々なプロフィールに合わせたカバレッジと引受審査業務の簡素化を実現した。
- ・ 専門家及び法人:アリアンツとの共同保険提携に調印し、アシュアランス・デュ・クレディ・ミュチュエルが開発した商品に加え、クレディ・ミュチュエル及びCIC銀行ネットワークの法人顧客及び農業顧客に新たな保険商品を提供
- ・ 海外:ドイツでの事業立ち上げ計画は、3つの会社の設立とドイツの規制当局(BaFin)に認可申請の提出という新たな段階を迎えた。

これら全ての進展は、相互主義と連帯の精神で継続している。6月下旬から7月上旬にかけての都市部での暴動で財産に対する被害を受けた個人及び専門家である保険契約者を支援するため、ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエルは、補償を改善し促進するためにいくつかの例外的な措置を講じた。

(1) 銀行ネットワークが保険契約の販売に要した費用は、「他の事業分野」に振り替えている。

(2) GACM・エスパーニャを除く。再保険控除後。

(3) その他の包括利益

2.1.4.3 専門事業

プライベート・バンキング及びアセット・マネジメント、コーポレート・バンキング、資本市場並びにプライベート・エクイティは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの銀行及び保険商品を補完するものである。これら4つの事業は純収益⁽¹⁾の16%、営業事業部門の純利益⁽²⁾の27%を占めている。

(1) グループ内取引及び持株会社業務を除く。

(2) 持株会社業務を除く。

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキング

(単位:百万ユーロ)	2023年度上半期	2022年度上半期	
		プロフォーマ	変動
純収益	646	531	+21.7%
一般営業費	-430	-392	+9.6%
営業総利益	216	139	+55.9%
リスク費用	-2	-3	-48.0%
営業利益	215	136	+58.2%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	2	15	-87.1%
税引前当期純利益/(損失)	217	150	+44.1%
法人税	-56	-35	+62.4%
当期純利益/(損失)	161	116	+38.6%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の持分の割当

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのアセット・マネジメント及びプライベート・バンキングの事業分野には、以下が含まれている。

- ・ 資産運用会社5社（クレディ・ミュチュエル・アセット・マネジメント、クレディ・ミュチュエル・ジェスチョン、クレディ・ミュチュエル・エパーニュ・サラリアル、CIC・プライベート・デット及びシゴーニュ・マネジメント）及びクレディ・ミュチュエル・インベストメント・マネジャーズの販売プラットフォーム
- ・ 資産運用会社5社及び販売プラットフォームから構成されるラ・フランセーズ・グループ
- ・ バンク・トランスアトランティック（Banque Transatlantique）、バンク・ド・リュクサンブール（Banque de Luxembourg）及びバンク・CIC・スイス（Banque CIC Suisse）

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキングの純収益は21.7%増の646百万ユーロで、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの営業事業分野の純収益の7%を占めた。この増加は主に、プライベート・バンキングの事業体の非常に良好な純利息マージン（100百万ユーロ、88.8%増）と堅調な商業活動によるものであったが、アセット・マネジメントの収益はわずかながら資金流出があったにもかかわらず引き続き安定していた。

2023年6月末現在の一般営業費は9.6%増加した。純収益の好調な増加により、営業総利益は55.9%増の216百万ユーロであった。

その他の資産及びECCに係る純損益は、クレディ・ミュチュエル・インベストメント・マネジャーズ及びCIC・プライベート・デットの連結開始に関連した経常外利益を含んでいた2022年上半期の15百万ユーロに対して、2百万ユーロであった。

以上から、2023年6月30日現在の当期純利益は、2022年6月末現在の116百万ユーロに対して161百万ユーロであった。

このデータは、CICのネットワーク及びその5つの地方銀行を通じて行われるプライベート・バンキングの純収益（108百万ユーロ、8%減）及び当期純利益（42百万ユーロ、16%減）は含んでいない。

アセット・マネジメント

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのアセット・マネジメント業務は、2020年度に創設されたアセット・マネジメントの事業体7社で構成される事業センター「クレディ・ミュチュエル・インベストメント・マネジャーズ」を中心に構築されている。2022年1月1日以降、クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップがクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに加入したことにより、ラ・フランセーズ・グループ（4つの資産運用会社と販売プラットフォームを含む。）がこの機能に加わった。全てのアセット・マネジメントと販売業務を包括する部門の創設が進められており、グループの新たな2024年 - 2027年戦略計画に基づき、2024年度中の実施が予定されている。

クレディ・ミュチュエル・インベストメント・マネジャーズ及び「ラ・フランセーズ」グループは、フランス及び海外の多様な顧客層向けに幅広い商品を提供しており、顧客には、機関投資家、大企業及び第三者販売会社（第三者販売ネットワーク、プライベート・バンク、ファンド・セクター、ウェルスマネジメント・アドバイザー等）を含んでいる。また、両社は、海外市場を含むあらゆる市場におけるネットワークもサポートしている。同事業は、欧州・アジア地区の複数拠点で展開している。

当年度上半期の事業は、全般的に経済・金融の動向に影響を及ぼす地政学的緊張が続く環境で行われた。このような環境で、高インフレ、抑制的な金利、経済成長の混迷した見通しが生じ、またエネルギーと気候変動に配慮した移行が急務となった。

このような状況を背景として、金融引き締め継続や国際銀行制度の健全性に対する懸念により、投資家は不動産に対して慎重な姿勢を取った。さらに、個人投資家からの資金流入は鈍化し、機関投資家は、資産評価（特にオフィス）の水準を根拠に非常に慎重な姿勢を取っているため、資金流入の鈍化が顕著である。

6月末現在の運用資産は1,700億ユーロであった。

金利が上昇する中、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業において重要な地位を占めるマネー・マーケット・ファンドに対して、投資家は引き続き関心を示していた。6月30日現在の資産残高は2022年12月31日比で横ばいの380億ユーロであった。

当年度上半期中、マネー・マーケット・ファンドを除く全商品を対象とするアセット・マネジメント事業は、合計18億ユーロの純資金流入を記録し、うち7億ユーロが不動産ファンドであった。このうち、ストラクチャード商品（CICがCICマーケット・ソリューションズのブランドで組成したEMTN）は、リテール、法人、プライベート・バンキングの各ネットワーク及び外部顧客から引き続き18億ユーロの活発な資金流入を記録し、新規商品の発行も安定的に行われた。

持続可能性は、様々な規制（SFDR、CSRD、タクソノミーなど）が実施されたことにより、上半期中も引き続き影響が生じる要因となった。例えば、商品に関して販売会社の制約（クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内での持続可能なマネージド・ソリューション）に効果的に対応する必要性が生じた。

6月30日現在、提供商品には、環境的・社会的特性を促進する137のファンド（第8条）と持続可能な投資目的が設定された27のファンド（第9条）が含まれている。52ファンドが外部機関の認定を受けている。投資家の新たな要望に応えるため、新たなテーマ別インパクト・ファンドが組成された。CM-AMインパクト・ファースト・インクルージョン（CM-AM Impact First Inclusion）と環境・連帯革命ファンド（Environmental and Solidarity Revolution）は、社会的配当に関連してクレディ・ミュチュエル・キャピタル・プリヴェが立ち上げたものである。

2023年3月末現在、ラ・フランセーズ・グループの不動産事業の中核を担うラ・フランセーズ・リアル・エステート・マネージャーズ（La Française Real Estate Managers）は、フランスの不動産ファンド市場におけるREIT部門で時価総額首位の地位を維持していた。

6月、このブランドの魅力はユーロピアン・リアル・エステート・ブランド・インスティテュート（European Real Estate Brand Institute）によって2年連続で認められた。

リテール向けBtoCセグメントでは、100%デジタルのモニワン（Moniwan）プラットフォームが、ストラクチャード商品の投入や、モニワンバイ（Moniwan Vie）ライフ保険契約への一任運用の統合により、当年度上半期中にそのアプローチを次の段階に進めた。

Tibiイニシアティブのフェーズ2の開始が発表された後、ニューアルファ（New Alpha）は、最初のクローニングにおいて100百万ユーロの資金を調達したイマージェンス・テク・フォー・グッド（Emergence Techs for Good）ファンドの販売を再開した。

6月末時点で、この事業によって生み出された総収益は267百万ユーロで、税引前当期純利益は73百万ユーロであった。

プライベート・バンキング

不透明なマクロ経済環境にもかかわらず、**バンク・トランサトランティック・グループ**の業務は当年度上半期に力強い成長を示した。取引高はフランス内外で増加した。

様々な子会社及び事業分野の業績に支えられ、純収益は、2022年6月末現在の99百万ユーロと比較して8%増の106.5百万ユーロであった。

純受取利息は、貸出金利の上昇も要因となり、2022年6月末の26.1百万ユーロと比較して55%増の40.5百万ユーロであった。当期純利益は、2022年6月末現在の27.7百万ユーロに対し当年度上半期末現在は32.9百万ユーロであった。費用収入比率は、2022年度上半期から0.7ポイント上昇し57.4%であった。

当年度上半期の総資金流入は引き続き堅調で、預金残高は2022年度末比33億ユーロ増の総額606億ユーロであった。

新規貸出は当年度開始以降好調を維持しており、総貸出金残高は2022年度末現在の47億ユーロに対し48億ユーロであった。

2023年6月末に欧州中央銀行が主要金利（預金機関金利）を3%引き上げたにもかかわらず、不動産クレジット事業は、申請件数（10.6%増）と取引高（3.1%増）の両面で年始以降勢いを増している。

当年度上半期中、**バンク・ド・リュクサンブール**は引き続き有利な金利環境の恩恵を受け、個人、企業、アセット・マネジメントの専門家を対象とした全ての事業において力強い取引の増加を示した。

2023年6月末現在の純収益は、前年同期比32%と大幅増の214百万ユーロであった。2023年6月末現在の純利息マージンは、33.3百万ユーロから95.6百万ユーロに増加した。

同期間の純手数料収入は、株式市場の低迷を受け、7%減の116.3百万ユーロであった。当年度上半期期末現在の顧客預金残高は、横ばいの1,200億ユーロ超であった。

2023年4月、**バンク・ド・リュクサンブール**はBコープ（B Corp™）の認証を取得した。その結果、同行は、高水準の社会性、環境ガバナンス、透明性の要件を満たす、世界各国の7,000社超の認定企業のコミュニティーに加わった。バンク・ド・リュクサンブールは、引き続き、利潤と公共利益の調和を図りつつ、より包括的で公平かつ再生可能な経済の実現に尽力している。

2023年6月末、**バンク・CIC（スイス）**は大幅な増収を計上し、資産合計は130億ユーロであった。

当年度上半期中、複数の事業セグメントで成長を示した。貯蓄預金合計は0.4%増の179億ユーロ、貸出金残高は3.3%増の101億ユーロであった。

純収益は、42%増の129.2百万ユーロであった。収益の多角化を進めた結果、前年度同期比46%増の35.7百万ユーロの過去最高の当期純利益を達成した。

コーポレート・バンキング

(単位：百万ユーロ)	2022年度上半期		
	2023年度上半期	プロフォーマ	変動
純収益	296	214	+38.1%
一般営業費	-87	-82	+6.2%
営業総利益	209	132	+58.0%
リスク費用	-64	-13	x 4.7
確定済みリスクの費用	-97	-22	x 4.4
未確定リスクの費用	34	9	x 3.8
税引前当期純利益 / (損失)	145	119	+22.2%
法人税	-40	-29	+40.0%
当期純利益 / (損失)	105	90	+16.6%

コーポレート・バンキングの事業分野は、フランスとCICの外国子会社（ロンドン、ブリュッセル、ニューヨーク、シンガポール及び香港）において、大企業及び機関顧客に対し、顧客のニーズに対する包括的なアプローチに基づいてサービスを提供している。同事業は、大口顧客向けの「コーポレート」ネットワークも支援しており、国際事業の展開及び専門的なファイナンス（買収、アセット及びプロジェクト）の実行に寄与している。

コーポレート・バンキング業務のコミットメントは598億ユーロで安定的に推移し、そのうち234億ユーロが実行された。

2023年上半期末の純収益は、38.1%増の296百万ユーロであった。その要因は、大企業事業及びストラクチャード・ファイナンス事業（特にアセットファイナンス及びプロジェクトファイナンス）からの収益が大幅に増加したことであった。

リスク費用は4.7倍に増加し、引当金（純額）は2022年6月末現在の13百万ユーロに対して64百万ユーロであった。この主な要因は、主要な市場取引の引当金に関連したものである。

以上から、2023年6月30日現在の当期純利益は、2022年6月30日の90百万ユーロから16.6%増の105百万ユーロであった。

ストラクチャード・ファイナンス事業（買収ファイナンス、プロジェクトファイナンス、アセットファイナンス及び証券化）は、2023年度上半期中総じて拡大した。特に活動水準が高かったのはプロジェクトファイナンスとアセットファイナンスであった。新規貸出は堅調で、2023年度上半期の貸出金総額は16億ユーロであった。既存事業ベースの収益は、2022年6月30日との比較で29%増加した。一方、期間中の確定済みリスクの費用は、ポートフォリオの借り換え費用が増加したにもかかわらずゼロを維持した。税引前利益は98.6百万ユーロであった。純収益は合計134.2百万ユーロであった。

大企業（CIC・コーポレート）業務は、長期的な関係性を活かして、上場・非上場を問わず、収益が500百万ユーロを超えるフランスの大企業及び外国企業並びに金融機関の事業展開を支援している。2023年度上半期は、顧客の投資取引及び中期プロジェクトへの継続的な融資並びに債券市場及び企業による発行取引の大幅な好転が顕著であった。収益は大幅に増加したが、その要因は、金利環境が大幅に改善したこと、新規貸出金が好調であったこと及び複数の収益性のある資本取引又は戦略的取引によって手数料が増加したことであった。

直近数カ月において、企業のサプライチェーンの効率性に悪影響を及ぼした多くの要因が存在していた。このような環境下で、国際事業部門は、国際的なプロジェクトを遂行する企業への支援を強化している。例えば、輸出荷為替手形の金額は、2022年度上半期比で15.3%増加した。

同部門は、法人顧客の国際展開に関して強化、安全確保及び簡素化することを目的として、当上半期中に以下の事項に重点を置いた。

- ・ CIC・エデクスポート（CIC Aidexport）の商品を活用した環境・社会問題における顧客支援。当年度上半期中に139社が支援を受けた。
- ・ 国際的なリスク管理、特にオペレーションにおけるコンプライアンス
- ・ CICインターナショナル・クラブ（CIC International Club）を通じた経営陣ネットワークの調整。同クラブの会員企業は1,084社に達し、当年度上半期中に21%増加した。

資本市場

(単位：百万ユーロ)	2022年度上半期		
	2023年度上半期	プロフォーマ	変動
純収益	293	180	63.3%
一般営業費	-139	-129	8.2%
営業総利益	154	51	x 3
リスク費用	-1	-0	有意差なし
税引前当期純利益 / (損失)	153	51	x 3
法人税	-41	-15	x 2.7
当期純利益 / (損失)	112	35	x 3.1

CIC・マルシェは、法人顧客及び金融機関向けのCIC・マーケット・ソリューションズ（CIC Market Solutions）のブランドによる資本市場取引業務、投資活動及びこれらの活動をサポートする取引後サービスが含まれる。

2023年上半期の資本市場の純収益は、良好な市場環境と好調な販売が要因となり、63.3%増の293百万ユーロと大幅に増加した。

一般営業費が8.2%増加したものの、営業総利益は3倍の154百万ユーロであった。

2023年6月30日現在の資本市場業務の純利益合計は、2022年6月30日現在の35百万ユーロに対して112百万ユーロであった。CICマーケット・ソリューションズの全般的な業績は、当年度上半期は引き続き好調であった。純収益は、2022年6月末現在の54.6百万ユーロに対し113.7百万ユーロであった。この金額にはCVA / DVA引当金の14百万ユーロが含まれている。

この成長は、セグメント内のさまざまな事業部門が全面的に牽引したものであった。

当年度上半期に、投資事業分野（フランス並びにニューヨーク、シンガポール及びロンドン支店を含む。）の純収益は、2022年度上半期は112.3百万ユーロであったのに対して156.6百万ユーロであった。

フランス内外の各部門の純収益はおおむねプラスであった。この事業分野は、2023年度上半期中の市場変動から生じた好機による恩恵を受けた。

プライベート・エクイティ

(単位：百万ユーロ)	2022年度上半期		
	2023年度上半期	プロフォーマ	変動
純収益	220	304	-27.8%
一般営業費	-40	-38	+6.0%
営業総利益	180	267	-32.6%
税引前当期純利益 / (損失)	180	267	-32.6%
法人税	1	-16	有意差なし
当期純利益 / (損失)	181	251	-27.9%

クレディ・ミュチュエル・エクイティは、8地域事務所（パリ、リヨン、ナント、ボルドー、リール、ストラスブール、マルセイユ及びトゥールーズ）を通じて主にフランス国内において、またドイ

ツ、ベルギー、スイス及びカナダの子会社を通じて海外で、開発プロジェクトに融資している。クレディ・ミュチュエル・エクイティは、イノベーションキャピタル、事業拡大キャピタル及びバイアウトキャピタル並びにインフラプロジェクトへの投資及びM&Aアドバイザリーサービス等グループのエクイティファイナンス事業の全てを結集している。

クレディ・ミュチュエル・エクイティは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資金を投資し、企業経営者と共に長期的なコミットメントを行い、企業経営者が自らのビジネスモデルの必要な変革を遂行し、財務的・非財務的価値を創出し、経済・社会・環境に係る発展の様々な段階を通じて前進することを支援している。

333件のエクイティ投資うち4分の1超が10年を上回る期間同社により保有されているのは、この長期にわたるコミットメントの証である。ポートフォリオの回転率は、投資先企業の経済サイクルに合わせてダイナミックに推移している。

地政学的な不確実性、不確実性が企業の期待成長率及びその結果としての評価マルチプルに与える経済的影響を考慮し、十分な注意を払った上で、2023年度上半期に140百万ユーロ超の投資が実施された。4年間で、20億ユーロ超が新規プロジェクトの資金調達又は投資先企業の支援に投入された。

投資資産のポートフォリオは、合計34億ユーロに達し、イノベーションからバイアウトに至るまで、全てのセグメントにおいて当該事業の力強い勢いを実証した。

2023年度上半期の収益合計は220百万ユーロと引き続き堅調で、その3分の2超はポートフォリオから生じるキャピタル・ゲインで構成されており、現在の経済環境において、総じて好調であった投資先企業の健全な経営を示すものである。

CIC・conseil (CIC Conseil) は、2022年度も例外的な年度であったが、当上半期にも再び好調な業績を記録した。

当期純利益への寄与は181百万ユーロと、Covid後の例外的な2年間を経て、非常に良好な水準に達し、堅実な標準的業績への回帰を示した。

クレディ・ミュチュエル・エクイティは、社会的コミットメントに真剣に取り組む投資家として、サービス志向で、持続可能性と人間への配慮に重点を置いた展望を掲げている。同社は、全てのステークホルダー間の公正な価値配分を常に念頭に置きながら、バランスのとれた財務上の取決めの重要性を強調し、プロジェクトの期限を尊重する。

2.1.4.4 その他の事業分野：IT、ロジスティクス、メディア及びその他

このセグメントは主に以下から構成されている。

- ・ 「ロジスティクス」の事業分野には、グループのIT企業及び物流組織が含まれる。
- ・ 地域の日刊新聞事業は、ヴォージュ・マタン (Vosges Matin)、ル・ドフィネ・リベレ (Le Dauphiné Libéré)、ル・ビヤン・ピュブリック (Le Bien Public)、レスト・レピュブリカン (L'Est Républicain)、レ・デルニエール・ヌーベル・ダルザス (Les Dernières Nouvelles d'Alsace)、ラルザス (L'Alsace)、ル・プログレ・ド・リヨン (Le Progrès de Lyon)、ル・レピュブリカン・ロラン (Le Républicain Lorrain) 及びル・ジュールナル・ド・ソーヌ - エ - ロワール (Le Journal de Saône et Loire) の9紙から構成される。これらの地方紙はフランス東部の23県で販売されている。
- ・ 持株会社業務

「その他の事業分野」の純利益は、2022年度上半期に特別利益を計上したことにより2022年度6月末現在マイナス63百万ユーロであったのに対して、合計マイナス174百万ユーロであった。営業総利益は、2022年度上半期末比で減少し、マイナス107百万ユーロの損失であった。減少の要因は以下のとおりであった。

- ・ 持株会社業務の正味費用の増加
- ・ 「メディア」事業の悪化
- ・ IT費用の増加を反映したロジスティクスの減収

メディア事業への注力

当年度上半期中に、EBRAグループは、前年度比30%増の年間成長目標を掲げ、デジタル契約数の増加を継続した。しかしながら、収益面では経済・社会情勢の緊迫化の影響を受け、販売部数や広告市場の構造的な落ち込みが見られた。

原価管理の取り組みは、エネルギー価格や原材料価格の上昇を相殺し、当年度末には1トン当たりの紙価格が改善する見通しである。2023年6月末の業績は、2022年度上半期と比べて悪化した。

一方、イベント事業を中心に引き続き収益の多様化に努めた。この方針に従って、欧州最大のスレッドッグ・レースGrande Odysséeをはじめとする屋外イベントを企画・販売する企業であるKC10Pの過半数持分を取得した。また、グループは、企業間のスポーツやソーシャルイベントを企画する企業である「ライブイベント(Live Event)」を買収した。

エコル・ド・スキー・フランセ(Ecole du Ski Français)と共同で「メディア・デ・マッシフ・フランセ(Media des Massif Français)」が設立され、ウェブサイト「mon-sejour-en-montagne.com」が開始された。同ウェブサイトは通年の山岳情報の分野でトップを目指している。

最後に、EBRAグループの子会社であるヒューマノイド(Humanoid)は、電気自動車に関する情報を提供する「SurvoItés」という新たなメディア媒体を立ち上げた。

2.1.5 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財政状態

2.1.5.1 財政状態計算書

財政状態計算書の構成は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのコマーシャル・バンキング及び今後数年間のうちに適用される新たな規制上の要件に対応することを目的として、その財務体制を強化するためにグループが講じた以下を含む措置を反映している。

- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、預金を通じた供給する顧客への貸出金の比率を高めているが、これは最近数年間の戦略に沿った展開である。預貸率は緩やかに改善し、2022年6月30日現在の107.8%に対して2023年6月30日現在は110.8%であった。
- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、集中リスク管理システムを基盤としてBFCMが管理するシステムに基づき厳格に管理されている。バーゼル の流動性比率の枠組みで大きな改善が見られ、100%の基準値を上回っていた。一方、2023年度上半期においてLCRは平均で164.4%であった。

資産

要約 2023年6月30日現在のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連結資産は、2022年12月31日現在の8,837億ユーロ(プロフォーマ)と比べて2.1%増の9,019億ユーロであった。

資産合計におけるこの2.1%の増加(182億ユーロ増)の主な要因は、顧客への貸出金及び債権(80億ユーロ(1.6%)増)、金融機関への貸出金及び債権(53億ユーロ(9.3%)増)、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産(35億ユーロ(12%)増)並びに現金勘定及び中央銀行勘定の減少(57億ユーロ(5.1%)減)である。

金融機関への貸出金及び債権 金融機関への貸出金及び債権は、要求払預金、銀行間貸出金及び買戻条件付き有価証券から構成される。金融機関への貸出金及び債権は、2022年12月31日現在572億ユーロ(プロフォーマ)であったのに対して、2023年6月30日現在は625億ユーロとなった。

負債(株主資本を除く。)

要約 2023年6月30日現在のグループの連結負債(株主資本を除く。)は、2022年12月31日現在8,252億ユーロ(プロフォーマ)であったのに対し、2%増の8,414億ユーロであった。負債には、2023年6月30日現在111億ユーロ(2022年12月31日現在は99億ユーロ(プロフォーマ))の劣後債が含まれていた。2023年度上半期における株主資本を除く負債の増加は、主に、償却原価で測定する負債証券の増加(158億ユーロ(12%)増)及び発行済保険契約の増加(55億ユーロ(5%)増)によるものであった。

顧客に対する債務(主に、預金)は、2022年12月31日(プロフォーマ)から2023年6月30日までの期間に35億ユーロ増加し、4,605億ユーロであった。

連結株主資本

2023年6月30日現在のグループの連結株主資本は、2022年12月31日現在の565億ユーロ(プロフォーマ)に対し、585億ユーロであった。

2023年6月30日現在の非支配持分は、2022年12月31日現在の1,931百万ユーロ（プロフォーマ）から1,992百万ユーロに変動した。

2.1.5.2 流動性及びリファイナンス

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの集中的な財務管理は、堅実な規則、及び市場資金源にアクセスするための効率的なシステムに基づくものである。

コマーシャル・バンキングの資金需要は中長期資金でカバーされ、一方で流動性バッファは短期金融市場のリファイナンスが活用される。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、様々な適切な発行プログラムを有しており、同プログラムを通じて、主要な国際市場の投資家は公募債及び私募債にアクセスすることができる。こうしたメカニズムに加えて、グループは規制上の比率を遵守し、厳しいストレスに耐えうるよう設計された十分な現金準備金を有している。

2023年度上半期は、金利上昇が続くとの見方が変化したこと、景気の減速懸念及び各国中央銀行によるタカ派的発言等があり、市場ボラティリティが高止まりした。

このような不透明な環境にもかかわらず、市場は底堅く推移し、SVBやクレディ・スイスの破綻をきっかけとした今春の銀行危機でさえ、債券市場や株式市場の健全性に長期的な影響を及ぼさなかった。

また、欧州や米国では、各国中央銀行による金利引き上げが続いており、インフレは低下し始めているが、基調的なインフレ動向は依然として根強く、目標の2%を大きく上回っている。欧州中央銀行とFEDは金融引締政策を維持し、米国とユーロ圏の主要金利は現在5.25%及び3.50%となっており、追加の利上げが計画されている。

ボラティリティが生じていたにもかかわらず、債券の発行体は、借り換え計画を迅速に完了することが可能であった。実際、債券発行の急増は、債券利回りの上昇に牽引された投資家需要の拡大によるものであった。

BFCMは、200億ユーロのリファイナンス・プログラム（11%増）を前進させることができ、6月末時点の新規貸付額は151億ユーロ（プログラムの76%）であった。

全体として、2023年6月末現在の市場で獲得した外部資金は、2022年度末比約4%増の1,630億ユーロであった。

2023年6月末現在の短期金融市場の資金（1年未満）は前年度比19.0%増の合計603億ユーロであった。かかる資金が全市場調達資金に占める割合は37%であり、2022年度と比べて5パーセンテージ・ポイント上昇した。なお、2023年6月28日実施の長期資金供給オペ（TLTRO）の終了後に生じる銀行の流動性低下に備えるため、資金調達額を増加することが決定された。最終的に、流動性の低下は、マネー・マーケット・ファンドに対する需要が高いため生じなかった。

2023年6月末現在の中期（MLT）資金は、2022年度比3.2%減の合計1,026億ユーロであった。2023年6月30日に終了した期間にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、MLT資金を151億ユーロ調達した。調達にあたっては、主にBFCMの名義を利用したが、格付機関から最高の格付を受けているカバードボンドの発行会社であるクレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH（Crédit Mutuel Home Loan SFH）の名義も利用した。このMLT資金の81.7%はユーロ建てで、残りは外貨建て（米ドル、英ポンド及びスイスフラン）で調達しており、投資家基盤が適切に分散されていることを裏付けるものである。

公募と私募が占める割合はそれぞれ合計の88%と12%である。2023年6月30日現在調達された中期資金の平均期間は6.09年であり、2022年度の平均と同程度であった。

2023年度リファイナンスプログラム

2023年6月30日に終了した期間における公募債の発行額は合計133億ユーロであり、その内訳は以下のとおりである。

- ・ BFCMシニアEMTN
 - ・ 3月及び6月発行の5年、6年及び10年満期シニア債 32.5億ユーロ
 - ・ 1月及び5月発行の3年及び5年満期債 10億英ポンド
 - ・ 1月発行の4年満期債 235百万スイスフラン
 - ・ 米国144Aによる1月発行の3年満期債 12.5億米ドル
- ・ BFCM非上位シニア（SNP）EMTN：MRELの管理に関連して1月及び5月に発行された5年、7年及び10年満期債 27.5億ユーロ
- ・ BFCMティア2 EMTN：1月発行の10年満期債 12.5億ユーロ

- ・ クレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH：2月及び4月発行の4年超、6年及び10年満期債 35億ユーロ

LCR及び流動性バッファー

連結ベースのクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性の状況は、以下のとおりである。

- ・ 2023年度の平均LCRは、2022年度の153.3%に対して164.4%であった。
- ・ 平均HQLA（質の高い流動性資産）は合計1,281億ユーロで、そのうち81%が中央銀行（主にECB）への預け金である。

連結ベースの流動性準備金合計の内訳は、以下のとおりである。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（単位：10億ユーロ）	2023年6月30日
中央銀行への預け金	101.1
LCR証券（LCRヘアカット後）	25.7
そのうちHQLA（レベル1）証券	20.4
その他の適格資産、中央銀行（ECBヘアカット後）	42.7
流動性準備金合計	169.4

流動性準備金は、今後12ヶ月のうちに満期となる市場資金の大半をカバーしている。

MREL

クレディ・ミュチュエル・グループは、中央機関（コンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（CNCM））、フランス相互信用連合銀行を含むその関連事業体及びそれらの全ての子会社で構成される破綻処理グループのレベルにおいて、連結ベースで適用される新たな自己資本及び適格債務の最低基準（以下「MREL要件」という。）の通知を受領している。

クレディ・ミュチュエルの外部MREL要件は、グループのリスク加重資産（「RWA」）の20.99%、レバレッジ比率エクスポージャーの6.54%に設定されている。この要件は、グループの連結自己資本及び中央機関とその関連事業体が直接発行した適格債務によって充足されなければならない。

劣後MREL要件は、RWAの14.35%、レバレッジ比率エクスポージャーの6.54%に設定されている。

リファイナンス事業の計画

欧州投資銀行（EIB）によって割り当てられた金額は、2023年度上半期において引き続きクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのネットワークの最終受益者に分配された。

その結果、「若年農業従事者及び気候変動対策」パッケージに基づく分配が確定し、新たな80百万ユーロのパッケージが設定された。

また、「EIB SME&ミッドキャップ」と「医療従事者への貸出金」パッケージは2023年度上半期も継続し、これらの顧客が支援を受けられるようになった。

2.1.5.3 支払能力及び資本管理

2023年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの株主資本は、2022年12月末現在の585億ユーロ（プロフォーマ）に対して、605億ユーロであった。

IFRS第17号及びIFRS第9号が保険事業に与える影響は、2022年12月31日現在で17億ユーロ、すなわち、株主資本の3%未満と見積もられている。

CET1に関しては、初度適用の影響は2022年1月1日時点で5ベース・ポイントであったのに対して、2022年12月31日現在の影響は20ベース・ポイントと見積もられている。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、非常に強固な支払能力ポジションを報告し、普通株式等Tier 1（CET1）比率は18.5%⁽¹⁾であった。

(1) 当期純利益の規制資本への組み入れはECBの承認を条件とする。

2.1.5.4 外部格付

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びクレディ・ミュチュエル・グループの格付を発行する3つの格付機関は全て、その財務的安定性とビジネスモデルの適切性を認めている。

	長期/短期カウンター パーティー**	発行体/長期上位 優先社債	見通し	短期上位 優先社債	スタンドアローン 格付***	直近の公表日
スタンダード&プアーズ ¹	AA- / A-1+	A+	安定的	A-1	a	2022年11月30日
ムーディーズ ²	Aa2 / P-1	Aa3	安定的	P-1	a3	2023年7月21日
フィッチ・レーティングス ³	AA-	AA-	安定的	F1+	a+	2022年12月30日

* 「発行体デフォルト格付」はA+で安定している。

** カウンターパーティー格付は、以下の格付機関の格付を示している。スタンダード&プアーズのレゾリューション・カウンターパーティー、ムーディーズのカウンターパーティー・リスク格付及びフィッチ・レーティングスのデリバティブ・カウンターパーティー格付である。

***スタンドアローン格付は、スタンダード&プアーズのスタンドアローン評価 (Stand-Alone Credit Profile) (SACP) 格付、ムーディーズの調整後ベースライン信用リスク評価 (Adjusted Baseline Credit Assessment) (Adj. BCA) 格付及びフィッチの存続性格付 (Viability Rating) に対応している。

1 スタンダード&プアーズ：クレディ・ミュチュエル・グループの格付

2 ムーディーズ：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル/BFCM及びCICの格付

3 フィッチ・レーティングス：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの格付

2022年及び2023年7月、3つの主要な金融格付機関は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びクレディ・ミュチュエル・グループに割り当てられた外部格付及び安定的な見通しを確認した。これは、業務の効率性、反復的利益、リスクプロファイルの低さ及び強固な財務基盤を反映している。

2.1.6 代替的業績指標

代替的業績指標 (APM) - AMF一般規則第223-1条 / ESMAガイドライン (ESMA / 20151415)

標題	定義 / 計算方法	比率の使用理由
費用収入比率	連結損益計算書の項目に基づいて計算される比率 一般営業費 (連結損益計算書の項目である「一般営業費」及び「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額」の項目の合計) と「IFRS銀行業務純益」の比率	銀行の業務効率の測定
貸出金残高に関連する全体的な顧客リスク費用 (%又はベシス・ポイントを単位として表記される)	期末の総貸出金残高に関連し連結財務書類注記に記載の顧客リスク費用	財政状態計算書上の信用コミットメントの割合としてリスクレベルを評価することが可能になる。
リスク費用	公表された連結損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」の項目	リスクレベルの測定

顧客への貸出金	連結財政状態計算書の資産の部の項目である「償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権」の項目	貸出金に関する顧客活動の測定
確定済みリスクの費用	減損資産（S3）：注記「カウンターパーティー・リスク費用」	確定済みリスク（不良債権）のレベル測定
未確定リスクの費用	12ヶ月の予想損失（S1）+全期間の予想損失（S2）：IFRS第9号の適用。個別の損失として客観的に表示されていない全ての金融資産について減損を認識している。	未確定リスクのレベル測定
顧客預金、会計上の預金	連結財政状態計算書の負債の部に記載される「償却原価で測定する顧客に対する債務」の項目	財政状態計算書の資金源の観点からの顧客活動の測定
貯蓄型保険商品	当行の顧客が保有する生命保険商品 - 管理データ（保険会社）	生命保険の観点からの顧客活動の測定
金融貯蓄、カストディで保管されているマネーゾド貯蓄	顧客が保有している又はカストディ（証券口座、UCITS等）で保有されている財政状態計算書に計上されない貯蓄 - 管理データ（グループ企業）	オフ・バランスシートの資金の観点からの代表的な活動の測定（生命保険を除く。）
貯蓄合計	会計上の預金、貯蓄型保険商品及び銀行貯蓄商品の合計	貯蓄の観点からの顧客活動の測定
営業費、一般営業費、管理費用	公表された連結損益計算書の項目である「一般営業費」及び「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額」の合計	一般営業費のレベル測定
金利マージン、純利息収益、純受取利息	連結損益計算書の項目に基づいて計算される。 利息の受取額と利息の支払額の差 - 利息の受取額 = 公表された連結損益計算書の項目「受取利息及び類似収益」 - 利息の支払額 = 公表された連結損益計算書の項目「支払利息及び類似費用」	代表的な収益性の測定
預貸率：コミットメント係数	連結財政状態計算書の項目から計算される比率：顧客預金（連結財政状態計算書の資産の部の顧客に対する債務）に対する顧客への貸出金合計（連結財政状態計算書の負債の部の顧客への貸出金及び債権）の割合として示される比率	外部リファイナンスへの依存度の測定

<p>カバレッジ比率</p>	<p>信用リスクに係る引当金（S3減損）の、規制に基づいてデフォルトと認識される残高総額（S3個別減損を受けた債権の総額）に対する比率を算出することで決定される。</p>	<p>このヘッジ率は、デフォルト（「不良債権」）に陥った貸出金に関連する最大残余リスクを測定する。</p>
<p>貸出金総額に対する不良債権の比率</p>	<p>顧客への貸出金総額に対する個別減損（S3）を受けた債権総額残高の比率（連結財務書類の注記「顧客への貸出金及び債権」に基づき計算：債権総額 + ファイナンス・リース）</p>	<p>資産の質に関する指標</p>

代替的業績指標（API）、財務書類との調整

（単位：百万ユーロ）

費用収入比率	2023年度上半期	2022年度上半期（プロフォーマ）
一般営業費	-4,649	-4,358
純収益	7,984	7,681
費用収入比率	58.2%	56.7%

預貸率	2023年6月30日	2022年6月30日
顧客への貸出金純額	510,090	485,933
顧客預金	460,487	450,728
預貸率	110.8%	107.8%

不良債権のカバレッジ比率	2023年6月30日	2022年6月30日
不良債権の減損引当金（S3）	-6,546	-6,199
個別減損債権総額（S3）	13,938	12,363
確定カバレッジ比率	47.0%	50.1%

合計カバレッジ比率	2023年6月30日	2022年6月30日
不良債権の減損引当金（S3）及び 正常貸出金の減損引当金（S1及びS2）	-9,866	-9,670
個別減損債権総額（S3）	13,938	12,363
合計カバレッジ比率	70.8%	78.2%

不良債権比率	2023年6月30日	2022年6月30日
個別減損債権総額（S3）	13,938	12,363
顧客への貸出金総額	519,956	495,603
不良債権比率	2.7%	2.5%

貸出金残高に関する顧客リスク費用 - 年率	2023年度上半期	2022年度上半期（プロフォーマ）
顧客リスク費用	-632	-470
顧客への貸出金総額平均	515,812	466,670
貸出金残高に関する顧客リスク費用（ベースス・ポイント） - 年率	24	20

2.1.7 主要指標

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル⁽¹⁾ (単位：百万ユーロ)

財務構造及び事業活動	2023年6月30日	2022年12月31日(プロフォーマ) ⁽²⁾
財政状態計算書合計	901,853	883,669
株主資本(配当支払前の当期純利益を含む。)	60,473	58,469
顧客への貸出金	510,090	502,097
貯蓄商品合計	856,784	846,890
- 顧客預金	460,487	456,983
- 貯蓄型保険商品	104,727	102,057
- 金融貯蓄商品(貯蓄型商品への投資)	291,570	287,850
主要指標	2023年6月30日	2022年6月30日
期末従業員数(グループ-支配下にある事業体)	77,639	76,379
支店数	4,465	4,525
顧客数(百万名)	30.8	29.6
構成員数(百万名)	6.2	6.0
主要比率		
費用収入比率	58.2%	56.7% (プロフォーマ)
貸出金残高に関連する全般的な顧客リスク費用(年率)	24 bp	20 bp
預貸率	110.8%	107.8%
支払能力比率	20.9%	20.9% (報告値)
CET1比率	18.5%	18.2% (報告値)

(1) クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ、シュDEST、イル・ド・フランス、サヴォワ・モン・ブラン、ミディ・アトランティック、ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト、サントル、ノルマンディ、ドフィネ・ヴィヴァレ、メディテラネ、アンジュー、アンティエユ・ギュイヤヌ、マッシフ・サントラル及びノール・ユーロップの各地元銀行並びにそれらの共同連合銀行であるフランス相互信用連合銀行(BFCM)と、CIC、ユーロ・アンフォルマシオン、アシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル(ACM)、タルゴバンク、コフィディ・グループ及びバンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル(BECM)を含むその全ての子会社の連結業績

(2) 2023年1月1日から、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、IFRS第17号「保険契約」をグループ単位で適用し、またIFRS第9号「金融商品」を保険事業体に適用している。一貫した参照が可能になるように、2022年度上半期の数値をプロフォーマベースで修正再表示した。

2.2 最近の動向と見通し

金融政策の過渡期にあって、2023年度上半期には、ユニバーサル・バンカシユアランス・モデルの強靱性が再び実証された。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、2019年度 - 2023年度の戦略計画であるアンサンブル#ヌーボームンド、プリユ・ヴィットプリユ・ロワン（ensemble#nouveau monde, plus vite, plus loin）（共に#今日の世界、より速くより遠くへ）の財務目標の達成に向けて順調に進んでおり、2023年度末に完了する予定である。したがって、当年度下半期は、2027年度に向けた野心的なロードマップを構築することを意図した将来の戦略プランを定める作業を完成させる好機となる。

クレディ・ミュチュエル・グループ（クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが主要な構成要素）の段階で欧州中央銀行が実施したストレステストの最近の結果（2023年7月28日）で、その財務的な堅実性と発展モデルの強靱さが改めて実証された。

3. BFCMの連結利益

3.1 連結損益計算書の分析

2023年度上半期のBFCM連結範囲の当期純利益は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業績に影響を及ぼした要因と同一の要因による影響を受けた。

（単位：百万ユーロ）	2023年度上半期	2022年度上半期 （プロフォーマ）	連結範囲を同一 とした場合の変動
純収益	5,947	5,663	+ 5.0%
一般営業費	-3,096	-2,945	+ 5.1%
営業総利益 / （損失）	2,851	2,718	+4.9%
リスク費用	-603	-415	+45.2%
確定済リスクの費用	-580	-311	+86.6%
未確定リスクの費用	-23	-104	-78.0%
営業利益	2,248	2,302	-2.4%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益	25	60	-58.4%
税引前当期純利益 / （損失）	2,273	2,362	-3.8%
法人税	-595	-596	-0.2%
当期純利益 / （損失）	1,678	1,766	-5.0%
非支配持分	180	169	+6.5%
グループに帰属する当期純利益	1,498	1,597	-4.6%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社からの純損益の持分

2023年度上半期のBFCMの純収益は、特にプライベート・エクイティを除く専門事業の好調な業績に支えられ、59億ユーロ（5.0%増）であった。コンシューマー・クレジットは、経済状況が劇的かつ大幅に変化したにもかかわらず5.5%増加した。

同上半期の一般営業費は5.1%増の31億ユーロであった。人件費には昇給効果が反映されており、増加全体の58%を占める。その他の営業費用及び減価償却費 / 無形資産償却費は4.5%増加した。監督費用及び単一破綻処理基金への拠出金は15.5%減少した。

費用収入比率は、2022年度上半期比で0.1ポイント悪化し、52.1%であった。

営業総利益は4.9%増の29億ユーロであった。全体的なリスク費用は、2022年度上半期比45.2%増の603百万ユーロであった。この増加の要因は、以下の2つの相反する傾向によるものであった。

- (1) 債権の格下げにより、ネットワーク顧客、コンシューマー・クレジット及びコーポレートファイナンスの確定済リスクの費用が増加した。この悪化は、Covid-19危機以降も続く不透明なマクロ経済環境を反映したものである。
- (2) 貸出金の正常貸出金から不良債権への組替えによって未確定リスクの費用が減少し、その結果未確定リスクの費用が減少し、確定済リスクの費用が増加した。

営業利益は2022年度上半期比で2.4%減少した。

「その他の資産及びECCに係る純損益」の合計は、2022年度上半期が60百万ユーロであったのに対して25百万ユーロであった、持分法適用会社からの純損益の持分のみで構成されている。この項目は、2022年度上半期は、BNPパリバへのFLOAの売却による正味キャピタル・ゲインを含んでいた。

税引前利益は、2022年度上半期比3.8%減であった。不確実なマクロ経済状況の中、当期純利益は17億ユーロに達した。88百万ユーロの減少（5.0%減）であった。

グループに帰属する当期純利益は、15億ユーロに達した。

事業分野別業績

リテール・バンキング

リテール・バンキングの純収益は、42億ユーロ（3.2%増）であった。一般営業費は、4.3%増の25億ユーロであった。リスク費用は、132百万ユーロ増の539百万ユーロであった。そのうち、476百万ユーロは、確定済みリスクの費用であった（60.1%増）。未確定リスクの費用は42.6%減の63百万ユーロであった。

以上により、当期純利益は8.8%減の786百万ユーロであった。

保険

保険収益は前年度同期比12.5%増の650百万ユーロであった。主に生命保険の資金流入が力強い伸びを示し（16.7%増）、また2022年度上半期よりも天候関連の保険金支払請求環境が良好であったことが要因であった。57百万ユーロの一般営業費は、契約に帰属しない費用のみである。

当期純利益に対する寄与は2022年6月末比8.8%増の453百万ユーロであった。

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキング

BFCMのアセット・マネジメントとプライベート・バンキングの純収益は、前年度同期比26.1%増の569百万ユーロであった。この増加は主に、プライベート・バンキング事業体の金利マージンが好調であったこと（213百万ユーロ、88.8%増）と持続的な販売活動によるものであった。一方、アセット・マネジメントの収益は、資金流入が若干減少したにもかかわらず、堅調に推移した。

6月末の一般営業費は8.9%増加した。純収益の好調な増加により、営業総利益は71.3%増の213百万ユーロであった。

その他の資産及びECCに係る純損益は、2022年度上半期に13百万ユーロであったのに対し、上半期末にはゼロであった。2022年度上半期は、クレディ・ミュチュエル・インベストメント・マネジャーズ及びCIC・プライベート・デットの連結開始に関連した経常外利益が含まれていた。

以上から、2023年6月30日現在の当期純利益は、2022年6月末の105百万ユーロに対して161百万ユーロであった。

本データには、CICのネットワーク及びその5つの地方銀行を通じて行われたプライベート・バンキング業務、すなわち108百万ユーロ（8%減）の純収益及び42百万ユーロ（16%減）の純利益は含まれていない。

コーポレート・バンキング

2023年度上半期末の純収益は38.1%増の296百万ユーロであった。大企業事業及びストラクチャー・ファイナンス事業（特にアセットファイナンス及びプロジェクトファイナンス）の収益が大幅に増加したことが要因であった。

リスク費用が4.7倍になったのは、64百万ユーロ（2022年6月末は13百万ユーロ）の正味引当金が計上されたことを反映したもので、特に債権の引当金によるものであった。

以上から、2023年6月30日現在の当期純利益は、前年度同期が90百万ユーロであったのに対して16.6%増の105百万ユーロであった。

資本市場

2023年度上半期は、良好な市場環境と好調な販売モメンタムに支えられ、純収益は63.3%増の293百万ユーロであった。

一般営業費が8.2%増加したものの、営業総利益は3倍の154百万ユーロであった。

資本市場業務の当期純利益の合計は、前年度同期が35百万ユーロであったのに対して112百万ユーロであった。

プライベート・エクイティ

地政学的な不確実性、及びそれに伴う企業の期待成長率及び評価マルチプルに与える経済的影響を考慮し、十分な注意を払った上で、期間中に140百万ユーロ超の投資が実施された。4年間で、20億ユーロ超が新規プロジェクトの資金調達又は投資先企業の支援に投入された。

一方、投資ポートフォリオは現在34億ユーロであり、イノベーションキャピタルからパイアウトに至るまで、全ての分野でエクイティ事業分野の力強い勢いを示している。

上半期の総収入は220百万ユーロと堅調に推移した。全体の3分の2超はポートフォリオ益であり、現下の経済情勢におけるアセット・マネジメントの質の高さを示し、投資の全般的な業績が良好であったことを示している。

当期純利益に対する寄与は181百万ユーロと非常に良好な水準で、Covid後の例外的な2年間に続いて、通常の健全な業績水準に戻ったことを示している。

3.2 2023年度上半期の活動における変動

2023年6月末現在の預金残高は、前年度同期比0.7%増の2,822億ユーロであった。

この期間中、リヴレA預金通帳口座への資金流入は、とくに高止まりし、前年度同期比で19.9%増の145億ユーロであった。この増加は主に、規制対象の貯蓄に関する有利な手段が継続され、預金通帳口座の金利が上昇したことによるものである。さらに、金融市場を取り巻く環境が要因となり、顧客は流動性と安全性の両方が高い商品を選択している。その結果、定期預金（PEPと定期預金を含む。）は前年度同期比で約92.9%増加して約617億ユーロであった。当座預金口座は当年度上半期で4.8%増加して70億ユーロであった。ただし、住宅貯蓄口座への預金は4.9%減少して117億ユーロであった。

上半期末現在の貸出金残高は、前年同期比5.3%増の3,279億ユーロであった。

金利の上昇にもかかわらず、全ての貸出金の主要カテゴリーにおいて貸出金債権の増加が好調に推移した。

- ・ 住宅貸出金は4.1%増の1,171億ユーロ
- ・ コンシューマー・クレジット残高は16.7%増の448億ユーロ
- ・ 設備投資用貸出金及びリース債権は8.6%増の約904億ユーロ

3.3 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体との取引

2023年6月30日現在、BFCMの連結範囲外のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体に提供した貸出金残高は合計348億ユーロであった。

BFCMの連結営業総損失は、BFCMの連結範囲外のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体（主に地元銀行及びCFCM）との取引に関連して、マイナス542百万ユーロであった。2023年度上半期における上記の取引による純受取利息の総額はマイナス75百万ユーロ、正味支払手数料はマイナス16百万ユーロ、当該事業体により計上されたその他の活動による収益及び費用並びに一般営業費の正味残高はマイナス451百万ユーロであった。

3.4 最近の動向と見通し

金融政策の過渡期にあって、2023年上半期には、ユニバーサル・バンカシュアランス・モデルの強靭性が再び実証された。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（BFCMが主要な子会社を有し、またリファイナンス機能を担っている。）は、2019年度 - 2023年度の戦略計画アンサンブル#ヌーボーモンド、プリュ・ヴィット！プリュ・ロワン（ensemble#nouveaumonde, plus vite, plus loin）（共に#今日の世界、より速く！より遠くへ）の財務目標の達成に向けて順調に進んでおり、2023年度末に完了する予定である。したがって、当年度下半期は、2027年度に向けた野心的なロードマップを構築することを意図した将来の戦略プランを定める作業を完成させる好機となる。

クレディ・ミュチュエル・グループ（クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが主要な構成要素）の段階で欧州中央銀行が実施したストレステストの最近の結果（2023年7月28日）で、その財務的な堅実性と発展モデルの強靱さが改めて実証された。

4【経営上の重要な契約等】

BFCMは、その有価証券の発行に関連した債務の返済義務を負うことができなくなるといった、BFCMの財政状態に影響を及ぼしうる主要な契約に過去2年間に於いて署名していない。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第4 設備の状況 / 2 主要な設備の状況」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

2023年6月30日現在

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
未発行の授権株式はない。(注)	34,225,594	該当なし。(注)

(注1) フランスでは、取締役会決議により発行され得る授権株式の概念は存在しないが、株主総会は、取締役会に対して株式又は持分証券の発行に際し、その金額及び期間を決定する権限を、一定の範囲内で与えることができる。

(注2) 2023年9月15日、BFCMは76,708株の新規株式発行による増資を行った。その結果、発行済株式総数は34,225,594株から34,302,302株に増加した。

【発行済株式】

2023年6月30日現在

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式 額面金額 50ユーロ	普通株式	34,225,594	-	普通株式は、完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、BFCMにおける標準的な株式である。
計	-	34,225,594	-	-

(注) 2023年9月15日、BFCMは76,708株の新規株式発行による増資を行った。その結果、発行済株式総数は34,225,594株から34,302,302株に増加した。

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の状況】

2023年6月30日現在

年月日	種類	発行済株式総数		資本金	
		増減数(株)	残高(株)	増減額	残高
2023年 1月1日 から 2023年 6月30日	額面金額 50ユーロの 普通株式	0	34,225,594	0ユーロ 0円	1,711,279,700ユーロ 271,716,990,766円

(注) 2023年9月15日、BFCMは76,708株の新規株式発行による増資を行った。その結果、発行済株式総数は34,225,594株から34,302,302株に増加し、資本金は1,711,279,700ユーロから1,715,115,100ユーロに増加した。

(4) 【大株主の状況】

2023年6月30日現在のBFCMの株式資本の分配

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
CFCM	ストラスブール 67913、リュ・フレ デリック - ギヨー ム・ライフアイゼン 4、セデックス09、 フランス	31,399,922	91.74
CRCM・ド・ロワール・ア トランティック・エ・ デュ・サントル・ウエス ト	ナント CS14003、 リュ・ド・リユー 10、セデックス1、 フランス	741,949	2.17
CFCM・ド・メーヌ - アン ジュー・エ・バス - ノル マンディ	ラヴァル 53083、プ ルバール・ヴォルネ イ 43、フランス	459,722	1.34
CRCM・ノール・ユーロッ プ	リール 59800、プラ ス・リシェベ 4、 フランス	455,015	1.33
CRCM・デュ・サントル	オルレアン 45920、 リュ・デュ・フォー ブル・マドレーヌ 105、プラス・ド・ ユーロップ、フラン ス	308,716	0.90
CRCM・ダンジュー	アンジェ 49006、プ ラス・モリエール 1、フランス	175,991	0.51
CFCM・オセアン	ラ・ロシュ - シュル - ヨン 85001、 リュ・レアンドル・ メルレ 34、フラン ス	172,116	0.50
CRCM・ディル - ド - フラ ンス	パリ 75439、リュ・ ド・ラ・ロシュフ コー 18、フランス	146,411	0.43
CRCM・ド・ノルマンディ	カーン 14052、 リュ・デュ・11 ノ ベンブレ 17、フラ ンス	123,766	0.36
CRCM・メディテラネ	マルセイユ 13267、 アヴェニュー・デュ・ ブラド 494、フラン ス	74,450	0.22
2023年6月30日現在の10大株主の小計		34,058,058	99.51
その他の株主		167,536	0.49
合計		34,225,594	100.00

2【役員の状況】

有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに以下の1名が取締役に加わった：

サンドリン・クレストワ - コグナール
 (Sandrine Crestois-Cognard)

38歳
 1984年11月8日生まれ

主な専門分野及び経歴の概要

戦略的・法律的管理の修士号を取得し、監査、コンサルティング、経営管理のMBAを取得したサンドリン・クレストワ - コグナール氏は、PwCのシニア・コンサルタントとしてキャリアを開始した。

同氏は、2012年にインターナショナル・マネジメント・コントローラーとしてアクセンス・フランスに入社した。

2017年、同氏は会計及び財務監査人として国のファンドであるURSSAFのナショナルファンドに加わった。また2022年より、監査エンゲージメントマネージャーとして勤務している。

同氏は、2022年からケス・クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランスのメンバーである。2023年、サンドリン・クレストワ - コグナール氏は、ライオンズ・クラブ・ド・ラ・デファンスの副会長に就任した。

取締役
就任：2023年
任期満了：2024年
2023年9月15日現在在任中のその他の役職
取締役会会長
ケス・ド・クレディ・ミュチュエル・リュエイユ
取締役
フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス
秘書役兼副会長
ライオンズ・クラブ・ド・ラ・デファンス
過去5事業年度に任期が満了した役職
なし

サンドリン・クレストワ - コグナール氏は2023年7月27日に取締役を選任され、任期は2023年度財務書類が承認される株主総会にて満了する予定である。

サンドリン・クレストワ - コグナール氏は株式を所有していない。

有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに以下の1名が取締役を退任した：

2023年7月27日付でビッチ・ファン・ンゴ (Bich Van Ngo) 氏が取締役を退任した。

第6【経理の状況】

1. 本書記載の当行及びその子会社（以下「BFCMグループ」と総称する。）の邦文の中間連結財務書類は、国際会計基準審議会が公表し、欧州連合が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成された原文（仏語）の要約中間連結財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳をもとに作成したものである。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計慣行及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。
BFCMグループの原文の中間財務書類（仏語）の日本における開示は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）第76条第1項の適用を受けるものである。
2. 原文の中間財務書類（仏語）は、独立公認会計士である、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるカーペーエムジェー エス ア及びプライスウォーターハウスクーパース フランスからの監査は受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
3. 原文の中間財務書類（仏語）はユーロで表示されている。「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2023年8月15日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝158.78円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨として財務諸表を作成するために換算されたものではない。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
4. 円換算額並びに「2 その他」及び「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載事項は、当該事項における原文の中間財務書類（仏語）への参照事項を除き、原文の中間財務書類（仏語）には含まれていない。

1 【中間財務書類】

要約連結財務書類

BFCMグループ2023年6月30日連結財務書類
財務書類は未監査だが、限定的レビュー済み

連結財政状態計算書（資産）

	2023年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2023年 6月30日 (百万円) (注)	2022年 12月31日 修正 再表示 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2022年 12月31日 修正 再表示 (百万円) (注)	2022年 1月1日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2022年 1月1日 (百万円) (注)	注記
現金及び中央銀行への預け金	105,723	16,786,698	111,454	17,696,666	120,723	19,168,398	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	32,064	5,091,122	28,599	4,540,949	23,722	3,766,579	5a
ヘッジ手段のデリバティブ	3,856	612,256	4,253	675,291	2,128	337,884	6a
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	35,291	5,603,505	34,327	5,450,441	30,978	4,918,687	7
償却原価で測定する有価証券	3,403	540,328	3,397	539,376	3,640	577,959	10a
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	60,737	9,643,821	57,969	9,204,318	57,059	9,059,828	10b
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	327,915	52,066,344	322,279	51,171,460	286,482	45,487,612	10c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定差額	-2,690	-427,118	-2,733	-433,946	449	71,292	6b
保険事業の金融投資	127,617	20,263,027	122,976	19,526,129	136,639	21,695,540	13a
発行済保険契約-資産	18	2,858	18	2,858	26	4,128	13a
保有再保険契約-資産	298	47,316	328	52,080	277	43,982	13a
未収還付税	759	120,514	971	154,175	809	128,453	14a
繰延税金資産	843	133,852	910	144,490	955	151,635	14b
未収収益及びその他の資産	9,688	1,538,261	7,355	1,167,827	8,159	1,295,486	15a
売却目的保有非流動資産	5,112	811,683	4,874	773,894	107	16,989	3c
持分法適用会社に対する投資	827	131,311	821	130,358	799	126,865	16
投資不動産	35	5,557	28	4,446	30	4,763	17
有形固定資産	2,289	363,447	2,339	371,386	2,377	377,420	18a
無形資産	474	75,262	471	74,785	488	77,485	18b
のれん	2,111	335,185	2,109	334,867	3,098	491,900	19
資産合計	716,370	113,745,229	702,745	111,581,851	678,946	107,803,046	

(注)「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき1ユーロ158.78円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

連結財政状態計算書（負債）

	2023年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2023年 6月30日 (百万円) (注)	2022年 12月31日 修正 再表示 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2022年 12月31日 修正 再表示 (百万円) (注)	2022年 1月1日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2022年 1月1日 (百万円) (注)	注記
中央銀行からの預り金	303	48,110	44	6,986	605	96,062	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	20,687	3,284,682	18,772	2,980,618	12,082	1,918,380	5b
ヘッジ手段のデリバティブ	6,434	1,021,591	6,725	1,067,796	2,034	322,959	6a
償却原価で測定する負債証券	150,418	23,883,370	134,560	21,365,437	121,463	19,285,895	11a
償却原価で測定する金融機関等に対する債務	66,314	10,529,337	81,256	12,901,828	83,072	13,190,172	11b
償却原価で測定する顧客に対する債務	282,153	44,800,253	283,682	45,043,028	274,257	43,546,526	11c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定差額	-57	-9,050	-14	-2,223	13	2,064	6b
未払税金	361	57,320	387	61,448	582	92,410	14a
繰延税金負債	413	65,576	451	71,610	779	123,690	14b
経過勘定及びその他の負債	15,384	2,442,672	11,274	1,790,086	9,673	1,535,879	15b
売却目的保有非流動資産関連の負債	3,537	561,605	3,622	575,101	0	0	3c
発行済保険契約-負債	115,847	18,394,187	110,334	17,518,833	124,381	19,749,215	13c、13d
保有保険契約-負債	0	0	0	0	0	0	
引当金	2,471	392,345	2,453	389,487	3,604	572,243	20
償却原価で測定する劣後債	11,609	1,843,277	10,361	1,645,120	9,607	1,525,399	21
株主資本合計	40,495	6,429,796	38,836	6,166,380	36,793	5,841,993	22
グループに帰属する株主資本	36,166	5,742,437	34,588	5,491,883	32,774	5,203,856	22
資本金及び関連剰余金	6,495	1,031,276	6,495	1,031,276	6,198	984,118	22a
連結剰余金	27,961	4,439,648	25,778	4,093,031	23,803	3,779,440	22a
その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）	213	33,820	-26	-4,128	247	39,219	22b
当期純利益 / (損失)	1,498	237,852	2,341	371,704	2,526	401,078	

株主資本 - 非支配持分	4,329	687,359	4,248	674,497	4,019	638,137	
負債及び株主資本合計	716,370	113,745,229	702,745	111,581,851	678,946	107,803,046	

(注) 「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき1ユーロ158.78円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

連結損益計算書

	2023年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2023年 6月30日 (注) (百万円)	2022年6月30日 修正再表示 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2022年6月30日 修正再表示 (注) (百万円)	注記
受取利息及び類似収益	13,206	2,096,849	4,956	786,914	24
支払利息及び類似費用	-9,891	-1,570,493	-1,881	-298,665	24
手数料(収益)	2,132	338,519	2,084	330,898	25
手数料(費用)	-638	-101,302	-593	-94,157	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	467	74,150	366	58,113	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	-91	-14,449	-27	-4,287	27
償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益	0	0	0	0	28
発行済保険契約により生じる収益	3,631	576,530	3,451	547,950	29、29a
発行済保険契約に係る費用	-3,059	-485,708	-2,949	-468,242	29、29a
保有再保険契約に係る収益及び費用	-42	-6,669	18	2,858	29
発行済保険契約により生じる金融収益又は金融費用	-4,329	-687,359	4,539	720,702	29
保有再保険契約に係る金融収益又は費用	2	318			29
保険事業に係る金融投資により生じる純利益	4,417	701,331	-4,473	-710,223	29b
その他の活動に係る収益	404	64,147	369	58,590	30
その他の活動に係る費用	-263	-41,759	-199	-31,597	30
純収益	5,947	944,265	5,663	899,171	
一般営業費	-2,938	-466,496	-2,787	-442,520	31a、 31d、 31b、31c
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額	-158	-25,087	-158	-25,087	31d
営業総利益/(損失)	2,851	452,682	2,718	431,564	
カウンターパーティー・リスク費用	-603	-95,744	-415	-65,894	32
営業利益	2,248	356,937	2,302	365,512	
持分法適用会社の純利益に対する持分	25	3,970	20	3,176	16
その他の資産の処分に係る利益/(損失)	0	0	40	6,351	33
のれんの価値の変動	0	0	-1	-159	34
税引前当期純利益/(損失)	2,273	360,907	2,362	375,038	
法人税	-595	-94,474	-596	-94,633	35
非継続事業に係る税引後利益/(損失)	0	0	0	0	3c
当期純利益/(損失)	1,678	266,433	1,766	280,405	
利益/(損失) - 非支配持分	180	28,580	169	26,834	
グループに帰属する当期純利益	1,498	237,852	1,597	253,572	
基本的一株当たり利益(ユーロ)	44	6,986	47	7,463	36
希薄化後一株当たり利益(ユーロ)	44	6,986	47	7,463	36

(注)「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき1ユーロ158.78円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

[次へ](#)

株主資本等変動計算書

(百万ユーロ)	資本金	株式払込剰余金	剰余金 (1)	その他の包括利益累計額 (未実現又は繰延損益)				グループに 帰属する当 期純利益	グループに 帰属する 株主資本	非支配 持分	連結株主 資本合計
				為替換算 調整勘定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る資産	ヘッジ手段 の デリバティ ブ	数理計算 上の損益				
2021年12月31日現在の株主資本	1,689	4,509	21,759	42	1,093	2	-299	2,487	31,282	3,845	35,127
IFRS第17号及びIFRS第9号「保険」の適用による影響	-	-	751	-	-457	-	-	-	294	151	445
Vie Mutuelleの連結に関する誤謬の訂正	-	-	1,026	-	96	-	-	-	1,122	97	1,219
2022年1月1日現在の株主資本	1,689	4,509	23,537	42	732	2	-299	2,487	32,698	4,093	36,791
前年度の利益処分	-	-	2,487	-	-	-	-	-2,487	0	-	0
増資	23	-	-	-	-	-	-	-	23	-	23
配当金の支払	-	-	-230	-	-	-	-	-	-230	-152	-382
追加持分の取得又は一部処分	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
小計：株主関係に起因する変動	23	0	2,257	-	-	-	-	-2,487	-207	-152	-359
連結当期利益	-	-	-	-	-	-	-	1,597	1,597	169	1,766
その他の包括利益累計額の変動	-	-	-2	130	-535	9	280	-	-118	-178	-295
小計	0	0	-2	130	-535	9	280	1,597	1,480	-9	1,471
取得及び処分による非支配持分への影響 (2)	-	-	-18	-	-	-	-	-	-18	-22	-40
その他の変動	-	275	1	-	-	-	-	-	276	334	610
2022年6月30日現在の株主資本	1,711	4,784	25,775	173	197	11	-19	1,597	34,228	4,245	38,473
前年度の利益処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
増資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配当金の支払	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
追加持分の取得又は一部処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結当期利益	-	-	-	-	-	-	-	744	744	167	911
その他の包括利益累計額の変動	-	-	9	-53	-302	8	-41	-	-379	-129	-508
小計	-	-	9	-53	-302	8	-41	744	365	38	403
取得及び処分による非支配持分への影響 (2)	-	-	-3	-	-	-	-	-	-3	-10	-13
その他の変動	-	-	-3	-	-	-	-	-	-3	-25	-28
2022年12月31日現在の株主資本	1,711	4,784	25,778	120	-105	19	-60	2,341	34,588	4,248	38,836
前年度の利益処分	-	-	2,341	-	-	-	-	-2,341	-	-	-
増資 (3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配当金の支払	-	-	-183	-	-	-	-	-	-183	-177	-360
追加持分の取得又は一部処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計：株主関係に起因する変動	-	-	2,159	-	-	-	-	-2,341	-183	-177	-360
連結当期利益	-	-	-	-	-	-	-	1,498	1,498	180	1,678
その他の包括利益累計額の変動	-	-	-	-10	226	-2	25	-	238	110	348
小計	-	-	-	-10	226	-2	-25	1,498	1,736	289	2,028
取得及び処分による非支配持分への影響 (2)	-	-	-3	-	-	-	-	-	-3	-4	-7
その他の変動	-	-	28	-	-	-	-	-	28	-28	-
2023年6月30日現在の株主資本	1,711	4,784	27,961	110	121	17	-36	1,498	36,166	4,329	40,495

(1) 2023年6月30日現在の剰余金には、169百万ユーロの法定準備金、6,705百万ユーロの規制準備金、及び18,904百万ユーロのその他の準備金が含まれている。

(2) Cofidisのプットに関連する負債の割引及びメディア部門のレベルにおけるプットの認識に関連する。

株主資本等変動計算書

(注) (百万円) (レビュー対象外)	資本金	株式払込剰 余金	剰余金 (1)	その他の包括利益累計額 (未実現又は繰延損益)				グループに 帰属する当 期純利益	グループに 帰属する 株主資本	非支配 持分	連結株主 資本合計
				為替換算 調整勘定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る資産	ヘッジ手 段の デリバ ティブ	数理計算 上の損益				
2021年12月31日現在の株主資本	268,179	715,939	3,454,894	6,669	173,547	318	-47,475	394,886	4,966,956	610,509	5,577,465
IFRS第17号及びIFRS第9号「保険」の適用による影響	-	-	119,244	-	-72,562	-	-	-	46,681	23,976	70,657
Vie Mutuelleの連結に関する誤謬の訂正	-	-	162,908	-	15,243	-	-	-	178,151	15,402	193,553
2022年1月1日現在の株主資本	268,179	715,939	3,737,205	6,669	116,227	318	-47,475	394,886	5,191,788	649,887	5,841,675
前年度の利益処分	-	-	394,886	-	-	-	-	-394,886	0	-	0
増資	3,652	-	-	-	-	-	-	-	3,652	-	3,652
配当金の支払	-	-	-36,519	-	-	-	-	-	-36,519	-24,135	-60,654
追加持分の取得又は一部処分	-	-	-	-	-	-	-	-	0	-	0
小計：株主関係に起因する変動	3,652	0	358,366	-	-	-	-	-394,886	-32,867	-24,135	-57,002
連結当期利益	-	-	-	-	-	-	-	253,572	253,572	26,834	280,405
その他の包括利益累計額の変動	-	-	-318	20,641	-84,947	1,429	44,458	-	-18,736	-28,263	-46,840
小計	0	0	-318	20,641	-84,947	1,429	44,458	253,572	234,994	-1,429	233,565
取得及び処分による非支配持分への影響 (2)	-	-	-2,858	-	-	-	-	-	-2,858	-3,493	-6,351
その他の変動	-	43,665	159	-	-	-	-	-	43,823	53,033	96,856
2022年6月30日現在の株主資本	271,673	759,604	4,092,555	27,469	31,280	1,747	-3,017	253,572	5,434,722	674,021	6,108,743
前年度の利益処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
増資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配当金の支払	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
追加持分の取得又は一部処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計：株主関係に起因する変動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
連結当期利益	-	-	-	-	-	-	-	118,132	118,132	26,516	144,649
その他の包括利益累計額の変動	-	-	1,429	-8,415	-47,952	1,270	-6,510	-	-60,178	-20,483	-80,660
小計	-	-	1,429	-8,415	-47,952	1,270	-6,510	118,132	57,955	6,034	63,988
取得及び処分による非支配持分への影響 (2)	-	-	-476	-	-	-	-	-	-476	-1,588	-2,064
その他の変動	-	-	-476	-	-	-	-	-	-476	-3,970	-4,446
2022年12月31日現在の株主資本	271,673	759,604	4,093,031	19,054	-16,672	3,017	-9,527	371,704	5,491,883	674,497	6,166,380
前年度の利益処分 (3)	-	-	371,704	-	-	-	-	-371,704	-	-	-
増資	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配当金の支払	-	-	-29,057	-	-	-	-	-	-29,057	-28,104	-57,161
追加持分の取得又は一部処分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
小計：株主関係に起因する変動	-	-	342,806	-	-	-	-	-371,704	-29,057	-28,104	-57,161
連結当期利益	-	-	-	-	-	-	-	237,852	237,852	28,580	266,433
その他の包括利益累計額の変動	-	-	-	-1,588	35,884	-318	3,970	-	37,790	17,466	55,255
小計	-	-	-	-1,588	35,884	-318	-3,970	237,852	275,642	45,887	321,688
取得及び処分による非支配持分への影響 (2)	-	-	-476	-	-	-	-	-	-476	-635	-1,111
その他の変動	-	-	4,446	-	-	-	-	-	4,446	-4,446	-
2023年6月30日現在の株主資本	271,673	759,604	4,439,648	17,466	19,212	2,699	-5,716	237,852	5,742,437	687,359	6,429,796

(1) 2023年6月30日現在の剰余金には、26,834百万ユーロの法定準備金、1,064,620百万ユーロの規制準備金、及び3,001,577百万ユーロのその他の準備金が含まれている。

(2) Cofidisのプットに関連する負債の割引及びメディア部門のレベルにおけるプットの認識に関連する。

(注) 「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき1ユーロ158.78円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

[次へ](#)

連結キャッシュ・フロー計算書

	2023年6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2023年6月30日 (注) (百万円)	2022年6月30日 修正再表示 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2022年6月30日 修正再表示 (注) (百万円)
当期純利益 / (損失)	1,678	266,433	1,766	280,405
法人税	595	94,474	596	94,633
税引前当期純利益 / (損失)	2,273	360,907	2,362	375,038
+/- 有形固定資産減価償却費及び無形資産償却費 (純額)	154	24,452	154	24,452
- のれん及びその他の固定資産の減損	1	159	1	159
+/- 引当金及び減損繰入額 (純額)	240	38,107	-129	-20,483
+/- 持分法適用会社の利益に対する持分	-26	-4,128	-20	-3,176
+/- 投資活動に係る純損失 / 利益	-55	-8,733	-44	-6,986
+/- 財務活動による (収益) 費用	0	0	0	0
+/- その他の変動	7,363	1,169,097	-7,584	-1,204,188
= 税金及びその他の調整前の当期純利益に含まれる非貨幣項目合計	7,677	1,218,954	-7,622	-1,210,221
+/- 金融機関との取引に関する収入及び支出	-16,998	-2,698,942	-2,074	-329,310
+/- 顧客取引に関する収入及び支出	-8,558	-1,358,839	-16,856	-2,676,396
+/- 金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	572	90,822	3,526	559,858
+/- 非金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	2,816	447,124	-4,452	-706,889
支払法人税	-327	-51,921	-463	-73,515
= 営業活動による資産及び負債の純減 (増)	-22,495	-3,571,756	-20,319	-3,226,251
営業活動によるキャッシュ・フロー (純額) 合計^(A)	-12,545	-1,991,895	-25,580	-4,061,592
+/- 金融資産及び投資に関する収入及び支出	11	1,747	321	50,968
+/- 投資不動産に関する収入及び支出	56	8,892	48	7,621
+/- 有形固定資産及び無形資産に関する収入及び支出	-83	-13,179	-93	-14,767
投資活動に関するキャッシュ・フロー (純額) 合計^(B)	-16	-2,540	276	43,823
+/- 株主へのキャッシュ・フロー及び株主からのキャッシュ・フロー	-349	-55,414	-380	-60,336
+/- 財務活動に関連するその他のキャッシュ・フロー (純額)	7,804	1,239,119	4,476	710,699
財務活動に関するキャッシュ・フロー (純額) 合計^(C)	7,455	1,183,705	4,096	650,363
現金及び現金同等物に係る為替換算差額^(D)	-77	-12,226	421	66,846
現金及び現金同等物の増加 / (減少) (純額) ^(A+B+C+D)	-5,183	-822,957	-20,787	-3,300,560
営業活動によるキャッシュ・フロー (純額) ^(A)	-12,545	-1,991,895	-25,580	-4,061,592
投資活動に関するキャッシュ・フロー (純額) ^(B)	-16	-2,540	276	43,823
財務取引に関するキャッシュ・フロー (純額) ^(C)	7,455	1,183,705	4,096	650,363
現金及び現金同等物に係る為替換算差額 ^(D)	-77	-12,226	421	66,846
現金及び現金同等物の期首残高	96,447	15,313,855	112,240	17,821,467
現金及び中央銀行への預け金 / 中央銀行からの預り金 (資産 / 負債)	111,399	17,687,933	120,120	19,072,654
金融機関との間の勘定 (資産 / 負債) 及び要求払貸出金 / 借入金	-14,952	-2,374,079	-7,880	-1,251,186
現金及び現金同等物の期末残高	91,264	14,490,898	91,454	14,521,066
現金及び中央銀行への預け金 / 中央銀行からの預り金 (資産 / 負債)	105,411	16,737,159	103,320	16,405,150
金融機関との間の勘定 (資産 / 負債) 及び要求払貸出金 / 借入金	-14,147	-2,246,261	-11,867	-1,884,242
現金及び現金同等物に係る変動	-5,183	-822,957	-20,787	-3,300,560

(注) 「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき1ユーロ158.78円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

次へ

BFCMグループ連結財務書類に対する注記

注記における数字は百万ユーロで表示されている。

注記1：会計原則及び会計方針

国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606 / 2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126 / 2008号に基づき、連結財務書類は、2023年6月30日において欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されている。

この基準は、以下の欧州委員会のウェブサイトに掲載されている。

https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/company-reporting-and-auditing/company-reporting/financial-reporting_en#ifrs-financial-statements.

財務書類は、Autorité des normes comptables（フランス会計基準当局）のIFRS要約財務書類に関する勧告第2022-01号において推奨されている書式に従って表示されている⁽¹⁾。これらは、欧州連合が採用している国際会計基準に準拠している。

⁽¹⁾ グループは、保険部門が保有する金融商品を勧告によって提案されたものとは異なる方法でグループ化することを選択したことに留意されたい。注記2.2 保険事業を参照。

2023年6月30日現在の期中財政状態に関するグループの要約中間連結財務書類は、IAS（国際会計基準）第34号「期中財務報告」に準拠して作成及び表示されている。中間連結財務書類に対する注記は、2022年度の年次報告書（Universal Registration Document）に記載されている2022年12月31日に終了した事業年度の監査済み連結財務書類と併せて読むべきである。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

2023年1月1日から適用された改訂

グループは、2023年1月1日以降、以下に示す欧州連合が採用した改訂及びIFRICの決定を適用している。

- ・ IAS第1号の改訂 - 会計方針の開示

この改訂は、「重要性がある」会計方針に関して提供すべき情報を明確化している。財務書類におけるその他の情報と合わせて考えた場合、財務書類の主要な利用者の意思決定に影響を与えることが合理的に予想される可能性がある場合には、重要性があるとみなされる。

- ・ IAS第8号の改訂 - 会計上の見積りの定義

この改訂の目的は、会計上の見積りの概念の明確な定義を導入することにより、会計処理方法の変更と会計上の見積りの変更の間の区別を容易にすることである。

会計上の見積りは、評価が不確実な財務書類の金額を表している。

- ・ IAS第12号の改訂 - 単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金

この改訂は、リース及び廃棄義務に係る繰延税金の認識について明確化している。

グループは、2023年6月30日現在、これらの改訂の影響を受けていない。

IFRS第17号及びIFRS第9号の保険事業への適用

2023年1月1日以降、グループは保険事業について、IFRS第17号「保険契約」及びIFRS第9号「金融商品」を適用している。

グループが適用したIFRS第9号及びIFRS第17号の原則の詳細は、「会計原則及び評価方法」の注記に表示されている。

- ・ IFRS第17号の適用

IFRS第17号は遡及的に適用されている。IFRS第17号は、初度適用日の直近の会計年度の開始日に相当する日、すなわち2022年1月1日を移行日と規定している。

移行時のこれらの資産及び負債、特に保険契約の様々なポートフォリオの遡及的測定は、完全遡及適用に必要な過去の情報が入手できない場合には、代替アプローチの対象とすることができる。

したがって、グループは、大半の保険契約ポートフォリオに修正遡及アプローチを適用しており、これにより、過度のコストや労力をかけずに入手可能な合理的な情報に基づいて、基準の完全遡及適用による評価に可能な限り近い評価額を得ることが可能となっている。

2022年1月1日現在でのIFRS第17号の遡及適用による保険資産及び負債の評価差額は、株主資本に直接表示されている。

修正遡及アプローチの適用方法

修正遡及アプローチの目標は、過度のコストや労力を発生させずに得られる合理的かつ正当化された情報に基づいて、完全遡及アプローチを適用して得られるものと可能な限り近い結果を得ることである。

したがって、当該事業体は、個人保険（特に債務者保険）であるか、生命保険／貯蓄保険であるかにかかわらず、既存の契約のポートフォリオの大半に修正遡及アプローチを適用している。

簡略化は、考慮するポートフォリオに応じて、必要な情報の利用可能性に基づいて適用された。

移行日におけるCSMの計算についてグループは、修正遡及アプローチが実行不可能ではないことを条件に、修正遡及法を公正価値アプローチよりも優先することを選択した。修正遡及アプローチは、2012年度の時点で実行可能とみなされた。

一般測定モデルを適用したポートフォリオ

一般測定モデルに従って測定された契約の場合、修正遡及アプローチの原則は、移行日における測定に基づいて当初認識日現在の負債を再構成し、2つの日付間の変動を以下の単純化を用いて遡及的に再構成することで構成される。

- ・ 当初キャッシュ・フローは、2つの日付間に生じた実際のキャッシュ・フローを移行日の金額に加算することによって見積もられる。
- ・ 開始時の割引率は、当初認識日時点の割引率をシミュレートしたイールドカーブを用いて決定することができる。
- ・ 開始日から移行日まで間の非金融リスクの調整の変動は、類似の契約で観察されたリスク解散に基づいて見積もることができる。

このようにして開始日に再構成された残存カバーに対する負債について、当初の契約上のサービス・マージン（ある場合）は、移行前の期間に提供されたサービスに基づいて償却され、同日に残存する契約上のサービス・マージンの額が算定される。

契約が移行日に1つのグループにまとめられる場合は、その日の割引率を使用することができる。

財務的変動を損益と株主資本に分割するオプションを選択した場合、移行日において株主資本に認識される金額を、残存保険カバーに対する負債の場合は原利率、発生済保険金請求に対する負債の場合は当該事故の日付の利率に基づいて再構成することが義務付けられている。

このような再構成が不可能な場合には、株主資本での認識額はゼロとなる。

グループは、修正遡及アプローチにおいて提案された特定の単純化、特に過去の実際のフローを通じたキャッシュ・フローの概算とリスクの調整の概算のみを適用することを選択した。2012年から2021年までの年間契約のグループを再構成し、株主資本で純損益にリサイクル可能な割引率の変動に関連する再評価の計算は、単純化を適用せずに遡及的に行われた。

簡便モデルを適用したポートフォリオ

簡便モデル（PAA）に従って測定された契約の場合、グループは新契約の獲得コストを費用として認識することを選択したため、移行時の残存カバーに係る負債は、従前の未経過保険料に対する引当金（獲得コスト控除前）に基づいて算定された。

これらの契約に対応する保険金支払準備金は、移行日における予想キャッシュ・フローと非金融リスクの調整から構成される。移行日において資本の部で認識した純損益にリサイクル可能な割引率の変動に関連する金額は、過去の割引率に基づいて再構成されている。

VFAモデルを適用したポートフォリオ

変動手数料モデルを使用して測定された生命保険 / 貯蓄保険契約の場合、修正遡及アプローチは、移行日の負債に基づいて当初日付現在の負債を再構成することからも構成される。ただし、残存カバーに対する負債については、移行日における契約上のサービス・マージンは、以下のアプローチに従って決定されることがこの会計基準で規定されている。

- ・ 移行日における原資産の実現可能価額から、まず同日における履行キャッシュ・フロー（割引キャッシュ・フロー及びリスク調整額）が控除される。
- ・ この金額に、保険契約者から差し引かれる収益及びリスク調整額を加算し、期中に支払った獲得費用を控除する。
- ・ このように再構成された獲得費用控除後の当初の契約上のサービス・マージンは、移行日まで償却し、その時点で提供されたサービスと償却すべき残存獲得費用を反映する。

このアプローチの実施について、主な単純化は次のとおりである。

- ・ 既存の契約は、欧州規則で規定された免除の選択に沿って、年次コホートに分割することなく、移行後に計画された区分に従ってグループ化された。
- ・ 移行日における契約上のサービス・マージンは、次のように再構成された。
 - 移行日における履行キャッシュ・フローを控除した原資産の市場価値（上記参照）を基に、
 - 過去のデータ（会計データ又は管理データ）から得られた過去のマージン（資産の「オーバー・イールド」を考慮した上で、移行後に使用されるアプローチと同じアプローチを用いて移行日まで再分配し）を加算し、
 - 未償却の獲得費用を控除し、

- 会計上のミスマッチの調整に関して移行日の株主資本で認識される純損益にリサイクル可能な金額は、会計基準で規定されているとおり、移行日時点で株主資本で認識された純損益にリサイクル可能な原資産の実現可能価額を用いて算定された。

- ・ IFRS第9号の適用
グループは、グループの保険会社についてIFRS第9号の適用をIFRS第17号の適用日まで延期したため、IFRS第9号は2023年1月1日に適用された。分類及び測定、並びにIFRS第9号の新たな減損モデルが遡及的に適用されている。
IFRS第17号の移行手続との整合性のため、かつ、より関連性の高い情報を提供するために、グループは、保険会社の関連金融商品（2022年に認識が中止された金融商品を含む）に関する2022年度の比較データを修正再表示した。
グループは、2022年9月にEUで採択された表示に関するIFRS第9号及びIFRS第17号の改訂に従い、2022年度の資産処分の認識をIFRS第9号の下で認識したように行う、いわゆる「上書き」アプローチの適用を選択した。
この上書きアプローチにより、2022年1月1日時点でのIFRS第9号及びIFRS第17号に基づく連結株主資本への移行の影響を標準化することが可能となる。
該当する金融資産及び金融負債の評価差額、並びに2022年1月1日にIFRS第9号を遡及適用した結果として株主資本に直接認識される信用リスクの減損及び損益は、株主資本に直接表示される。

- ・ IFRS第17号の適用に関するその他の影響
IFRS第17号を初めて適用したことに伴い、IFRS第17号によるIAS第40号及びIAS第16号の改訂を適用した結果、直接連動有配当保険契約の基礎となる項目として保有される不動産を純損益を通じて公正価値で測定することとなった。

- ・ IFRS第17号及びIFRS第9号を初めて適用したことによる2022年12月31日現在での影響
IFRS第17号及びIFRS第9号が保険会社に初めて適用されたことによる2022年12月31日現在での主な影響は以下のとおりである。

連結財政態計算書（資産）

（百万ユーロ）	2022年12 月31日修 正再表示	IFRS第17 号/9号等の 影響	誤謬の 訂正 ⁽¹⁾	2022年12月 31日公表値
現金及び中央銀行への預け金	111,454	0	0	111,454
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	28,599	0	-13	28,612
ヘッジ手段のデリバティブ	4,253	0	0	4,253
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	34,327	0	3	34,324
償却原価で測定する有価証券	3,397	0	0	3,397
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	57,969	0	0	57,969
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	322,279	0	0	322,279
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの 再測定差額	-2,733	0	0	-2,733
保険事業の金融投資 ⁽²⁾	122,976	-445	14,574	108,847
発行済保険契約-資産	18	18	0	0
保有再保険契約-資産	328	328	0	0
未収還付税	971	2	11	958
繰延税金資産	910	-1,024	138	1,796
未収収益及びその他の資産	7,355	-42	-75	7,472
売却目的保有非流動資産	4,874	-89	1	4,962
繰延配当	0	-48	0	48
持分法適用会社に対する投資	821	-15	-41	877
投資不動産	28	0	0	28
有形固定資産	2,339	-101	2	2,438
無形資産	471	0	-1	472
のれん	2,109	-2	1	2,110
資産合計	702,745	-1,418	14,600	689,563

(1) 誤謬の訂正

2022年12月31日まで、相互保険会社であるACM Vieは「相互会社（mutuelles）」のステータスであったため、フランス相互信用連合銀行（Banque Fédérative du Crédit Mutuel（BFCM））に連結されていなかった。

この事業体は、Groupe des Assurances du Crédit Mutuel（GACM）による完全支配を介してIFRS第10号が意味する範囲においてグループの支配下にあり、GACMに対する66%の持分に合わせてBFCMの連結財務書類において完全に連結すべきであった。

BFCMは、この誤謬は重要な経済的影響を生じなかったと考え、この誤謬を2023事業年度及び期首貸借対照表で訂正した。

(2) この項目には保険事業の投資不動産が含まれている。

連結財政状態計算書（負債）

(百万ユーロ)	2022年12 月31日修正 再表示	IFRS第17 号/9号の影 響等	誤謬の 訂正 ⁽¹⁾	2022年12月 31日公表値
中央銀行からの預り金	44	0	0	44
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	18,772	0	-10	18,782
ヘッジ手段のデリバティブ	6,725	0	0	6,725
償却原価で測定する負債証券	81,256	6,964	-18	74,310
償却原価で測定する金融機関等に対する債務	283,683	0	-5	283,688
償却原価で測定する顧客に対する債務	134,560	0	-648	135,208
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの 再測定差額	-14	0	0	-14
未払税金	387	-103	1	489
繰延税金負債	451	-355	14	792
経過勘定及びその他の負債	11,274	47	-8	11,235
売却目的保有非流動資産関連の負債	3,622	-98	0	3,720
保険事業の契約に関する負債	0	-120,121	13,629	106,492
発行済保険契約-負債	110,335	109,616	719	0
保有保険契約-負債	0	0	0	0
引当金	2,453	1	33	2,419
償却原価で測定する劣後債	10,361	910	0	9,451
株主資本合計	38,836	1,721	893	36,222
グループに帰属する株主資本	34,588	1,134	1,013	32,441
資本金及び関連剰余金	6,495	0	0	6,495
連結剰余金	25,778	696	984	24,098
その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）	-26	450	-35	-441
当期純利益 / （損失）	2,341	-12	64	2,288
株主資本 - 非支配持分	4,248	587	-120	3,781
負債及び株主資本合計	702,745	-1,418	14,600	689,563

当期純利益

(百万ユーロ)	2022年6月 30日修正再 表示	IFRS第17 号/9号の影 響等	誤謬の 訂正 ⁽¹⁾	2022年6月 30日公表値
金利マージン純額	3,075	8	-5	3,072
受取手数料及び支払手数料	1,491	27	-21	1,485
償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益	339	-9	0	348
保険サービス損益	586	-684	78	1,192
その他の活動に係る収益及び費用	171	33	0	138
純収益	5,662	-624	52	6,234
一般営業費	-2,946	627	-14	-3,559
営業総利益	2,716	3	38	2,675
リスク費用	-415	0	0	-415
営業利益	2,301	4	38	2,259
その他の包括利益	59	-2	0	61
法人税	-596	-7	-10	-579
当期純利益 / (損失)	1,764	-6	28	1,742
利益 / (損失) - 非支配持分	169	-12	10	171
グループに帰属する当期純利益	1,595	6	18	1,570

(1) 誤謬の訂正

2022年12月31日まで、相互保険会社であるACM Vielは「相互会社 (mutuelles)」のステータスであったため、フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel (BFCM)) に連結されていなかった。

この事業体は、Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM) による完全支配を介してIFRS第10号が意味する範囲においてグループの支配下にあり、GACMに対する66%の持分に合わせてBFCMの連結財務書類において完全に連結すべきであった。

BFCMは、この誤謬は重要な経済的影響を生じなかったと考え、この誤謬を2023事業年度及び期首貸借対照表で訂正した。

2022年12月31日現在のIFRS第17号及びIFRS第9号への移行に係る主な影響は以下のとおりである。

a. IFRS第4号に基づく保険資産及び負債の取消

- 資産1,752百万ユーロ、うち保有再保険資産402百万ユーロ、主に「保険事業の金融投資」の責任準備金
- 負債120,121百万ユーロ、うち発行済保険債務に関して112,004百万ユーロ、主に「発行済保険契約負債」の数理的準備金

b. 保険及び再保険の資産及び負債の認識

- 「発行済保険契約及び保有再保険」における資産として346百万ユーロ

- 「発行済保険契約」における負債として109,617百万ユーロ
- 保険負債及び再保険資産の測定において、以前に「引当金」及び「その他の負債」で認識されていた債権及び債務の再分類

c. IFRS第9号に基づく「保険事業の金融投資」の下での金融資産1,760百万ユーロの再評価は、主に償却原価で測定する自己売買ポートフォリオの再分類によるものである。

グループはまた、IFRS第17号によるIAS第40号の改訂を適用し、直接連動有配当保険契約の基礎となる項目として保有する資産を純損益を通じて公正価値で評価し、「保険事業の金融投資」として3,613百万ユーロを認識した。

IFRS第4号の下で「発行済保険契約負債」として認識された金融負債は、銀行業務の表示において総額6,965百万ユーロが再分類され、そのうち6,965百万ユーロが「金融機関からの預り金」、910百万ユーロが「償却原価で測定する劣後債」に再分類されている。

d. IFRS第17号及びIFRS第9号の適用による、2023年1月1日現在での、グループの株主資本における繰延税金の影響は純額で1,721百万ユーロであった。

IFRS第17号への移行では、保険契約の評価に、保険契約の履行に直接起因するグループ・レベルでの販売及び管理費用（福利厚生費、管理費、非流動資産の減価償却費及び償却費等）を含め、純収益の中の「保険サービス費用」に表示することが求められている。

したがって、将来の利益は、販売会社の銀行業ネットワークによって生成された内部マージンについて修正再表示された銀行及び保険グループのレベルで表示される。

移行による株主資本への影響

移行による保険・銀行業の範囲への影響は、2022年1月1日現在、以下のとおりである。

	会計上の株主資本
2021年12月31日現在	35,127
IFRS第9号による減損	-26
FVPLの分類変更の影響	1,110
FVOCIの分類変更の影響	650
償却原価の分類変更の影響	0
繰延税金	-487
その他	7
IFRS第9号の適用後の2022年1月1日現在	36,381
FTA IFRS 17	-808
IFRS第17号及びIFRS第9号の適用後の2022年1月1日現在	35,573
誤謬の訂正 ⁽¹⁾	1,219
2022年1月1日現在	36,792

⁽¹⁾ 誤謬の訂正

2022年12月31日まで、相互保険会社であるACM Vieは「相互会社（mutuelles）」のステータスであったため、フランス相互信用連合銀行（BFCM）に連結されていなかった。

この事業体は、Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM) による完全支配を介してIFRS第10号が意味する範囲においてグループの支配下にあり、GACMに対する66%の持分に合わせてBFCMの連結財務書類において完全に連結すべきであった。

BFCMは、この誤謬は重要な経済的影響を生じなかったと考え、この誤謬を2023事業年度及び期首貸借対照表で訂正した。

IFRS第17号適用の影響

IFRS第17号移行による株主資本への影響額は、2022年1月1日現在で446百万ユーロであった。

以下の表は、適用された移行方法ごとの移行日現在で算定された契約上のサービス・マージン(CSM)を示している。最初の表は、発行済保険契約に関するCSMを扱い、二つ目の表は、保有再保険契約の範囲に関する出再されたCSMを扱っている。

(百万ユーロ)	完全遡及法	修正遡及法	公正価値	合計
すなわち、移行日である2022年1月1日現在のCSM残高	-	4,955	419	5,373

(百万ユーロ)	完全遡及法	修正遡及法	公正価値	合計
すなわち、移行日である2022年1月1日現在の売却済CSM残高	-	-	60	60

グループは修正遡及移行アプローチの下で、保険契約の当初認識日におけるイールド・カーブの代わりに、2022年1月1日の移行日におけるイールド・カーブを使用することを認める、IFRS第17号で規定されているオプションを適用する。

IFRS第9号適用の保険事業の金融投資へ影響

次の表は、以下について説明している。

- IAS第39号に従って表示された2021年12月31日現在の金融投資総額とIFRS第9号に従って表示された2022年1月1日現在の金融投資総額
- IAS第39号に従って認識された減損とIFRS第9号に従って認識される信用リスク引当金

2022年1月1日の移行日現在、IFRS第9号への移行の影響は、従来償却原価で認識されていた有価証券の市場価値での再評価に関する株主資本の変動(税金を除く)によるものであり、これらの有価証券はその他の包括利益を通じて公正価値で測定に分類される。

また、IFRS第9号の適用の結果として金融負債が再分類されることはない。

2022年1月1日現在の保険事業におけるIFRS第9号による減損額は26百万ユーロであった。

2022年1月1日現在	2021年12月31日現在の金額	連結除外された保険事業体	純損益を通じて公正価値で測定する金融資産		ヘッジ手段のデリバティブ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産		償却原価で測定する金融資産	
			組替/留保金額	IFRS第9号の影響		組替/留保金額	IFRS第9号の影響	組替/留保金額	IFRS第9号の影響

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	27,409	322	28,699		51	0	0	0
ヘッジ手段のデリバティブ	0			0				
売却可能金融資産	79,409	-182	20,106	0	71,271	624	17	0
うち減損	-875	0			-875	-43		
金融機関への貸出金及び債権	5,075	-3	0	0	5,851		57	0
うち減損						0		0
顧客への貸出金及び債権	48	0	0	2	6	0	46	0
うち減損	0					0		0
満期保有目的金融資産	5,556	1	20	0	6,328	0	0	0
うち減損	0							0
2022年1月1日時点の金額 (IFRS第9号)	117,497	138	48,827	0	84,131		120	

連結範囲から除外された会社

IFRS第9号及びIFRS第17号の初度適用と同時に、主に財務書類作成のための業務プロセスの簡素化を目的として、ポートフォリオ、財政状態及び業績の観点から重要性がないことが証明される範囲において、下表に掲げる保険会社は連結の範囲から除外された。該当する17社には、保険会社、不動産会社などが含まれている。

法人	従来連結方法
SERENIS ASSURANCES	全部連結 (FC)
ACM SERVICES	全部連結 (FC)
ASTREE	持分法 (EM)
TARGOPENSIONES, ENTIDAD GESTORA DE FONDOS DE PENSIONES, S.A.	全部連結 (FC)
AGRUPACIÓ SERVEIS ADMINISTRATIUS A.I.E.	全部連結 (FC)
ASISTENCIA AVANÇADA BCN, S.L.	全部連結 (FC)
AMDIF, S.L.	全部連結 (FC)
ATLANTIS ASESORES, S.L.	全部連結 (FC)
ATLANTIS CORREDURÍA DE SEGUROS Y CONSULTORÍA ACTUARIAL, S.A.	全部連結 (FC)
ASESORAMIENTO EN SEGUROS Y PREVISIÓN ATLANTIS, S.L.	全部連結 (FC)
ICM LIFE	全部連結 (FC)
MTRL	全部連結 (FC)
PARTNERS	全部連結 (FC)
ACM COURTAGE	全部連結 (FC)
SCI ACM COTENTIN	全部連結 (FC)
SCI ACM TOMBE ISSOIRE	全部連結 (FC)

マクロ経済的及び地政学的背景

クレディ・ミュチュエル・グループはウクライナ及びロシアに支店を有していないため、現在の紛争地に所在するチームはなく、これら2カ国及びベラルーシにおける直接エクスポージャーは重要ではない。さらに、同グループはロシア中央銀行のよって保有される資産を持っていない。

クレディ・ミュチュエル・グループは、ウクライナ危機の影響と、金利上昇、商品価格の上昇、高インフレ、金融政策の引き締めに関連した経済的不確実性の増大という状況に対峙するために、努力を尽くしている。2023年3月には、米国の複数の銀行（シリコンバレー・バンクを含む）の破産、UBSによるクレディ・スイスの買収、銀行証券の価格変動により、金融市場への信頼はさらに低下した。当グループのシリコンバレー・バンク、UBS、クレディ・スイスに対するエクスポージャーはグループ・レベルでは依然として重要ではない。

これに関連して、当グループは、貸出信用コミットメント、ポートフォリオの価値、金利リスクの管理及び流動性の状況を常に監視している。グループは、強固なガバナンスとリスク管理システムを備えている。

信用リスク

クレディ・ミュチュエル・グループは、正常債権（ステージ1及び2）に対する引当金計上の一環として、マクロ経済の見通しだけでなく連続的な危機の影響も考慮している。

ウクライナ紛争、金利上昇、インフレ率の著しい上昇に対応した金融引き締め策に関連する不確実性が特に高い状況の中で、2022年度下半期に定められた引当アプローチは維持された。

引当金の水準は、この深刻に悪化した状態が続いている経済状況の中で直接的又は間接的に影響を受け困難に直面している職業的専門家の顧客又は企業及び個人顧客の信用リスクの潜在的な増加を監視するために実施されるケースバイケースの分析の結果として導き出される。

内部格付手法（IRB-F及びIRB-A）を用いてすべてのポートフォリオについてマクロ経済見通しの悪化を考慮に入れるため、2022年12月31日現在で悲観的シナリオの比重を80%、中間シナリオを19%、楽観シナリオを1%とした（2021年と比較して悲観的シナリオの比重を増した）。

2023年度上半期においては、依然として悪化した状態が続いているマクロ経済情勢を鑑み、また、各機関の悲観的な見通し及び実施された内部分析を考慮して、2022年12月31日に定められたシナリオの比重は変更されていない。

さらに、予想信用損失の評価にはモデル適用後の調整も含まれる。このため、2022年12月31日以降に、クレディ・ミュチュエル・グループは、性質と程度の両方の観点から過去に例のない危機を背景に、予想信用損失の計算の予想される側面に対するより深い理解を提供するモデル適用後の調整を通じて、追加的な減損を認識することを決定した。この原則は、マクロ経済情勢が依然として非常に不確実であることから、2023年6月30日現在も維持されている。

2023年6月30日現在、予想信用損失（モデル適用後の調整の影響を除く）は2,751百万ユーロで、2022年12月31日と比較して24百万ユーロ増加した。

2022年12月31日現在のモデル適用後の調整は、222百万ユーロであったのに対して、2023年6月30日現在は予想損失の7.4%に相当する219百万ユーロであり、レバレッジ取引について計上された50百万ユーロの追加減損費用が含まれている。

感応度分析

グループはリスク費用の感応度テスト（モデル適用後の調整を含む）を実施した。悲観シナリオの比重をIRB事業体で10ポイント、標準モデルの事業体で5ポイント引き上げることは、予想損失の3.27%に当たる90百万ユーロの追加引当金の計上につながる。

IBOR改革

IBOR金利の改革は、銀行の申告データと大幅に減少している基礎となる取引量に基づく、指標及び銀行間取引金利の算出方法において見られる欠点への対応の一環として行われている。

欧州では、2016年に公表され、2018年の初めから適用されているベンチマーク規制（BMR）によって実施されている。この改革の主な要素は、市場で使用される指標の信頼性を保証及び改善するために、実際の取引に基づいて金利を算出することに基づいている。

全ての指数はBMR規制に準拠しなければならず、一部の古い指数のみが例外的な提出延長の恩恵を受ける。したがって、

- ・ ユーロ短期金利⁽¹⁾は、2022年1月初めの時点で満期が到来しておらず、確固としたフォールバック条項を含んでいない全ての契約について、欧州委員会によりEONIA⁽²⁾の後継指標として指定されている。
- ・ EURIBORは、2019年7月の計算方法の変更以降、BMR規制に適合している。
- ・ 満期日によって定義されるSARONプラス・スプレッド調整は、既定としてスイス・フランLIBOR⁽³⁾の法定代替指標である。
- ・ 英ポンドLIBORは、スイス・フランLIBORやEONIAとは異なり、「規制上の」切替えの恩恵を受けなかった。英ポンドLIBORの後継市場指数はSONIAである。3ヶ月物については、指数の終了は2024年3月末まで延期された。
- ・ 米ドルLIBORについては、移行を完了するための相当な作業が2023年上半期に継続された。1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の満期物については、2023年6月30日以降、これらの指数の提供された形式での公表は終了する。2023年4月、金融行為規制機構は、これらの満期⁽⁴⁾について、2023年7月1日から2024年9月末まで合成米ドルLIBORを公表すると発表した。これらは、既存の契約（清算されたデリバティブを除く）について、契約が修正されるまで使用することができる。

グループは、市場外の範囲でまだ修正されていない既存の契約で米ドルと英ポンドのLIBOR金利に連動しているエクスポージャーに関する不確実な状況が続き、その他のエクスポージャーは、2022年1月より前に市場基準に準拠した代替指標に切り替えられたと考えている。

⁽¹⁾ EONIAは、2019年10月からその消滅まで、ユーロ短期金利（€STR）の代替金利として定義された。

⁽²⁾ 2021年10月21日付け欧州規則2021/1848。

⁽³⁾ 2021年10月14日付け欧州規則2021/1847。

⁽⁴⁾ 1ヶ月物、3ヶ月物、6ヶ月物米ドルLIBOR

会計面では、グループは、IAS第39号、IFRS第9号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の改訂のフェーズ1を改革の準備期間に適用し、新たな指標への移行期間にはそれらが定義され次第、フェーズ2を適用する。これらの公表基準により導入された処理及び緩和措置については、注記2.1を参照。

2023年6月30日現在で満期を迎えていないエクスポージャーで、金利指標改革に関連する変更の対象となるものは、主に米ドルLIBOR指標に関連している。それらは、リスクマネジメントに関連する情報において記載されている。

満期を迎えていないエクスポージャーで、IBOR改革に関連した変更の対象となるものは、資産側が米ドルLIBORについて95百万ユーロ、負債側が米ドルLIBORについて6百万ユーロである。

1. 連結の範囲及び方法

1.1 連結主体

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

1.2 連結の範囲

事業体を連結範囲に含めるか否かを決定する一般原則は、IFRS第10号、IFRS第11号及び改訂IAS第28号により定められている。

グループが支配する又は重要な影響力を及ぼすが、連結財務書類上重要ではない事業体は、連結の範囲から除外される。ある事業体の財政状態計算書の合計又は純損益が、連結計算書又は下位連結計算書（レベル別の連結の場合）の合計に占める割合の1%以下の場合、連結財務書類上重要ではないとみなされる。この定量的基準は相対的なものにすぎず、この基準値に達しているか否かに関わらず、その事業又は予想される動向を鑑みて戦略的投資とみなされる場合には、事業体が連結グループに含まれることもある。

連結の範囲は、以下からなる。

支配下にある事業体：支配は、グループが事業体に対するパワーを有する場合、グループが事業体への関与によって生じる変動リターンに対するエクスポージャーにさらされている又は変動リターンに対する権利を有する場合、及び事業体が獲得するリターンに影響を及ぼすように事業体に対するパワーを用いる能力を有している場合に存在する。グループの支配下にある事業体の財務書類は、全部連結している。

共同支配下にある事業体：共同支配は、契約により合意された事業体に対する支配の共有であり、主な活動に関する決定に支配を共有する当事者の全会一致の合意が求められる場合にのみ存在する。共同支配を行使する二者以上の当事者はパートナーシップを構成し、共同支配事業又は共同支配企業のいずれかとなる。

- ・ 共同支配事業とは、共同支配を行使する当事者が、当該事業体に対する持分に応じて、資産に対する権利及び負債に基づく義務を有するパートナーシップである。これには、資産、負債、収益及び費用が、当該事業体に対して保有する持分割合に応じて認識されることが伴う。
- ・ 共同支配企業とは、共同支配を行使する当事者が、共同支配企業の純資産に対する権利を有するパートナーシップである。共同支配企業は持分法で会計処理される。

グループの共同支配下にある全ての事業体は、IFRS第11号の定義における共同支配企業である。

グループが重要な影響力を有する事業体：これらは、「連結」主体により支配されていないが、連結主体が当該事業体の財務及び営業方針の決定に関与することができる事業体である。グループが重要な影響力を有する事業体の株式持分は、持分法を適用して会計処理されている。

プライベート・エクイティ会社が所有、あるいは共同支配又は重要な影響力を行使している投資は、純損益を通じて公正価値で測定する方法により認識されている。

1.3 連結の方法

使用した連結方法は、以下のとおりである。

1.3.1 全部連結

この方法では、対象となる子会社に対して保有する株式の価額を当該子会社の資産及び負債に置き換え、非支配持分の額を株主資本及び純利益において個別に表示する。この方法は、対象となる事業が連結主体の事業の延長か否かを問わず、会計上の構造が異なる事業体を含め、支配下にある全ての事業体に用いられる。

1.3.2 持分法の適用

この方法では、所有株式の価額を対象事業体のうちグループに帰属する株主資本及び純利益に置き換える。この方法は、共同支配下にあり、共同支配企業に分類される全ての事業体、又はグループが重要な影響力を及ぼす全ての事業体に適用される。

1.4 非支配持分

非支配持分は、IFRS第10号で定義されている支配を有さない持分であり、清算時に純資産の配分を受け取る権利を所有者に与えるパートナーシップ持分、及び子会社が発行し、グループが保有していないその他の資本性金融商品が含まれる。

保険会社のユニットリンク型保険契約などの連結された譲渡可能証券の集団投資事業（UCITS）は、純損益を通じて公正価値で認識される。非支配持分相当額は「その他の負債」に計上している。

IAS第32号に従い、グループは、COFIDIS Participationの持分を100%に引き上げるコミットメントに対して負債を認識した。相手勘定として少数株主持分の減少、また超過額部分についてはグループ持分の減少が計上された。

1.5 報告日

グループの全ての連結会社の報告日は、12月31日である。

1.6 内部取引及び残高の相殺消去

内部取引及び残高、並びに連結財務書類に重要な影響を及ぼす内部取引の売上から生じた損益は、相殺消去される。

1.7 外貨換算

外貨で表示される外国事業体の勘定については、財政状態計算書において報告日の公式為替レートで換算される。為替レートの変動が資本金、準備金及び利益剰余金に影響を及ぼしたことにより生じた差異は、株主資本の個別構成項目として「為替換算調整勘定」に計上している。損益計算書は当該会計年度の平均為替レートに基づいて換算されており、これは当該期間に著しい為替変動がないため代用として許容することができる。その結果発生した換算による差異は、「為替換算調整勘定」に計上している。外国事業体に対する持分の一部又は全部を清算又は処分した場合、当該金額は損益計算書を通じて認識している。

1.8 のれん

1.8.1 公正価値の測定

新規事業体の支配持分の取得日において、当該事業体の資産、負債、及び偶発債務は、同日における公正価値で測定している。公正価値の調整額は、帳簿価額と公正価値の差額である。

1.8.2 のれん

IFRS第3号に従い、新規事業体における支配持分の取得日現在で、IFRSに基づく認識基準を満たす同社の識別可能な資産、負債及び偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定しているが、売却目的保有資産（IFRS第5号）に分類された非流動資産はこの限りではなく、売却費用控除後の公正価値と帳簿価額の純額のいずれか低い方の金額で認識している。のれんは、譲渡の対価及び非支配持分の金額から、識別可能な取得資産及び引受債務として（通常は公正価値で）認識した正味金額を控除した金額と一致する。IFRS第3号では、全部のれん又は部分のれんの認識が認められており、企業結合ごとに個別に選択できる。全部のれんの場合、非支配持分は公正価値で測定されるのに対し、部分のれんの場合は被取得企業の資産及び負債に帰属する価値に対する持分に基づいて測定される。正ののれんは資産として認識し、負ののれんは直ちに損益計算書の「のれんの価値の変動」において認識している。

既に支配している事業体におけるグループの持分が増加／減少した場合、当該株式の取得原価／売却価格と、連結株主資本のうちの取得日／売却日現在の当該株式に相当する部分の差異を、株主資本で認識している。

被全部連結事業体については、のれんは財政状態計算書の個別科目に表示し、事業体に持分法が適用される場合は「持分法適用会社に対する投資」の項目内に表示している。

取得に関連した直接費用はのれんには含まれず、IFRS第3号に従い純損益で認識される。

のれんについては、グループは定期的に（少なくとも年1回）、減損テストを実施している。このテストは、のれんの価値が下落しているか否かを識別するように設計されている。企業結合に伴うのれんは、企業結合により生み出されるシナジーからの利益を得る可能性の高い資金生成単位（CGU）又はCGUグループに配分される。CGU又はCGUグループからの回収可能価額は、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額となる。使用価値は見積将来キャッシュ・フローによって測定され、貨幣の時間価値の現在の市場評価、及びCGUの資産に固有のリスクを反映した金利で割り引く。のれんの割当先のCGUの回収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額について減損損失が認識される。この償却額は損益計算書において認識され、戻入れはできない。実務上は、CGUはグループの事業の種類に基づいて定めている。

関連会社又は共同支配企業に関するのれんは、持分法適用会社の帳簿価額に含まれる。この場合、持分法適用会社の評価とは別に減損テストを実施しない。回収可能価額（すなわち、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回った場合、減損損失を認識するが、特定の資産には配分されない。後日、持分法適用会社の回収可能価額が増加した場合には、減損損失の戻入れが認識される。

2. 会計原則及び会計方針

2.1 IFRS第9号「金融商品」

2.1.1 金融資産の分類及び測定

IFRS第9号においては、金融商品の分類及び測定は、金融商品の事業モデル及び契約上の条件に依拠している。

2.1.1.1 貸出金、債権及び取得した負債証券

資産は以下のように分類される。

- ・ 償却原価での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として保有されており、その特性が「基本」契約の特性に類似している場合。以下の「キャッシュ・フロー特性」（「回収目的保有」モデル）の項を参照。
- ・ その他の包括利益を通じた公正価値での測定：契約上のキャッシュ・フローの回収と機会があれば売却することの両方を目的としてその金融商品を保有しているが、売買目的で保有していない場合で、その特性が基本契約の特性に類似しており、関連キャッシュ・フローの予測可能性が高いことを黙示的に示している場合（「回収及び売却目的保有」モデル）。
- ・ 純損益を通じた公正価値での測定（以下のいずれかの場合）
 - （「基本」の基準を満たさない及び／又は「その他」の事業モデルに基づき管理しているため）前述の2つの区分に該当しない。
 - グループが当初の時点で、純損益を通じて公正価値で測定するという取消不能の選択を行っている。この選択肢は、他の関連商品と関連した会計上のミスマッチを軽減させるために使用される。

キャッシュ・フローの特性

元本の返済と元本残高に対する利息の支払のみを表す契約上のキャッシュ・フローは、「基本」契約と整合している。

基本契約では、利息は主に貨幣の時間価値（マイナス金利を含む）と信用リスクに対する対価を表す。利息には、流動性リスク、資産運用管理費及び金利マージンも含まれる。

特に契約上のキャッシュ・フローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条項など、全ての契約条項を分析する必要がある。借手又は貸手が金融商品を期限前に返済するという合意に基づく選択肢は、返済額が基本的に元本残高及び経過利息、並びに該当する場合には合理的な金額の期限前返済違約金の支払を表す場合において、契約上のキャッシュ・フローのSPPI⁽¹⁾（Solely Payments of Principal and Interest）の基準と整合している。

期限前返済違約金は、例として、下記の場合において合理的であるとみなされる。

- 返済された元本に対する比率として表示され、返済された額面金額の10%未満である場合
- 融資実行日と期限前返済日間の指標金利の差異を補償する目的の算定式に従い決定された場合

⁽¹⁾ SPPI：元本及び利息の支払のみ。

契約上のキャッシュ・フローの分析では、利息に含まれる貨幣の時間価値が当該商品の契約条項によって変化する可能性が高い場合、参照金融商品のキャッシュ・フローと比較することも必要になることがある。例えば、金融商品の利率が定期的に更改されるものの、更改の頻度と利率が決定される期間に関連がない場合（例えば、年率が毎月更改されるなど）、又は金融商品の利率が平均利率に基づいて定期的に更改される場合などがそれにあたる。

金融資産の割引前の契約上のキャッシュ・フローと参照金融商品の割引前のキャッシュ・フローの差異が重大であるか又は重大になる可能性がある場合、その金融資産は基本的とはみなされない。

場合に応じて、分析は定性分析又は定量分析のいずれかとなる。差異が重要であるか否かは、各事業年度について、及び当該金融商品の残存期間にわたり累積的に評価される。定量分析では、合理的に起こりうると考えられる一連のシナリオを考慮に入れる。このため、グループは2000年にまで遡った利回り曲線を用いている。

さらに、証券化については、保有者間において支払に優先順位があり、トランシェの形式で信用リスクの集中が見られる場合に、個別の分析が行われる。この場合、分析において、グループが投資を行ったトランシェ及び基礎となる金融商品の契約上の特性、並びに基礎となる金融商品の信用リスクに関連したトランシェの信用リスクの検証を行う必要がある。

注意点：

- ・ 金融資産に組み込まれたデリバティブは区分して会計処理されていない。つまり、ハイブリッド商品全体が非基本的とみなされ、純損益を通じた公正価値で計上されている。
- ・ UCITS又は不動産集団投資事業（OPCI）の受益証券は基本的金融商品ではないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

事業モデル

事業モデルは、キャッシュ・フロー及び収益を創出するための金融商品の管理方法を表す。これは、単純に経営者の意図ではなく、観察可能な事実に基づくものである。事業モデルは事業体レベルで又は金融商品別に評価されるのではなく、金融資産グループが集合的に管理される方法を反映したより高いレベルでの集成的な評価である。事業モデルは当初認識時に決定され、モデルが変更された場合（例外的な場合）に再評価されることがある。

モデルを決定するためには、以下を含む全ての利用可能な情報が考慮されなければならない。

- ・ 事業の業績を意思決定者に報告する方法
- ・ 管理者に対する報酬の算定方法
- ・ 過去期間における売却の頻度、時期及び金額
- ・ 売却の理由
- ・ 将来の売却の予測
- ・ リスクの評価方法

「回収目的保有」事業モデルについては、当該基準において許容される売却の例が明示的に定められている。

- ・ 信用リスクの増大に関連する場合
- ・ 満期が近く、これらの売却代金が契約上の未受領キャッシュ・フローとほぼ一致している場合
- ・ 例外的な場合（流動性ストレスに関連するなど）

頻度が多い（かつ単位価額が大きい）又は頻度が少ない（単位価額が大きくてもよい）処分は、回収目的保有モデルと整合的である。

これらの「許可された」処分は、ポートフォリオから行われた売却の重要性及び頻度の分析において考慮されない。規制又は税の枠組みの変更に関連する処分は、それらの「頻度が少ない」ことを実証するために、状況に応じて文書化される。

その他の処分については、有価証券ポートフォリオの満期に基づいて基準値が定義されている。例えば、満期の平均が8年であるポートフォリオの年間処分額が残存有価証券の2%（グループは回収管理モデルに計上された貸出金を処分しない）。

グループは主に、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収に基づきモデルを開発しており、これは特に顧客融資に適用される。

また、金融資産からの契約上のキャッシュ・フローの回収及びその資産の売却に基づくモデル、並びにその他の金融資産、特に売買目的保有の金融資産のモデルに従って金融資産を管理している。

グループ内では、「回収及び売却目的保有」モデルは、主として自己勘定のキャッシュ・マネジメント及び流動性ポートフォリオの管理に適用される。

売買目的保有の金融資産は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

償却原価で測定する金融資産

主に以下のものが含まれる。

- ・ 現金勘定、預金並びに中央銀行及び金融機関との間の要求払貸出金及び借入金からなる現金及び現金同等物
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定しない金融機関へのその他の貸出金及び顧客への貸出金（直接付与又はシンジケート・ローンの持分）
- ・ グループが保有する有価証券の一部

この区分に分類される金融資産は通常、支払純額である公正価値で当初認識される。実行した貸出金に適用する金利は、大多数の競合行が適用する金利に合わせて常に調整されるため、市場金利を示すとみなされる。

その後の報告日において、資産は実効金利法を用いて償却原価で測定する。実効金利とは、金融商品の見積存続期間にわたり将来の現金支払額又は受取額を金融資産又は負債の正味帳簿価額まで正確に割引く利率である。実効金利は、貸出金の将来の損失を除外した見積キャッシュ・フローを考慮に入れており、利息として取り扱われる支払手数料又は受取手数料、並びに直接関連する取引費用、全てのプレミアム及びディスカウントが含まれる。

有価証券については、償却原価はプレミアム及びディスカウントの償却並びに重要な場合には取得コストを考慮に入れている。有価証券の売買は決済日に認識される。

受取利息は、損益計算書の「受取利息及び類似収益」に表示している。

貸出金の設定に直接関連し、利息の構成要素として扱われる受取手数料又は支払手数料は、実効金利法を用いて貸出期間にわたって認識され、損益計算書の「利息」に計上される。

貸出金の商業上の再交渉に関連する受取手数料も、貸出期間にわたり認識される。

債務者が直面する財務上の困難により貸出金が条件緩和された場合には、契約の更改を伴う。欧州銀行監督機構によるこの概念の定義を受けて、グループはこの概念を、会計上の定義と健全性の定義が調和するように情報システムに組み込んだ。

償却原価で測定する資産の公正価値は、各報告日において財務書類の注記で開示している。それは、債務者固有の発行体費用を加味し、かつゼロ・クーポンの利回り曲線を用いて見積った将来キャッシュ・フローの正味現在価値に相当する。

- 政府保証融資（SGL）

グループは、コロナ禍に関連する政府の経済支援計画にコミットしている。このコミットメントは、ウクライナにおける紛争の状況下で2022年4月にさらに強化された。

グループは、以下の融資を提供している。

- ・ 企業・法人顧客のキャッシュ・フローを支援するための政府保証融資⁽¹⁾（SGL）

- ・ 2022年4月以降は、2020年3月以降にSGLを利用していない顧客又は最初のSGLの限度額を超過していない顧客のためのレジリエンスSGL。

- (1) 政府保証融資の主な特徴と保証が発動される仕組みは、金融機関及びフランス通貨金融法典第L.548-1条記載の貸し手に国家保証を供与する2020年3月23日付け政令第2条に要約されている。

SGLは、1年から5年の返済猶予期間が設定されている12ヶ月の一括返済ローンに相当する。融資実行の時点では、SGLの金利は0%に設定され、0.25%から0.50%の間で設定される政府保証のコストが生じる（顧客が支払う手数料により相殺）。

最初の12ヶ月の終了時点で、SGLの受益者は、新たなSGL期間（合計6年間を上限とする。）と償却条件を設定するオプションを有する。2021年1月14日の政府発表によれば、受益者は、元本返済の開始時期について「さらに1年間の延期」が可能となる。

クレディ・ミュチュエル・グループは、この償却繰延措置はSGLの法的枠組みの範囲内にある（すなわち、返済開始年度を含む契約上のスケジュールの調整）と考えている。この「繰延」は、そのみでは、借手の信用リスクの悪化又は債務不履行の蓋然性の兆候とはならない。

キャッシュ・フローを回収する目的で保有し、基本的な融資基準を満たす場合、これらの融資は実効金利法を用いて償却原価で会計処理される。当初認識日には、公正価値に相当する額面金額で認識される。

SGLでは、実施後の毎年の応答日から、返済猶予期間を設けることができる。この猶予期間中の保証料の認識に関するキャッシュ・フローの修正は、SGLの帳簿価額の調整として認識され、利益に対する即時かつプラスの影響を与える。この影響は、報告日現在、重要ではなかった。

2023年6月30日現在、グループが提供した政府保証融資は87億ユーロで、78億ユーロが保証されている。ステージ3に格付が下げられた残高は合計10億ユーロであった。

これらの融資の予想信用損失を評価する際は、元利残高の70%から90%についての政府保証（公共投資銀行が実施）の影響を考慮している。2023年6月30日現在、減損額は1億3,000万ユーロであった。

- 金利指標改革

IAS第39号、IFRS第9号、IFRS第7号、IFRS第4号及びIFRS第16号の改訂のフェーズ2に従い、グループは、金融資産/負債の例外的会計処理を適用している。つまり、IBOR改革の結果としての契約上のキャッシュ・フローを決定する基礎が変更され、経済的に同等である範囲で行われる。後者に応じて、条件変更された金融資産又は負債の実効金利は、非遡及的に修正され、帳簿価額への変更はない。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの場合、この区分は有価証券のみを含む。これらは、取得時、決済日及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本において認識されたこれらの未実現損益は、処分又は減損した場合にのみ損益計算書において認識される（注記2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」及び2.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益の「受取利息及び類似収益」において認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらの資産は、当初認識時、及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で認識される（「注記2.1.7.金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。公正価値の変動は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る受取収益又は未収収益は、損益計算書の「受取利息」若しくは「支払利息」において認識される。この利息は以前は、短期活動計画（STE）の一環としてECBに提出された規制報告書との整合性を取るために、「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」として認識されていた。

純損益を通じて公正価値で測定する有価証券の売買は、決済日に認識する。取引日から決済日までの間の公正価値の変動は、純損益において認識される。

2.1.1.2 取得した資本性金融商品

取得した資本性金融商品（とりわけ株式）は、以下のように分類される。

- ・ 純損益を通じた公正価値での測定
- ・ 任意で、純損益に振り替えられることのないその他包括利益を通じた公正価値での測定（売買目的で保有されない場合に、当初認識時に取消不能の選択をした場合）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式及びその他の資本性金融商品は、取得時及びその後処分されるまでの報告日に、財政状態計算書において公正価値で計上される。公正価値の変動は、株主資本の個別勘定「未実現又は繰延損益」に表示している。株主資本に計上されたこれらの未実現損益又は繰延損益は、売却されたとしても損益計算書において認識されることはない（注記2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。変動利付証券に係る受取配当金のみが損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」において計上される。有価証券の売買は決済日に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品と同じ方法で認識される。

2.1.2. 金融負債の分類及び測定

金融負債は以下の2つの区分の1つに分類される。

2.1.2.a 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- ・ 認識当初からヘッジ手段として適格でない公正価値がマイナスであるデリバティブを含む、売買目的で発生した金融負債。
- ・ グループが純損益を通じた公正価値での測定に当初分類した非デリバティブ金融負債（公正価値オプション）。これには、以下のものが含まれる。
 - 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
 - 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - 公正価値で測定及び管理される金融商品のプールに属する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定することを任意に指定された債務に関わる自己の信用リスクから生じる公正価値の変動は、組替えられることのない株主資本の未実現損益又は繰延損益において認識される。グループは自己の信用リスクについて問題をほとんど認識していない。

2.1.2.2 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、その他の非デリバティブ金融負債で構成される。これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間証券、社債、TLTRO⁽¹⁾ II及びIIIリファイナンス証券等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択していない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

⁽¹⁾貸出条件付長期資金供給オペ。

劣後債は、債務者の資産を清算する場合、他の債権者による請求が終了した後でなければ返済されることがないため、他の負債証券から分離されている。負債証券には、サパン2法によって組成された非上位優先負債証券が含まれる。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識される。その後の報告日においては実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券の当初の公正価値は、発行価額から取引費用（該当する場合）を差し引いた金額である。

規制対象の貯蓄契約

償却原価で測定する負債には、フランスで自然人に対し販売されている政府規制のリテール商品である comptes épargne logement（CEL - 住宅購入者貯蓄勘定）及び plans épargne logement（PEL - 住宅購入者貯蓄制度）が含まれる。最初の貯蓄の段階で、口座名義人はこれらの口座に預け入れられた金額に係る利息を受け取り、その後、モーゲージ・ローンの権利を取得する（第2段階）。これらは、販売金融機関に以下の2種類の義務をもたらす。

- ・ 預け入れられた金額に対して固定金利で利息を支払う義務（PEL口座の場合のみ。CEL口座に対する利息は物価スライド制の算定式に基づき定期的に更改されるため、変動金利の利息として取り扱われる）
- ・ 顧客に所定の条件で貸出金を供与する義務（PELとCELの両方）

これらの義務による費用は、行動様式に関する統計及び市場データに基づいて見積られている。類似しているものの規制のない商品の個人顧客に提示される金利と比較して、当該商品の条件が潜在的に不利なものになる場合があるというリスクに関連する将来費用に対応するため、財政状態計算書の負債の部で引当金が計上されている。このアプローチは、PEL及びCELの規制対象条件が同質であることを前提に実施されている。損益への影響は、顧客に対する支払利息に含まれる。

貸出条件付長期資金供給オペ - TLTRO III

TLTRO III取引は、償却原価で測定する金融負債である。

TLTRO IIIプログラムにより、銀行は2019年9月から、それぞれ3年の期間で時期により異なる金利が付された新規の計7回のリファイナンス・トランシェ、及び2021年1月から3回の追加トランシェの恩恵を受けることができるようになった。

クレディ・ミュチュエル・グループが借り入れることができるTLTRO IIIの金額は、の2019年2月末時点で非金融法人及び家計に供与していた融資残高の割合によって決まる。

TLTRO IIIの金利は、ECBが定義する市況に基づいたもので、銀行の与信実績に連動する補助金が含まれる場合がある。

新型コロナ危機において、こうした資金供給オペの条件は、個人や事業への貸付をサポートするために、ECBにより二度緩和された。一部の目標パラメータは再調整⁽²⁾されている。特に、より有利な条件によって、2020年6月から2022年6月までの特別金利期間及び追加特別金利期間⁽³⁾において50bpの引き下げの恩恵を受けることが可能となった。

⁽²⁾ECBによる2021年1月29日付の決定（EU）2021 / 124は、貸出条件付長期資金供給オペ第三弾に関する決定（EU）2019 / 1311を改訂するものである（2021年2月3日に欧州連合官報で公示されたECB/2021/3）。

⁽³⁾欧州中央銀行による2020年4月30日付の決定（EU）2020 / 614は、貸出条件付長期資金供給オペ第三弾に関する決定（EU）2019 / 1311を改訂するものである（ECB/2020/25）。

ECBは金融政策の一環として2022年6月以降、金利を十分に制限的な水準に引き上げ、中期的に2%のインフレ率目標への復帰を確保するため、3つの政策金利を順次引き上げた。

ECBは2022年10月27日、政策金利の引き上げが銀行融資の条件により一層反映されるようにするため、TLTRO III取引の報酬条件を再調整した。TLTRO IIIに適用される金利条件は2022年11月23日以降修正された（また、追加の期限前償還期日が新たに設定された）。

これらは以下に記載されており、プログラムのすべての参照期間にわたってECBが設定した融資実績目標に対するグループの達成状況を考慮している。

- ・ TLTRO III開始日から2022年11月22日までの期間（特別金利期間又は追加特別金利期間を除く）、TLTRO IIIオペの金利は、当該期間（オペの期間全体ではなく）における預金ファシリティ金利の平均値である。
- ・ 特別金利期間及び追加特別金利期間（それぞれ2020年6月24日から2021年6月23日、2021年6月24日から2022年6月23日まで）においては、当該期間の預金ファシリティ金利の平均値から0.50%を引いた金利になる（上限を1%とする）。
- ・ 2022年11月23日から満期日（又は期限前返済日）まで、TLTRO IIIオペの金利は、当該期間に適用されるECBの主要政策金利の平均値に連動する。

この変更に伴って、3つの追加的な期限前返済日が新たに設定された。

クレディ・ミュチュエル・グループによると、TLTRO III取引は償却原価で計上される変動金利金融商品である。この決定に伴う金利条件の調整は、変動金利商品に係る市場金利の変動に関するIFRS第9号の規定に従って認識されなければならない。

グループによって認識されているがまだ支払期限が到来していない利息は、2022年11月22日までは取引開始から同日までの間に生じる金利計算式の変更の影響を考慮に入れる。2022年11月23日時点で、TLTRO ファイナンス取引の実効金利は2022年11月23日から2023年6月30日までの既知の預金ファシリティ金利の平均を基に算出される。

2023年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは181億ユーロ（2022年12月31日現在では322億ユーロ）のTLTRO III長期資金供給オペに参加した。

2.1.3 負債と資本との区別

IFRIC解釈指針第2号に従い、当該事業体が償還を拒否できる無条件の権利を有している場合、又は償還を禁止するか若しくは強く制限する法律又は法令に基づく規定がある場合、株主の株式は株主資本となる。既存の法律又は法令の規定を踏まえ、クレディ・ミュチュエル・グループの連結主体を構成する事業体が発行した株式は、株主資本で認識している。

グループが発行したその他の金融商品は、グループが当該金融商品の保有者に対して金銭を提供するという契約債務がある場合、グループの勘定において負債性金融商品に分類される。これは、グループが発行する劣後証券にあてはまる。

2.1.4. 外貨取引

機能通貨以外の通貨建資産及び負債は報告日の為替レートで換算される。

2.1.4.1 貨幣性金融資産及び負債

この項目の換算から生じる外国為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上している。

2.1.4.2 公正価値で測定する非貨幣性金融資産又は負債

こうした換算から生じる外国為替差損益は、当該項目が純損益を通じて公正価値で測定される場合には損益計算書で「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」として認識され、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合には「未実現又は繰延損益」として認識される。

2.1.5. デリバティブ及びヘッジ会計

IFRS第9号は、初度適用時に、事業体がヘッジ会計に関する新たな規定を適用するか、若しくはIAS第39号の規定を維持するか選択することを認めている。グループは、IAS第39号の規定を引き続き適用することを選択した。ただし、IFRS第7号に従い、財務書類の注記又は経営者報告書において、リスク管理及びヘッジ会計が財務書類に与える影響に関する追加情報を提供している。

さらに、金融資産又は金融負債のポートフォリオに係る金利リスクの公正価値ヘッジに関するIAS第39号の規定は、欧州連合で採用されているとおり、引き続き適用する。

デリバティブは、以下の3つの特性を備えた金融商品である。

- ・ 基礎となる項目（金利、為替レート、株価、指数、コモディティ価格、信用格付など）の変動とともにその価額が変動すること
- ・ 初期費用が少額であるか若しくは皆無であること
- ・ 決済が将来の特定の日に行われること

クレディ・ミュチュエル・グループは、基本的に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される主に金利金融商品の単純なデリバティブ金融商品（スワップ、バニラ・オプション）を用いている。

全てのデリバティブ金融商品は金融資産又は金融負債において公正価値で計上される。全てのデリバティブは、ヘッジ手段として分類され得る場合を除いて売買目的商品として当初認識される。

2.1.5.1 デリバティブの公正価値の算定

店頭デリバティブ、スワップ、金利先渡し契約、キャップ、フロア、バニラ・オプションの大半は、利回り曲線などの観察可能な市場データに基づき、一般的に認められている標準的なモデル（割引キャッシュ・フロー法、ブラック・ショールズ・モデル又は補間法）を用いて評価されている。これらのモデルによって得られた評価は、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク及び信用リスク、特定の市況下でモデルに関連するダイナミックな運用戦略に伴う特定の追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、並びに店頭デリバティブのプラスの公正価値に係るカウンターパーティー・リスクを考慮して調整される。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブのマイナスの公正価値で表される自己リスクが含まれる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

デリバティブは、公正価値がプラスの場合は金融資産として、公正価値がマイナスの場合は金融負債として認識される。

2.1.5.2 デリバティブの分類とヘッジ会計

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債に分類されるデリバティブ

当初認識時に、IFRSに基づいてヘッジ手段として指定されていないデリバティブは全て、1つ又は複数のリスクをヘッジする目的で契約を締結したものであっても、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に分類される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、主契約から分離させた場合において、デリバティブの定義を満たすハイブリッド金融商品の構成要素である。特に、単独のデリバティブと同様に、一定のキャッシュ・フローを変動させる効果がある。

組込デリバティブは、以下の条件の全てが充足された場合にのみ、主契約から分離され、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ金融商品として個別に認識される。

- ・ デリバティブの定義を満たすこと
- ・ 組込デリバティブの主契約であるハイブリッド金融商品が、純損益を通じて公正価値で測定されないこと
- ・ デリバティブの経済的特徴及び関連するリスクが、主契約の経済的特徴及び関連するリスクと密接に関連しているとみなされないこと
- ・ 組込デリバティブの個別測定は、有益な情報を提供するのに十分な信頼性があること

これらはIFRS第9号における金融商品であるため、金融負債に組み込まれたデリバティブのみを主契約から分離し、個別に認識することが可能である。

実現及び未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

ヘッジ会計

- ヘッジ対象のリスク

グループの勘定において、グループはマイクロ・ヘッジ、又はより大規模なマクロ・ヘッジを通じた金利リスクのみを認識している。

マイクロ・ヘッジは、事業体の資産及び負債において発生するリスクの部分的なヘッジである。マイクロ・ヘッジは、1つ又は複数の資産又は負債に対して、事業体がデリバティブを通じてある種のリスクの不利な変動のリスクに対応するため、個別に適用される。

マクロ・ヘッジの目的は、グループの資産及び負債の全てに対する不利な変動、特に金利の変動に対応することである。

金利リスクの全体的な管理は、負債に対する資産の裏付けを通じて、又はトレーディング目的デリバティブの認識を通じてヘッジされる可能性があるその他のリスクの全て（為替リスク、信用リスク等）の管理とともに、経営者報告書において記載されている。

マイクロ・ヘッジは特にアセット・スワップの形で行われる。これは、一般的に固定金利金融商品を変動金利金融商品に転換することを目的とする。

3種類のヘッジ関係が認められている。ヘッジ関係は、ヘッジ対象のリスクの性質に基づいて選択される。

- ・公正価値ヘッジは、金融資産又は金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・キャッシュ・フロー・ヘッジは、金融資産又は金融負債、確定契約若しくは先渡取引に伴うキャッシュ・フローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュ・フロー・ヘッジと同様に認識される。グループはこのヘッジ手法を用いていない。

ヘッジ手段のデリバティブは、会計上のヘッジ手段としての指定を受けるためにはIAS第39号に規定される基準を満たさなければならない。特に、

- ・ヘッジ手段とヘッジ対象は、どちらもヘッジ会計に適格でなければならない。
- ・ヘッジ対象とヘッジ手段との関係は、ヘッジ関係の開始時に直ちに正式に文書化しなければならない。この文書には、経営陣が決定したリスク管理目的、ヘッジ対象のリスクの特性、基礎となる戦略、及びヘッジの有効性の評価方法を記載する。
- ・ヘッジ関係の開始時、その後の残存期間を通じて、少なくとも報告日ごとにヘッジの有効性が実証されなければならない。ヘッジ対象の価値の変動又は純損益に対するヘッジ手段の価値の変動又は純損益の比率は、80%から125%の範囲内でなければならない。

該当する場合には、ヘッジ会計は非遡及的に中止される。

- 識別された金融資産又は負債の公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係の場合、デリバティブは「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において純損益を通じて公正価値で再測定され、それとは対照的に、ヘッジ対象はヘッジ対象リスクを反映するべく再評価される。この規則は、ヘッジ対象が償却原価で認識される場合、又は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される負債性金融商品である場合にも適用される。ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク部分の公正価値の変動は、相互に部分的又は完全に相殺され、ヘッジの非有効部分のみが純損益に認識される。これは、以下に起因する可能性がある。

- ・「カウンターパーティー・リスク」構成要素がデリバティブの価額に組み込まれていること
- ・ヘッジ対象とヘッジ手段の間の価値曲線の差異。スワップは、有担保の場合はOIS曲線を用いて、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。

デリバティブ金融商品の再割引にあたる部分は、損益計算書の「受取利息」又は「支払利息」において認識される。ヘッジ対象に関する受取利息又は支払利息にも、同様の取扱いが適用される。

ヘッジ関係が崩れた場合、又はヘッジの有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は非遡及的に中止される。ヘッジ手段のデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に振替えられ、この区分に適用される原則に従って会計処理される。その後、ヘッジ対象の帳簿価額は、公正価値の変動を反映させるための調整が加えられなくなる。ヘッジ対象として当初識別された金利商品の場合、再測定調整額はヘッジ対象の残存期間にわたって償却される。期限前償還等の理由で財政状態計算書におけるヘッジ対象の認識が中止された場合、調整累計額は直ちに損益計算書において認識される。

- マクロ・ヘッジ・デリバティブ

グループは、マクロ・ヘッジ取引の会計処理に関し、欧州委員会が提供する選択肢を利用する。実際、欧州連合がIAS第39号に対して行った変更（カーブ・アウト）により、顧客の要求払預金をヘッジ対象の固定金利負債のポートフォリオに含めることが可能となり、アンダーヘッジの場合に非有効と測定されることはない。要求払預金については、資産負債管理目的で定義されたランオフ規則に基づいて含まれる。

固定金利の金融資産又は金融負債のポートフォリオごとに、ヘッジ関係の有効性を以下によって検証する。

- ・ オーバーヘッジ・テスト：グループは、将来的にも遡及的にも、ヘッジ対象の満期スケジュールが、ヘッジ手段のデリバティブの満期スケジュールよりも大きいことを保証する。
- ・ 過去最大のヘッジポジションが、各将来満期帯と各金利世代に関して、ヘッジ対象ポートフォリオの報告日現在の名目価値よりも小さいことを確認することによる、ヘッジ対象が消滅しないかどうかのテスト
- ・ 定量的テスト：モデル化された合成金融商品の公正価値の変動が、ヘッジ手段の公正価値の変動を相殺することを遡及的に確認することを目的とする定量的テスト

マクロ・ヘッジに関連する非有効性は、ヘッジ対象のポートフォリオ及びヘッジ手段のデリバティブをモデル化するのに使用される曲線のミスマッチ、及びこれらの項目の利払いに関して起こり得るミスマッチから生じる。

公正価値マクロ・ヘッジ・デリバティブの会計処理は、公正価値ヘッジ手段のデリバティブの会計処理と同様である。

ヘッジ対象ポートフォリオの公正価値の変動は、財政状態計算書の「金利リスク・ヘッジ対象帳簿項目の再測定による調整」に計上され、反対勘定は損益計算書の勘定科目である。

- キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは財政状態計算書において公正価値で再測定され、有効部分は株主資本に認識される。非有効とみなされた部分は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

株主資本に認識される金額は、ヘッジ対象に起因するキャッシュ・フローが純損益に影響を及ぼすのと同時に、「受取利息」又は「支払利息」において純損益に分類変更される。

ヘッジ対象は、その会計上の区分に固有の規定に従って引き続き会計処理されている。ヘッジ関係が終了した場合、又は有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は中止される。ヘッジ手段のデリバティブの再測定を受けて株主資本に計上された累積額は、ヘッジ対象取引が純損益に影響を及ぼすまで、又は同取引が実施される見込みがなくなるまで、株主資本に認識される。その後、これらの金額は純損益に振替えられる。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、株主資本に計上された累積額は直ちに純損益に振替えられる。

金利指標改革

IBOR改革の枠組み内で、グループは、IBOR改革に関連する変更について以下のとおりヘッジ会計方針を緩和している。

- ・ 代替指標を定義する前は、現在の例外的かつ一時的な状況が続く間、またIBOR金利改革により生じる新指標の選択や変更発効日に関する不確実性が解消されるまで、既存のヘッジ関係を維持する。
- ・ 代替指標が定義された後は、特に、ヘッジ関係の継続に影響を与えずにヘッジ対象リスクの記載及び文書を更新する。契約上特定されていないヘッジ対象リスク要素の「独立して識別可能」な特性の一時的な例外。代替金利を指標とするこうしたリスク要素は、代替指標の市場が進展する状況において、指定後24ヵ月以内に識別可能となることが合理的である場合に、独立して識別可能であると考えられる。

2.1.6. 金融保証及びファイナンス・コミットメント

金融保証は、特定の債務者が負債性金融商品に関して期日に弁済を履行できなかった結果として発生した損失に対して、保証契約保有者に補償として特定の支払を行うことを定めている場合、保険契約と同等とみなされる。

現行の基準が改定されるまでの間、IFRS第17号に基づき、これらの金融保証は引き続きフランスの会計原則を用いて測定され、すなわちオフ・バランス項目として取り扱われる。従って、これらの保証は、資源の流出の可能性が高い場合には負債に対する引当金の対象となる。

それに対して、金融変数（価格、信用格付、指数等）又は非金融変数の変動に応じた支払を定めている金融保証は、変数が一方の契約当事者固有のものではないことを条件に、IFRS第9号の適用対象とされる。そのため、これらの保証はデリバティブとして会計処理している。

IFRS第9号の趣旨においてデリバティブとみなされないファイナンス・コミットメントは、財政状態計算書に表示されない。しかしながら、引当金はIFRS第9号の要件に従って計上される。

2.1.7. 金融資産及び負債の認識の中止

グループは、金融資産（又は類似資産グループ）のキャッシュ・フローに対する契約上の権利が満了した際、又はグループが金融資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利並びに資産の所有に係るリスク及び経済価値の大半を移転した際に、当該資産の全部又は一部の「認識を中止」する。

「認識の中止」の場合においては、

- ・ 償却原価で測定する金融資産若しくは金融負債、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産若しくは金融負債：処分損益は、資産又は負債の帳簿価額と対価の受取額又は支払額との差額に相当する金額で損益計算書において認識される。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとともに損益計算書に振替えられる。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益、並びに処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスは、損益計算書に計上することなく、連結剰余金において認識される。

グループは、契約上の義務が消滅、解除、又は満了した場合、金融負債の「認識を中止」する。金融負債は、契約条件が大幅に変更された場合や、契約条件が実質的に異なっている金融商品を貸手と交換した場合にも、「認識を中止」することがある。

2.1.8. 信用リスクの測定

IFRS第9号の減損モデルは「予想損失」アプローチに基づいている。一方、IAS第39号の減損モデルは発生信用損失モデルに基づいており、金融危機の際に信用損失の認識があまりにも遅く、かつ過小だった。

IFRS第9号のモデルにおいては、個別には減損の客観的証拠が存在しない金融資産も、観察された損失及び合理的かつ正当な将来キャッシュ・フローの予測に基づき減損される。

従って、IFRS第9号に基づく減損モデルは、償却原価で又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する全ての負債性金融商品並びにファイナンス・コミットメント及び金融保証に適用される。これらは以下の3つに分類される。

- ・ ステージ1 - 格付の引下げがない正常債権：金融資産の当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合は、当初認識時より12ヶ月間の予想信用損失（今後12ヶ月間のデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ2 - 格付が引下げられた正常債権：当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合は、全期間の予想信用損失（当該金融商品の残存期間全体にわたるデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ3 - 不良債権：貸出の実行後に生じた事象に関連して減損の客観的証拠がある金融資産で構成される区分。

ステージ1及び2の場合、受取利息の算定の基礎は減損前の資産の価値総額であり、ステージ3の場合は減損後の正味価値である。

2.1.8.1 ガバナンス

構成要素の割当、将来予測的なシナリオ及びパラメータ算定法に関するモデルは、減損算定に対する方法論的基礎を構成する。こうしたモデルは、グループの上層部において承認され、関連するポートフォリオに従って全ての事業体に適用される。手法、シナリオの加重、パラメータの算定又は引当金の算定に関する方法論的基礎全体及びその後の修正は、クレディ・ミュチュエル・グループの統治機関による承認が必要である。

こうした統治機関は、内部統制に関する2014年11月3日付政令第10条に定義された監事会及び取締役会により構成されている。クレディ・ミュチュエル・グループが分散化した組織構造となっている特徴を踏まえ、監事会及び経営陣は全国レベルと地方レベルの2つのレベルに分けられている。

クレディ・ミュチュエル・グループ全体にわたり適用されている補完性原理は、プロジェクトごと及び資産の減損の算出方法の継続的な実施の双方において、全国レベルと地方レベルの間での役割の分担を統括している。

全国レベルにおいては、パーゼルIIIワーキング・グループが地方グループに適用すべき全国的な手順、モデル及び方法の承認を行う。IFRS第9号の引当金計上モデルで使用されるシナリオ又はパラメータの調整における変更は、この機関によって検証される。

地方レベルにおいては、地方グループが、それぞれの取締役会及び監事会の責任及び統制において、その事業体内でのIFRS第9号における引当金の算定を担っている。

2.1.8.2 ステージ1とステージ2の境界の定義

グループは健全性準拠目的のために開発されたモデルを使用しており、従って、貸出金残高と同様の内訳を適用している。

- ・ 低デフォルト・ポートフォリオ（LDP）（格付モデルは専門家の評価に基づく）：大口口座、銀行、地方自治体、ソブリン、特定融資。これらのポートフォリオは、営業貸出金、短期営業貸出金、当座預金口座等の商品で構成される。
- ・ 高デフォルト・ポートフォリオ（HDP）（デフォルト・データが統計的な格付モデルの開発に十分であるもの）：一般企業、小売業。これらのポートフォリオには、住宅ローン、消費者金融、リボルビング・ローン、当座預金口座等の商品が含まれる。

ステージ1からステージ2への貸出金の振替を伴う信用リスクの著しい増大であるかどうかは、以下によって評価される。

- ・ 全ての合理的かつ正当な情報を考慮に入れる。
- ・ 報告日の金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識日のデフォルト・リスクと比較する。

グループにおいては、これには借手レベルでのリスクの測定が含まれており、カウンターパーティーの格付システムがグループ全体に共通するものとなる。内部手法の対象となるグループのカウンターパーティーは全て、かかるシステムによって評価される。当該システムは、以下に基づく。

- ・ 統計的アルゴリズム、すなわち代表的及び予測的なリスク変数を用いた1つ又は複数のモデルに基づく「マス・レーティング」（HDP）
- ・ 専門家によって開発された格付グリッド（LDP）

当初認識以降に生じるリスクの変動は、契約ごとに測定される。ステージ3とは異なり、顧客の契約をステージ2に振替える場合、当該顧客の貸出金残高又は関連当事者の残高の全ての振替を伴うわけではない（波及の欠如）。

グループは、定性的及び定量的基準の双方においてステージ2の分類の基準を満たさなくなった正常債権エクスポージャーを直ちにステージ1に振替えることに留意が必要である。

グループは、12ヶ月間のデフォルト確率と満期までのデフォルト確率の間に重要な相関が存在することを実証している。これにより、当該基準によって認められているように、当初認識以降のリスク変化の合理的な近似として、12ヶ月間の信用リスクを用いることができる。

定量的基準

LDPポートフォリオでは、境界は、組成時の内部格付と報告日の内部格付を関連付ける割当マトリクスに基づいている。従って、貸出金の格付リスクが高いほど、リスクの重大な悪化に対するグループの相対的許容度は小さくなる。

HDPポートフォリオでは、連続的かつ成長する境界曲線は、組成時のデフォルト確率と報告日のデフォルト確率に関連する。グループは、当該基準が提供する運用上の簡便法（報告日において低リスクの貸出金残高をステージ1に維持することを認めている）を使用していない。

定性的基準

こうした定性的データに加え、グループは、不払又は30日超遅延している割賦支払、条件緩和された貸出金という事実などの定性的基準を用いている。

定性的基準のみに基づく方法は、標準的手法の下において健全性準拠目的で分類され、格付システムを持たない事業体又は小規模なポートフォリオに対して使用される。

2.1.8.3 ステージ1及びステージ2 - 予想信用損失の計算

予想信用損失は、契約利率により割り引かれた当期の貸出金残高にデフォルト確率（PD）とデフォルト時損失率（LGD）を乗じて測定する。オフ・バランスシート・エクスポージャーは、貸出実行の可能性に基づいて財政状態計算書上の相当額に換算される。ステージ1では1年間のデフォルト確率、ステージ2では満期までのデフォルト確率（1年から10年の曲線）が使用される。

これらのパラメータは、健全性準拠目的のモデルと同一の数値に基づいており、またIFRS第9号の要件に適合する。それらは、各ステージへの貸出金の割当と予想損失の算定の両方に使用される。

デフォルト確率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、IRB-Aアプローチで承認されたモデル
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、外部測定によるデフォルト確率

ただし、いずれも1981年まで遡る履歴に基づく。

デフォルト時損失率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、長期間にわたって観察され、契約利率によって割引かれ、商品の種類及び保証の種類に従い区分された回収フロー
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、固定比率（ソプリンの場合60%、その他の場合40%）

換算係数

リボルビング・ローンを含む全ての商品について、換算係数は、オフ・バランス・シート・エクスポージャーを財政状態計算書上の相当額に換算する際に用いられ、主に健全性準拠目的のモデルに基づいている。

将来予測的な情報

予想信用損失を計算する際、当該基準は、将来予測的な情報を含む、合理的かつ正当な情報を考慮することを求めている。将来予測的な情報の作成には、景気の動向を予測し、その予測される動向をリスク・パラメータと関連付ける必要がある。この将来予測的な情報は、グループ・レベルにおいて決定され、全てのパラメータに適用される。

高デフォルト・ポートフォリオについては、デフォルト確率に含まれる将来予測的な情報は、今後5年間の景気サイクルの変化に関するグループの見解に基づき加重される3つのシナリオ（楽観的、中立的又は悲観的）を考慮に入れている。グループは主に、経済協力開発機構（OECD）から入手できるマクロ経済データ（GDP、失業率、インフレ率、短期及び長期金利等）に依拠している。将来予測アプローチは、シナリオでは捉えられなかった要素を含む形で調整されるが、その理由として以下の点が挙げられる。

- ・ シナリオでは捉えられなかった要素は最近のものであり、報告日の数週間前に発生したものであるため。
- ・ シナリオに含めることができないため：例として、リスク・パラメータに確実に重大な影響を及ぼし、一定の仮定を設定することによってその影響を測定することができる規制の変更が挙げられる。

1年超の様々な期間における将来予測的な情報は、主に、1年間の情報から導かれる。

将来予測的な情報は、現状に近い期間に観察された情報を取り入れることによって、LGDにも含まれる。

低デフォルト・ポートフォリオについては、将来予測的な情報は、大口口座や銀行モデルに組込まれているが、地方自治体、ソブリン、特定融資モデルには組込まれていない。このアプローチは、高デフォルト・ポートフォリオに用いられるものと類似している。

2.1.8.4 ステージ3 - 不良債権

貸出金又は貸出金グループの実行後に損失を生じさせる可能性がある一又は複数の事象が発生した結果、減損の客観的証拠が存在する場合には常に、減損が認識される。減損額は、帳簿価額と、担保又はその他の保証を考慮しつつ当初の貸出金の金利で現在価値に割り引いた見積将来キャッシュ・フローとの差額に等しい。変動金利の場合、最新の契約上の金利が計上に用いられる。

クレディ・ミュチュエル・グループは、欧州銀行監督局（EBA）の指針及び適用できる重要性基準値に関する規制の技術的基準に従って、健全性準拠目的におけるデフォルトの新たな定義を適用しており、その主な内容は以下の通りである。

- ・ デフォルト分析は、現在、日々債権者レベルで行われており、契約レベルでは行われていない。
- ・ 延滞日数は、借手（債務者）、又は共通のコミットメントを持つ借手グループ（共同債務者）のレベルで評価される。
- ・ デフォルトは、90日間連続での延滞が、債務者又は共同債務者の側で確認される際に発生する。日数は、絶対的な重要性基準値（リテールは100ユーロ、法人は500ユーロ）と相対的な重要性基準値（貸借対照表の延滞しているコミットメントが1%超）を同時に上回る時点から起算される。これが2つの基準値のうち1つを満たさなくなった時点で延滞はリセットされる。
- ・ デフォルトの波及する範囲は、当該借手の全ての債権、及び連帯責任のある借手の全ての個別コミットメントにまで及び。
- ・ 条件緩和されていない資産が「正常」ステージに戻るまで、最低3ヶ月間の試験期間がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、EBAの2段階アプローチ案に従って、IRB事業体全体にデフォルトの新たな定義を導入することを選択した。

- ・ ステップ1 - 自己評価の提出及び監督者への承認要請からなる。使用の承認は2019年10月にグループが取得した。
- ・ ステップ2 - システムにデフォルトの新たな定義を導入し、必要に応じて、新たなデフォルトに対する12ヶ月の観察期間の後にモデルを「再調整」することからなる。

グループは、EBAにより求められるデフォルトの新たな定義は、会計上の用語で、減損の客観的証拠を示すものであると考えている。グループは、会計上のデフォルト（ステージ3）の定義と健全性準拠目的におけるデフォルトの定義を一致させた。この変更は見積りの変更となり、このうち重要でない影響は変更となる年度の損益計算書で認識される。

2.1.8.5 取得時に減損していた信用減損金融資産

取得時に減損していた信用減損金融資産とは、当初認識時又は取得日においてカウンターパーティーが債務不履行に陥っている契約である。借手が報告日において債務不履行に陥っている場合、契約はステージ3に分類される。債務不履行に陥っていない場合には、正常債権に分類され、「取得時に減損していた

信用減損資産」の区分に識別されて、ステージ2のエクスポージャーに用いるのと同じ手法、すなわち契約の満期までの残存期間にわたって予想される損失に基づき引当金が計上される。

2.1.8.6 認識

減損費用及び引当金は、「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。減損費用及び引当金の戻入は、リスク変動に関連する部分は「カウンターパーティー・リスク費用」に、時間の経過に関連する部分は「利息純額」に計上される。貸出金及び債権の場合、減損は資産から控除され、ファイナンス・コミットメント及び保証コミットメントの場合、引当金は負債の「引当金」に計上される（注記2.1.6「金融保証及びファイナンス・コミットメント」及び注記2.3.2「引当金」を参照）。その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産については、リスク費用に認識される減損は「未実現又は繰延損益」において相殺される。

貸倒損失は直接償却され、それに対応する減損及び引当金額は戻し入れられる。

2.1.9. 金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、独立当事者間取引において知識のある自発的な当事者間で資産が売却される金額、又は負債が移転される金額である。

金融商品の当初認識時の公正価値は一般に、取引価格である。

公正価値は、事後測定において算定される必要がある。適用される算定方法は、当該商品が取引されている市場が活発であるとみなされるか否かによって異なる。

2.1.9.1 活発な市場で取引される金融商品

金融商品が活発な市場で取引される場合、その公正価値は相場価格を参考にして決定される。これは相場価格が公正価値についての可能な限り最善の見積りであるからである。金融商品は、相場価格が（取引所、ディーラー、ブローカー、又は価格情報サービスから）容易かつ定期的に入手可能であり、それらの価格が独立当事者間取引に基づき定期的に発生している実際の市場取引を表す場合に、活発な市場で取引されているとみなされる。

2.1.9.2 活発ではない市場で取引される金融商品

観察可能な市場データは、それらが評価日における独立当事者間取引の実態を反映しており、上記の価値を大幅に調整する必要がない場合に用いられる。そうでない場合は、グループは観察不能な時価評価モデルのデータを使用する。

観察可能なデータを入手できない場合、又は市場価格の調整において観察不能なデータを使用する必要がある場合、事業体は、市場が考慮に入れるリスクに連動した調整などからなる、将来キャッシュ・フロー及び割引率に関する内部の仮定を用いることがある。これらの評価調整によって、特に、モデルが考慮に入っていないリスク、並びに当該商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び一定の市場環境下でのモデルに関連したダイナミックな管理戦略の結果生じると考えられる一定の追加的な費用を相殺するように設計された特定のリスク・プレミアムを組み込むことが容易になる。

評価調整額を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討している。様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果は一切考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

いずれの場合においても、グループが行う調整は判断に基づいており、合理的かつ適切である。

2.1.9.3 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値測定には、3つのレベルのヒエラルキーが使用される。

- ・レベル1：活発な市場での同一の資産又は負債の提示価格。特に、少なくとも3社の参加者による価格提示のある負債証券、及び組織化された市場で価格提示のあるデリバティブが該当する。
- ・レベル2：当該資産又は負債について直接的（すなわち価格）又は間接的に（すなわち価格から導き出されるデータ）観察可能で、レベル1の相場価格以外のデータ。レベル2は特に、報告日現在で観察される市場金利に基づく利回り曲線を用いて公正価値が通常決定される金利スワップを含んでいる。
- ・レベル3：観察可能な市場データではない資産又は負債に関するデータ（観察不能なデータ）。この区分の主な構成要素は、ベンチャー・キャピタル事業体等で保有する非連結会社への投資、又は資本市場活動において、単独の参加者による相場価格しかない負債証券及び主に観察不能なパラメータを用いるデリバティブである。当該商品は、全体として検討される公正価値に重要な最も低いレベルのインプットと同一のヒエラルキーのレベルに分類される。レベル3で測定される商品の多様性と数量を踏まえると、パラメータの変動に対する公正価値の感応度は重要ではない。

2.2 保険事業

2.2.1 保険事業の金融投資

保険事業の金融投資は、IFRS第9号に準拠して評価される。詳細は注記2.1を参照。

2.2.2 保険契約

IFRS第17号は、その適用範囲内にある保険契約（保険契約、再保険契約及び裁量権のある有配当条項付財務契約）の認識、測定及び表示に関する新しい規定を定義している。

- ・貸借対照表上の保険契約の評価：保険契約の履行に関連する将来のキャッシュ・フローの再見積りに基づいて、各決算日にその評価額が更新される。この再見積りには、財務情報の市場データ及び保険契約者の行動が考慮される。
- ・マージンの認識：保険契約の収益性は変更されないが、保険契約のマージンの純損益における認識は、保険サービスの期間にわたって行われるように変更されている。
- ・損益計算書の表示：保険契約の履行に起因する一般営業費は、保険サービス費用として純収益の控除項目として表示されるため、連結損益計算書における一般営業費の合計額に影響を及ぼさなくなった。

契約のグループ化

IFRS第17号では、発行済保険契約の評価について、同質のポートフォリオにグループ化することを求めている。これらのポートフォリオの中で、保険契約は類似したリスクにさらされ、一括して管理されなければならない。

各ポートフォリオは、当初認識時に、3つの契約グループに分割しなければならない。すなわち、不利な契約、その後不利となる可能性が高くない契約、及びその他の契約である。

さらに、IFRS第17号では、各契約グループを年次コホート（契約発行日が12ヶ月以内）に細分化しなければならないと規定している。IFRS第17号の採択の一環として、欧州委員会は、欧州企業に対し、基礎となる資産のリターンの世代間でのプーリングの恩恵を受ける契約にこの規定を適用しないという選択肢を与えた。

グループは、適格な直接連動有配当保険契約でこの選択適用の免除措置を適用している。

測定モデル

保険契約の一般測定モデル（ビルディング・ブロック・アプローチ）

IFRS第17号では、契約は、既定として以下を含むアプローチに基づく一般的測定モデルに従って評価されなければならない。

- ・ 履行キャッシュ・フロー：
 - 発生確率で加重された将来キャッシュ・フローの見積り
 - 貨幣の時間価値を反映した調整（すなわち、これらの将来キャッシュ・フローの割引）
 - 非金融リスクに係る調整
- ・ 契約上のサービス・マージン（CSM）

当初認識時において、保険契約サービスは、保険契約のグループの未稼得利益、すなわち将来の利益の現在価値を表す。契約サービスは、保険会社がカバー単位に応じて保険契約者に対してサービスを提供するにつれて、契約のカバー期間にわたって保険契約からの収益として償却される。

保険契約の多様性を考慮すると、カバー単位の決定には、契約に定められたカバー水準（例えば、貸付契約の死亡時の元本）及び契約の予想期間の両方を考慮した判断が求められる。

契約グループのCSMはマイナスにはなりえない。契約開始時又は契約期間中の履行キャッシュ・フローのマイナス額は、直ちに損益に認識される。

IFRS第17号では、貨幣の時間価値、キャッシュ・フロー、保険契約の流動性特性を反映したイールドカーブの使用が求められる。割引率を決定するために、グループはボトムアップアプローチを適用している。この手法は、金利スワップに基づいた流動性のある無リスクの構成要素に、保険契約の流動性特性を考慮に入れるための調整を加えることで構成される。

グループは、EIOPAイールドカーブを使用しており、ソルベンシーII指令（欧州連合理事会の一般的アプローチ）の改訂の一環として無リスク金利のイールドカーブの外挿に関する原則を維持している。なぜなら、後者は金融市場の観点からより優れた統一性と一貫性を提供するからである。

非金融リスクの調整は、グループが保険契約を履行する際に非金融リスクに起因するキャッシュ・フローの金額と時期をめぐる不確実性を負担するためにグループが必要とする報酬を反映しなければならない。

全てのリスクについて、バリュー・アット・リスク（VaR）を用いた分位アプローチ（quantile approach）によりリスク調整額を算定することが決定された。グループは、80%の分位点は、基礎となる責任準備金に対して十分に慎重な水準を表していると考えている。

この一般測定モデルは、既定として全ての保険契約に適用される。

保険契約のグループの帳簿価額は、その後の期間の末日ごとに再測定される。その際、帳簿価額は次の2つの金額の合計に等しい。

- ・ 残存カバーに係る負債。これには、その時点での再見積りされた履行フローの価値（残存カバー期間における受取保険料と将来の費用の現在価値）及び同日の調整後の契約上のサービス・マージンが含まれる。
- ・ 発生保険金に係る負債。これは、既に発生している有効な保険金請求を決済するために必要なキャッシュ・フローの見積額の現在価値に等しい金額である。

各報告日に、契約上のサービス・マージンは、特に以下を考慮して更新される。

- ・ 保険契約のグループに追加された新規契約の影響
- ・ マージンの当初価額を算定するために使用した割引率に基づく利息の計上
- ・ 仮定の変更に伴う履行キャッシュ・フローの再見積り（残存カバー期間にわたる受取保険料及び将来の費用の現在価値、ただし別個の評価の対象となる発生保険金に対して支払われる費用の見積額を除く）。ただし、割引後の将来キャッシュ・フローの変動に関連するマイナスの金額が残りのマージンの金額より大きい場合は、この負の余剰は直ちに純損益に認識される。また、マージンは契約開始時の固定金利に従って資産計上される。

時間の経過に関連した割引の戻しによる負債への影響は、割引率の変更に係る影響と同様に、「発行済保険契約により生じる金融収益又は金融費用」に計上される。ただし、割引率の変更に係る影響は、株主資本で認識することを選択することができる。

グループは、一般測定モデルで評価される保険契約のポートフォリオについて、株主資本において割引率の影響を相殺する選択肢を適用している。

グループは、一般測定モデルを長期個人保険及び保護保険契約（特に不動産借入契約、葬儀契約、長期介護契約）に適用している。

使用されるカバー単位は、保険金額に応じて調整されるため、保険会社のコストは考慮されない。

変動手数料モデル（変動手数料アプローチ）

IFRS第17号は、一般測定モデルの直接連動有配当契約への適応化を規定している。この適応化されたモデルは「変動手数料アプローチ」と呼ばれ、保険契約者に対して、基礎となる資産からのリターンの重要な割合を支払う義務（契約費用控除後）を保険負債の評価に反映させることを可能にする（保険契約者に帰属する基礎となる資産の価値の変動は契約上のサービス・マージンで調整されるため）。

直接連動有配当契約は、次の3つの基準を満たす。

- ・ 契約条件で、保険契約者が明確に特定された基礎となる項目のプールの持分の配当を受けると明記している。
- ・ 企業が、保険契約者に対して、基礎となる項目からの公正価値リターンの重要な割合に等しい金額を支払うことを見込んでいる。
- ・ 企業が、保険契約者に支払う金額の変動のうち重要な部分が基礎となる項目の公正価値の変動に伴って変動すると見込んでいる。

この測定モデルの適格性は、契約発行日に分析され、契約改訂の場合にのみ再評価することができる。

一般測定モデルと比較した主な適応化は以下に関連している。

- ・ 基礎となる投資の公正価値の変動に占める保険者の持分。各報告日において、この持分は、当該契約に見込まれる残存カバー期間にわたって収益に認識されるように、契約上のサービス・マージンに含められる。
- ・ 契約上のサービス・マージンに対する利息（その変動は、契約上のサービス・マージンの定期的な再測定に黙示的に含まれる）。

したがって、これらの契約からの収益は、主に履行フローの緩和と契約上のサービス・マージンの償却である。基礎となる項目が当該負債を完全に裏付け、純損益を通じて公正価値で測定される場合、これらの契約の金融収益はゼロである。

基礎となる資産と保険負債との間に会計上のミスマッチがある場合には、これらの資産に関連する負債の変動の影響を株主資本に分類する選択肢を適用することができる。

グループは、変動手数料モデルで測定される保険負債との会計上のミスマッチを相殺するために、直接変動有配当保険契約の基礎となる金融商品を純損益を通じて時価で貸借対照表に認識することを可能にしたIFRS第9号の改訂を適用している。

グループは、グループの全ての生命・貯蓄商品（一般基金契約及びユニットリンク契約の両方）にVFAモデルを適用している。使用されるモデルは、該当する契約に対応する資産のポートフォリオである。

使用されるカバー単位は、契約の数理的準備金である。このドライバーに基づいて、グループは補正係数を適用してCSMを収益に解放し、リスク中立環境での確率的モデルに伴う「弓波」効果によって誘発されるバイアスを解消する必要があった。調整後のカバー単位を適用した後は、各期間の損益計算書に解放されるCSMの金額は、「実世界」の環境を考慮し、当該期間に保険契約者に提供されたサービスを反映している。

簡便アプローチ（保険料配分アプローチ）

会計基準はまた、条件付きであるが、「保険料配分アプローチ」として知られる簡便アプローチの適用を、12ヶ月以下の期間の契約に対して、又は簡便アプローチの適用が一般モデルに近い結果をもたらす場合に認めている。

利益が生じる契約の場合、残存カバーに関連する負債は、IFRS第4号で使用されるロジックと同様のロジックを使用して、受領した未経過保険料に基づいて評価される。不利な契約及び発生保険金に係る負債は、一般測定モデルに従って評価される。発生保険金に係る負債は、予想される保険金の決済が、発生から1年後に行われると見込まれる場合には、割り引く。この場合、割引率の変更による影響を株主資本に区分する選択肢も適用可能である。

各報告日において、残存カバー及び発生保険金に係る負債の調整は、損益計算書に計上される。

グループは、簡便アプローチを全ての損害賠償保険商品に適用し、それよりは低い水準であるが、特定の個人及び団体の健康及び保護保険商品にも適用している。

- 内部費用の処理

銀行業と保険業のコングロマリットとして、グループは貯蓄及び保護商品（債務者保険、自動車保険、住宅保険など）を販売し、保険子会社の事業に必要な全ての経営資源を提供している。

銀行業ネットワークが提供するサービス（事業貢献、契約の事務管理、人員又は資産の提供等）は、販売金融機関と保険子会社との間の契約に基づいて、マージン手数料によって補償される。

IFRS第17号に基づく保険契約測定のための新しいモデルでは、一方で、契約履行キャッシュ・フローにおける将来支払われる獲得及び管理費用の予測と損益計算書での当該期の見積費用の表示、もう一方で、銀行ディーラー・ネットワークによって発生した実際費用の表示が求められている。

ESMA（32-63-1320）及びAMF（DOC-2022-06）の勧告に従い、グループは、クレディ・ミュチュエル・グループのレベルでIFRS第17号に従った保険契約の評価を反映するために、貸借対照表及び損益計算書上の内部マージンを修正再表示している。

- 貸借対照表及び損益計算書における表示

発行済保険契約及び保有再保険契約は、それらが属するポートフォリオの全体的なポジションに従って資産又は負債として貸借対照表に表示される（契約の評価に起因する負債及び債権を含む）。

保険及び再保険契約からの様々な収益及び費用項目は、連結損益計算書の純収益において次の内訳項目として表示される。

- ・ 保険サービス損益
 - 発行済保険契約及び再保険契約により生じる収益
 - 発行済保険及び再保険契約に係るサービス費用
 - 保有再保険契約に係る収益及び費用

- ・ 保険サービス金融損益
 - 発行済保険契約及び再保険契約により生じる金融収益及び費用
 - 保有再保険契約により生じる金融収益及び費用

保険契約からの収益は、当期予想額（投資部分を除く）に対する履行フローの緩和、リスク調整額の増減、提供されたサービスに係る契約サービス・マージンの償却額、獲得費用の償却への配分額及び保険料の実績差異を表している。

発行済保険契約及び再保険契約に係るサービス費用並びに保有再保険契約に係る費用には、契約の履行に直接帰せられる一般営業費及び手数料の負担分が含まれ、純収益の控除として認識される。また、不利な契約のポートフォリオの場合には、初期損失部分とその償却も含まれる。

退職貯蓄保険契約には、保険契約者が支払う預け金の形での投資要素が含まれ、保険事故が発生しない場合でも保険会社はこの投資要素を払い戻す義務を負う。これらの預け金の保険料及び返済のフローは、これらの契約に係る収益又は費用を構成しない。

保険契約及び再保険契約に係る金融収益及び費用には、主に、貨幣の時間価値の影響に関連した契約グループの価値の変動及び見積キャッシュ・フローに考慮されていない金融リスクが含まれる。

発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用は、当該ポートフォリオについて損益計算書及び株主資本で独立項目として表示される。

2.3 非金融商品

2.3.1 リース

リースとは、貸手が所定の期間につき1回又は一連の支払と交換に資産の使用権を借手に供与する契約である。

グループが供与するファイナンス・リースは、資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほぼ全てを賃借人に移転するリース契約である。所有権は、最終的に移転される場合とされない場合がある。

グループが供与するオペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

2.3.1.1 ファイナンス・リース取引-貸手

IFRS第16号に従い、グループ外の会社とのファイナンス・リース取引は、財務会計上の金額で連結財政状態計算書に計上している。ファイナンス・リース取引では、リース資産の所有に伴うほぼ全てのリスク及び経済価値を借手に移転する。

よって、取引の経済的実体の分析により：

- ・ 財政状態計算書から除外するリース資産を識別する。

- ・ ファイナンス・リース契約に基づいて受領するリース料と、貸手への返却が保証されていない残存価値による増加分を黙示的な契約利率で割引いた現在価値について、「償却原価で測定する金融資産」において債権を認識する。
- ・ ファイナンス・リース取引の存続期間を通じて存在する一時差異について、繰延税金を認識する。
- ・ リース取引の純利益を金利マージン純額で認識する。これは、残高に対する期間ごとの一定の利益率を表している。

金融債権に関連する信用リスクは、IFRS第9号に基づき測定及び認識される（注記2.1.8「信用リスクの測定」を参照）。

2.3.1.2 ファイナンス・リース取引 - 借手

IFRS第16号に従い、使用権資産は「有形固定資産」として認識され、これを相殺するリース負債は「未払費用及びその他の負債」として認識される。賃借料は、債務の支払利息と元本返済に分けて表示されている。

2.3.2 引当金

引当金の繰入及び戻入は、対応する収益科目又は費用科目の種類に応じて分類される。

過去の事象から生じた債務の決済に、経済的便益を表す経営資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を正確に見積もることができる場合に、引当金を認識している。引当金額を決定するため、必要に応じてこの債務の現在価値の純額を算定している。

グループが設定する引当金には、特に以下のものが含まれている。

- ・ オペレーショナル・リスク
- ・ 社会的責任
- ・ 契約したコミットメントの実行リスク
- ・ 訴訟リスク及び保証コミットメント
- ・ 税務リスク
- ・ 住宅購入者貯蓄契約に関するリスク

2.3.3 従業員給付

該当する場合、従業員に対する債務に関する引当金は、「引当金」において認識される。この変動は、確定給付制度に基づく純負債の再測定により株主資本において認識される部分を除き、損益計算書の「従業員給付費用」において認識される。

2.3.3.1 確定給付制度における退職後給付

確定給付制度における退職後給付は、グループが従業員に約束した給付を提供する正式な又は黙示的な義務を負っている年金制度、早期退職制度及び付加年金制度からなる。

こうした債務は、制度給付を算定するための契約上の算式を適用して受給権を勤務期間に対して配分する予測単位積増方式を用いて算定される。当該受給権は、以下のような人口動態及び財務上の仮定を用いて割引計算される。

- ・ 割引率：契約期間と合致する民間借入金の長期金利を参照して決定
- ・ 昇給率：年齢層、管理職・非管理職の区分、地域特性に従って評価
- ・ インフレ率：様々な満期のフランス国債利回りとインフレ連動フランス国債利回りとを比較して見積り

- ・ 従業員退職率：事業年度末時点で在籍している終身雇用従業員数合計に占める退職者及び解雇者数の割合の過去3年間の平均に基づき、年齢層別に決定
- ・ 退職時年齢：常勤雇用の実際の開始日又はその推定日及び年金改革法に定められた仮定（67歳が上限）を用いて、個別に見積り
- ・ 死亡率：INSEE（フランス国立統計経済研究所）のTH/TF 00-02生命表に準拠

これらの仮定の変更により生じた差額、及び過去の仮定と実際の結果との相違による差額は、数理計算上の損益となる。制度資産がある場合には、当該資産は公正価値で測定され、当該資産から生じる受取利息は純損益に影響を与える。実際の収益率と当該資産から生じた受取利息の間の差異も、数理計算上の損益となる。

数理計算上の損益は、未実現又は繰延損益として株主資本に認識される。制度の縮小又は終了は債務の変動を生じさせ、当該変動はそれが発生した時点で損益計算書に認識される。

2021年4月20日のIFRICの決定に従い、退職後給付制度（受領権は勤続年数に基づく制限を受け、退職日に従業員が存在していることを条件とする）に基づく年金債務は、退職年齢直前から上限に達する期間（又は、この期間が上限より短い場合は、当該従業員の入社日から退職日までの期間）のみに関して構成される。

2.3.3.2 確定拠出制度に基づく退職後給付

グループの事業体は、グループから独立している組織が運営している様々な退職年金制度に拠出しているが、特に基金の資産が契約債務に対応するには不十分である場合に、グループの事業体は公にも黙示的にも追加的な支払義務を負っていない。

こうした制度はグループの契約債務にはあたらないため、引当金を設定していない。費用は、拠出金の支払期限が到来する期間に認識される。

2.3.3.3 その他の長期給付

長期給付は、退職後給付及び退職手当とは別に、従業員が対象となる勤務を提供した事業年度の終了後12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの給付である。これには、長期勤続報酬などが含まれる。

その他の長期給付に関するグループの契約債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。ただし、数理計算上の損益については、直ちに純損益において認識している。

長期勤続報酬に関する契約債務は保険契約でカバーされている場合がある。この契約債務のうちヘッジされていない部分に対してのみ引当金が設定されている。

2.3.3.4 退職手当

退職手当は、雇用契約が通常の退職年齢以前に終了した場合、又は従業員が補償と引き換えにグループを自発的に退職する決断をした場合に、グループが支給する給付である。

報告日から12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの場合は、関連する引当金は割引計算される。

2.3.3.5 短期給付

短期給付は、報告日後12ヶ月以内に支払われる、退職手当以外の給付である。これには給与、社会保障拠出金、一定の賞与などが含まれる。

短期給付に対する費用は、これらの給付に対する権利を生じさせる勤務が事業体に対して提供された期間において認識される。

2.3.4 非流動資産

2.3.4.1 グループが保有する非流動資産

財政状態計算書に計上されている非流動資産は、事業で使用される有形固定資産及び無形資産、並びに投資不動産を含んでいる。営業用資産は、サービス提供目的及び経営管理目的に使用される。投資不動産は、賃貸料若しくはキャピタル・ゲイン、又はこれら双方を稼得する目的で保有する不動産資産で構成されている。営業用不動産と投資不動産の双方を認識するために、取得原価法が使用される。

非流動資産は、取得原価に、非流動資産を事業の用に供し使用できるようにするために必要となる直接帰属費用を加算した金額で、当初認識される。当初認識以降、固定資産は償却控除後の取得原価、すなわち取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた額で測定される。

非流動資産が、定期的な取替の対象となる可能性が高く、用途が異なる、又は経済的便益の獲得時期が異なる複数の要素で構成されている場合は、各構成要素を当初から個別に認識し、それぞれの償却スケジュールに従って減価償却又は償却している。この構成要素に基づくアプローチは、営業用不動産及び投資不動産に採用されている。

非流動資産の減価償却可能額又は償却可能額は、その残存価額（処分費用を差し引いた純額）を控除して算定される。非流動資産の耐用年数は、一般に経済耐用年数と等しいため、残存価額は認識されていない。

非流動資産は、当該資産の見積耐用年数にわたって、事業体が当該資産による経済的便益を消費すると予想されるパターンを見積りを反映する比率で減価償却及び償却が行われる。耐用年数が不確定である無形資産は、償却の対象ではない。

営業用資産に対する減価償却費及び償却費は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額」において認識している。

投資不動産に関する減価償却費は、損益計算書の「その他の活動に係る費用」において認識している。

使用されている償却期間の範囲は、以下のとおりである。

有形固定資産

- ・ 土地及びネットワーク設備：15-30年
- ・ 建物 - 建造物：20-80年（当該建物の種類により異なる）
- ・ 建物 - 設備：10-40年
- ・ 設備及び備品：5-15年
- ・ 事務機器及び什器：5-10年
- ・ 保安設備：3-10年
- ・ 車両及び運搬具：3-5年
- ・ IT機器：3-5年

無形資産

- ・ 購入又は自社開発ソフトウェア：1-10年
- ・ 買収事業ののれん：9-10年（顧客契約ポートフォリオを取得した場合）

減価償却及び償却可能な資産は、報告日において減損の兆候を示す証拠がある場合には、減損テストを行う。賃貸借権などの償却不能な無形資産は、少なくとも年1回減損テストを行う。

減損の兆候がある場合、資産の回収可能価額と帳簿価額の純額を比較している。価値の損失が発生した場合には、減損損失が損益計算書で認識され、資産の減価償却又は償却可能額が非遡及的に調整される。見積回収可能価額が変動した場合、又は減損の兆候がなくなった場合、減損損失は戻し入れられる。減損引当金の戻入後の帳簿価額は、減損が認識されなかった場合に算出されていたはずの帳簿価額（純額）を上回ってはならない。

営業用資産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書の「営業用資産に係る減価償却費、償却費及び引当金繰入額」において認識している。

投資不動産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書においてそれぞれ「その他の活動に係る費用」及び「その他の活動に係る収益」において認識している。

営業用資産の処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスは、損益計算書の「その他の資産の処分に係る純利益／（損失）」の項目に計上している。

投資不動産の処分に係る損益は、損益計算書の「その他の活動に係る収益」又は「その他の活動に係る費用」の項目に計上している。

2.3.4.b グループが借手である非流動資産

契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならない。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- ・ リース期間にわたり、リース物件を使用する権利を表す資産
- ・ リース料の支払義務に関連する負債による相殺
- ・ 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

グループは、主に不動産契約を積極的に行っている。基準に従って、自動車車両については、ローカルにおいて重要である場合のみ修正再表示され、コンピュータやセキュリティ機器については、代替可能性を理由として、対象から除外されている。限られたごく一部のIT契約のみが重要であり、適用対象とみなされていた。

その他の原資産は、短期、又は少額（5,000ユーロ以下）の例外規定により、除外していた。グループには、無形資産や投資不動産の認識を生じさせるようなリースは存在しない。

したがって、使用権は、「有形固定資産」、リース債務は「その他の負債」に計上されている。借地権は、自動的に更新されない契約に係る場合は、有形固定資産として分類変更される。使用権とリース債務は、将来加算一時差異と将来減算一時差異の純額に関して繰延税金資産又は負債の対象となる。

損益計算書においては、利息費用は「金利マージン純額」に表示し、一方、減価償却費及び償却費は一般営業費として表示されている。

グループでは、以下を用いてリース債務を算定している。

- ・ リース期間。これは、少なくとも契約の解約不能期間を表し、グループが行使することが合理的に確実な更新／延長オプションを考慮に入れるために延長される場合がある。グループの手法の運用上の実施に関しては、新規の3/6/9商業リースは既定値として9年間（又は、その他の種類リースの場合には解約不能期間に相当する期間）にわたって継続するとみなしている。自動契約延長の期間は、中期計画の終了までの延長としており、これは契約の継続に関する合理的な期間である⁽¹⁾。例外として、3/6/9リースを12年間にわたって有効としている契約がある。これは、この期間の終了後はリース料の上限がなくなることから、この期間を超えた契約を継続する経済的インセンティブがグループにはないためである。
- ・ 割引率は、選択された期間に対応する債務の限界利率である。割引率は、グループのリファイナンス本部又は通貨により引下げられる可能性がある。
- ・ リース料（税抜き）グループにおける変動リース料による影響は極めて限定的である。

⁽¹⁾ リースを直接管理する地域グループ。

2.3.5 受取手数料及び支払手数料

サービスに関連する手数料及び契約手数料は、関連するサービスの種類に応じて、収益及び費用として計上している。追加的な利息とみなされる手数料は、実効金利の不可分の一部である。したがって、こうした手数料は受取利息及び支払利息として認識される。

貸出金の供与に直接関連する手数料及び契約手数料は、実効金利法を用いて貸出期間を通じて認識される。

継続的に提供されているサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービスが提供される期間を通じて認識される。

重要なサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービス履行時に全額、損益計算書に計上される。

2.3.6 法人税費用

法人税費用には、対象となる期間における収益に関連して支払うべき当期及び繰延の両方での全ての税金が含まれる。

未払法人税は、適用される税法に従って算定している。

企業不動産負担金（Cotisation foncière des entreprises-CFE）と企業付加価値負担金（Cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises-CVAE）で構成される地域経済貢献税（Contribution économique territoriale-CET）は営業費用として扱われるため、グループは連結財務書類において繰延税金を認識していない。

2.3.6.1 繰延税金

IAS第12号により求められているとおり、連結財政状態計算書に計上されている資産又は負債の帳簿価額とその課税価額との間の一時差異に関しては、のれんを除き、繰延税金を認識している。

繰延税金は、事業年度末時点で既知の、その後数年度において適用される法人税率を適用して、負債法を用いて計算される。

繰延税金負債を控除した繰延税金資産は、回収可能性が高い場合に限り認識される。当期税金及び繰延税金は、収益又は費用として認識される。ただし、株主資本で認識されている未実現又は繰延損益に関する繰延税金は株主資本に直接計上される。

繰延税金資産と負債は、同一の事業体又は同一の納税グループ内において発生しており、同一の税務管轄対象であり、かつ相殺を行う法的権限がある場合において、相殺される。

繰延税金については割引計算を行っていない。

2.3.6.2 法人税の税務処理に関する不確実性

IFRIC第23号に従い、グループは、選択した税務上のポジションを税務当局が容認する可能性を評価している。これは、課税所得、基準額、繰越欠損金、未使用の税額控除及び税率などの不確実性から生じる影響の評価である。

税務ポジションが不確実な場合、未払（未収）金額は、最も可能性が高い金額、又は支払予定額若しくは受取予定額に対する最良の見積りを反映する方法に従った予想金額に基づき見積計上される。

2.3.7 一部の貸出金について国が支払う利息

農業・農村セクター及び住宅購入に対する支援策に従い、グループ傘下の一部事業体は、フランス政府が定める低金利貸出金を供与している。その結果、こうした事業体は、顧客に提示した金利と所定の指標金利との間の金利差に相当する補助金を政府から受け取っている。そのため、これらの補助金の便益を受ける貸出金については、割引計算を行っていない。

こうした補償メカニズムに関する取決めは、フランス政府が定期的に見直しを行っている。

受け取った政府補助金は、IAS第20号に従って「受取利息及び類似収益」に認識し、対応する貸出金の残存期間にわたり割り当てられる。

2.3.8 売却目的保有非流動資産及び非継続事業

非流動資産、又は非流動資産グループは、売却可能でかつその売却が今後12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、売却目的保有として分類される。

関連する資産及び負債は、財政状態計算書の「売却目的保有非流動資産」及び「売却目的保有非流動資産関連の負債」に別々に表示される。これらは、帳簿価額又は公正価値から売却費用を差し引いた額のどちらか低い方の金額で認識し、減価償却又は償却は行われなくなる。

これらの資産及び負債に係る減損損失は損益計算書において認識される。

非継続事業は、売却目的で保有する又は既に中止されている事業、若しくは転売のみを目的に取得した子会社で構成される。非継続事業関連の損益は、全て損益計算書の「非継続事業に係る税引後利益/(損失)」に別掲される。

2.4 財務書類の作成に際して使用した判断及び見積り

グループの財務書類の作成にあたっては、必要な評価を行うために仮定を置く必要があり、特にウクライナ紛争や報告日時点で存在するマクロ経済状況などとの関連で、こういった仮定の将来の実現に関してリスクや不確実性が伴う。

こうした仮定の将来の結果は、特に以下を含む複数の要因に影響を受ける。

- ・ 国内外市場の活動
- ・ 金利及び外国為替レートの変動
- ・ 一部の事業セクターや国における経済及び政治の状況
- ・ 規制及び法制度の変更

仮定の策定が必要となる会計上の見積りは、主に以下の測定に際して用いられる。

- ・ 活発な市場での相場価格がない金融商品の公正価値 - 強制取引の定義及び観察可能なデータの定義には判断の行使が必要となる。
- ・ 保険契約、特に将来の履行キャッシュ・フロー
- ・ 年金制度及びその他の将来の従業員給付
- ・ 予想信用損失を含む資産の減損。現在のところ、グループの予想信用損失の減損モデルにおいて環境リスクは捕捉されていない。
- ・ 引当金、無形資産及びのれんの減損
- ・ 繰延税金資産

3. 関連当事者情報

グループに関連する当事者は、クレディ・ミュチュエル・グループ全体レベルでの連結会社であり、Confédération Nationale du Crédit Mutuelに関係する他の事業所や持分法適用会社もこれに含まれる。

グループとその子会社及び関連会社との間で行われる取引は、こうした取引が完了する時点での、通常の市場条件下で行われている。

連結会社のリストは注記3に記載されている。グループの連結会社間で行われた取引及び期末に存在する残高は連結上、全て消去されるため、これらの相互取引に関するデータは、グループが共同支配、又は重大な影響力を行使し、持分法の適用により連結される会社の場合のみ添付の表に含まれる。

4. 欧州連合が採用しているが未適用の基準及び解釈指針

該当なし

[次へ](#)

注記2 - 事業セグメント別及び地域別の財政状態計算書及び損益計算書の内訳

Banque Fédérative du Crédit Mutuelの事業セグメント（連結範囲）は以下のとおりである。

- ・ リテール・バンキングは以下を含む。
 - a) 銀行業ネットワーク活動： CIC、BECM、Beobank、TARGOBANK のスペイン国内の地方銀行
 - b) 消費者ローン：ドイツのTARGOBANK、及びCofidis
 - c) 事業子会社：ネットワークを通じ商品を販売する専門活動：設備リース及び購入オプション付きリース、不動産リース、ファクタリング、不動産販売・管理
- ・ 保険はGroupe des Assurances du Crédit Mutuelで構成されている。
- ・ 専門事業は以下で構成されている。
 - a) フランス国内及び国外のアセット・マネジメント及びプライベート・バンキング業務
 - b) コーポレート・バンキング：大企業顧客及び機関投資家顧客向けファイナンス、ストラクチャード・ファイナンス、国際業務、並びに外国支店
 - c) 商業・投資活動を含む資本市場業務（金利・株式・クレジット）
 - d) プライベート・エクイティ
- ・ その他の事業には、中間持株会社、非支配持分、営業用不動産、物流構造、メディア、IT事業体、会社間取引など、他の事業活動に振り分けることができない項目が含まれる。

連結対象会社は全て、連結財務書類への貢献に基づき、その主要ビジネスに割り当てられている。ただしCIC及びBFCMの2社は、複数の事業にわたっているため、この限りではない。この場合、これらの2社の連結損益計算書及び連結財政状態計算書に対する貢献は、貢献している様々なビジネスセクターに基づいて分類されている。

2a- 事業部門別の損益計算書の内訳

2023年の中間損益の内訳 - 全部門

2023年6月30日	リテール・バンキング	保険	専門事業	その他の事業	合計
純収益	4,198	650	1,378	-278	5,947
一般営業費	-2,527	-57	-622	110	-3,096
営業総利益 / (損失)	1,670	593	756	-168	2,851
カウンターパーティー・リスク費用	-539	0	-66	1	-603
その他の資産の処分に係る純損益	0	-5	0	30	25
税引前当期純利益 / (損失)	1,132	588	690	-137	2,273
法人税	-346	-135	-131	18	-595
非継続事業の資産に係る税引後損益	0	-	0	-	0
当期純利益 / (損失)	786	453	559	-119	1,678
非支配持分	-	-	-	-	180
グループに帰属する当期純利益	786	453	559	-119	1,498

* 持分法適用会社の純利益及びのれんの減損損失を含む(注記16及び19)。

「リテール・バンキング」部門に属する事業の2023年上半期の内訳

2023年6月30日	銀行業ネットワーク	消費者ローン	事業子会社	リテール・バンキング合計
純収益	2,330	1,532	336	4,198
一般営業費	-1,479	-820	-228	-2,527
営業総利益 / (損失)	851	712	108	1,670
カウンターパーティー・リスク費用	-120	-408	-10	-539
その他の資産の処分に係る純損益	0	0	0	0
税引前当期純利益 / (損失)	730	304	98	1,132
法人税	-211	-100	-35	-346
当期純利益 / (損失)	520	204	62	786

「専門事業」部門に属する事業の2023年上半期の内訳

2023年6月30日	資産運用及びプライベート・バンキング	コーポレート・バンキング	資本市場	プライベート・エクイティ	専門事業合計
純収益	569	296	293	220	1,378
一般営業費	-356	-87	-139	-40	-622
営業総利益 / (損失)	213	209	154	180	756
カウンターパーティー・リスク費用	-2	-64	-1	0	-66
その他の資産の処分に係る純損益	-	-	-	-	-
税引前当期純利益 / (損失)	212	145	153	180	690
法人税	-51	-40	-41	1	-131
当期純利益 / (損失)	161	105	112	181	559

2022年の修正再表示中間損益の内訳 - 全部門

2022年6月30日修正再表示	リテール・バンキング	保険	専門事業	その他の事業	合計
純収益	4,068	578	1,150	-132	5,663
一般営業費	-2,423	-51	-575	104	-2,945
営業総利益 / (損失)	1,644	527	574	-28	2,718
カウンターパーティー・リスク費用	-407	0	-17	8	-415
その他の資産の処分に係る純損益	-2	-1	13	50	60
税引前当期純利益 / (損失)	1,236	526	570	30	2,362
法人税	-375	-110	-88	-23	-596
非継続事業の資産に係る税引後損益	0	-	0	-	0
当期純利益 / (損失)	861	416	482	7	1,766
非支配持分	-	-	-	-	169
グループに帰属する当期純利益	861	416	482	7	1,597

* 持分法適用会社の純利益及びのれんの減損損失を含む(注記16及び19)。

「リテール・バンキング」部門の2022年上半期の内訳

2022年6月30日修正再表示	銀行業ネットワーク	消費者ローン	事業子会社	リテール・バンキング合計
純収益	2,288	1,452	328	4,068
一般営業費	-1,416	-789	-218	-2,423
営業総利益	871	663	110	1,644
カウンターパーティー・リスク費用	-78	-319	-10	-407
その他の資産の処分に係る純損益	-2	0	0	-2
税引前当期純利益 / (損失)	792	344	100	1,236

法人税	-229	-112	-34	-375
当期純利益 / (損失)	562	232	67	861

「専門事業」部門の2022年上半期の内訳

2022年6月30日修正再表示	資産運用及びプライベート・バンキング				専門事業合計
	キング	コーポレート・バンキング	資本市場	プライベート・エクイティ	
純収益	451	214	180	304	1,150
一般営業費	-327	-82	-129	-38	-575
営業総利益 / (損失)	125	132	51	267	574
カウンターパーティー・リスク費用	-3	-13	0	0	-17
その他の資産の処分に係る純損益	13	0	0	0	13
税引前当期純利益 / (損失)	134	119	51	267	570
法人税	-29	-29	-15	-16	-88
当期純利益 / (損失)	105	90	35	251	482

2b- 地域別の損益計算書の内訳

	2023年6月30日				2022年6月30日修正再表示			
	フランス以外の欧			合計	フランス以外の欧			合計
	フランス	州	その他の国*		フランス	州	その他の国*	
純収益	3,899	1,926	122	5,947	3,803	1,724	135	5,663
一般営業費	-1,988	-1,049	-60	-3,096	-1,888	-998	-59	-2,945
営業総利益 / (損失)	1,911	878	63	2,851	1,915	727	76	2,718
カウンターパーティー・リスク費用	-300	-305	1	-603	-201	-230	16	-415
その他の資産の処分に係る純損益	19	-5	10	25	46	-0	14	59
税引前当期純利益 / (損失)	1,630	568	74	2,273	1,769	488	105	2,362
当期純利益 / (損失) 合計	1,221	399	58	1,678	1,346	339	90	1,775
グループに帰属する当期純利益	1,058	382	58	1,498	1,190	318	89	1,597

* 米国、カナダ、シンガポール、香港及びチュニジア。

** 2023年上半期の純収益（ロジスティクス及び持株会社の事業を除く）の33%は、フランス国外の事業によるものであった（2022年上半期：純収益の34%）。

*** 持分法適用会社の純利益及びのれんの減損損失を含む。

注記3 - 連結の範囲

3a - 連結範囲の構成

グループの親会社はBanque Fédérative du Crédit Mutuelである。

2022年12月31日以降、連結範囲の変更は、以下のとおりである。

- ・ 新規連結会社：KCIOP、ACM Deutschland AG、ACM Deutschland life AG、ACM Deutschland non life AG、ACM Vie Mutuelle
- ・ 2023年1月1日付で以下の保険会社を連結の範囲から除外：SERENIS ASSURANCES、PARTNERS、ICM LIFE、ASTREE、ACM SERVICES、ACM COURTAGE、AGRUPACIÓ SERVEIS ADMINISTRATIUS A.I.E.、AMDIF、S.L.、ASESORAMIENTO EN SEGUROS Y PREVISIÓN ATLANTIS、S.L.、ASISTENCIA AVANÇADA BCN、S.L.、ATLANTIS ASESORES、S.L.、ATLANTIS CORREDURÍA DE SEGUROS Y CONSULTORÍA ACTUARIAL、S.A.、TARGO PENSIONES、ENTIDAD GESTORA DE FONDOS DE PENSIONES、S.A.、SCI ACM TOMBE ISSOIRE。
- ・ 修正:Cofidisイタリア支社

	国名	2023年6月30日			2022年12月31日修正再表示		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
A.銀行網ネットワーク							
Banque Européenne du Crédit Mutuel (BECM)	フランス	96	96	FC	96	96	FC
Beobank	ベルギー	51	51	FC	51	51	FC
CIC Est	フランス	100	100	FC	100	99	FC
CIC Lyonnaise de Banque (LB)	フランス	100	100	FC	100	99	FC
CIC Lyonnaise de Banque Monaco (LB branch)	モナコ	100	100	FC	100	99	FC
CIC Nord Ouest	フランス	100	100	FC	100	99	FC
CIC Ouest	フランス	100	100	FC	100	99	FC
CIC Sud Ouest	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	フランス	100	100	FC	100	99	FC
TARGOBANK Spain	スペイン	100	100	FC	100	100	FC
B.消費資ローン							
Cofidis Belgium	ベルギー	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis France	フランス	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Spain (branch of Cofidis France)	スペイン	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Hungary (branch of Cofidis France)	ハンガリー	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Portugal (branch of Cofidis France)	ポルトガル	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis SA Poland (branch of Cofidis France)	ポーランド	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis SA Slovakia (branch of Cofidis France)	スロバキア	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Italy (branch of Cofidis France)	イタリア	100	80	FC	100	80	FC
Cofidis Czech Republic	チェコ共和国	100	80	FC	100	80	FC
Creatis	フランス	100	80	FC	100	80	FC
Margem-Mediação Seguros, Lda	ポルトガル	100	80	FC	100	80	FC
Monabanq	フランス	100	80	FC	100	80	FC
TARGOBANK AG	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
C.銀行網ネットワークの子会社							
Bail Actéa	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Bail Actéa Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CCLS Leasing Solutions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Caution Habitat	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Épargne Salariale	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Factoring	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Home Loan SFH	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Spain (branch of Crédit Mutuel Leasing)	スペイン	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Benelux	ベルギー	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Nederland (branch of Crédit Mutuel Leasing Benelux)	ベルギー	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Leasing Gmbh	ドイツ	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Real Estate Lease	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Factofrance SA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FCT Crédit Mutuel Factoring	フランス	100	100	FC	100	99	FC
FCT Factofrance	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Gesteurop	フランス	100	100	FC	100	99	FC
LYF SA	フランス	44	44	EM	44	44	EM
Paysurf	フランス	51	64	FC	51	64	FC
Targo Factoring GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Finanzberatung GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Leasing GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
D.コーポレート・バンキング及び資本市場							
CIC Bruxelles (branch of CIC)	ベルギー	100	100	FC	100	99	FC
CIC Hong Kong (branch of CIC)	香港	100	100	FC	100	99	FC
CIC London (branch of CIC)	英国	100	100	FC	100	99	FC
CIC New York (branch of CIC)	米国	100	100	FC	100	99	FC
CIC Singapore (branch of CIC)	シンガポール	100	100	FC	100	99	FC
Satellite	フランス	100	100	FC	100	99	FC
CIC Bruxelles (branch of CIC)	ベルギー	100	100	FC	100	99	FC

	国名	2023年6月30日			2022年12月31日修正再表示		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
E. 投資運用及びプライベート・バンキング							
Banque de Luxembourg	ルクセンブルク	100	100	FC	100	99	FC
Banque du Luxembourg Belgium (Banque de Luxembourg branch)	ベルギー	100	100	FC	100	99	FC
Banque de Luxembourg Investments SA (BLI)	ルクセンブルク	100	100	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique (BT)	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Belgium	ベルギー	100	100	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique London (branch of BT)	英国	100	100	FC	100	99	FC
Banque Transatlantique Luxembourg	ルクセンブルク	100	100	FC	100	99	FC
CIC Private debt	フランス	100	100	FC	100	99	FC
CIC (Suisse)	スイス	100	100	FC	100	99	FC
Cigogne Management	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Asset Management	フランス	81	81	FC	81	81	FC
Crédit Mutuel Gestion	フランス	100	81	FC	100	81	FC
Crédit Mutuel Investment Managers	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Investment Managers - Luxembourg branch	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Dubly Transatlantique Gestion	フランス	100	100	FC	100	99	FC
F. プライベート・エクイティ							
CIC Capital Canada Inc	カナダ	100	100	FC	100	99	FC
CIC Capital Suisse SA	スイス	100	100	FC	100	99	FC
CIC Capital Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	99	FC
CIC Capital Ventures Quebec	カナダ	100	100	FC	100	99	FC
CIC Conseil	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Capital	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Equity	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Equity SCR	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Crédit Mutuel Innovation	フランス	100	100	FC	100	99	FC
G. その他の事業							
Affiches d'Alsace Lorraine	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Alsacienne de Portage - DNA	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Banque de Tunisie	チュニジア	35	35	EM	35	35	EM
CIC Participations	フランス	100	100	FC	100	99	FC
Cofidis Group (formerly Cofidis Participations)	フランス	80	80	FC	80	80	FC
Crédit Mutuel Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Rhone-Alpes PACA (formerly Groupe Dauphiné Media)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA (formerly Société d'Investissements Médias (SIM))	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Editions (formerly Les Éditions du Quotidien)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA events	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Info (formerly AGIR)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Alsace	フランス	100	99	FC	100	99	FC
EBRA Medias Bourgogne Rhone-Alpes (formerly Publiprint Province n° 1)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Medias Lorraine Franche Comté	フランス	100	100	FC	100	99	FC
EBRA Portage Bourgogne Rhone-Alpes (formerly Presse Diffusion)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Productions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA services	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Studio (formerly Est Info TV)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Est Bourgogne Médias	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Euro Protection Surveillance	フランス	22	22	EM	22	22	EM
Euro-Information	フランス	26	26	EM	26	26	EM
Foncière Massena	フランス	100	66	FC	100	66	FC
France Régie	フランス	100	99	FC	100	99	FC
GEIE Synergie	フランス	100	80	FC	100	80	FC
Groupe Progrès	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Groupe Républicain Lorrain Imprimeries (GRLI)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Humanoid	フランス	100	71	FC	100	71	FC
Journal de la Haute Marne	フランス	50	50	EM	50	50	EM
KCIOP	フランス	62	62	FC			NC
La Liberté de l'Est	フランス	100	100	FC	97	97	FC
La Tribune	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Dauphiné Libéré	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Républicain Lorrain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Les Dernières Nouvelles d'Alsace	フランス	99	99	FC	99	99	FC
L'Est Républicain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Lumedia	ルクセンブルク	50	50	EM	50	50	EM
Madmoizelle	フランス	100	71	FC	100	71	FC
Media des massifs français (formerly NEWCO4)	フランス	68	68	FC	68	68	FC
Médiaportage	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Mutuelles Investissement	フランス	100	97	FC	90	90	FC
Oddity H.	フランス	71	71	FC	71	71	FC
Presstic Numerama	フランス	100	71	FC	100	71	FC
SAP Alsace	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI 14 Rue de Londres	フランス	100	66	FC	90	59	FC
SCI ACM	フランス	100	66	FC	80	52	FC
SCI La Tréfière	フランス	46	46	EM	46	46	EM
SCI Le Progrès Confluence	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI Provence Lafayette	フランス	100	66	FC	90	59	FC
SCI Saint Augustin	フランス	100	66	FC	88	58	FC
Société d'Édition de l'Hebdomadaire du Louhannais et du Jura (SEHLJ)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Targo Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Dienstleistungs GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Technology GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Versicherungsvermittlung GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC

	国名	2023年6月30日			2022年12月31日修正再表示		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
Ⅴ.保険会社							
ACM Belgium Life (formerly NELB (North Europe Life Belgium))	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
ACM Capital	フランス	100	66	FC	89	59	FC
ACM Deutschland AG	ドイツ	100	66	FC			NC
ACM Deutschland life AG	ドイツ	100	66	FC			NC
ACM Deutschland non life AG	ドイツ	100	66	FC			NC
ACM GIE	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM IARD	フランス	97	64	FC	97	64	FC
ACM VIE SA	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM VIE, Société d'Assurance Mutuelle	フランス	100	66	FC			NC
Agrupació AMCI d'Assegurances i Reassegurances S.A.	スペイン	98	65	FC	95	63	FC
Atlantis Vida, Compañía de Seguros y Reaseguros SA	スペイン	88	59	FC	88	59	FC
GACM España	スペイン	100	66	FC	100	66	FC
GACM Seguros, Compañía de Seguros y Reaseguros, Sau	スペイン	100	66	FC	100	66	FC
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	フランス	66	66	FC	66	66	FC

* 方法：FC = 全部連結、EM = 持分法、NC = 非連結、FU = 合併。

3b - 重要な非支配持分のある全部連結会社

2023年6月30日	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報*			
	持分比率 / 議決権比率	非支配持分に属する純利益	非支配持分の株主資本における金額	非支配持分に対する支払配当金	財政状態計算書合計	当期純利益	潜在的な準備金	純収益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	157	3,633	-167	139,632	453	359	652
Beobank	49%	14	386	-10	9,365	27	20	159
Cofidis France	20%	2	該当なし**	0	12,199	12	18	272

* グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

** IAS第32号に基づき、グループはCOFIDISグループ（旧Participations）へのコミットメントに対する負債持分を100%に引き上げて認識した。相手勘定として、少数株主持分の減少及び残高部分についてはグループ持分の減少が認識された。

2022年12月31日修正再表示	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報*			
	持分比率 / 議決権比率	非支配持分に属する純利益	非支配持分の株主資本における金額	非支配持分に対する支払配当金	財政状態計算書合計	当期純利益	潜在的な準備金	純収益
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	285	3,410	-135	134,054	823	29	1,214
Beobank	49%	14	382	-10	9,106	5	29	269
Cofidis France	20%	13	該当なし**	0	11,701	39	20	549

* グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額

** IAS第32号に基づき、グループはCOFIDISグループ（旧Participations）へのコミットメントに対する負債持分を100%に引き上げて認識した。相手勘定として、少数株主持分の減少及び残高部分についてはグループ持分の減少が認識された。

3c - 売却目的保有の非流動事業の資産、負債及び当期純利益 / (損失)

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
売却目的保有非流動資産	5,112	4,874
売却目的保有非流動負債	3,537	3,622
非継続事業に係る税引後利益 / (損失)	0	0

2023年12月30日現在、以下の企業の資産及び負債はIFRS第5号の「売却目的で保有する資産及び負債」として再分類されている。

- ・ GACM España：2022年12月31日の分類は、2022年12月13日にGACMとAxa Seguros Generales, S.A. de Seguros y Reaseguros（アクサ・スペイン）との間で、アクサ・スペインが所有するGACM Españaの資本の100%をGACM SAが売却する契約が締結に基づいて行われた。

この売却は2023年7月12日に完了し、2023年下半期の財務書類に反映される予定である。

- ・ スペインのTARGOBANK：2022年12月31日の分類は、BFCMによるスペインのTARGOBANKの売却を目的として、2022年12月22日にグループとABANCAが独占交渉を開始することが発表に基づいて行われた。2022年6月30日の時点ではまだ完了していなかった。

注記4 - 現金及び中央銀行への預け金 / 中央銀行からの預り金（資産 / 負債）

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
現金及び中央銀行への預け金 - 資産		
中央銀行からの預り金	104,989	110,601
うち法定準備預金	2,782	2,618
地方銀行への預け金	734	853
合計	105,723	111,454
中央銀行からの預り金 - 負債	303	44

注記5 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

5a - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2023年6月30日				2022年12月31日修正再表示			
	売買目的	公正価値オプション を通じた公正価値	その他の純損益を 通じた公正価値	合計	売買目的	公正価値オプション を通じた公正価値	その他の純損益を 通じた公正価値	合計
有価証券	8,020	791	5,026	13,837	6,315	734	4,924	11,973
- 政府証券	1,154	0	0	1,154	1,034	0	0	1,034
- 債券及びその他の負債証券	5,910	791	83	6,784	4,550	734	235	5,518
上場	5,910	26	9	5,945	4,550	26	161	4,737
非上場	0	765	74	839	0	708	74	781
うちUCI	0	0	76	76	0	0	229	229
- 株式及びその他の資本性金融商品	956	0	4,341	5,297	731	0	4,094	4,825
上場	956	0	1,094	2,050	731	0	1,041	1,772
非上場	0	0	3,247	3,247	0	0	3,053	3,053
- 長期投資	0	0	602	602	0	0	596	596
株式投資	0	0	273	273	0	0	198	198
その他の長期投資	0	0	99	99	0	0	166	166
子会社及び関連会社投資	0	0	229	229	0	0	231	231
その他の長期投資	0	0	1	1	0	0	1	1
デリバティブ	7,178	0	0	7,178	6,869	0	0	6,869

貸出金及び債権	11,032	0	17	11,049	9,743	0	14	9,757
うち年金	11,032	0		11,032	9,743	0		9,743
合計	26,230	791	5,043	32,064	22,927	734	4,938	28,599

5b - 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
売買目的保有金融負債	20,522	18,616
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	165	156
合計	20,687	18,772

売買目的保有金融負債

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
有価証券の借入売り	2,359	1,365
- 債券及びその他の負債証券	1,701	646
- 株式及びその他の資本性金融商品	658	719
買戻条件付で売却した有価証券に係る負債	10,421	9,748
売買目的デリバティブ	6,922	6,816
その他の売買目的保有金融負債	820	687
合計	20,522	18,616

5c- 売買目的デリバティブの分析

	2023年6月30日			2022年12月31日修正再表示		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
金利商品	179,143	4,905	4,817	169,041	4,685	4,604
スワップ	83,155	3,665	4,243	79,024	3,162	4,032
(1)						
その他の確定契約	51,253	0	0	53,697	0	0
オプション及び条件付商品	44,735	1,240	574	36,320	1,523	572
外国為替商品	174,641	2,047	1,877	150,634	1,917	1,909
スワップ	121,319	29	51	101,188	45	144
その他の確定契約	13,738	1,795	1,603	12,705	1,566	1,459
オプション及び条件付商品	39,584	223	223	36,741	306	306
その他のデリバティブ	24,492	226	228	22,131	267	303
スワップ	7,329	81	94	7,040	50	110
その他の確定契約	9,948	38	54	9,923	100	85
オプション及び条件付商品	7,215	107	80	5,168	117	108
合計	378,276	7,178	6,922	341,806	6,869	6,816

スワップは、担保付きの場合はOIS曲線、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象とヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値は、カウンターパーティー・リスクを勘案している。

注記6 - ヘッジ

6a- ヘッジ手段のデリバティブ

	2023年6月30日			2022年12月31日修正再表示		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
公正価値ヘッジ	303,580	3,856	6,434	279,891	4,253	6,725
スワップ	82,836	3,856	6,434	82,826	4,253	6,725
その他の確定契約	220,743	0	0	197,049	0	0
オプション及び条件付商品	1	0	0	16	0	0
合計	303,580	3,856	6,434	279,891	4,253	6,725

スワップは、担保付きの場合はOIS曲線、それ以外はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。ヘッジ対象とヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値は、カウンターパーティー・リスクを勘案している。

6b- 金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
ポートフォリオの金利リスクの公正価値		
- 金融資産	-2,690	-2,733
- 金融負債	-57	-14

注記7 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
政府証券	11,016	10,873
債券及びその他の負債証券	23,597	22,767
- 上場	22,772	21,724
- 非上場	825	1,043
関連する債権	188	195
負債証券小計（総額）	34,801	33,834
正常貸出金の減損[S1/S2]	-20	-19
負債証券小計（純額）	34,782	33,815
株式及びその他の資本性金融商品	215	217
- 上場	0	1
- 非上場	215	213
長期投資	294	295
- 株式投資	97	96
- その他の長期投資	143	142
- 子会社及び関連会社投資	54	57
資本性金融商品小計	509	512

合計	35,291	34,327
うち株主資本に認識する未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	-4	-6
うち上場株式投資	0	0

注記8 - 公正価値で財政状態計算書に計上する金融商品の公正価値ヒエラルキー

2023年6月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	30,325	4,446	520	35,291
政府証券及び類似証券	10,833	239	0	11,072
債券及びその他の負債証券	19,493	4,204	13	23,710
株式及びその他の資本性金融商品	0	2	213	215
投資及びその他の長期証券	0	0	240	240
子会社及び関連会社投資	0	0	54	54
売買目的 / 公正価値オプション / その他	7,083	18,082	6,900	32,065
政府証券及び類似証券 - 売買目的	1,127	0	27	1,154
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	3,824	1,213	873	5,910
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	26	0	765	791
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	9	57	16	83
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	956	0	0	956
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値(1)	1,094	0	3,247	4,342
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	5	0	367	372
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	229	229
金融機関への貸出金及び債権 - 売買目的	0	11,032	0	11,032
金融機関への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	17	0	17
顧客への貸出金及び債権-売買目的	41	5,762	1,375	7,178
ヘッジ手段のデリバティブ	2	3,852	2	3,856
合計	37,410	26,380	7,421	71,211
金融資産 IFRS第9号 - 保険事業の投資				
その他の包括利益を通じた公正価値	65,634	7,121	2,353	75,108
政府証券及び類似証券	28,735	212	0	28,946
債券及びその他の負債証券	35,395	550	0	35,946
株式及びその他の資本性金融商品	1,164	25	0	1,189
投資及びその他の長期証券	339	0	1,603	1,942
子会社及び関連会社投資	0	0	750	750
貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	6,334	0	6,334
売買目的 / 公正価値オプション / その他	36,303	12,193	104	48,600
政府証券及び類似証券 - 売買目的	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	151	7	0	158
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	21,727	5,021	0	26,748
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	0	0	0	0
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値	14,425	6,279	90	20,794
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	14	14
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	467	0	467
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	0	0	0	0
営業資産 - その他の純損益を通じた公正価値	0	419	0	419
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
合計	101,937	19,313	2,458	123,708
金融負債 IFRS第9号				
売買目的 / 公正価値オプション	3,075	15,644	1,968	20,687
金融機関に対する債務 - 公正価値オプション	0	104	0	104
顧客に対する債務 - 公正価値オプション	0	61	0	61
債務-売買目的	0	10,421	0	10,421
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	3,075	5,058	1,968	10,101
ヘッジ手段のデリバティブ	0	6,423	11	6,434
合計	3,075	22,067	1,979	27,121

(1) グループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

-レベル1：活発な市場における相場価格。
 -レベル2：活発な市場における類似商品の相場価格で、全ての重要なインプットが観察可能な市場データに基づいた評価方法。
 -レベル3：重要な観察不能なインプットを含む内部モデルに基づく評価。

トレーディング・ポートフォリオのレベル2及びレベル3の金融商品は、主に、流動性が低いとみなされるデリバティブ及び有価証券で構成される。これら全ての金融商品の評価は不確実性を伴うため、価格算定時に市場参加者が考慮すると考えられるリスク・プレミアムを反映した評価調整が生じる。こうした評価調整によって、とりわけ、モデルで捕捉できないリスク、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク、特定の市況下でモデルに関連するアクティブな運用戦略に伴う追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、及び店頭デリバティブの公正価値に内在するカウンターパーティー・リスクを総合して勘案することができる。用いる方法は変更される可能性がある。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブの公正価値の自己リスクも含まれる。評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討しており、様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果に対する引当金は考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

2022年12月31日修正再表示	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産 IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	30,564	3,188	574	34,327
政府証券及び類似証券	10,598	289	59	10,946
債券及びその他の負債証券	19,965	2,898	6	22,869
株式及びその他の資本性金融商品	1	2	213	216
投資及びその他の長期証券	0	0	239	239
子会社及び関連会社投資	0	0	57	57
売買目的 / 公正価値オプション / その他	5,734	15,900	6,965	28,600
政府証券及び類似証券 - 売買目的	1,025	0	9	1,034
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	2,725	1,670	156	4,550
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	26	0	707	734
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	162	57	16	235
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	731	0	0	731
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値	1,041	0	3,053	4,093
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	1	0	363	365
子会社及び関連会社投資 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	231	231
金融機関への貸出金及び債権 - 公正価値オプション	0	0	0	0
金融機関への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
顧客への貸出金及び債権 - 公正価値オプション	0	0	0	0
顧客への貸出金及び債権-売買目的	0	9,744	0	9,744
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	14	0	14
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	24	4,415	2,430	6,869
ヘッジ手段のデリバティブ	3	4,248	2	4,253
合計	36,302	23,337	7,541	67,180
金融資産 IAS第39号 - 保険事業の投資				
純損益を通じた公正価値	62,903	7,971	2,038	72,913
政府証券及び類似証券	26,930	230	0	27,160
債券及びその他の負債証券	34,639	530	0	35,168
株式及びその他の資本性金融商品	1,030	27	0	1,057
投資及びその他の長期証券	305	0	1,299	1,604
子会社及び関連会社投資	0	0	739	739
貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	7,184	0	7,184
売買目的 / 公正価値オプション / その他	33,380	12,416	93	45,889
政府証券及び類似証券 - 売買目的	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券 - その他の純損益を通じた公正価値	146	6	0	153
債券及びその他の負債証券 - 売買目的	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券 - その他の純損益を通じた公正価値	20,153	5,268	0	25,421
株式及びその他の資本性金融商品 - 売買目的	0	0	0	0
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値	13,080	6,385	90	19,556
投資及びその他の長期証券 - その他の純損益を通じた公正価値	0	0	3	3
顧客への貸出金及び債権 - その他の純損益を通じた公正価値	0	338	0	338
デリバティブ及びその他の金融資産 - 売買目的	0	0	0	0
営業資産 - その他の純損益を通じた公正価値	0	419	0	419
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
合計	96,283	20,387	2,132	118,802
金融負債 IFRS第9号				
売買目的 / 公正価値オプション	2,038	14,248	2,486	18,772
金融機関に対する債務 - 公正価値オプション	0	133	0	133
顧客に対する債務 - 公正価値オプション	0	24	0	24
負債証券 - 公正価値オプション	0	0	0	0
劣後債 - 公正価値オプション	0	0	0	0
債務-売買目的	0	9,748	0	9,748
デリバティブ及びその他の金融負債 - 売買目的	2,038	4,344	2,486	8,868
ヘッジ手段のデリバティブ	0	6,713	13	6,725
合計	2,038	20,971	2,489	25,497

(1) グループのプライベート・エクイティ会社が保有する持分投資を含む。

注記9 - 証券化商品の残高に関する注記

銀行監督当局及び市場規制当局からの要請に従い、金融安定理事会（FSB）の勧告に基づく感応度の高いエクスポージャーを以下に示す。

トレーディング・ポートフォリオ及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券のポートフォリオは、規制市場若しくはプライマリー・ブローカーから入手した外部データ、又は他に価格を入手できない場合には市場に上場されている類似証券に基づき設定した市場価値で評価されていた。

	帳簿価額 2023年6月30日	帳簿価額 2022年12月31日 修正再表示
RMBS	1,268	1,255
CMBS	0	0
CLO	3,990	3,996
その他のABS	2,833	3,199
合計	8,092	8,450

別途記載されていない限り、有価証券はクレジット・デフォルト・スワップでヘッジされていない。

2023年6月30日におけるエクスポージャー

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	126	0	0	154	281
償却原価	23	0	337	1,093	1,453
公正価値-その他	1	0	0	0	1
その他の包括利益を通じた公正価値	1,118	0	3,653	1,586	6,357
合計	1,268	0	3,990	2,833	8,092
フランス	527	0	833	540	1,900
スペイン	74	0	0	243	317
英国	78	0	158	171	406
フランス、スペイン及び英国以外のヨーロッパ	504	0	270	1,176	1,949
米国	3	0	2,730	560	3,293
その他	82	0	0	143	226
合計	1,268	0	3,990	2,833	8,092
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	1,222	0	3,691	1,413	6,327
AA格	33	0	224	562	819
A格	9	0	75	3	88
BBB格	1	0	0	0	1
BB格	0	0	0	17	17
B格以下	2	0	0	7	9
格付けなし	0	0	0	830	830
合計	1,268	0	3,990	2,833	8,092
2005年以前に組成	8	0	0	0	8
2006年-2008年に組成	21	0	0	7	28
2009年-2011年に組成	0	0	0	0	0
2012年-2023年に組成	1,239	0	3,990	2,826	8,056
合計	1,268	0	3,990	2,833	8,092

2022年12月31日におけるエクスポージャー（修正再表示）

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	145	0	0	206	351
償却原価	26	0	337	1,516	1,879
公正価値-その他	1	0	0	0	1
その他の包括利益を通じた公正価値	1,083	0	3,659	1,477	6,219
合計	1,255	0	3,996	3,199	8,450
フランス	560	0	786	930	2,276
スペイン	95	0	0	328	423
英国	6	0	175	163	344
フランス、スペイン及び英国以外のヨーロッパ	474	0	279	1,080	1,832
米国	5	0	2,756	567	3,328
その他	116	0	0	133	248
合計	1,255	0	3,996	3,199	8,450
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	1,174	0	3,722	1,308	6,204
AA格	63	0	199	644	906
A格	10	0	75	4	89
BBB格	5	0	0	0	5
BB格	0	0	0	0	0
B格以下	2	0	0	7	9
格付けなし	0	0	0	1,237	1,237
合計	1,255	0	3,996	3,199	8,450
2005年以前に組成	9	0	0	0	9
2006年-2008年に組成	24	0	0	7	31
2009年-2011年に組成	7	0	0	0	7
2012年-2022年に組成	1,215	0	3,996	3,192	8,403
合計	1,255	0	3,996	3,199	8,450

注記10 - 償却原価で測定する金融資産

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
償却原価で測定する有価証券	3,403	3,397
金融機関への貸出金及び債権	60,737	57,969
顧客への貸出金及び債権	327,915	322,279
合計	392,055	383,645

10a - 償却原価で測定する有価証券

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
有価証券	3,454	3,452
- 政府証券	1,655	1,654
- 債券及びその他の負債証券	1,799	1,798
上場	831	718
非上場	968	1,080
関連する債権	14	11
総額	3,468	3,463
うち減損資産[S3]	107	93
正常貸出金の減損[S1/S2]	-1	-2
その他の減損[S3]	-64	-64
純額	3,403	3,397

2023年6月30日現在、償却原価資産として認識されたHQLA負債証券の純帳簿価額は1,821百万ユーロであった。当該資産の見積公正価値は1,718百万ユーロである。

10b - 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
正常貸出金 (S1 / S2)	60,370	57,376
Crédit Mutuelネットワーク勘定(1)	13,071	11,360
その他の普通勘定	4,243	3,886
貸出金	31,595	31,438
その他受取債権	9,719	9,216
年金	1,741	1,477
個別減損の対象となる債権の総額[S3]	0	0
関連する債権	369	596
正常貸出金の減損[S1/S2]	-2	-3
その他の減損[S3]	0	0
合計	60,737	57,969

(1) 主にフランス預金供託金庫 (Caisse des Dépôts et Consignations) (CDC) との間の未決済残高 [LEP, LDD, Livret bleu, Livret A]に関連する。

10c - 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
正常貸出金 (S1 / S2)	304,546	299,840
商業貸出金	17,301	18,146
顧客へのその他の貸出金	286,582	281,132
- 住宅貸出金	117,045	115,150
- その他の貸出金及び債権 (年金を含む) (1)	169,537	165,982
関連する債権	664	561
保険及び再保険債権	0	0
個別減損の対象となる債権の総額[S3]	10,722	10,117
債権総額	315,268	309,958
正常貸出金の減損[S1 / S2] (2)	-2,533	-2,512
その他の減損[S3]	-5,323	-5,099
小計I	307,412	302,347
ファイナンス・リース (純投資)	20,136	19,614
- 設備	14,622	14,209
- 不動産	5,514	5,405
個別減損の対象となる債権の総額[S3]	791	710
正常貸出金の減損[S1/S2]	-192	-189
その他の減損[S3]	-232	-203
小計II	20,503	19,932
合計	327,915	322,279
うち劣後ローン	12	12
うち年金	1,479	1,203

(1) 2023年6月30日現在、コロナ禍において供与した政府保証付融資 (SGL) 90億ユーロが含まれる。

(2) この項目には、コロナ禍の影響を考慮に入れるための特別引当金が含まれる。注記1 - 会計方針を参照のこと。

政府保証付き融資（SGL）の内訳

	残高			減損		
	S1	S2	S3	S1	S2	S3
2023年6月30日現在の金額	6,573	1,110	1,043	-6	-7	-121
2022年12月31日現在の金額	7,734	1,401	907	-5	-12	-93

顧客とのファイナンス・リース取引

	2022年12月31日				2023年6月30日
	修正再表示	増加	減少	その他	
総帳簿価額	20,324	1,798	-1,192	-3	20,927
回収不能リース料の減損	-392	-116	90	-6	-424
純帳簿価額	19,932	1,682	-1,102	-9	20,503

注記11 - 償却原価で測定する金融負債

11a - 償却原価で測定する負債証券

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
譲渡性預金証券	47	54
銀行間証券及び譲渡性負債商品	60,414	55,302
債券	77,982	70,429
非優先上位債	10,836	8,011
関連する債務	1,139	763
合計	150,418	134,560

11b - 金融機関に対する債務

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
その他の普通勘定	17,445	15,767
借入金	14,676	15,994
その他の債務	2,722	4,590
年金 ⁽¹⁾	31,186	44,802
関連する債務	284	102
合計	66,314	81,256

(1) ユーロシステムにより導入された金融政策の一環として、グループは2020年3月に導入されたTLTRO（貸出条件付き長期資金供給オペ）への参加を決定した。2023年6月30日現在、Crédit Mutuelは、TLTRO IIIのもと、ECBから18,125百万ユーロを借り入れている。

11c - 償却原価で測定する顧客に対する債務

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
特別貯蓄勘定	64,164	66,322
- 要求払	48,878	49,501
- 定期	15,286	16,821
貯蓄勘定の関連債務	571	3
小計	64,735	66,325
要求払勘定	143,680	167,260
定期預金及び借入金	73,136	49,919
年金	38	12
関連する債務	549	151
その他の債務	15	15
小計	217,418	217,357
合計	282,153	283,682

注記12 - 資産総額及び減損引当金の変動

12a - 減損対象資産総額

	2022年12月31日 修正再表示	取得 / 発生	売却 / 償還	移動	その他(*)	2023年6月30日
償却原価で測定する金融資産 - 以下の対象となる金融機関への貸出金及び債権	57,972	28,100	-25,589	0	256	60,739
12ヶ月の予想損失[S1]	57,499	28,035	-25,337	-31	256	60,422
全期間の予想損失[S2]	473	65	-252	31	0	317
償却原価で測定する金融資産-以下の対象となる顧客への貸出金及び債権	330,282	85,076	-80,027	-1	865	336,195
12ヶ月の予想損失[S1]	296,624	81,740	-72,736	-3,398	-234	301,995
全期間の予想損失[S2]	22,830	2,851	-5,051	1,723	333	22,686
期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	10,607	456	-2,135	1,674	725	11,327
期末における信用減損資産の予想損失（S3）（当初認識時に信用減損していた）	221	29	-105	0	41	187
償却原価で測定する金融資産-有価証券	3,463	2,999	-2,996	0	2	3,468
12ヶ月の予想損失[S1]	3,362	2,983	-2,976	-18	2	3,353
全期間の予想損失[S2]	8	5	0	-5	0	8
期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	93	11	-20	23	0	107
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	33,834	9,485	-8,341	0	-176	34,802
12ヶ月の予想損失[S1]	33,832	9,485	-8,341	-6	-176	34,794
全期間の予想損失[S2]	2	0	0	6	0	8
期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していない）	0	0	0	0	0	0
合計	425,551	125,660	-116,953	-1	947	435,204

* 認識の中止を生じさせないフロー・雑フローの変動

12b- 減損引当金の変動

	2022年12月31日 修正再表示	繰入	戻入	その他(*)	2023年6月30日
償却原価で測定する金融資産-金融機関への貸出金及び債権	-3	-1	3	-1	-2
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-2	-1	2	-1	-2
- 全期間の予想損失[S2]	-1	0	1	0	0
償却原価で測定する金融資産-顧客への貸出金及び債権	-8,003	-1,559	1,300	-18	-8,280
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-1,402	-234	204	2	-1,430
- 全期間の予想損失[S2]	-1,299	-375	377	2	-1,295
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	-5,302	-950	719	-22	-5,555
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産-有価証券	-66	-2	3	0	-65
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-1	0	0	0	-1
- 全期間の予想損失[S2]	-1	0	1	0	0
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (ただし、当初認識時は信用減損していなかった)	-64	-2	2	0	-64
- 期末における信用減損資産の予想損失 (S3) (当初認識時に信用減損していた)	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	-19	-15	14	0	-20
- 12ヶ月の予想損失 (S1)	-19	-15	14	0	-20
- 全期間の予想損失[S2]	0	0	0	0	0
合計	-8,091	-1,577	1,320	-19	-8,367

グループはリスク費用の感応度テスト(部門別調整を含む)を実施した。悲観的シナリオの比重をIRB事業体で10ポイント、標準モデルの事業体で5ポイント引き上げることは、予想損失の3.27%に当たる90百万ユーロの追加引当金の計上につながる。

12c- 減損の内訳

2023年6月30日	総残高			減損					純残高
	S1	S2	S3	S1	うち、 調整分 ⁽¹⁾	S2	うち、 調整分 ⁽¹⁾	S3	
金融機関への貸出金及び債権	60,422	317	0	-2	0	0	0	0	60,737
顧客への貸出金	301,995	22,686	11,514	-1,430	-84	-1,295	-135	-5,555	327,915
償却原価で測定する金融資産-有価証券	3,353	8	107	-1	0	0	0	-64	3,403
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	34,794	8	0	-20	0	0	0	0	34,782
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	400,564	23,019	11,621	-1,453	-84	-1,295	-135	-5,619	426,837

(1) モデル適用後の調整

2022年12月31日	総残高			減損					純残高
	S1	S2	S3	S1	うち、 調整分 ⁽¹⁾	S2	うち、 調整分 ⁽¹⁾	S3	
金融機関への貸出金及び債権	57,499	473	0	-3	0	-1	0	0	57,968
顧客への貸出金	296,624	22,830	10,828	-1,402	-80	-1,299	-141	-5,302	322,279
償却原価で測定する金融資産-有価証券	3,362	8	93	-1	0	-1	0	-64	3,397
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	33,832	2	0	-19	-2	0	0	0	33,815
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	391,317	23,313	10,921	-1,425	-82	-1,301	-141	-5,366	417,459

(1) モデル適用後の調整

注記13- 保険事業の契約に関連する投資 / 資産及び負債

13a- 保険事業の投資

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
保険金融投資		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	48,599	45,890
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	75,109	72,912
償却原価で測定する貸出金及び債権	716	981
償却原価で測定する負債性金融商品	0	0
投資不動産	3,193	3,194
保険投資小計**	127,617	122,977
保険契約資産	18	18
再保険契約	298	328
合計	127,933	123,323

* 投資不動産は、純損益を通じて公正価値で認識される。

**ステージ3の残高は18百万ユーロで、完全に減損している。

13a- 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2023年6月30日				2022年12月31日修正再表示			
	売買目的	公正価値オプション	その他の純損益を通じた公正価値	合計	売買目的	公正価値オプション	その他の純損益を通じた公正価値	合計
有価証券	0	0	47,713	47,713	0	0	45,133	45,133
- 政府証券	0	0	158	158	0	0	153	153
- 債券及びその他の負債証券	0	0	26,747	26,747	0	0	25,421	25,421
上場	0	0	20,502	20,502	0	0	19,018	19,018
非上場	0	0	6,245	6,245	0	0	6,403	6,403
うちUCI	0	0	24,586	24,586	0	0	22,764	22,764
- 株式及びその他の資本性金融商品	0	0	20,794	20,794	0	0	19,556	19,556
上場	0	0	14,397	14,397	0	0	13,052	13,052
非上場	0	0	6,397	6,397	0	0	6,504	6,504
- 株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の長期投資	0	0	14	14	0	0	3	3
株式投資	0	0	14	14	0	0	3	3
デリバティブ	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する営業資産	0	0	419	419	0	0	419	419
貸出金及び債権	0	0	467	467	0	0	338	338
合計	0	0	48,599	48,599	0	0	45,890	45,890

13b- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保険金融資産

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
	政府証券	28,949
債券及びその他の負債証券	35,987	35,209
- 上場	35,440	34,683
- 非上場	547	526
関連する債権	0	0
うち減損した負債証券(S3)	18	18
負債証券小計(総額)	64,936	62,371
正常貸出金の減損(S1/S2)	-24	-25
その他の減損(S3)	-18	-18
負債証券小計(純額)	64,894	62,328
貸出金	6,334	7,184
関連する債権	0	0
貸出金及び債権の総額の小計	6,334	7,184
正常貸出金の減損(S1/S2)	-1	0
その他の減損(S3)	0	0
貸出金及び債権の純額の小計	6,333	7,184
株式及びその他の資本性金融商品	1,189	1,057
- 上場	1,164	1,030
- 非上場	25	27
長期投資	2,693	2,343
- 株式投資	1,942	1,604
- その他の長期投資	0	0
- 子会社及び関連会社投資	751	739
資本性金融商品小計	3,882	3,400
合計	75,109	72,912
うち株主資本に認識する未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	-148	-326
うち上場株式投資	339	305

13c- 残存カバーに係る保険負債と発生保険金に係る保険負債との区別

2023年6月30日	残存カバーに係る負債 (LRC)		発生保険金に係る負債 (LIC)			合計
	損失項目を除く	損失項目	PAAを除く契約	PAA契約の将来 キャッシュ・フ ローの現在価値の 見積り (BE)	PAA契約の非金融 リスクに関する調 整 (RA)	
期首保険契約資産	-18	0	0	0	0	-18
期首保険契約負債	105,982	72	986	3,364	95	110,499
期首残高	105,964	72	986	3,364	95	110,481
保険事業に係る収益	-3,670	0	0	0	0	-3,670
当年度の発生保証金及びその他の保険サービス費用	0	-39	905	2,113	19	2,998
獲得キャッシュ・フローの償却	32	0	0	0	0	32
不利な契約に係る損失	0	42	0	0	0	42
過年度の発生保険金に係る変動額 (LICの調整額)	0	0	-31	39	-20	-13
保険事業に係る費用	32	3	873	2,152	-1	3,059
投資要素	-3,514	0	3,514	0	0	0
保険サービス損益	-7,152	3	4,387	2,152	-1	-611
OCIで調整されるレートの影響	695	0	-5	10	0	701
保険契約に係る純金融費用 (OCIを除く)	4,294	0	6	28	1	4,329
為替レートの影響	0	0	0	0	0	0
収益及びその他の包括利益の変動合計	4,988	0	1	38	1	5,030
保険料の受取額	7,495	0	0	0	0	7,495
保険金及び費用の支払額 (投資要素を含む)	0	0	-4,366	-2,123	0	-6,490
契約獲得キャッシュ・フロー	-38	0	0	0	0	-38
キャッシュ・フロー合計	7,456	0	-4,366	-2,123	0	967
財政状態計算書の他の項目への振替	31	0	0	8	0	39
保険契約 - 資産	-19	0	1	0	0	-18
保険契約 - 負債	111,307	76	1,007	3,439	95	115,924
期末残高	111,288	76	1,008	3,439	95	115,906

13d- 保険負債の区分 (BE, RA, CSM)

2023年6月30日	将来キャッシュ・フローの現 在価値の見積り (BE)	非金融リスクに係るリスク調 整 (RA)	契約上のサービス・マージン (CSM)	合計
期首保険契約資産	-51	16	18	-18
期首保険契約負債	98,654	1,511	6,491	106,656
期首残高	98,603	1,527	6,509	106,638
収益として認識した契約上のサービス・マージンの変動	0	0	-329	-329
当期における非金融リスクに関する調整の変動	0	-70	0	-70
実績調整	4	9	0	13
当期に提供したサービスの変動	4	-61	-329	-386
当期に認識された契約	-133	54	88	8
契約上のサービス・マージンの調整を伴う見積りの変動	-1,887	167	1,721	0
不利な契約のグループに係る損失又は損失の戻し入れに伴う見積りの変更	-5	7	0	3
将来のサービスの変動	-2,025	228	1,808	11
発生保険金に係る履行キャッシュ・フローの変動	-24	-7	0	-31
過去のサービスに関する変動	-24	-7	0	-31
保険サービス損益	-1,921	159	1,399	-363
OCIで調整されるレートの影響	670	20	0	690
保険契約を控除した金融費用 (OCIを除く)	4,287	5	8	4,300
為替レートの影響	0	0	0	0
収益及びその他の包括利益の変動合計	4,957	25	8	4,990
保険料の受取額	4,979	0	0	4,979
保険金及び費用の支払額 (投資要素を含む)	-4,366	0	0	-4,366
契約取得キャッシュ・フロー	-34	0	0	-34
キャッシュ・フロー合計	578	0	0	578
財政状態計算書の他の項目への振替	42	4	-10	36
期末保険契約資産	-48	15	15	-18
期末保険契約債務	102,183	1,700	7,971	111,854
期末残高	102,135	1,715	7,986	111,836

注記14 - 税金

14a - 当期税金

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
資産（純損益を通じたもの）	759	971
負債（純損益を通じたもの）	361	387

14b - 繰延税金

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
資産（純損益を通じたもの）	462	487
資産（その他の包括利益を通じたもの）	381	423
負債（純損益を通じたもの）	367	401
負債（その他の包括利益を通じたもの）	46	50

注記15 - 経過勘定及びその他の資産 / 未払費用及びその他の負債

15a - 経過勘定及びその他の資産

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
経過勘定		
回収勘定	54	89
外貨調整勘定	88	30
未収収益	602	527
その他の経過勘定	4,296	2,524
小計	5,040	3,170
その他の資産		
証券決済勘定	236	115
その他の債権	4,369	4,031
棚卸資産及び類似資産	38	34
その他	5	5
小計	4,648	4,185
合計	9,688	7,355

15b - 経過勘定及びその他の負債

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
経過勘定		
回収手続により利用不可能な勘定	120	338
外貨調整勘定	1,185	1,365
未払費用	1,371	1,283
繰延収益	565	529
その他の経過勘定	7,763	3,770
小計	11,004	7,285
その他の負債		
リース債務 - 不動産	627	665
リース債務 - その他	6	6
証券決済勘定	1,297	963
証券取引に係る未決済残高	366	351
その他の債務	2,084	2,004
小計	4,380	3,989
合計	15,384	11,274

15c - 残存期間別リース債務

2023年6月30日	1年以下	1年超3年以下	3年超6年以下	6年超9年以下	9年超	合計
リース債務	148	192	175	66	54	633
- 不動産	146	191	172	66	54	627
- その他	2	1	3	0	0	6
2022年12月31日修正再表示	1年以下	1年超3年	以下3年超6年以下	6年超9年以下	9年超	合計
リース債務	166	190	178	78	60	671
- 不動産	164	189	175	78	60	665
- その他	2	1	3	0	0	6

注記16 - 持分法適用会社に対する投資

16a - 持分法適用会社の純利益に対する持分

2023年6月30日	国名	持分比率	連結持分額	純利益に対する持分	受取配当金	投資の公正価値 (上場している場 合)
重要な影響力を行使する会社						
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	144	9	7	144
Euro-Information	フランス	26.36%	656	12	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	22.25%	9	4	14	NC*
LYF SA	フランス	43.75%	7	0	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
その他の持分投資			1	0	0	NC*
合計			827	25	22	

*

NC：非公開

2022年12月31日修正再表示	国名	持分比率	連結持分額	純利益に対する持分	受取配当金	投資の公正価値 (上場している場合)
重要な影響力を行使する会社						
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	149	17	6	149
Euro-Information	フランス	26.36%	645	31	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	22.25%	9	7	12	NC*
LYF SA	フランス	43.75%	7	0	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
その他の持分投資			1	0	0	NC*
合計			821	56	19	

NC* : 非公開

注記17 - 投資不動産

	2022年12月31日 修正再表示	増加	減少	その他	2023年6月30日
取得原価	66	0	0	1	68
減価償却、償却及び減損	-38	-1	0	6	-33
純額	28	-1	0	7	35

注記18 - 有形固定資産及び無形資産

18a - 有形固定資産

	2022年12月31日 修正再表示	増加	減少	その他	2023年6月30日
取得原価					
事業用の土地	461	0	-3	0	458
事業用の建物	3,012	24	-146	2	2,892
使用权 - 不動産	1,154	23	-27	24	1,174
使用权 - その他	9	0	0	0	9
その他の有形固定資産	1,220	82	-57	3	1,248
合計	5,856	129	-233	29	5,781
減価償却及び減損					
事業用の土地	-15	-1	0	0	-16
事業用の建物	-2,081	-43	134	0	-1,990
使用权 - 不動産	-504	-72	13	0	-563
使用权 - その他	-3	0	0	0	-3
その他の有形固定資産	-915	-25	22	-2	-920
合計	-3,518	-141	169	-2	-3,492
純額	2,338	-12	-62	25	2,289

18b - 無形資産

	2022年12月31日 修正再表示	増加	減少	その他	2023年6月30日
取得原価					
内部開発固定資産*	291	2	0	0	293
購入無形資産	1,030	18	-15	0	1,033
- ソフトウェア	260	11	-10	18	279
- その他	769	7	-5	-17	754
合計	1,320	20	-15	1	1,326
減価償却及び減損					
内部開発固定資産*	-281	-2	0	0	-283
購入無形資産	-568	-13	11	1	-569
- ソフトウェア	-213	-11	10	-17	-231
- その他	-355	-2	1	18	-338
合計	-849	-15	11	1	-852
純額	471	5	-4	2	474

* この項目は、社内で開発されたソフトウェアで、グループの子会社であるEuro-Information及びTARGOBANK AGで資産計上されたものである。

注記19- のれん

	2022年12月31日 修正再表示	増加	減少	減損の変動	その他	2023年6月30日
のれん（総額）	4,502	2			-20	4,504
減損	-2,393				20	-2,393
のれん（純額）	2,109					2,111

資金生成単位	2022年12月31日 のれん評価額	増加	減少	減損の変動	その他	2023年6月30日 のれん評価額
TARGOBANK（ドイツ）	1,018					1,018
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	506					506
Cofidis Group (旧Cofidis Participations)	378					378
Cofidis France	79					79
GACM Seguros, Compañía de Seguros y Reaseguros, Sau	0					0
EBRA	33	2				35
SIIC Foncière Massena	26					26
Crédit Mutuel Equity SCR	21					21
Banque de Luxembourg	13					13
Agrupació AMCI d'Assegurances i Reassegurances S.A.	0					0
Cofidis（イタリア）	9					9
Banque Transatlantique	6					6
Dubly Transatlantique Gestion	5					5
その他	15					15
合計	2,109	2	0	0	0	2,111

のれんが配分される資金生成単位（CGU）は、回収が可能であることを確認するために年に1回、評価される。回収可能価額が帳簿価格を下回った場合、のれんの償却により減損が確定する。公衆衛生上の危機という状況、その状況が2023年6月30日現在の当期純利益に与えた影響、及びその後の不確実なマクロ経済の状況により、グループはのれんの減損の潜在的な兆候を識別するに至った。その結果、グループは主要な子会社について減損テストの見直しを行った。

回収可能価額は次の2つの方法に従って算定される。

- 売却費用控除後公正価値（類似の取引に係る評価倍率又は類似業務を有する企業の分析に用いる市場パラメータの観察に基づく）
 - 使用価値（資本要件を考慮したうえで将来予想キャッシュ・フローを現在価値に割り引いた値に基づく。2023年6月30日現在、この方法が通常使用されている。）
- 使用価値を計算するにあたっては、キャッシュ・フローは、経営者が設定した最長5年から7年間の事業計画、次いで長期成長率に従った期間を定めず予想キャッシュ・フローに基づく。長期成長率は、全ての欧州企業について2%に設定されている。これは、非常に長期間にわたって観察されたインフレ率と比較して測定された仮定である。公衆衛生上の危機の影響を考慮し、事業計画は修正されている。
- 使用価値の算定に使用したキャッシュ・フローも、健全性資本要件を考慮している。キャッシュ・フローの割引率は、資本コストに相当し、長期リスクフリーレートにリスク・プレミアムを加算して算定される。リスク・プレミアムは、上場資産の場合は市場と比較した価格の感応度の観察によって、非上場資産の場合はアナリストの見積りによって計算される。これに関連して、2023年6月30日現在の資本コストは以下の割引率で計算された。
- ドイツのリテール・バンキング及びリースのCGUは9.5%
 - フランスを本拠としているリテール・バンキング、消費者金融及びリースのCGUは10%。

使用価値の算定に用いるキャッシュ・フローは、規制上の資本要件に基づき決定される。

使用価値に基づく回収可能価額のテストにおける主要な感応度要因は割引率と将来キャッシュ・フローの期待水準であり、後者はそれ自体が以下の感応度要因の影響を受ける。

- 事業計画の達成状況
- 各CGUに配分された株主資本のレベル
- 永久成長率

使用価値が減損テスト目的で用いられた際における、パラメータ及びその感応度は、以下のとおりである。

	TARGOBANK（ドイツ） ネットワーク銀行	Cofidis* 消費者ローン	CIC ネットワーク銀行
資本コスト	9.5%	10%	10%
資本コストが50ベースポイント上昇した場合の影響	-5%	-6%	-5%
永久成長率が50ベースポイント低下した場合の影響	-1%	-2%	-1%
CET1資本要件が50ベースポイント増加した場合の影響	-3%	-4%	-3%

* Cofidis France 及び Cofidis Group (旧Participations)。

感応度について上記の前提条件を使用した場合、TARGOBANK（ドイツ）、Cofidis及びCICののれんに減損は発生しない。

注記20 - 引当金及び偶発債務

20a - 引当金

	2022年12月31日 修正再表示	当年度の繰入	当年度の戻入（使用 された引当金）	当年度の戻入（余剰 の引当金）	その他の変動	2023年6月30日
リスクに係る引当金	472	191	20	-189	2	496
保証コミットメントに係るもの ⁽²⁾	262	83	0	-89	8	264
- うち12ヶ月の予想損失（S1）	59	26	0	-23	1	63
- うち全期間の予想損失[S2]	71	21	0	-29	0	63
- うち締結後のコミットメントの実行に係る引当金	132	36	0	-37	7	138
ファイナンス・コミットメントに係るもの ⁽²⁾	99	65	0	-64	0	100
- うち12ヶ月の予想損失（S1）	72	45	0	-44	0	73
- うち全期間の予想損失[S2]	23	20	0	-20	0	23
税金に係る引当金	7	1	-3	0	-1	4
損害賠償請求及び訴訟に係る引当金	48	6	-3	-5	1	47
その他の債権に関するリスクに係る引当金	56	35	25	-31	-4	81
その他の引当金	1,227	130	-59	-43	6	1,261
- 住宅購入者貯蓄契約に係る引当金	87	7	0	-2	0	92
- その他の偶発債務に係る引当金	695	71	-40	-40	7	693
- その他の引当金 ⁽¹⁾	445	52	-19	-1	-1	476
退職コミットメントに係る引当金	755	23	-22	-8	-34	714
合計	2,454	344	-61	-240	-26	2,471

(1) その他の引当金は主に、フランス経済利益団体（GIE）に関する引当金合計427百万ユーロに関連している。

(2) 2023年6月30日現在、この項目にはポストモデル調整が含まれている。注記1-会計方針を参照。

20b - 退職給付及びその他の従業員給付

	2022年12月31日 修正再表示	当年度の繰入	当年度の戻入	その他の変動	2023年6月30日
年金基金でカバーされない確定給付制度					
退職給付	610	19	-21	-26	582
付加年金	54	4	-6	1	53
長期勤続報酬に係る債務（その他の長期給付）	70	0	-1	-2	68
認識額小計	734	23	-28	-27	703
グループの年金基金で保証される確定給付付加年金制度 ⁽¹⁾					
従業員及び退職従業員へのコミットメント 資産の公正価値	21	0	-3	-7	11
認識額小計	21	0	-3	-7	11
認識額合計	755	23	-31	-34	714

(1) 年金基金積立不足に係る引当金は、グループの外国事業体に関連するものである。

確定給付制度：主要な数理計算上の仮定

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
割引率 ⁽¹⁾	3.70%	3.40%
予想昇給率 ⁽²⁾	最低 1%	最低 1%

(1) 民間借入金の長期金利を参照して決定される割引率は、IBOXX指数に基づいている。

(2) 年次昇給率は、給与の増加と将来のインフレの推定値を組み合わせた見積りに基づき、従業員の年齢によっても異なる。

注記21 - 劣後債

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
劣後債	10,387	9,132
参加型ローン	20	20
永久劣後債	1,095	1,095
関連する債務	107	114
合計	11,609	10,361

主な劣後債

(百万ユーロ)	種類	発行日	発行額	年度末残高 ⁽¹⁾	金利	満期
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2014年3月10日	120百万ユーロ	120百万ユーロ	4.25	2026年6月27日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2014年5月21日	1,000百万ユーロ	978百万ユーロ	3.00	2024年5月21日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2015年9月11日	1,000百万ユーロ	942百万ユーロ	3.00	2025年9月11日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2016年3月24日	1,000百万ユーロ	918百万ユーロ	2.375	2026年3月24日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2016年9月12日	300百万ユーロ	300百万ユーロ	2.130	2026年9月12日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2016年11月4日	700百万ユーロ	630百万ユーロ	1.875	2026年11月4日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2017年3月31日	500百万ユーロ	454百万ユーロ	2.625	2027年3月31日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2017年11月15日	500百万ユーロ	449百万ユーロ	1.625	2027年11月15日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2018年5月25日	500百万ユーロ	450百万ユーロ	2.500	2028年5月25日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2019年6月18日	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	1.875	2029年6月18日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2021年11月19日	750百万ユーロ	589百万ユーロ	1.125	2031年11月19日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2022年6月16日	1,250百万ユーロ	1,173百万ユーロ	3.875	2032年6月16日
Banque Fédérative du Crédit Mutuel	TSR	2023年1月11日	1,250百万ユーロ	1,243百万ユーロ	5.125	2033年1月11日

Assurances du Cr�dit Mutuel	TSR	2014年6月4日	150百万ユーロ	150百万ユーロ	4.625	2024年6月4日
Assurances du Cr�dit Mutuel	TSR	2021年10月21日	750百万ユーロ	750百万ユーロ	1.85	2042年4月21日
CIC	参加型	1985年5月28日	137百万ユーロ	8百万ユーロ	(2)	(3)
Banque F�d�rative du Cr�dit Mutuel	借入金	2005年12月28日	500百万ユーロ	500百万ユーロ	(4)	未定
Banque F�d�rative du Cr�dit Mutuel	TSS	2004年11月9日	66百万ユーロ	66百万ユーロ	CMS10 cap 8	未定
Banque F�d�rative du Cr�dit Mutuel	TSS	2004年12月15日	436百万ユーロ	419百万ユーロ	(5)	未定
Banque F�d�rative du Cr�dit Mutuel	TSS	2005年2月25日	92百万ユーロ	91.5百万ユーロ	(6)	未定

(1) グループ内金額考慮後、及びヘッジ対象金融商品の再測定による調整

(2) 最低85% $(TAM^* + TMO)/2$ 、最高130% $(TAM^* + TMO)/2$

*

この金利の計算上、2022年1月3日から、月次平均短期金融市場金利の参照はEuroSTRの参照とみなされる(2021年10月21日付の規則(EU)第2021/1848号)。

(3) 償却されないが、1997年5月28日以降債権者の任意で額面の130%の金額で、それ以降は年1.5%ずつ再評価された金額で償還可能である。

(4) 10年物CMS ISDA CIC + 10ベースポイント

(5) 10年物CMS ISDA + 10ベースポイント

注記22- 資本金及び剰余金

22a- グループに帰属する株主資本（純損益及び未実現損益を除く）

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
資本金及び関連する剰余金	6,495	6,495
- 資本金	1,711	1,711
- 株式払込剰余金、拠出金、合併、分割、転換	4,784	4,784
- 連結剰余金	27,961	25,778
規制準備金	9	9
- その他の準備金（初度適用に伴う影響を含む。）	27,951	25,769
- うち資本金性金融商品の処分に係る利益	135	135
- うち利益剰余金	1	0
合計	34,456	32,273

22b- 未実現又は繰延損益

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
(1)		
以下に関連する未実現又は繰延損益		
- 純損益を通じて公正価値で測定する保険事業の投資 - 負債性金融商品	-729	-661
- 純損益を通じて公正価値で測定する保険事業の投資 - 資本性金融商品	964	684
- 純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産負債性金融商品	-185	-197
- 純損益に振替えられることのないその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産資本性金融商品	71	69
- ヘッジ手段のデリバティブ（CFH）	17	19
- 為替換算調整勘定	151	159
- 持分法適用会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-41	-39
- 確定給付制度に係る数理計算上の差異	-36	-60
- 公正価値オプションを適用した金融負債に係る自己の信用リスク	0	0
- その他	0	0
合計	213	-26

(1)法人税控除後及びシャドウ・アカウントング処理後の残高。

22c- その他の包括利益に直接帰属される損益の純損益への振替

	2023年6月30日 変動	2022年12月31日 修正再表示変動
為替換算調整勘定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-8	78
小計	-8	78
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定 - 負債性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	14	-188
小計	14	-188
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-資本性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-2	17
小計	-2	17
保険事業の投資の再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	552	-6,327
小計	552	-6,327
ヘッジ手段のデリバティブの再測定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-339	5,773
小計	-339	5,773
確定給付制度に係る数理計算上の損益	23	239
持分法適用会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-2	0
合計	238	-408

22d- その他の包括利益に直接帰属される各損益に係る税金

	2023年6月30日			2022年12月31日修正再表示		
	総額	税金	純額	総額	税金	純額
為替換算調整勘定	-8	0	-8	78	0	78
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-資本性金融商品	14	0	14	-243	55	-188
保険事業のその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定	674	-122	552	-8,586	2,259	-6,327
ヘッジ手段のデリバティブの再測定	-3	1	-2	23	-6	17
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益における保険契約及び再保険契約の再測定	-457	118	-339	7,782	-2,009	5,773
非流動資産の再測定	0	0	0	0	0	0

剰余金に振替えられた公正価値オプションを適用した金融負債に係る自己の信用リスクに係る再測定差額	0	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の損益	39	-15	23	350	-110	239
持分法適用会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-2	0	-2	0	0	0
その他の包括利益累計額の変動	256	-18	238	-597	189	-408

注記23 - 付与したコミットメント及び付与されたコミットメント

付与したコミットメント

	2023年6月30日	2022年12月31日 修正再表示
ファイナンス・コミットメント	66,025	66,879
金融機関へのコミットメント	545	491
顧客へのコミットメント	65,480	66,388
保証コミットメント	30,098	31,119
金融機関のコミットメント	3,872	5,360
顧客のコミットメント	26,226	25,759
証券コミットメント	4,604	2,410
その他の付与したコミットメント	4,604	2,410
保険事業が付与したコミットメント	6,087	5,558

付与されたコミットメント

	2023年6月30日	2022年12月31日修正再 表示
ファイナンス・コミットメント	17,684	16,409
金融機関から付与されたコミットメント	17,684	16,409
顧客から付与されたコミットメント	-	-
保証コミットメント	104,447	104,383
金融機関から付与されたコミットメント	57,438	56,388
顧客から付与されたコミットメント	47,009	47,995
証券コミットメント	2,282	1,872
その他の付与されたコミットメント	2,282	1,872
保険事業から付与されたコミットメント	6,080	5,614

注記24 - 受取利息及び支払利息

	2023年6月30日		2022年6月30日修正再表示	
	収益	費用	収益	費用
(1)				
金融機関及び中央銀行	3,271	-1,758	-53	78
顧客	5,190	-2,055	3,515	-420
- うちファイナンス・リース及びオペレーティング・リース	450	-143	324	-105
- うちリース債務	0	-4	0	-4
ヘッジ手段のデリバティブ	3,476	-3,597	1,136	-911
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	643	-298	252	-18
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 / 売却可能資産	558	0	84	0
償却原価で測定する有価証券	68	0	22	0
負債証券	0	-2,163	0	-606
劣後債	0	-20	0	-4
合計	13,206	-9,891	4,956	-1,881
うち実効金利で計算される受取利息及び支払利息:	9,087	-5,996	3,568	-952

(1) 2023年上半期には、マイナス金利による影響が収益に-31百万ユーロ、費用に16百万ユーロ含まれている。2022年上半期には、マイナス金利による影響が収益に-315百万ユーロ、費用に331百万ユーロ含まれている。

注記25 - 手数料

	2023年6月30日		2022年6月30日修正再表示	
	収益	費用	収益	費用
金融機関	2	-8	1	-4
顧客	675	-7	636	-6
有価証券	511	-54	538	-39
うち第三者のための活動の管理	380	0	382	0
デリバティブ金融商品	2	-6	4	-5
通貨取引	12	-1	14	-1
調達及び保証コミットメント	54	-45	49	-49
サービスの提供	875	-517	842	-488
合計	2,131	-638	2,084	-593

注記26 - 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
売買目的金融商品	88	60
公正価値オプションの適用により会計処理される金融商品	9	53
ヘッジの非有効部分	-2	-10
- 公正価値ヘッジ (FVH)	-2	-10
ヘッジ対象の公正価値の変動	21	1,277
ヘッジ手段の公正価値の変動	-23	-1,287
為替差損益	122	16
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品 (1)	251	247
公正価値の変動合計	467	366

(1) うち2023年上半期のプライベート・エクイティからは175百万ユーロであったのに対し、2022年上半期には227百万ユーロであった。その他の変動は、公正価値で測定するその他のポートフォリオの公正価値の変動に対応するものである。

注記27 - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
配当金	3	18
負債性金融商品に係る実現損益	-94	-45
合計	-91	-27

注記28 - 償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
償却原価で測定する金融資産 以下に係る損益：	0	0
- 政府証券	0	0
- 債券及びその他の確定利付証券	0	0
合計	0	0

注記29 - 保険事業に係る純利益

	2023年6月30日	2022年6月30日
保険契約に係る収益	3,631	3,451
保険契約に係る費用	-3,059	-2,949
保険契約により生じる収益	572	502
特約（再保険）を除いた費用	-42	18
保険サービス損益	530	520
発行済保険契約により生じる金融収益又は金融費用	4,417	-4,473
保険金融投資により生じる純利益	-4,329	4,539
合計	620	586

29a - 保険事業及び再保険事業により生じる収益の内訳

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
保険料配分会計モデル (PAA) に基づいて測定されていない保険契約に係る収益		
- 当期において収益として認識した契約上のサービス・マージン	329	328
- 過去のサービスに関連しない非金融リスクに関する調整の変動	70	58
- 保険獲得キャッシュ・フローの回収に充当した保険料分	6	6
- 当期の予想保険金・費用及びその他の関連費用	887	868
- その他	0	0
保険料配分会計モデル (PAA) に基づいて測定されていない保険契約に係る収益	1,292	1,260
保険料配分会計モデル (PAA) に基づいて測定された保険契約に係る収益	2,339	2,191
保険契約収益小計	3,631	3,451
保険契約に係る費用	-3,059	-2,949
保険サービスに係る収益合計	572	502

29b - 保険事業に係る投資により生じる純利益

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
受取利息及び支払利息	760	659
- 償却原価で測定する貸出金及び債権	-52	5
- 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	145	97
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	667	557
有価証券に係る手数料	17	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	3,545	-5,364
- 売買目的金融商品	45	0
- 為替差損益	6	12
- 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品	3,494	-5,376
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	90	205

- 配当金	102	77
- 負債性金融商品に係る実現損益	-12	128
償却原価で測定する金融資産及び負債に係る純損益	0	0
投資不動産に係る純利益	4	0
保険事業に係る投資により生じる信用リスク費用	-1	3
合計	4,417	-4,473

注記30 - その他の活動に係る収益及び費用

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
その他の活動に係る収益		
再請求費用	27	23
その他の収益	377	346
小計	404	369
その他の活動に係る費用		
投資不動産：	-1	-1
- 引当金繰入額 / 減価償却費	-1	-1
その他の費用	-262	-198
小計	-263	-199
その他の活動に係る収益及び費用合計純額	141	170

注記31 - 一般営業費

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
従業員給付費用	-1,581	-1,496
その他の費用	-1,357	-1,290
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び減損の変動	-158	-158
合計	-3,096	-2,945

31a - 従業員給付費用

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
賃金及び給料	-1,018	-940
社会保障負担金	-388	-357
従業員給付 - 短期	-1	-1
従業員の利益分配及びインセンティブ制度	-68	-78
給与税	-106	-102
保険事業に帰属しない従業員給付費用	-21	-19
その他	0	1
合計	-1,581	-1,496

平均従業員数

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
銀行専門業務従事者	23,766	23,602
管理職	17,397	17,016
合計	41,163	40,618
うち、フランス	28,485	28,133
うち、その他の国	12,678	12,485

31b - その他の営業費用

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
租税公課 ⁽¹⁾	-340	-386
リース	-101	-96
- 短期リース資産	-40	-35
- 少額/代替可能なリース資産 ⁽²⁾	-55	-56
- その他のリース	-6	-5
その他の外部サービス	-930	-791
保険業務に帰属しないその他の営業費用	-36	-32
その他の雑費用	14	15
合計	-1,357	-1,290

(1) 「租税公課」の仕訳には、2023年のSingle Resolution Fundに対する提出額の一部として、-198百万ユーロの費用が含まれるのに対し、2022年の費用は-251百万ユーロであった。

(2) IT機器を含む。

31c - 有形固定資産及び無形資産の減価償却及び減損の変動

	2023年6月30日	2022年6月30日修正再 表示
償却	-157	-155
- 有形固定資産	-144	-142
うち使用権	-73	-74
- 無形資産	-13	-13
減損	-1	-1
- 有形固定資産	-1	-1
- 無形資産	0	0
保険事業に帰属しない減価償却及び減損	-2	-2
合計	-158	-158

31d - 保険事業の種類別費用と目的別費用との調整

	2023年6月30日			2022年6月30日修正再表示		
	帰属しない費用	関連費用	合計	帰属しない費用	関連費用	合計
従業員給付費用	-21	-279	-300	-19	-264	-283
賃金及び給料	-12	-226	-237	-10	-217	-228
社会保障負担金	-5	-27	-31	-4	-24	-28
従業員給付 - 短期	0	-2	-3	0	-2	-2
従業員の利益分配及びインセンティブ制度	-2	-14	-16	-2	-10	-12
給与税	-2	-9	-11	-2	-9	-11
その他	0	-1	-1	0	-2	-2
その他の営業費用	-36	-331	-366	-32	-333	-364
租税公課	0	-37	-37	0	-41	-41
リース	0	-9	-9	1	-10	-9
- 短期リース資産	0	0	0	0	0	0
- 少額/代替可能なリース資産	0	0	0	0	0	0
- その他のリース	0	-9	-9	1	-10	-9
その他の外部サービス	-32	-276	-308	-29	-270	-300
その他の雑費用	-3	-8	-12	-3	-11	-15
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額	-2	-2	-4	-3	-2	-4
償却	-2	-2	-4	-3	-2	-4
- 有形固定資産	-2	-2	-4	-3	-2	-4
うち使用権	-1	0	-1	-2	0	-2
- 無形資産	0	0	0	0	0	0

減損	0	0	0	0	0	0
- 有形固定資産	0	0	0	0	0	0
- 無形資産	0	0	0	0	0	0
保険事業に係る一般営業費	-58	-611	-670	-53	-598	-651
手数料及び類似費用	0	-608	-608	0	-569	-569
財政状態計算書で繰り延べられた獲得費用	0	11	11	0	11	11
獲得費用の償却	0	0	0	0	0	0
獲得費用の減損	0	0	0	0	0	0
その他の保険事業に係る費用	0	-597	-597	0	-558	-558
保険契約費用合計	-58	-1,208	-1,266	-53	-1,156	-1,209
うち、保険サービス費用に配分される保険契約費用	0	-1,208	-1,208	0	-1,156	-1,156
うち、保険サービス費用に配分されない保険契約に関連しない費用	-58	0	-58	-53	0	-53

注記32- カウンターパーティー・リスク費用

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
12ヶ月の予想損失[S1]	-35	-65
全期間の予想損失 (S2)	12	-40
減損資産 (S3)	-580	-310
合計	-603	-415

保険事業に利用される金融商品に係るリスク費用は、純収益に表示されている（注記29bを参照）。

2023年6月30日	繰入	戻入	年金でカバーさ れる貸倒損失	引当金でカバー されない貸倒損 失	過年度に償却済 の貸出金の回収	合計
12ヶ月の予想損失[S1]	-325	290	-	-	-	-35
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-2	2	-	-	-	0
- 償却原価で測定する顧客への債権	-234	205	-	-	-	-29
- うちファイナンス・リース	-30	23	-	-	-	-7
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	-	-	-	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	-16	15	-	-	-	-1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	-	-	-	0
- 付与したコミットメント	-73	68	-	-	-	-5
全期間の予想損失 (S2)	-416	428	-	-	-	12
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	1	-	-	-	1
- 償却原価で測定する顧客への債権	-375	377	-	-	-	2
- うちファイナンス・リース	-37	38	-	-	-	1
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	1	-	-	-	1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	0	0	-	-	-	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	-	-	-	0
- 付与したコミットメント	-41	49	-	-	-	8
減損資産 (S3)	-971	734	-270	-124	52	-579
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への債権	-900	689	-269	-123	52	-551
- うちファイナンス・リース	-9	8	-3	-3	0	-7
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	1	0	0	0	1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-71	44	-1	-1	0	-29
合計	-1,713	1,452	-270	-124	52	-603

2022年6月30日修正再表示	繰入	戻入	年金でカバーさ れる貸倒損失	引当金でカバー されない貸倒損 失	過年度に償却済 の貸出金の回収	合計
12ヶ月の予想損失[S1]	-348	283	-	-	-	-65
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-1	1	-	-	-	0
- 償却原価で測定する顧客への債権	-276	220	-	-	-	-56
- うちファイナンス・リース	-21	17	-	-	-	-4
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	-	-	-	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	-6	4	-	-	-	-2
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	-	-	-	0
- 付与したコミットメント	-65	58	-	-	-	-7
全期間の予想損失[S2]	-558	518	-	-	-	-40
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-3	0	-	-	-	-3
- 償却原価で測定する顧客への債権	-477	444	-	-	-	-33
- うちファイナンス・リース	-37	32	-	-	-	-5
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	-	-	-	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	-1	3	-	-	-	2
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	-	-	-	0
- 付与したコミットメント	-77	71	-	-	-	-6
減損資産 (S3)	-722	920	-448	-122	62	-310
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への債権	-695	862	-439	-121	62	-332
- うちファイナンス・リース	-8	11	-5	-2	0	-4
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	19	0	0	0	19
- 付与したコミットメント	-27	39	-1	-1	0	10
合計	-1,628	1,721	-448	-122	62	-415

注記33 - その他の資産に係る利益 / (損失)

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
有形固定資産及び無形資産	1	-2
- 処分に係るキャピタル・ロス	-2	-4
- 処分に係るキャピタル・ゲイン	3	2
連結事業体の株式処分に係る純損益	-1	42
合計	0	40

注記34 - のれんの価値の変動

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
のれんの減損	0	-1
純損益に表示されている負ののれん	0	0
合計	0	-1

注記35 - 法人税

法人税費用の内訳

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
当期税金	-612	-588
繰延税金費用	9	-19
過年度に係る調整	8	11
合計	-595	-596

注記36 - 一株当たり利益

	2023年6月30日	2022年6月30日 修正再表示
グループに帰属する当期純利益	1,498	1,597
期首現在の株式数	34,225,594	33,770,590
期末現在の株式数	34,225,594	34,225,594
加重平均株式数	34,225,594	33,998,092
基本的な一株当たり利益	43.77	46.98
発行される可能性のある加重平均株式数	0	0
希薄化後一株当たり利益	43.77	46.98

注記37 - 関連当事者取引

関連当事者取引に関する財政状態計算書項目

	2023年6月30日			2022年12月31日修正再表示		
	関連会社（持分法適用会社）	フランス同盟に所属するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社	関連会社（持分法適用会社）	フランス同盟に所属するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	391	0	0	312	0
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	52	0	0	27
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産	10	1,961	34,722	11	2,282	33,941
保険事業の投資	0	84	11	0	84	7
発行済保険契約-資産	0	0	0	0	0	0
保有再保険契約-資産	0	0	0	0	0	0
その他の資産	2	0	0	5	0	1
合計	12	2,437	34,786	16	2,678	33,976
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する負債	0	201	0	0	152	0
負債証券	0	21	0	0	20	0
金融機関に対する債務	47	432	13,987	26	460	14,144
顧客に対する債務	1,169	0	26	1,175	27	26
発行済保険契約-負債	0	0	0	0	0	0
劣後債	0	65	510	0	66	500
その他の負債	87	0	4	82	0	4
合計	1,303	719	14,527	1,283	725	14,674
付与したファイナンス・コミットメント	0	0	2	0	6	2
付与した保証コミットメント	28	1	4,681	26	42	4,688
付与されたファイナンス・コミットメント	0	0	5	0	0	5
付与された保証コミットメント	0	711	3,324	0	720	2,238

関連当事者取引に関する損益項目

	2023年6月30日			2022年6月30日修正再表示		
	関連会社（持分法適用会社）	フランス同盟に所属するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社	関連会社（持分法適用会社）	フランス同盟に所属するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédéraleの親会社
受取利息	2	52	635	0	7	228
支払利息	-7	-25	-710	0	-17	-20

受取手数料	4	0	13	3	0	11
支払手数料	-25	-4	-30	-22	-5	-27
その他の包括利益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	11	3	-1	10	-70	-1
発行済保険契約により生じる収益	0	0	39	0	0	39
発行済保険契約に係る費用	-73	-58	-414	-75	-61	-413
保有再保険契約に係る収益及び費用	0	0	0	0	0	0
発行済保険契約により生じる金融収益又は金融費用	0	0	0	0	0	0
保有再保険契約に係る金融収益又は費用	0	-0	0	0	-1	0
保険事業に係る金融投資により生じる純利益	0	3	10	0	2	10
その他の収益及び費用	-13	0	0	-8	0	0
一般営業費	-319	-0	-85	-302	-1	-69
合計	-419	-30	-542	-392	-145	-242

注記38 - 後発事象及びその他の情報

該当なし

2【その他】

(1) 後発事象

支払能力を評価する際に重要な当行に特有の最近の事実

2023年6月30日終了中間事業年度の財務書類の2023年8月10日の公表以降、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の支払能力に影響を与える可能性のある、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の財務上又は事業上の状況に重大な事象は、生じていない。

(2) 訴訟

2023年6月28日、13年間の審理を経て、破毀院は、小切手画像交換（EIC）訴訟に関し、フランス競争当局が提起した不服申立てを却下した。2010年9月、フランスの競争当局は、CICを含むフランスの銀行に対し、徴収のために提出された小切手の処理に付随する手数料及び条件に関する競争規則違反の罰金を科した。破毀院の判決は、正常な競争を歪曲し、制限し、又は阻止する効果を有するであろう両者間の合意がないことを認め、本件を銀行側に決定的に有利に終結させるものである。

3【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

日本の会計原則とIFRSとの相違

添付の連結財務諸表は、欧州連合が採択したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な相違点は以下のとおりである。

(1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、報告会社及びグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体を含む。）（すなわち子会社）の財務諸表が含まれている。

IFRS第10号に基づき、以下の要件をすべて満たす場合に支配を有するものと判断される。

- ・投資先に対してパワーを有している。
- ・投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、若しくは変動リターンに対する権利を有している。
- ・投資先のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、投資先に対して行使することができる。

企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他者により保有されているものを含め、実質的な潜在的議決権の存在を考慮している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配を有する会社の財務諸表は連結される。財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配を有しているといえる。

特別目的会社については、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。

(2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、同一環境下で行われた同一の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本の会計原則では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社等の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(3) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

(a) 次の総計

- () 譲渡対価（通常は取得日における公正価値）
- () 被取得企業のすべての非支配持分の金額
- () 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値

(b) 取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の公正価値の金額

IFRSでは、IFRS第3号に基づき、非支配持分の測定について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- ・非支配持分を取得日に公正価値により測定する（いわゆる、全部のれんアプローチ）。
- ・非支配持分を被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する非支配持分割合相当額により測定する（いわゆる、購入のれんアプローチ）。

日本では、のれんは取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される（いわゆる、購入のれんアプローチ）。

子会社の資産及び負債は取得日において公正価値により測定され、非支配持分は取得日における純資産の公正価値の非支配持分割合相当額により測定される（いわゆる、全部時価評価法）。

(4) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。

ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) 金融商品の分類と測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき金融商品は以下のように分類及び測定される。

・負債性金融商品に対する投資

負債性金融商品に対する投資は、事業モデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて以下の3つの測定区分に分類される。

(1) 償却原価：契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されており、かつ、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払いのみ（以下「SPPI」という。）からなる場合

(2) その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）：契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で金融資産が保有されており、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローがSPPIからなる場合

(3) 純利益を通じて公正価値（FVPL）：金融資産が上記のいずれにも該当しない場合

・資本性金融商品に対する投資

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる（OCIオプション）。

その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。

IFRS第9号では、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産又は金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。

・金融負債

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的負債及び公正価値オプション）又は償却原価で測定する金融負債に分類される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、公正価値で測定し、公正価値の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「其他有価証券」）は、公正価値で測定し、公正価値の変動額は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、若しくは、b) 個々の証券について、公正価値が取得原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。
- ・ 市場価格のない株式等は取得原価、市場価格のない株式等に含まれないものについては、時価をもって貸借対照表価額とする。
- ・ 貸出金及び債権は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については償却原価法に基づいて算定された価額で評価される。
- ・ IFRSで認められる公正価値オプションに関する規定はない。

(6) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき、減損に関する規定は償却原価及びFVOCIで測定された金融資産、リース債権及び一部の貸付コミットメント並びに金融保証契約に適用される。

損失評価引当金は、金融商品の「信用リスクが当初認識時以降に著しく増大」しているかどうかを判断し、判断結果に応じて測定する。

(1) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していない金融商品：「12ヶ月の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部であり、債務不履行が報告日の12ヶ月後（又は、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す。

(2) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している金融商品：「全期間の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

全期間の予想信用損失は、当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る「債務不履行」事象から生じる「予想信用損失」を表す。当初認識時に、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（ECL）（12ヶ月のECL）に対して減損評価引当金（コミットメント及び保証の場合は負債性引当金）を計上することが求められる。その後、信用リスクが著しく増大した場合、当該金融商品の予想期間にわたり生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECL（全期間のECL）に対して評価引当金（若しくは負債性引当金）を計上することが求められる。

日本では、市場価格のない株式等以外の有価証券（売買目的有価証券を除く。）について、公正価値が帳簿価額を下回って著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損損失を認識する。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が裏付けられる場合を除き、減損損失を認識する。また、減損損失の戻入は認められない。

貸出金及び債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合にのみ、金融資産の認識は中止される。譲渡においては、報告企業は、(a)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、又は(b)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを第三者に支払う契約上の義務を引受けること（一定の要件を満たす場合）、のいずれかが要求される。譲渡が行われた後、企業は、譲渡した資産の所有に係るリスク及び経済価値がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保されている場合は、その資産は引続き財政

状態計算書に計上される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保も移転もされない場合は、企業はその資産の支配を引続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、企業が当該資産の支配を留保している場合、継続的関与の程度に応じて、引続きその資産を認識している。

日本では、金融資産の財務構成要素ごとに、支配が他に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への分類変更は認められていない。

(9) ヘッジ会計

IFRS第9号が2018年1月1日から適用となっているが、ヘッジ会計についてIAS第39号を継続適用することも認められている。Crédit Mutuelグループは、IAS第39号の規定を維持することとしている。

IFRSでは、IAS第39号に基づき、下記のタイプのヘッジ関係が認められている。

公正価値ヘッジ - 公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段の利得又は損失は純損益に認識されている。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に関する利得又は損失は純損益に認識され、ヘッジ対象の帳簿価額が調整されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ - デリバティブ金融商品が、認識された資産若しくは負債又は発生の可能性の高い予定取引からのキャッシュ・フローの変動のヘッジとして指定される場合、ヘッジ手段の利得又は損失の有効部分は、その他の包括利益に認識され、また非有効部分は、純損益に認識されている。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ - 在外営業活動体に対する純投資をヘッジしている場合、有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に認識されている。非有効部分については、純損益に認識されている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を適用できる。

(10) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号に基づき、数理計算上の差異はその他の包括利益で即時認識し、その後の期間において純損益に組み替えることは認められない。また、過去勤務費用は、その全額を純損益で認識する。さらに確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて利息純額を算定する。

日本では、確定給付退職給付制度について、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。過去勤務費用は、原則

として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。

(11) 有給休暇引当金

IFRSでは、IAS第19号に基づき、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本においては、該当する規定はない。

(12) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」に基づき、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分せず、単一の使用権モデルに基づいて、原則として、すべてのリースについて使用権資産とリース債務を財政状態計算書で認識（オンバランス）し、以降、使用権資産は減価償却され、リース債務に係る支払利息は実効金利率を用いて損益計算書に認識される。また、使用権資産については、IAS第36号「資産の減損」を適用して、使用権資産が減損しているかどうかを判定する。例外として、一定の短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定（オフバランス）を選択できる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

また、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

(13) 無形資産及び有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において有形固定資産又は無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額及び減損損失を見積っている。のれんについては、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）又は有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（20年以内の合理的な期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値）のいずれか高い方の金額）と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(14) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・企業が過去の事象の結果として現在の債務（法的又は推定的）を有している。
- ・当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・当該債務の金額について信頼できる見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要なと見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・将来の特定の費用又は損失である。
- ・その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・発生の可能性が高い。
- ・その金額を合理的に見積もることができる。

引当金の割引計算について該当する基準はない。資産除去債務は割引現在価値で算定する。割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率である。

(15) コミットメント及び実行手数料

IFRSでは、当初認識時において、ローン・コミットメントが、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されている場合（公正価値オプション）、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合、又は市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、公正価値で評価される。

上記以外は、IFRS第9号の（当初認識時の）適用範囲から除外されている。ただし、この場合でも、当初認識後はIFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

当初認識後は、貸出コミットメントが、公正価値オプションとして指定されている場合、又は、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合には、純損益を通じて公正価値で測定する。

市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、「IFRS9.5.5の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS15の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

上記以外は、IFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約（これに準ずる契約を含む。）及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

コミットメント及び実行手数料は、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

(16) 保険契約

IFRSでは、2023年1月1日以降に開始する事業年度からIFRS第17号「保険契約」が適用される。IFRS第17号は、保険契約の会計処理における比較可能性及び透明性の向上を目的とし、IFRS会計基準に基づく保険契約の会計処理に関して初めての包括的なガイダンスを提供している。IFRS第17号は、日本の現行保険会計とは考え方が大きく異なっている。

保険収益

IFRS第17号では、保険収益は、履行概念に基づいて、現金の収受ではなく、提供されたとみなされる保険サービスに対する金額として計上される。したがって、保険収益は、保険サービスの対価を構成する保険サービス費用、非金融リスクに係るリスク調整の変動額、契約上のサービス・マージン（CMS）の償却額、新契約獲得に係るキャッシュ・フロー等の合計である。保険収益は、当期に提供される保険カバーの対価を、履行概念に基づき、保険金支払等のサービス提供に応じて収益認識する。保険契約から分離されなかった投資要素は、保険要素と一体として処理することになるが、これらの投資要素から生じる収入及び支出は、純損益計算書における表示上、保険収益及び保険サービス費用から控除される。

日本基準では、損益計算書における保険料収入は、保険契約者から収受した時点で認識される。保険料収入は、当期におけるボリューム情報として重要な指標であるが、その認識及び測定基準は、IFRS第17号に基づく保険収益の認識・測定基準とは異なっている。また、日本基準の収受保険料には、投資要素の控除という概念はない。

保険契約負債

IFRS第17号の測定モデルである「一般的な測定モデル(GMM)」では、将来キャッシュ・フロー(CF)の見積り、割引計算、リスク調整及びCSMの4つの要素を用いて保険契約負債を測定する。

日本基準では、短期契約は将来CFを見積らないことから、類似性はない。長期契約については将来CFを見積るという点で類似するが、将来CFの範囲や割引率の考え方がIFRS第17号とは異なる。なお、日本基準においては非金融リスクに係る明示的なリスク調整の規定はないが、積立金や準備金の名称でリスク調整に相当するものが存在している。

第7【外国為替相場の推移】

BFCM及びBFCMグループの中間財務書類の表示に用いられた通貨（ユーロ）と本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する2つ以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略する。

第8【提出会社の参考情報】

BFCMは、当該半期の開始日から本半期報告書提出日の間において、金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる下記の書類を関東財務局長に提出している。

提出書類	提出年月日
有価証券報告書	2023年6月29日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。